２０２３年度

新潟教区報（事務通信）

真宗大谷派新潟教区

≪目　次≫

〇２０２３年度にあたって　教務所長挨拶 ･･････････････････････････････････････ ５

１．宗派経常費・教区費・賦課金等 ･･ ９
①２０２２年度宗派経常費収納額（報告）･･････････････････････････････････ 11
②宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金収納額（報告）･･････ 11
③２０２３年度宗派経常費御依頼額について ･･････････････････････････････ 11
④２０２３年度特別賦課金について ･･････････････････････････････････････ 12
⑤２０２３年度教区費御依頼額について ･･････････････････････････････････ 12
⑥教区共済拠出金･･ 12
⑦２０２２年度宗派経常費完納寺院･･････････････････････････････････････ 13～

２．宗務所事務連絡 ･･ １７
宗会で可決した条例／本山法要について／本山における各種研修会等について／
総務部／参拝接待所関係／大谷祖廟事務所／研修部／帰敬式実践運動推進事務室／
出版部／企画調整局／解放運動推進本部／青少幼年センター／組織部／
首都圏教化推進本部（東京宗務出張所）

３．教務所事務連絡 ･･ ３３
諸願事・諸届について ･･ 35
教区共済について･･ 37
諸連絡事項･･ 38

４．教区会・教区門徒会報告 ･･ ４５
議案一覧 ･･ ４７
諸会計 ･･ ４８
①２０２２年度　旧教区諸会計　決算（三条・高田）･･････････････････････ 48～
②２０２３年度　新潟教区予算概説･･････････････････････････････････････ 57
③２０２３年度　新潟教区諸会計　予算 ･･････････････････････････････････ 59～
１）新潟教区事業費会計歳入歳出予算 ･･････････････････････････････････ 59
２）新潟教区共済特別会計歳入歳出予算･･････････････････････････････････ 64
３）新潟教区出版特別会計歳入歳出予算･･････････････････････････････････ 65
４）新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算･･････････････････････ 66
５）新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算･･････････････････････････････････ 67
６）新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算 ･･････････････････････････････ 69

７）新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算 70
８）新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算 71
９）新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算 73

５．教化事業（報告・計画） ７５
①２０２２年度 三条教区教化事業報告 77
②２０２２年度 高田教区教化研修報告 79
③２０２３年度 新潟教区教化研修計画 82
④２０２３年度 新潟教区教化事業計画 86
⑤２０２３年度 新潟教区教化関係諸機関事業計画 88
⑥２０２３年度 新潟教区関係団体事業計画 90
⑦新潟教区教学研鑽室からのお知らせ 92
⑧同朋の会推進講座 実施と同朋の会結成状況（2023.07.30 現在） 94
⑨２０２３年度 新潟教区【三条エリア】教化事業助成金内訳表 95
⑨２０２３年度 新潟教区【高田エリア】教化助成・補助等一覧 96
⑩「キッズふくしまインたかだ」の活動紹介 97

６．池の平青少幼年センター ９９
①概要（行事報告・計画、利用状況等） 101
②利用案内 103

７．諸法規 １０５
①新潟教区教区会議事細則 107
②新潟教区門徒会規約 107
③新潟教区教区会・教区門徒会運営細則 108
④新潟教区教区会参事会員･教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項 108
⑤新潟教区災害対策委員会規程 109
⑥新潟教区災害支援実行委員会規約 109
⑦新潟教区緊急事態対策委員会規程 110
⑧新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要準備委員会規程 110
⑨新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則 111
⑩新潟教区聖跡顕彰委員会規程 112
⑪新潟真宗学院規則 113
⑫新潟真宗学院　三条学舎施行細則 115
⑬新潟真宗学院　高田学舎施行細則 116
⑭新潟教区教化委員会規則 117

⑮新潟教区伝道広報室規程…… 119
⑯新潟教区教区－組教化連絡会規程 …… 120
⑰新潟教区同朋社会協議会規程…… 121
⑱新潟教区教学研鑽室規程…… 122
⑲新潟教区教化センター規約 …… 123
⑳新潟教区聞思学場規約…… 124
㉑新潟教区寺院活性化支援室規程…… 124
㉒新潟教区共済規程…… 125
㉓災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項· 127
㉔新潟教区御依頼適正審議会規程 …… 128
㉕新潟教区門徒戸数調査委員会規程 …… 129
㉖新潟教区出版特別会計規則 …… 130
㉗新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則…… 130
㉘新潟教区教務所員役宅運営規程…… 130
㉙新潟教区特別事業積立金会計規則 …… 131
㉚新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規…… 131
㉛新潟教区の諸法規の改正に関する申し合わせ事項について承認を求める件…… 133

８．役職者名簿 …… １３５
宗議会議員／参議会議員／教区会議員／教区門徒会員／組長・副組長／査察委員
教区監事／教区改編委員／教区教化委員会委員／組教化担当者
同朋社会協議会委員／通信員

９．参考資料 …… １４３
①新潟教務所・高田教務事務所　取扱事務マニュアル …… 145
②願事礼金表…… 153
③授与礼金表…… 154
④御本尊・御名号・御影の標準寸法表／仮授与の扱いについて…… 156
⑤帰敬式の事務手続きについて…… 157
⑥真宗本廟収骨・本山読経・お斎のお取り扱いについて…… 160
⑦相続講賞典内規 …… 162
⑧大谷祖廟について（納骨・永代経・申経の取り扱い、団体参拝、年間行事、庫裡使用）·· 163
⑨首都圏教化推進本部（東本願寺真宗会館）のご案内 …… 166
⑩第２種共済のご案内 …… 167
⑪新潟教区出版物 …… 169
⑫新潟教区ホームページのご案内…… 173

⑬新潟教務所公式 LINE のご案内 …… 174
⑭「会議の開催に関する特別措置条例」に関するガイドライン …… 175
⑮第８回教勢調査について …… 177

10. 別院からのお知らせ …… １７９
①高田別院 …… 181
②新井別院 …… 186
③三条別院 …… 190

11. 職員事務分担表 …… ２０１

２０２３年度にあたって　教務所長挨拶

１．はじめに

このたび、7月1日付で新潟教務所の所長を拝命いたしました藤懿信麿（ふじいのぶまろ）と申します。三条教区と高田教区の教区改編により同日付で新潟教区が発足し、その新教区の教務所長ということで、身にあまる重責を感じておることであります。もとより浅学非才の身でありますので、新潟教区の皆様にはご指導とご鞭撻をお願い申しあげ、教区のため職務を全うさせていただく所存であります。

さて、教区の皆様には、平素より法義相続、本廟護持、並びに教区の運営にご理解とご尽力を賜っておりますこと厚く御礼申しあげます。また、このたびの教区改編につきましては、様々な課題や不安を抱える中、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって大きく変化する社会状況、宗門の厳しい財政状況や宗務改革などにご理解を賜り、改編に取り組んでいただきましたことに心から敬意を表します。

このたび新教区が発足したとは言え、今後も多くの課題が生じることと思いますが、教区の皆様のお声をお聞きしながら新潟教区として共に一歩ずつ歩みを進めさせていただきたいと存じます。

２．宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要について

今年春、真宗本廟にて厳修されました宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要は無事に円成したことであります。法要には、全国また海外から10万人を超える方が参拝され、多くの方々が50年に一回の法要にお遇いされたことであります。今回の法要では、初めての試みとして御影堂と阿弥陀堂の両堂において同時に勤行が行われ、御影堂のみならず真宗本廟全体にお念仏の声が響き渡ったことであります。

この法要を円成できましたのも、偏に皆様のご尽力と尊いご懇念の賜物と厚く御礼申しあげます。

３．2022 年度宗派経常費収納御礼並びに2023 年度御依頼について

2022年度の宗派経常費のご収納につきましては、旧三条教区への御依頼額２億2,444万円に対しまして2億3,277万3,991円、率にして103.7%、旧高田教区への御依頼額１億378万円に対しまして１億641万3,260円、率にして102.5%と、それぞれ御依頼額超過のご納金を賜ったことであります。

また、宗門全体では総御依頼額49億8,234万円に対しまして54億2,906万8,995円、率にして108.9%となり、全教区でご完納賜ったことであります。

厳しい経済状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も残る中、宗門の活動に深い

ご理解とご高配を賜りましたこと厚く御礼申しあげます。

次に2023年度の宗派経常費総御依頼額は、50億2,400万円であります。

今年度は、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠として、東北教区（600万円）、岐阜高山教区（200万円）、九州教区（1,266万円）に対して減額措置を引き続き行うとともに、今年度発足したここ新潟教区（466万円）をはじめ、富山教区（200万円）、小松大聖寺教区（366万円）の減額措置を講じられております。

また、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より2019年度に比して約１億3,500万円の減額措置とともに、長期に亘り寺院運営に及ぼしている新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み１億円の減額措置、更に令和５年奥能登地震により甚大な被害を受けている能登教区に対して本年度に限り1,300万円の特別減免措置も講じられております。

今年度の新潟教区に対する御依頼額は３億3,136万円であり、昨年度の旧三条教区と旧高田教区の合計と比べますと314万円の増額でありますが、コロナ前の2019年度と比べますと341万円程の減額となります。

まだまだ厳しい状況の中ではありますが、何卒、法義相続、本廟護持のためにご懇念をお運びいただき、今年度も引き続き教区挙げてご完納賜りますよう重ねてお願い申しあげます。

４．宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年･立教開宗八百年慶讃懇志金収納御礼について

2019年度より４ヵ年度にわたり御依頼しておりました宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金につきましては、昨年度が御依頼最終年度でありました。

旧三条教区への総御依頼額１億2,823万6,000円に対しまして１億3,196万4,079円、率にして102.9%、旧高田教区への総御依頼額5,929万8,000 円に対しまして6,021万7,150円、率にして101.5%のご進納を賜りました。尊いご懇念をお寄せいただきましたことに重ねて御礼申しあげます。

なお、宗門全体では総御依頼額29億円に対しまして30億9,055万1,001円、率にして106.5%となり、全教区でご完納賜ったことであります。

５．宗務の基本方針について

先の宗会の宗務総長の宗務執行の方針演説を基に、2023年度の基本方針について申しあげます。

（１）「慶讃事業の継続」について

このたびの慶讃事業にあって、コロナ下の状況により止むを得ず延期したもの、特に青

少幼年関係の大事な施策は、昨年度末に発刊しました「青少幼年教化指針（改訂版）」や子ども会の『手引き』等を用いながら、順次実施をいたします。加えて、青少年にお聖教や『教行信証』等の宗祖の著作に触れていただける『真宗児童聖典』も発刊し、教化の現場でご活用いただくことが願われております。

また、「教区での慶讃法要」については、宗祖の御誕生と立教開宗を自らの学びとできるよう『教行信証』坂東本を底本とする『真宗聖典（第２版）』をはじめ、坂東本に関する書物の出版化等、あらゆる人々が「坂東本」に触れていく機会として取り組みを進めてまいります。教区において向後３ヵ年度を目安に計画が立案・推進されることを推奨し、「次世代に確かな宗門を手渡していく」契機となることが願われております。

（２）「是旃陀羅の課題」について

この課題につきましても重要課題としての取り組みを継続いたします。この問題は、時代を超えて指摘されてきた「如来よりたまわりたる信心」の実際問題であります。今一度、武内了温先生ら先達の視座に立ち返り、経典をどのようにいただいていくのか、その足もとを明らかにするため、教区や組において、現場の声や実情に応じた学びの機会を展開してまいります。具体的に今年度からは、趣旨の周知とともに学習テキストの作成及び教区や組における学習会の講師養成等を着実に進め、宗門がこの課題を保ち続けられるよう丁寧に歩みを続けてまいります。

（３）「宗務改革」について

現在、行財政改革について条例による委員会が進行中であり、その協議を丁寧に進めることを第一義とし、教区・組の改編の推進、門徒戸数調査の継続点検についても、関係条例に則り、教団の背景と現状を確かめつつ、総合的に取り組みを進めてまいります。

また今年度、ここ新潟教区をはじめ、富山教区、小松大聖寺教区の新教区が誕生いたしました。

（４）「教勢調査」について

このたび「統計調査基本条例」の一部改正が可決成立いたしました。

主意としては、激変する社会において統計調査をより積極的に宗務に活かすためであります。教団の「足もと」、現在の状況をつぶさに把握していく一環として、来年１月に実施を予定しておりますのでご承知おきください。

（５）宗務総長の諮問機関である「宗務審議会」について

本年度は「別院の将来に関する課題」、「大谷祖廟の総合整備に関する課題」の審議会設置を予定しており、いずれも「本廟を基とする教団」の重要事項であり、その方向性を見定めるための調査審議を進めてまいります。

この他、５つの重点教化施策（青少幼年教化・教師養成・寺院活性化・真宗の仏事の回復・真宗本廟奉仕上山促進）、聖教編纂事業、教学教化の諸施策についても、３ヵ年度の視野を持ち、真宗本廟における慶讃法要完遂の恩徳を拝受し、推進することであります。

６．教区費について

今年度、新教区としての教区費御依頼額は、2,100万円であります。

この額は新教区準備委員会において新教区予算を編成する中で、これまでの二教区の教区費を合算した額より低額となるよう検討された結果の金額であります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

７．2023 年度の教区教化事業について

これまで地方協議会、新教区準備委員会において新教区の教化事業について協議を重ねていただきました。その協議の結果、新潟教区における３つの教化の願いが見い出されたことであります。

一つ目が「一ヵ寺に聞法の場を開く」、二つ目が「組を共同教化の基軸とする」、三つ目が「教区は聞法の場を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」という願いであります。この３つの願いを基に、教区教化研修計画のとおり、教区と組が十分に連携し、新潟教区の教化事業を推進してまいります。

今年度は、新教区発足の初年度であります。新潟教区が一歩ずつ確かな歩みを進め、成長していくためには、教区の皆様のお力添えが必要であります。この大切な初年度、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

１．宗派経常費・教区費・賦課金　等

1. 2022年度宗派経常費収納額(報告)

地方御依頼額総額　　４，９８２，３４０，０００円
収納額　　５，４２９，０６８，９９５円（108.9%）

≪旧三条教区≫
御依頼額　２２４，４４０，０００円
収納額　　２３２，７７３，９９１円（103.7%）

≪旧高田教区≫
御依頼額　１０３，７８０，０００円
収納額　　１０６，４１３，２６０円（102.5%）

2. 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金収納額(報告)

地方御依頼額総額　　２，９００，０００，０００円
総収納額　　３，０９０，５５１，００１円（106.5%）

≪旧三条教区≫
総御依頼額　　１２８，２３６，０００円
総収納額　　１３１，９６４，０７９円（102.9%）

≪旧高田教区≫
総御依頼額　　５９，２９８，０００円
総収納額　　６０，２１７，１５０円（101.5%）

3. 2023年度宗派経常費御依頼額について

御依頼総額　　５，０２４，０００，０００円

【2023年度経常費総御依頼額の減額措置について】

2023年度の経常費御依頼額については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠として、東北教区は600万円、岐阜高山教区は200万円、九州教区は1,266万円の減額措置を引き続き行うとともに、今年度から発足する新潟教区に対して466万円、富山教区に対して200万円、小松大聖寺教区に対して366万円の減額措置を講ずる。また、これまでの教区改編により成し遂げられた経費削減に鑑みて、全国への総御依頼額より、2019年度に比して約1億3,500万円の減額措置を行う。加えて、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による全国の寺院・教会の運営状況に鑑みて、更に1億円の減額措置を講ずる。なお、先般5月5日に能登珠洲地方を震源とした地震により、寺院及び門徒宅に甚大な被害を受けた能登教区に対しては、今年度に限り1,300万円の特別減免措置を講じる。

新潟教区御依頼額　　３３１，３６０，０００円
内 同朋会員志目標額　　２０，８５０，０００円

【各寺院・教会への御依頼額】
寺院均等割(1割)1ヶ寺あたり　　４７，０７０円
門徒指数割(9割)門徒1指数あたり　３，７５０円

【同朋会員志目標額】
均等割1カ寺あたり　１，０００円
指数割1指数あたり　　２６０円
※経常費御依頼総額の内金としてお願いする。

【御依頼額の調整及び移行措置について】
・御依頼額の大幅な変化を避けるため、必要に応じて調整を行う。
・2019年度本山経常費御依頼額に比して1年度目は30%以上増額となる寺院に対して、その増加額に0.3を乗ずる。2年度目は60%以上増額となる寺院に対してその増加額に0.6を乗ずる。3年度目は調整を行わない。なお、調整した結果増加率が基準値未満（1年度目30%、2年度目60%）となる場合は増加率が基準値と同率となるよう再調整する。
・上記調整により、御依頼総額比して不足額が生じるため、不足額を門徒指数割にて単価を算出（10円未満切上）し、按分する。

【正信偈書写本について】
今後の教区や寺院等において慶讃法要が厳修されていくことを踏まえ、これまでどおりの取り扱いを行う。
（１）取扱金額　@2,000円
（２）内　　容　①慶讃法要依用の和讃を収録
②同朋奉讃を収録
③和綴じにできる仕様
（３）特記事項　経常費御依頼に充当されます
和綴じ用のひもは教務所より無償でお渡しします。

4. 2023年度特別賦課金について

本年度は実如上人五百回忌法要の厳修年度にあたるため、御香儀として、2023年度寺院賦課金の5%が賦課されます。

5. 2023年度教区費御依頼額について

教区費御依頼額　　２１，０００，０００円

【各寺院への割当額】
寺院均等割(３割)１ヶ寺あたり　　８，９５０円
門徒指数割(７割)門徒1指数あたり　　１９０円

6. 教区共済拠出金

共済拠出金　１ヵ寺１０，０００円
共　済　金　【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して給付　※共済拠出金に滞納がある場合は給付しない。

2022年度宗派経常費収納御礼(旧三条教区)

2022年度宗派経常費御依頼につきましては、旧三条教区内423ヵ寺から御進納賜り、422カ寺より完納賜りました。下記のとおり超過収納をいただきましたこと篤く御礼申し上げます。

三条教区御依頼額　224,440,000 円

収　納　額　232,773,991 円

8,333,991 円超過　収納率 103.7%

なお、御依頼額を御完納いただきました寺院・教会名を以下に掲載いたし、重ねて篤く御礼申し上げます。

第10組　願龍寺　中田西方寺　受德寺　專德寺　願淨寺　淨寶寺
嚴照寺　光德寺　超願寺　善了寺　淨覺寺　願隆寺　祐光寺
專超寺　極樂寺　勝願寺　德照寺　聞光寺　淨敬寺　淨願寺
東本町專福寺　專修寺　光圓寺　妙光寺　行通寺　正福寺　光賢寺
北条西方寺　法雲寺　珍相寺　榮念寺

第11組　西照寺　西光寺　圓滿寺　恩行寺　照覺寺　西妙寺
願興寺　長福寺　稱念寺　三島谷光照寺　安養寺　寺泊養泉寺　極成寺
興琳寺　出雲崎養泉寺　善乘寺　淨嚴寺　出雲崎光照寺　運行寺　淨玄寺
福嚴寺　念相寺　法養寺　淨善寺　淨願寺　願誓寺　圓超寺
淨福寺　長念寺　長照寺　妙樂寺　法蓮寺　淨圓寺　永法寺
淨運寺　淨覺寺

第12組　無量寺　本覺寺　村松勝覺寺　永泉寺　專福寺　心光寺
寶林寺　專正寺　不退寺　時水勝覺寺　遍了寺　德善寺　淨照寺
光德寺　安淨寺　慈光寺　慈教寺

第13組　淨福寺　真照寺　本町善行寺　西方寺　了教寺　妙宗寺
稱讃寺　淨琳寺　淨照寺　宮原善行寺　願淨寺　廣深寺　廣永寺
願性寺　安養寺　專行寺　万休寺　託善寺

第14組　蓮光寺　蓮慶寺　善照寺　通善寺　安樂寺　願淨寺
西樂寺　蓮壽寺　長樂寺　寶國寺　敬光寺　蓮乘寺　明行寺
淨照寺　廣西寺　教德寺　了元寺　靈善寺　願敬寺　正嚴寺
光傳寺　佛願寺　福順寺　念覺寺　西嚴寺　教念寺　長福寺
廣照寺

第15組　輪寶寺　正樂寺　願休寺　善性寺　通惠寺　長泉寺
淨福寺　淨照寺　山香寺　專照寺　光德寺　妙證寺　廣圓寺
覺滿寺　了玄寺　蓮照寺　智正寺　光善寺　善慶寺　永宗寺
本龍寺　善正寺　德泉寺　雙林寺　大專寺　真敬寺　光正寺
願勝寺　淨覺寺　長願寺　稱名寺　永閑寺　淨恩寺　真淨寺
明覺寺　明仁寺　長延寺

第16組　專養寺　願性寺　寶壽寺　德蓮寺　光得寺　西福寺
極成寺　淨宮寺　法藏寺　因德寺　願念寺　永蓮寺　明隨寺
廣傳寺　善行寺　存念寺　傳流寺　善興寺　林通寺　願善寺
福成寺　淨專寺

第17組　西蓮寺　心行寺　光照寺　淨福寺　稱名寺　專福寺
正念寺　城願寺　長福寺　蓮照寺　明樂寺　慶應寺　光善寺
淨恩寺　願正寺　勝樂寺　堯照寺　清德寺　常行寺　妙音寺
永久寺　真敬寺　護念寺　寶樹寺　圓成寺

第18組　髙念寺　法順寺　行德寺　長周寺　西入寺　長德寺
永傳寺　聞念寺　行念寺　大野教会　滿行寺　福田寺　延命寺
等運寺　長願寺　林正寺　重蓮寺　福泉寺　久唱寺　專精寺
長善寺　勝念寺　西源寺　圓性寺　照嚴寺　圓德寺　恩長寺
西照寺

第19組　長福寺　長專寺　福圓寺　本乘寺　清願寺　傳誓寺
行順寺　即成寺　庄瀬正願寺　明誓寺　明願寺　明教寺　了專寺
蓮德寺　善仁寺　菓城寺　玄證寺　深行寺　髙陰寺　滿願寺
善精寺　改觀寺　法嚴寺　西光寺　市之瀬正願寺　清林寺　淨林寺
長養寺　淨誓寺　西往寺

第20組　真光寺　安淨寺　照光寺　光桂寺　超倫寺　空則寺
照覺寺　常榮寺　順信寺　遍照寺　照大寺　即往寺　順瑞寺
樂運寺　常明寺　西方寺　皆應寺　金寶寺　專念寺　淨願寺
法傳寺　西養寺　敬覺寺　本敬寺　榮覺寺　誓慶寺　最福寺
專福寺　誓林寺　永勝寺　通心寺　圓行寺　本慶寺　圓周寺
西光寺　西圓寺　通琳寺　光圓寺　顯了寺　松韻寺　慈光寺

第21組　本明寺　林松寺　泉性寺　傳教寺　真宗寺　勝樂寺
勝念寺　正福寺　淨泉寺　超願寺　真淨寺　念佛寺　淨德寺
西尊寺　光照寺　願淨寺　木揚場教会

第22組　淨音寺　淨觀寺　法淳寺　淨敬寺　願榮寺　託應寺
順了寺　託明寺　信行寺　長德寺　安入寺　周圓寺　淨念寺
紫雲寺　觀音寺　善良寺　善龍寺　光濟寺　本悟寺　村上善行寺
願淨寺　等覺寺　行恩寺　安善寺　岩船善行寺

第23組　無爲信寺　善照寺　一樂寺　明正寺　福明寺　淨恩寺
照善寺　本空寺　慶順寺　永德寺　善行寺　瑞光寺　相琳寺
長恩寺　通惠寺　福照寺　西蓮寺　淨應寺　安樂寺　長行寺
慶恩寺　信光寺　慶誓寺　淨琳寺　淨信寺　孝順寺　本教寺
慶德寺　光圓寺　安念寺　長願寺　廣泰寺　唯稱寺　法成寺

第24組　西永寺　榮行寺　正念寺　專明寺　萬行寺　極樂寺

佐渡組　專得寺　本光寺　滿行寺　本福寺　稱念寺　西光寺
善宗寺　專念寺　光福寺　廣永寺　永宮寺　長明寺　萬照寺
淨願寺　長善寺　願誓寺　勝廣寺　淨賢寺　因領寺　立蓮寺
養專寺　得勝寺　西蓮寺　淨經寺　廣圓寺　本龍寺　淨福寺

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金　収納御礼

2019年度～2022年度の4カ年度に渡って、お願いしてまいりました慶讃懇志金につきまして、合計で415カ寺にご進納賜り、下記の通り超過収納いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

三条教区総御依頼額	**128,236,000　円**
総収納額（4カ年度分）	**131,964,079　円**
（内　2022年度収納額）	**23,111,339　円**
収納率 102.9%	3,728,079　円超過

なお、総御依頼額を御完納いただきました寺院・教会名を以下に掲載いたし、重ねて篤く御礼申し上げます。

第10組　願龍寺　中田西方寺　受德寺　專德寺　願淨寺　淨寶寺
嚴照寺　光德寺　超願寺　善了寺　淨覺寺　願隆寺　祐光寺
專超寺　極樂寺　勝願寺　德照寺　聞光寺　淨敬寺　淨願寺
東本町專福寺　專修寺　光圓寺　妙光寺　行通寺　正福寺　光賢寺
北条西方寺　法雲寺　珍相寺　榮念寺

第11組　西照寺　西光寺　圓滿寺　恩行寺　照覺寺　西妙寺
願興寺　長福寺　稱念寺　三島谷光照寺　安養寺　寺泊養泉寺　極成寺
興琳寺　出雲崎養泉寺　善乘寺　淨嚴寺　出雲崎光照寺　運行寺　福嚴寺
念相寺　法養寺　淨善寺　淨願寺　願誓寺　圓超寺　淨福寺
長念寺　長照寺　妙樂寺　法蓮寺　淨圓寺　永法寺　淨運寺
淨覺寺

第12組　無量寺　本覺寺　村松勝覺寺　永泉寺　專福寺　心光寺
寶林寺　專正寺　不退寺　時水勝覺寺　遍了寺　德善寺　淨照寺
光德寺　安淨寺　慈光寺　慈教寺

第13組　淨福寺　真照寺　本町善行寺　西方寺　了教寺　妙宗寺
稱讃寺　淨琳寺　淨照寺　宮原善行寺　廣深寺　廣永寺　願性寺
安養寺　專行寺　万休寺　託善寺

第14組　蓮光寺　蓮慶寺　善照寺　通善寺　安樂寺　願淨寺
西樂寺　蓮壽寺　長樂寺　寶國寺　敬光寺　蓮乘寺　明行寺
淨照寺　廣西寺　教德寺　了元寺　靈善寺　願敬寺　正嚴寺
光傳寺　福順寺　念覺寺　西嚴寺　教念寺　長福寺　廣照寺

第15組　輪寶寺　正樂寺　願休寺　善性寺　通惠寺　長泉寺
淨福寺　淨照寺　山香寺　專照寺　光德寺　妙證寺　廣圓寺
覺滿寺　了玄寺　蓮照寺　智正寺　光善寺　善慶寺　永宗寺
本龍寺　善正寺　德泉寺　雙林寺　大專寺　真敬寺　光正寺
願勝寺　淨覺寺　長願寺　稱名寺　永閑寺　淨恩寺　真淨寺
明覺寺　長延寺

第16組　專養寺　願性寺　寶壽寺　德蓮寺　光得寺　西福寺
極成寺　淨宮寺　法藏寺　因德寺　願念寺　永蓮寺　明隨寺
廣傳寺　存念寺　傳流寺　善興寺　林通寺　願善寺　福成寺
淨專寺

第17組　西蓮寺　心行寺　光照寺　淨福寺　稱名寺　專福寺
正念寺　城願寺　長福寺　蓮照寺　明樂寺　慶應寺　光善寺
淨恩寺　願正寺　勝樂寺　堯照寺　清德寺　妙音寺　永久寺
真敬寺　護念寺　寶樹寺　圓成寺

第18組　髙念寺　法順寺　行德寺　長周寺　西入寺　長德寺
永傳寺　聞念寺　行念寺　大野教会　滿行寺　福田寺　延命寺
等運寺　長願寺　林正寺　重蓮寺　福泉寺　久唱寺　專精寺
長善寺　勝念寺　西源寺　圓性寺　照嚴寺　圓德寺　恩長寺
西照寺

第19組　長福寺　長專寺　福圓寺　本乘寺　清願寺　傳誓寺
行順寺　即成寺　庄瀬正願寺　明誓寺　明願寺　明教寺　了專寺
蓮德寺　善仁寺　菓城寺　玄證寺　深行寺　髙陰寺　滿願寺
善精寺　改觀寺　法嚴寺　西光寺　市之瀬正願寺　清林寺　淨林寺
長養寺　淨誓寺　西往寺

第20組　真光寺　安淨寺　照光寺　光桂寺　超倫寺　空則寺
照覺寺　常榮寺　順信寺　遍照寺　照大寺　即徃寺　順瑞寺
樂運寺　常明寺　皆應寺　金寶寺　專念寺　淨願寺　法傳寺
西養寺　敬覺寺　本敬寺　榮覺寺　誓慶寺　最福寺　專福寺
誓林寺　永勝寺　通心寺　圓行寺　本慶寺　圓周寺　西光寺
西圓寺　通琳寺　光圓寺　顯了寺　松韻寺　慈光寺

第21組　本明寺　林松寺　泉性寺　傳教寺　真宗寺　勝樂寺
勝念寺　正福寺　淨泉寺　超願寺　真淨寺　念佛寺　淨德寺
西尊寺　光照寺　願淨寺　木場場教会

第22組　淨音寺　淨觀寺　法淳寺　淨敬寺　一行寺　願榮寺
託應寺　順了寺　託明寺　信行寺　長德寺　安入寺　周圓寺
淨念寺　紫雲寺　觀音寺　善良寺　善龍寺　光濟寺　本悟寺
村上善行寺　願淨寺　等覺寺　行恩寺　安善寺　岩船善行寺

第23組　無爲信寺　善照寺　一樂寺　明正寺　福明寺　淨恩寺
照善寺　本空寺　慶順寺　永德寺　善行寺　瑞光寺　長恩寺
通惠寺　福照寺　西蓮寺　淨應寺　安樂寺　長行寺　慶恩寺
慶誓寺　淨琳寺　淨信寺　孝順寺　本教寺　慶德寺　光圓寺
安念寺　長願寺　廣泰寺　唯稱寺　法成寺

第24組　西永寺　榮行寺　正念寺　專明寺　萬行寺　極樂寺
佐渡組　專得寺　本光寺　滿行寺　本福寺　稱念寺　西光寺
善宗寺　專念寺　光福寺　廣永寺　永宮寺　長明寺　萬照寺
淨願寺　長善寺　願誓寺　勝廣寺　淨賢寺　因領寺　立蓮寺
養專寺　得勝寺　西蓮寺　淨經寺　廣圓寺　本龍寺　淨福寺

慶讃懇志金募財期間中の特別懇志金収納　御礼

慶讃懇志金募財期間中の特別懇志金をご納入いただきました寺院（2022年度収納分）を以下の通り掲載し、篤く御礼申し上げます。

懇志賞典　紅色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟

平金紋	第20組	樂運寺				
平金白入交紋	第10組	願淨寺	第18組	髙念寺		
紋白	第10組	淨寶寺	第14組	長樂寺	第16組	淨專寺
	第17組	明樂寺	第18組	滿行寺	第19組	蓮德寺
	第21組	淨泉寺				

懇志賞典　同色有文地陰散雲六葉八弁牡丹紋裳附色直綴

第18組　髙念寺　滿行寺

２０２２年度宗派経常費収納御礼（旧高田教区）

2022 年度宗派経常費御依頼につきましては、高田教区内 272 ヵ寺より御進納賜り、下記のとおり超過収納をいただきましたこと篤く御礼申し上げます。

高田教区御依頼額　　103,780,000 円
収　納　額　　106,413,260 円
2,633,260 円超過　　収納率 102.5%

なお、御依頼額をご完納いただきました寺院・教会名を以下に掲載いたし、重ねて御礼申しあげます。

第１組　大雲寺　雲晴寺　長願寺　光德寺　本立寺
寶光寺　清雲寺　圓照寺　常誓寺　西性寺　德正寺
正覺寺　光照寺　勝蓮寺　廣傳寺　西光寺　專德寺

第２組　善正寺　來遊寺　乘雲寺　法圓寺　東浄法寺
唯心寺　寶善寺　西福寺　興順寺　大蓮寺　常圓寺
陽嚴寺　萬德寺　教念寺　明通寺　通託寺

第３組　西性寺　正願寺　明了寺　禮信寺　明福寺
大泉寺　光榮寺　安專寺　本廣寺　應満寺　正光寺
淨福寺　淨念寺

第４組　西勝寺　宗專寺　常見寺　慈圓寺　養性寺
正行寺　隨念寺　持專寺　淨善寺　皆順寺　敬音寺

第５組　流泉寺　西榮寺　林覺寺　光源寺　聽信寺
林正寺　覺真寺　善正寺　覚法寺　信光寺　忍西寺
寶善寺　蓮光寺　智願寺　安證寺

第６組　春日山照行寺　勝念寺　福成寺　等正寺　淨光寺
教專寺　金光寺　東本町照行寺　善念寺　雲妙寺　安養寺
照蓮寺　蓮受寺　養福寺　西安寺　常敬寺　淨蓮寺
明善寺　常榮寺　樹德寺　了源寺　本淨寺　本誓寺
圓福寺　長樂寺　真宗寺　法林寺　淨國寺　長命寺
最尊寺　淨照寺　長圓寺　林西寺　長德寺　光運寺
本覺寺　西光寺　得願寺　願重寺　光照寺　最賢寺
善福寺　佛現寺　願清寺　佛性寺　願通寺

第７組　皆遵寺　入善寺　妙行寺　極生寺　正教寺
願樂寺　照光寺　下町聞稱寺　良明寺　康源寺　速念寺
道因寺　願生寺　誓願寺　專念寺　慶樂寺　宗顯寺
圓常寺　西谷寺　靈山寺　福藏寺　願勝寺　敬覺寺
圓了寺　唯念寺　長德寺　勝福寺　得法寺　飛田淨善寺
光源寺　廣建寺　明樂寺　覺願寺　慈雲寺　大谷聞稱寺
淨嚴寺　正善寺　圓光寺　二俣西蓮寺　関川淨善寺　福因寺
板倉西蓮寺　教蓮寺　正念寺　法泉寺　本龍寺　勝樂寺
本覺寺　妙土寺

第８組　泉光寺　長念寺　正福寺　養林寺　本覺寺
圓性寺　等覺寺　明岸寺　勝名寺　蓮淨寺　入光寺
覺願寺　常光寺　延壽寺　阿彌陀寺　稱名寺　專長寺
善巧寺　大嚴寺　淨音寺　蓮休寺　西方寺　本覺坊
願立寺　源長寺　淨琳寺　臨行寺　西養寺　向源寺
明善寺　慈圓寺

第 11 組　圓重寺　照圓寺　鞍馬寺　敬覺寺　本教寺
寶惠寺　添景寺　高德寺　法善寺　妙玄寺　專敬寺
教願寺　稱專寺　能念寺　光圓寺　一念寺　福樂寺
通願寺　高源寺　真養寺　了慧寺　照源寺　大嚴寺

第 12 組　專德寺　善立寺　法西寺　善德寺　德藏寺
光善寺　明善寺　福正寺　光圓寺　延慶寺　教念寺
横超寺　西忍寺　性德寺　敬泉寺　西願寺　德生寺
敬德寺

第 13 組　本敬寺　下荒浜龍覺寺　信光寺　淨泉寺　榮恩寺
願專寺　頸城龍覺寺　最尊寺　淨嚴寺　明通寺　福淨寺
松橋寺　德專寺　雙善寺　光德寺　了蓮寺　養性寺
照專寺　西念寺　正法寺　雁子浜正行寺　養法寺　惠光寺
善照寺　聞名寺　森本正行寺　本善寺　龍光寺　了僧寺
啓明寺　光遍寺　稱念寺　船入寺

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金収納御礼

2019年度よりお願いをしておりました慶讃懇志金につきましては、募財期間内に高田教区内279ヵ寺より御進納賜り、下記のとおり超過収納をいただきましたこと篤く御礼申し上げます。

高田教区御依頼額　59,298,000円
収　納　額　60,217,150円
919,150円超過　収納率101.5%

なお、御依頼額をご完納いただきました寺院・教会名を以下に掲載いたし、重ねて御礼申しあげます。

第1組　大雲寺　雲晴寺　長願寺　光徳寺　本立寺
寶光寺　清雲寺　圓照寺　常誓寺　西性寺　徳正寺
正覺寺　光照寺　勝蓮寺　廣傳寺　西光寺　專徳寺

第2組　善正寺　來遊寺　乗雲寺　法圓寺　東浄法寺
唯心寺　寶善寺　西福寺　興順寺　大蓮寺　常圓寺
陽嚴寺　萬徳寺　教念寺　明通寺　通託寺

第3組　西性寺　正願寺　明了寺　禮信寺　明福寺
大泉寺　光榮寺　安專寺　本廣寺　應満寺　正光寺
淨福寺　淨念寺

第4組　西勝寺　宗專寺　常見寺　慈圓寺　養性寺
正行寺　隨念寺　持專寺　淨善寺　皆順寺　敬音寺

第5組　流泉寺　西榮寺　林覺寺　光源寺　聽信寺
林正寺　覺真寺　善正寺　覚法寺　信光寺　忍西寺
寶善寺　蓮光寺　智願寺　安證寺

第6組　照行寺（春日山）　勝念寺　福成寺　等正寺　淨光寺
教專寺　金光寺　照行寺（東本町）　善念寺　雲妙寺　安養寺
照蓮寺　蓮受寺　養福寺　西安寺　常敬寺　淨蓮寺
明善寺　常榮寺　樹徳寺　了源寺　本淨寺　本誓寺
圓福寺　長樂寺　真宗寺　法林寺　淨國寺　長命寺
最尊寺　淨照寺　長圓寺　林西寺　長徳寺　光運寺
本覺寺　西光寺　得願寺　願重寺　光照寺　最賢寺
善福寺　佛現寺　願清寺　佛性寺　願通寺

第7組　皆遵寺　入善寺　妙行寺　極生寺　正教寺
願樂寺　照光寺　聞稱寺（下町）　良明寺　康源寺　速念寺
道因寺　誓願寺　專念寺　慶樂寺　宗顯寺　圓常寺
西谷寺　靈山寺　福藏寺　願勝寺　敬覺寺　圓了寺
唯念寺　長徳寺　勝福寺　得法寺　淨善寺（飛田）　光源寺
廣建寺　明樂寺　覺願寺　慈雲寺　聞稱寺（大谷）　淨嚴寺
正善寺　圓光寺　西蓮寺（二俣）　淨善寺（関川）　福因寺　西蓮寺（板倉）
教蓮寺　正念寺　法泉寺　本龍寺　勝樂寺　本覺寺
妙土寺

第8組　泉光寺　長念寺　正福寺　養林寺　本覺寺
圓性寺　等覺寺　明岸寺　勝名寺　蓮淨寺　入光寺
覺願寺　常光寺　延壽寺　阿彌陀寺　稱名寺　專長寺
善巧寺　大嚴寺　淨音寺　蓮休寺　西方寺　本覺坊
願立寺　源長寺　淨琳寺　臨行寺　西養寺　向源寺
明善寺　慈圓寺

第11組　圓重寺　照圓寺　鞍馬寺　敬覺寺　本教寺
寶惠寺　添景寺　高徳寺　法善寺　妙玄寺　專敬寺
教願寺　稱專寺　能念寺　光圓寺　一念寺　福樂寺
通願寺　高源寺　真養寺　了慧寺　照源寺　大嚴寺

第12組　專徳寺　善立寺　法西寺　善徳寺　徳藏寺
光善寺　明善寺　福正寺　光圓寺　延慶寺　教念寺
横超寺　西忍寺　性徳寺　敬泉寺　西願寺　徳生寺
敬徳寺

第13組　本敬寺　龍覺寺（下荒浜）　信光寺　淨泉寺　榮恩寺
願專寺　龍覺寺（甕城）　最尊寺　淨嚴寺　明通寺　福淨寺
松橋寺　徳專寺　雙善寺　光徳寺　了蓮寺　養性寺
照專寺　西念寺　正法寺　養法寺　惠光寺　善照寺
聞名寺　正行寺（森本）　本善寺　龍光寺　了僧寺　啓明寺
光遍寺　稱念寺　船入寺

慶讃懇志金募財期間中の特別懇志金収納御礼

2021年3月より新設されました、慶讃懇志金募財期間中の特別懇志金をご納入いただきました寺院を以下のとおり掲載いたし、篤く御礼申し上げます。

懇志賞典　紅色地六葉八弁牡丹紋五条袈裟

平金白入交紋　第2組 明通寺　第5組 蓮光寺

紋　白　第1組 徳正寺　第5組 林覺寺
第6組 常榮寺 得願寺　第8組 淨音寺
第13組 本敬寺

２．宗務所事務連絡

宗務所からのお知らせ

宗会で可決した条例

1 三条教区・高田教区の教区改編に伴う新潟教区発足の議決を求める件

2 富山教区・高岡教区の教区改編に伴う富山教区発足の議決を求める件

3 小松教区・大聖寺教区の教区改編に伴う小松大聖寺教区発足の議決を求める件

4 教区及び組の改編に伴う関係条例の整備に関する条例

5 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制を廃止する条例

6 統計調査基本条例の一部を改正する条例

7 教区及び組の改編に関する条例の一部を改正する条例

8 男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例の一部を改正する条例

9 別院条例の一部を改正する条例

10 儀式条例

11 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計条例を廃止する条例

12 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

13 宗務改革推進資金に関する特別措置条例の一部を改正する条例

14 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例の一部を改正する条例

15 親鸞聖人御誕生八百年・立教開宗七百五十年慶讃特別会計の懇志金納付に関する特別措置条例を廃止する条例

16 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例の一部を改正する条例

17 蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の懇志金及び御遠忌御香儀の収納に関する臨時措置条例の一部を改正する条例

18 出版物特別会計条例の一部を改正する条例

19 出版物に関する条例の一部を改正する条例

20 宗務職制の一部を改正する条例

21 会議の開催に関する特別措置条例

※各条例の内容は『真宗』8月号24頁をご覧ください。

本山法要について

(1)御正忌報恩講讃仰法要(音楽法要)

2023 年 11 月 21 日(火) 10 時

(2)春の法要

2024 年 4 月 1 日（月）	午前	師徳奉讃法要
	午後	親鸞聖人御誕生会（音楽法要）
4 月 2 日（火）	午前	全戦没者追弔法会
4 月 3 日（水）	午前	相続講員物故者追弔会兼帰敬式受式物故者追弔会
	午後	実如上人五百回忌法要逮夜
4 月 4 日（木）	午前	実如上人五百回忌法要晨朝
		実如上人五百回忌法要日中

(3)実如上人五百回忌御正当法要

2024 年 2 月 1 日（木）	午後	実如上人五百回忌御正当法要逮夜
2 月 2 日（金）	午前	実如上人五百回忌御正当法要晨朝
		実如上人五百回忌御正当法要日中

本山における各種研修会等について

1 第 107 回中央声明講習会について

（1）期　　間　本科：2024 年 5 月
　　別科：2024 年 6 月
（2）受講資格　本科：満 20 歳以上の派内僧侶
　　別科：成績優秀な本科修了者である教師
　　聴講：本科の聴講は本科・別科修了者、別科の聴講は別科修了者
（3）定　　員　本科：1 回生 65 名（教務所長推薦）
　　2 回生 65 名
　　3 回生 65 名
　　別科：1 回生 30 名
　　2 回生 30 名
（4）会　　場　本科：式務所、研修道場など
　　別科：式務所、研修道場など
（5）冥 加 金　本科：60,000 円、本科聴講：50,000 円
　　別科：40,000 円、別科聴講：40,000 円

※各回生の受講は原則 2 回までです。
※別科進級は、1 回生から 3 回生までの総合評価とします。

2 一般声明講習 ―儀式・声明の心得―

（1）期　間：2024 年 1～2 月（3 日間）
（2）対　象：有僧籍者
（3）定　員：60 名
（4）内　容：「年忌法要」（予定）
（5）会　場：本廟部式務所 1 階大広間
（6）冥加金：10,000 円

3 登高座作法講習会

（1）期　間：2024 年 1 月（4 日間）
（2）対　象：報恩講式（私記）・嘆徳文拝読許可済（自坊に限る）の教師
（3）定　員：15 名
（4）会　場：本廟部式務所 2 階大広間
（5）冥加金：40,000 円
（6）願事礼金：10,000 円（登高座作法伝授）

4 御伝鈔作法講習会

（1）期　間：2024 年 2 月（3 日間）
（2）対　象：御伝鈔拝読許可済（自坊に限る）の教師
（3）定　員：10 名
（4）会　場：本廟部式務所 1 階大広間
（5）冥加金：30,000 円
（6）願事礼金：10,000 円（御伝鈔作法伝授）

5 教師試験検定

（1）実　施　日　夏期:2023 年 8 月 29 日(火)及び 30 日(水)
　　春期:2024 年 3 月 2 日(土)及び 3 日(日)(予定)
（2）検定冥加金　全科目 75,000 円(1科目 15,000 円)
（3）試 験 形 態　[真宗学･仏教学･法規] 筆記試験
　　[声明作法] 筆記試験及び実技試験。
　　実技試験は、声明作法[浄土三部経・正信偈草四句目下・
　　念仏和讃三淘・御文（五帖目）から出題]、装束作法の習得状況
　　[教化] 事前に課す小論文（レポート）及び試験当日の面接

6 教師資格取得コース 長期コース開催予定（2024 年上旬）

7 得度について 詳細は本誌 35 頁をご覧ください。

8 住職修習について 詳細は本誌 35 頁をご覧ください。

9 2023 年度教師修練について 詳細は本誌 36 頁をご覧ください。

総　務　部

1 宗議会議員選挙有権者名簿について

有権者名簿については、教務所において７月１５日から８月２０日までの期間に縦覧できます。
※2016 年の条例改正により、有権者明細書は、任期満了による総選挙の年に（４年に１回）、宗務所から各寺院・教会へ直接送付します。

2 参議会議員選挙の施行について

２０２４年４月３０日付で参議会議員の任期満了を迎えるにあたり、参議会議員選挙条例等の規定に基づいて、４月１１日から同月２５日までの間に、教区門徒会にて選挙を実施ください。

3 会議の開催に関する特別措置条例の施行について

標記条例の施行に伴い、会議の開催方法に関する特別措置について、新型コロナウイルス感染症に限らず適用可能となりました。詳細は、本誌175頁掲載のガイドラインを参照ください。

参拝接待所関係

1　真宗本廟収骨・本山読経・お斎について　詳細は本誌 160 頁をご覧ください。

2　帰敬式（本山受式）ついて　詳細本誌 157 頁をご覧ください。

3　真宗本廟団体参拝の受け入れについて

真宗の教えにご縁をいただいた方々が真宗本廟につどい、両堂の参拝や諸殿拝観をとおして、あらためて真宗本廟の歴史や真宗の教えにふれていただくことを願い、「真宗本廟団体参拝」を受け入れております。

・申し込み要項は『真宗』誌を参照ください。
・1日3団体（1団体30名上限）までの受け入れのため、必ず事前に参拝接待所に参拝予定日の受け入れ状況を確認してください。
・真宗本廟収骨・帰敬式等の参拝接待所業務と並行して諸殿拝観のご案内を行っております。案内に必要な職員数の確保のため、原則、申し込み締切は1カ月前とし、1日3団体までのご案内としておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

4　一般参拝案内及び修学旅行生への参拝案内について

真宗本廟収骨・申経で参拝された門徒や一般参拝者（観光客・修学旅行生）への丁寧な応対を通して、東本願寺（真宗本廟）や浄土真宗のことを知っていただき、関心を喚起することを目的として、「東本願寺参拝案内」を実施します。

・一般参拝案内１日２回／各回３０分程度
・修学旅行生への参拝案内随時／各回３０分程度
　※５月のゴールデンウイーク明けから約１ヵ月間（土日は除く）
・事前の申し込みは不要です。
・詳細は宗派ホームページ等で告知します。

大谷祖廟事務所

詳細は本誌 163 頁をご覧ください。

研　修　部

1　新任住職・教会主管者引率奉仕団について

住職任命日から一年以内に新任住職・教会主管者が引率する団体に対し、一律５万円を助成します。ぜひ、お申込みください。

2　真宗本廟奉仕の奨励について

「真宗本廟奉仕上山奨励ポスター」を作成しましたので、既存の「真宗本廟奉仕上山促進短編動画」（YouTube）及び各寺院・職域等の「同朋の会」の活性化や新たな「同朋の会」の誕生を願いとした「真宗本廟奉仕ご案内カタログチラシ」と併せて奨励にご活用ください。

なお、「真宗本廟奉仕上山奨励ポスター」は本年7月末「寺院・教会定期直送便」にて送付（一部）予定です。

また、「真宗本廟奉仕ご案内カタログチラシ」は同朋会館ホームページにてダウンロードいただけます。

（1）真宗本廟奉仕施設における新型コロナウイルス感染予防対策について

①新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴う感染予防対策の一部見直し

新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い感染予防対策の一部を見直しました。主な変更内容は同朋会館ホームページに掲載しています。 その他、定員制限を撤廃し、通常の定員（240名）にて受け入れています。また、真宗本廟奉仕を担当する教導・補導を対象とした事前の抗原検査を中止しました。

②ガイドラインの設定

「真宗本廟奉仕施設（同朋会館・研修道場・和敬堂）における新型コロナウイルス 感染症予防ガイドライン」を定め（同朋会館ホームページに掲載）、感染予防対策を講じ受け入れを行っています。

③光触媒による抗菌剤の塗布

2021年度、消臭・防汚・防曇の持続的な効果を長年発揮しウイルスを無力化する「光触媒による抗菌剤」を、入館者が使用する全ての居室・食堂・浴場（脱衣場）・トイレ・各所共有部分（階段手摺、自動販売機）等々に塗布しました。

（2）真宗本廟奉仕の「申し込み」及び「冥加金、団体補助、旅費補助」等について

『真宗』誌に毎月掲載していますのでご覧ください。（ご不明な点は研修部まで）

（3）「真宗本廟奉仕説明会」及び「奉仕施設の見学」について

研修部員が出向し、真宗本廟奉仕の意義と奉仕施設での生活を説明します。また、団体や個人に対して、奉仕施設の見学会の受け入れを行っています。

①対象教区･組･寺院･同朋の会等、真宗本廟奉仕を検討している団体や個人

②申し込み1ヵ月前までに電話にて申し込みください。

③その他説明会への出向に係る経費については、研修部が負担します。

※オンラインを用いて説明させていただく場合があります。

（4）真宗本廟奉仕施設の「施設利用」について

真宗本廟奉仕施設をより広く周知し、真宗本廟奉仕のご縁を開くために、施設に空きがある場合に限り、真宗本廟奉仕以外の利用も可能です。ぜひとも、教区・組・寺院の団体参拝や関係団体の本山研修等でご利用ください。

なお、利用の際には、定められた施設維持管理協力金をお納めいただきます。

（5）「合掌御膳」について

真宗本廟奉仕促進の一環として、和敬堂にて「合掌御膳」を提供します。

① 時間：11：30～13：30

② 対象：団体参拝等で上山される団体

③ 定員：10名～50名

④ 冥加金：1食1,200円

⑤ 申込み：上山日の1週間前までに電話にてお申し込みください。

※施設の都合によりご利用いただけない日があります。

（6）同朋会館ホームページについて

真宗本廟奉仕奨励のためのさらなる広報の充実を目的とし、同朋会館ホームページを開設しています。真宗本廟奉仕の基本的な情報をはじめ、各種奉仕団の募集等を掲載するほか、申し込みフォームから真宗本廟奉仕の予約が可能です。

(7)奉仕団・研修会の各種日程

□真宗本廟おみがき奉仕団　①2023年11月 1日(水)～3日(金)または11月1日(水)～2日(木)
②2024年3月7日(木)～9日(土)または3月7日(木)～8日(金)

□真宗本廟中学生・高校生奉仕団　2023年8月7日（月）～9日（水）

□真宗本廟報恩講奉仕団　①2023年11月20日(月)～22日(水)または11月20日(月) ～21日(火)
②2023年11月24日(金)～26日(日)または11月24日(金)～25日(土)
③2023年11月27日(月)～29日(水)または11月27日(月)～28日(火)

※1泊2日の団体は、教導は担当せず補導のみでの運営を基本とします。しかしながら、教導の担当を希望される団体については、予め研修部までご相談ください。

□真宗本廟お煤払い奉仕団　2023年12月19日(火)～21日(木)または12月19日(火)～20日(水)

□真宗本廟春の法要奉仕団　2024年4月 1 日(月)～3日(水)または4月1日(月)～2日(火)

□子どもたちの真宗本廟奉仕！

新型コロナウイルス感染症の流行後、新たに開始した「日曜学校や子ども会などを単位とした小人数による子どもたちの真宗本廟奉仕」を今後も通年で募集いたします。詳細は、『真宗』誌2023年4月号を参照ください。

帰敬式実践運動推進事務室

1 「所属寺未定門徒 帰敬式おあずかり制度」について

2021 年度より、本山受式者に限定した「所属寺未定門徒 帰敬式おあずかり制度」の運用を開始しています。

2 帰敬式受式奨励用の発行物について

帰敬式受式奨励用発行物「チラシ」・「Ｑ＆Ａリーフレット」・「青少幼年向け帰敬式受式奨励リーフレット」の送付を希望される場合は、必要部数を研修部（帰敬式実践運動推進事務室）まで連絡ください。

また、「帰敬式呼びかけチラシ」を宗派ホームページ内でデータ公開しておりますので、必要に応じて使用ください。

※帰敬式に関する詳細は本誌 157 頁をご覧ください。

出　版　部

1 新 EC サイト開設について

現在運営している EC サイト「TOMO ぶっく」を廃し、スマートフォン・タブレット端末の対応をはじめ、クレジットなどによる前払い決済の導入など利便性の向上を図るべく、本年 10 月に新 EC サイト開設を予定しております。

2 東本願寺出版公式 SNS について

新刊の情報や販促イベント等、さまざまな情報を東本願寺出版公式 Instagram にて公開しています。また、2022 年 9 月より公式 Twitter も開設し、SNS での広報活動を展開しております。

3 聖教編纂室に関する事項

＜聖教編纂事業計画＞　2023年度…『真宗聖典』第二版の発行（2024年春刊行予定）
2024年度…『宗祖親鸞聖人著作集』続刊の発行
『尊号真像銘文』の聞法テキストの発行
御消息篇の聞法テキストの発行
2025年度…『宗祖親鸞聖人著作集』続刊の発行
漢文著作篇の聞法テキストの発行
和讃篇の聞法テキストの発行

4 出版部発行書籍への文字入れサービスについて

各教区、組、寺院・教会における各種記念品としてご活用いただけるよう、出版部発行書籍（一部書籍を除く）への文字入れサービスを行っています。宗派公式 HP の寺院専用ページにおいて申請書・チラシを掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

企画調整局

1 第 8 回教勢調査について

2024年1月1日を調査期日として第8回教勢調査を実施します。

(1)調査対象 2024 年 1 月 1 日現在における真宗大谷派の別院・支院・普通寺院及び教会

(2)調査方法「教勢調査実施規程」に基づき実施します。第7回教勢調査から調査方法が大幅に変更されていますのでご注意ください。
まず、インターネットでのオンライン回答を基本とします（スマートホンからの回答も可能）。オンライン回答の回答率を上げるため、まずはオンライン回答用のURLや二次元バーコードを記したハガキにより回答を促します。なお、オンライン回答期日まで未回答の寺院に向けては、紙の調査票を送付し、調査票に記入できる形での回答を促します。

2 寺院運営活性化支援について

(1)「元気なお寺づくり講座」について

寺院を取り巻く環境の変化、寺院に求められる役割などに着眼し、寺族と門徒の共創によって次世代へと繋がるお寺づくりを考えていく「元気なお寺づくり講座」を開催します。

教区・組単位に限らず、有志寺院による小規模での開催もできますので、開催の検討をお願いします。

①概　　要　寺族と門徒の共創に必要な視点や方法をワークショップで体験しながら学習し、お寺の事業計画書（「寺業計画書®」）を作成する。
②回　　数　全 5 回（1 回につき 3 時間から 3 時間半程度）
③参加要件　寺族と門徒のペア（または 3 人でのチーム）で参加。※講座の趣旨から寺族のみ、門徒のみでの参加は不可。
④講　　師　寺院運営活性化支援担当の支援員
⑤費　　用　講座の運営に関する経費（講師派遣経費など）は、企画調整局で負担する。

(2)寺報・掲示板等の文書伝道支援について

2022 年 4 月末に全カ寺に送付した『文書伝道マニュアルー寺報・掲示板・案内チラシー』をテキストとして、対面での講座に出向します。概論とワークによる双方向の研修によって、参加者に成果物を持って帰ってもらうことのできる会として、好評をいただいています（これまでに約 150 名が受講）。PC の操作方法や、法語掲示の作成など、実際に作りながら完成まで丁寧にレクチャーします。

以下の内容を連続講座、もしくは必要な項目を選択して開催することも可能ですので、お気軽にお尋ねください。

①文書伝道の考え方
②寺報作成（Word / PowerPoint / 手書き）
③案内チラシ（フライヤー）・チケット
④掲示板法語
⑤掲示板チラシ案内・発信文書の作成

浄土真宗ドットインフォから

内容がダウンロードできます

（3）傾聴セミナーについて

地域の共同体としての役割を担ってきたお寺の重要な要素は、コミュニケーション力（聴く力）であると第7回教勢調査の結果からも明らかになっています。このセミナーでは、お寺の聴く力の回復、あるいは養うために、傾聴の知見をお伝えし、トレーニング（ワーク）をいたします。単なる傾聴技法の伝達ではなく、真宗教化を考え直し、資していく内容となっています。

研修内容によっては、オンラインも可能ですが、傾聴の実習には非言語（ジェスチャーや表情、仕草）が大事になりますので、対面を基本として出向します。

また、基礎編・基礎発展編としてオンラインで定期開催もします。

（4）その他各種ワークショップ出向について

坊守会・婦人会・門徒会・推進員連絡協議会など、各関係団体の研修会や学習会に支援員が出向き、共創によるお寺づくりを推進するワークショップを行い、研修会等のサポートもできますのでご相談ください。

3　過疎・過密地域寺院教化支援について

真宗の教えが伝わる場の創造と次世代に教えを相続していくことを願いとし、国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に属する寺院や、都市部で住職・寺族・ご門徒のつながりを持つことが難しくなったと感じられる寺院に支援員を派遣します。

（1）「お寺に寄り添う講師派遣」について

①概　要　寺院活性化支援員を派遣し、現場の状況や課題、要望などの聞き取りを丁寧に行う。その内容をもとに教化活動を共に考え、テーマに応じた講師を派遣する。
②講　師　企画調整局にて選定する。
③費　用　講師の派遣に関する経費は、企画調整局で負担する。

（2）「離郷門徒のつどい・ふるさと法要」の助成について

①概　要　真宗の教えとの出遇いの場、お寺とのつながりの場、次世代へ教えを相続していく環境をつくる取り組みとして、「離郷門徒のつどい・ふるさと法要」の開催に助成を行う。
※離郷門徒のつどい（住職が出向き、ふるさとを離れた門徒がつどう）
※ふるさと法要（ふるさとを離れた門徒が所属寺につどう）
②助成額　100,000 円
③要　件　開催の１カ月前までに、助成金給付申請書【所定様式あり】を提出してください。（詳細は教務所までお尋ねください）

(3)「地域連続法話会」の助成について

①概　要　真宗の教えとの出遇いの場、寺院が共同して聞法の場を開く取り組みとして、「地域連続法話会」の開催に助成を行う。

※地域連続法話会（国の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村に指定された市町村に属する3カ寺以上の寺院が、共同して同朋の会や法座を開き、同一講師が連続して出向する。

②助成額　100,000円

③要　件　開催の1カ月前までに、助成金給付申請書【所定様式あり】の助成申請書を提出してください。

(4)過疎・過密地域寺院教化支援の拡充

①「元気なお寺づくり講座」の定期開催

過疎地域及び過密地域を対象とした「元気なお寺づくり講座」を開催します。詳細は25頁を参照してください。

②仏法継承支援（解散寺院教化支援）※合併に伴う解散を含む

最後まで寺院が聞法道場としての機能を全うすることを念頭に、教務所と連携して、現場の状況に応じた多種多様な支援活動を展開します。

【聞き取り】2021年8月23日　　【解散法要】2022年3月13日

4　青少幼年教化支援「子どもや若者との出あいの場づくり」について

(1)支援員派遣について

子どもや若者との出あいの場づくり支援のために支援員を派遣します。青少幼年センターが実施する「若者教化立ち上げ応援プロジェクト」(対象は、寺院、組、真宗大谷派僧侶や門徒による有志の会)や教区や組等で「ひとりからはじめる子ども会講習会」を実施する際にも活用ください。

5「東本願寺いのちとこころの相談室」について

研修を受けた相談員が、“傾聴”を旨に相談者からお話をお聴きする電話相談室を開室していますので、ご紹介ください。

（1）開室日　毎週木曜日13時から17時（祝日・休館日・行事日閉室）

（2）電話番号　075－371-9280

（3）その他　相談は1回30分を目処とし、相談内容は秘密を厳守します。

6　しんらん交流館公開講演会

「生老病死」の問いを現場で考え、表現されている様々な分野の講師を招き、現代社会の相（すがた）をとおして自分を見つめ、共に学んでいく講演会です。

（1）開催日時：年4回を予定 18時から19時30分

（2）会場：しんらん交流館2階大谷ホール

（3）聴講料：550円

※講師の同意を得られた場合、「しんらん交流館ホームページ」で動画配信します。

7　しんらん交流館交流ギャラリー企画展示

「生老病死」をテーマに企画展を開催します。

（1）期間及び内容：『真宗』誌等にて告知

（2）会場：しんらん交流館1階交流ギャラリー

（3）入場料：無料

※講師の同意を得られた場合、「しんらん交流館ホームページ」で動画配信していますので、ご覧ください。

解放運動推進本部

１「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止運動」の徹底について

税務調査で、過去帳の閲覧を求められることが多くなっていますが、宗教的意義を持つ過去帳等を他の目的のために利用することは、あってはならないことです。税務署員から「私たちには守秘義務があるから教えていただいても大丈夫です」と言われても、宗教者が過去帳を開示して個人情報を漏らすこと自体が守秘義務違反を問われます。収支計算書等の会計に関する備付帳簿を整備し、税務調査等に応えるようお願いします。

2013年度に、宗派名での「身元調査お断り」プレートを全寺院教会に発送しておりますので、運動の趣旨徹底をお願いいたします。（『真宗』2023年3月号「身元調査は、しない！させない！ゆるさない！」参照）

２「是旃陀羅」の課題に対する取り組みについて

各教区の解放運動にかかわる代表者による協議会（「部落差別問題等に関する協議会」）を2023年12月頃に開催予定です。詳細が決まり次第、あらためて通知します。

また、「是旃陀羅」問題に関する取り組みを教区・組へ展開していただくことを願いとして、各教区へ出向いて教区説明会を実施しますので、ご協力ください。

（1）教区への説明会について

①開催趣旨

「是旃陀羅」問題に関する取り組みを教区・組へ展開していただくことを願いとして、各教区へ出向き、学習冊子『是旃陀羅問題について』及びスライドを活用して、「是旃陀羅」問題の学びの内容に関する説明会を実施する。

②実施期間　２０２３年度～２０２５年度の３ヵ年度（３年間で全教区実施を目指す）。

③説明内容

学習冊子及びスライドを使い、「是旃陀羅」問題として何が問われ、何が課題であるかを説明する。また、２０２３年度発行予定の「是旃陀羅」問題学習テキストについても触れる。

３「同和」の用語について

「同和」の用語を極力用いないとの方針に基づき、関係教区機関・事業名称等の変更に向け引き続き取り組んでください。(『真宗』2004 年 7 月号「具申書」参照)

４　差別問題等に関する各種研修会について

差別問題等の様々な差別問題に関する研修会を一般公開で随時開催する予定です。また、これまで開催してきた研修会の動画を、しんらん交流館ホームページ内の解放運動推進本部のページに掲載しています。また YouTube の解放運動推進本部チャンネルでも公開していますので、ご活用ください。URL=https://www.youtube.com/channel/UCuFG1Yo9BXaxgcJkkNaunmw

５「真宗 女性僧侶の集い」について

女性住職及び教会主管者・代務者・法務にたずさわる女性を対象に下記の日程にて実施します。

①日　　時　2023 年 10 月 2 日（月）13 時 30 分から 3 日（火）正午まで
②場　　所　真宗教化センター　しんらん交流館
③参 加 費　無料
④対 象 者　女性住職・代務者、法務にたずさわる女性
⑤定　　員　30 名

※詳細については、『真宗』8 月号 149 頁をご覧ください。

6 「女(ひと)と男(ひと)のあいあうカルタ」について

2013年度に各教区1セット配布していますが、研修会等で複数セット必要な場合、貸出も行っていますので、本部へご連絡ください。

冊子『女(ひと)と男(ひと)のあいあうカルタことば集』もあわせてご活用ください。

7 女性室広報誌について

『あいあう』、『メンズあいあう』、「女と男のあいあうリーフレット 男女両性で形づくる教団をめざして」をご活用ください。

バックナンバーもありますので、ご入用の際は本部へ連絡ください。

8 女性室ホームページについて

2017年12月から「あいあうnet」(https://aiau-higashihonganji.net/)を開設しています。女性室の事業予定や講師情報、『あいあう』の閲覧や『女(ひと)と男(ひと)のあいあうカルタ』のダウンロード、インタビュー記事など学習素材の提供も行っています。しんらん交流館 HP(https://jodo-shinshu.info/)「女性室」バナー、宗派HPの解放運動 推進本部内の「女性室」バナーからもアクセスできます。

青少幼年センター

1 おてらおやつクラブ in 東本願寺

（1）期 間：2023年11月21日（火）～12月18日（月）

（2）対象物：お米、お菓子、乾麺、レトルト食品、飲み物、缶詰、調味料等の食品類又は洗剤等の生活用品 ※賞味期限1月20日以降のものに限る。

（3）受 付：しんらん交流館内青少幼年センター

2 絵本100冊プレゼント 2024年度に実施予定です。

3 子ども報恩講のつどい

（1）期日：2023年11月23日（木・祝）

（2）会場：真宗本廟

（3）講師：一楽真氏（大谷大学学長）

（4）内容：検討中

4 「若者向け法話集～50のストーリー～」のホームページ掲載について

慶讃事業として、法話の得手・不得手に関わらず、聞法に取り組める教材として「若者向け法話集～50のストーリー～」を制作し、青少幼年センターホームページ上に公開しております。上記の立ち上げ応援での若者教化など様々な場で是非ご活用ください。

（1）公開数51法話

（2）公開先青少幼年センターホームページ→若者教化→若者向け法話集

5 青少幼年教化教材について

（1）誕生児念珠 2023年1月から誕生児念珠を改訂しています。ご活用ください。

（2）ほとけの子リーフレットの改訂 ＜2020年度＞第1弾「聖徳太子」
＜2021年度＞第2弾「花まつり」
＜2022年度＞第3弾「親鸞聖人―出家―」
＜2022年度＞第4弾「親鸞聖人―道を求めて―」
※必要部数を無償にて送付いたします。

（３）紙芝居の発行

慶讃事業で下記の紙芝居を作製いたしましたので、是非ご奨励をお願いいたします。

＜2021年度＞『ふたりのパンタカ』［絵：畠中光享氏 脚本：渡邊愛子氏 監修：楠章子氏］
限定発行1,000部　　価格：1,760円（税込）

＜2022年度＞『しんらんさまとやまぶしべんねん』(改訂版)［脚本：市川真由美氏絵：山本孝氏］
限定発行　500部　　価格：2,100円（税込）

＜2022年度＞『しんらんさまと少年かん太』［脚本・絵：諸橋精光氏監修：青少幼年センター］
限定発行1,000部　　価格：1,980円（税込）

（４）『真宗児童聖典』の発行

『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』『仏説阿弥陀経』「正信偈」のこころを伝えることを願いに1924年(大正13年)から1926年(大正15年)にかけて『児童と宗教』(真宗大谷派社会課機関誌)に連載された「真宗児童聖典私考」をもとに現代の表現に改めて書籍化。

・体裁Ａ５判218ページ
・2023年7月発行
・頒布価格：1,100円（税込）

組 織 部

１ 査察委員の任期満了に伴う選挙について 本誌 38 頁をご覧ください。

２ 教区及び組門徒会の任期満了に伴う改選について 本誌 38 頁をご覧ください。

３ 教区監事(組門徒会員)の推薦について

（１）任期満了日：2024年3月31日（日）
（２）任期：2024年4月1日から2027年3月31日まで

４ 連続 50 ヵ年経常費御依頼額完納寺院に対する表彰状及び記念衣体贈呈式について

（１）　期日2023年9月29日（金）
（２）　対象2022年度において連続完納50年を迎えた寺院
※対象寺院住職並びに付添者1名分の旅費及び宿泊補助を支給する。

５ 相続講員畳肩衣伝達式について

（１）　期日2024年4月3日（水）
（２）　対象相続講金50万円以上の進納者
※対象者の進納基準期間は2023年3月1日～2024年2月28日

６ 紅栗皮色地錆金輪無唐草雲牡丹白浮紋(二)畳袈裟倶威儀(上座畳袈裟)の願事礼金改定について(予告)

調製単価の高騰に伴い、2024年度より願事礼金を下記のとおり改定する予定。
なお、内規点数に変更なし。

【現行】※2023年度まで
①願事礼金：50,000円
②内規点数：100点

→

【改定後】※2024年度から
①願事礼金：100,000円（予定）
②内規点数：100点

６『同朋新聞』の配布奨励について

同朋の会の機関紙として、すべてのご門徒に配布くださるようお願いいたします。

これまで、東本願寺出版HPにて、過去1年分の『同朋新聞』を無料公開しておりましたが、2023年7月より宗派HPにての公開となりましたのでご承知おきください。

リンクURL→https://www.higashihonganji.or.jp/doboshimbun/

首都圏教化推進本部（東京宗務出張所）

１「東本願寺仏事サポートセンター東京」について

首都圏における真宗大谷派の仏事相談窓口として、仏事相談から法務の執行まで対応するとともに、その取り組みを宗派内外へ広報します。

２「首都圏仏事代行」について　詳細は本誌 166 頁をご覧ください。

【仏事代行執行実績】

葬儀　2014 年度 91 件、2015 年度 85 件、2016 年度 95 件、2017 年度 88 件、2018 年度 121 件、2019 年度 101 件、2020 年度 141 件、2021 年度 149 件、2022 年度 108 件

法事　2020 年度 7 件、2021 年度 11 件、2022 年度 22 件

３「首都圏在住門徒のつどい」について　詳細は本誌 166 頁をご覧ください。

４ 政界人・財界人・文化人の紹介について

宗務出張所では「真宗大谷派関係国会議員同朋の会」、「真宗大谷派関係財界人同朋の会（共命の会）」をはじめ、各界でご活躍の方との交流を進めています。政界・財界・法曹界・大学教授などでご活躍の住職・ご門徒の方がおられましたらご紹介ください。

５「ココロダイアル」について　専用ダイアル 03-5923-5560

専任のスタッフ（僧侶）による、心の悩みに関する電話相談窓口を首都圏教化推進本部に設置しています（毎週金曜日 10 時～21 時）。

６ 動画配信（真宗会館 YouTube チャンネル）について

「真宗会館 YouTube チャンネル」にて、様々な動画を配信しています。各教区で運営しているホームページやＳＮＳなどを通して、ご視聴、チャンネル登録にご協力ください。

３．教務所事務連絡

【諸願事・諸届について】

※願事礼金については 153 頁を参照ください。
※下記以外の諸願事については 145 頁～『各種事務手続きマニュアル』を参照いただき、項目ごとに詳細をご確認ください。

1. 得度について

≪得度式の執行日について≫

2023 年　8 月 4 日（金）、8 月 7 日（月）、9 月 7 日（木）、10 月 6 日（金）、11 月 7 日（火）
2024 年　3 月 7 日（木）、5 月 6 日（月）、6 月 21 日（金）、8 月 4 日（日）、8 月 7 日（水）
9 月 6 日（金）、10 月 8 日（火）、11 月 7 日（木）
※上記期日の前日が説明会となります。

≪得度考査の内容≫　※考査の期日は教務所までご相談ください。

〈9 歳～13 歳までの者〉　阿弥陀経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘
〈14 歳～16 歳までの者〉　無量寿経上巻、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘
〈17 歳以上の者〉　浄土三部経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘

≪得度式の日程の一部変更について≫

得度式の日程一部変更に伴い、持参品についても変更していますので留意ください。

【主な変更点】

・度牒及び法名伝達式を再開する。
・大谷祖廟参拝については各自参拝とする。

≪その他≫

得度式受式を予定される場合は、三条・高田それぞれのエリアで実施される研修会（講習会）及び日程中の得度考査を受講ください。どちらのエリアでも受講可能です。

2. 住職修習について

2023 年度の住職修習は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、感染対策を一部見直した新たなガイドラインに基づき実施します。

しかしながら、全国各地から受講者が集い、住職・教会主管者の任命を伴う住職修習においては、マスクの着用など、真宗本廟奉仕とは異なる対応となります。

①期日について

8 月・9 月・10 月・2 月・4 月・5 月・6 月の各 26 日～28 日、12 月 11 日～13 日に実施。
※2023 年度は期日の変更はありません。

②住職・教会主幹者任命申請、住職修習受講申請

各実施月に、申請締め切り日がございますので、事前に教務所までお問い合わせください。
願事礼金とは別に研修冥加金 35,000 円（1 名につき）をお納めいただきます。

③その他

ⅰ）帯同総代の帰敬式受式を積極的に奨励ください。

ⅱ）「新任住職・教会主管者引率奉仕団」にご参加ください。また、住職修習の期間にあわせた「住職任命式帯同奉仕団」（仮称）等の奉仕上山を是非とも企画ください（一律５万円助成）。

３. 教師修練について

2023 年度の教師修練は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、感染対策を一部見直した新たなガイドラインに基づき実施します。

なお、インフルエンザ同様に期間中に感染症に罹患した場合、罹患者本人の退館・再受講に加え、他の修練生に拡大するリスクも大きく、長期間にわたって声明や食事・入浴・就寝を伴う教師修練においては、マスクの着用や事前の検温など、真宗本廟奉仕とは異なる対応となります。

【2023 年度・上半期の期間】

第１回	2023 年７月　６日	～	７月 12 日	【前期】
第２回	2023 年７月 18 日	～	７月 24 日	【後期】
第３回	2023 年８月　３日	～	８月　９日	【前期】
第４回	2023 年８月 19 日	～	８月 25 日	【前期】
第５回	2023 年９月　２日	～	９月　８日	【前期】
第６回	2023 年９月 12 日	～	９月 18 日	【前期】

※下半期の日程については未定です。改めて通知いたします。

４. 宗教法人の事務について

≪寺院・教会の規則変更について≫

「男女共同参画実施計画」に基づき、女性の住職就任に向けた環境整備として、寺院規則における住職就任規定中「男子たる」の削除について規則変更くださいますようお願いいたします。**また、併せて「真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則（準則）」における総代の欠格事項に係る**条文が「宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する」に変更されたことに伴う規則変更についても変更手続きをお願いします。

５. 責任役員･総代選定届

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからもダウンロード可能です。

届出受付：新潟教務所・高田教務事務所のどちらでも受付します。

注 意 点：任期３年です。任期切れの場合は速やかに手続きをお願いします。
　　署名欄は必ず本人による自署押印をお願いします。
　　印影が欠けている場合は再提出となりますのでご注意ください。
　　必ず認印を用いて押印ください。（シャチハタ不可）
　　教務所、教務事務所受付後、控え（複写）をお渡しします

【教区共済について】

①共済拠出金　１ヵ寺１０，０００円

②共　済　金　【給付の定義】火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して給付　※但し、共済拠出金に滞納がある場合は給付しない。

災害の種別	対象建物	被害の程度	給付金額
床上浸水以外の災害	本 堂	全焼・全壊	10,000,000 円
		3/4 以上の焼失又は同程度の被害	7,500,000 円
		2/4 以上の焼失又は同程度の被害	5,000,000 円
		1/4 以上の焼失又は同程度の被害	2,500,000 円
	庫 裏	全焼・全壊	3,000,000 円
		3/4 以上の焼失又は同程度の被害	2,200,000 円
		2/4 以上の焼失又は同程度の被害	1,500,000 円
		1/4 以上の焼失又は同程度の被害	700,000 円
床上浸水※畳等が敷かれた床（土間類を除く）に及ぶ浸水	本　堂	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	5,000,000 円
		床上 1.5m以上 2m未満が浸水したと認められるもの	4,000,000 円
		床上 1m以上 1.5m未満が浸水したと認められるもの	2,500,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	1,300,000 円
	庫　裡	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	2,000,000 円
		床上 1.5m以上 2m未満が浸水したと認められるもの	1,600,000 円
		床上 1m以上 1.5m未満が浸水したと認められるもの	1,000,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	500,000 円

※共済金の給付は最大１，０００万円とする。

給付例）①本堂のみが全壊　⇒　共済金１，０００万円

②庫裏のみが全壊　⇒　共済金３００万円

③本堂・庫裡の両方が全壊　⇒　共済金１，０００万円

④本堂が 3/4 以上焼失・庫裡が全焼　⇒　共済金１，０００万円

※被害状況が上記表の「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付することができる。

※被害の程度が上記表の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて見舞金の給付をすることがある。

※広域災害又は災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別に給付額を定める。

※書院、客殿や鐘楼堂など本堂・庫裡以外の建物に対する給付については、共済委員会にて協議のうえ対応を決定する。

※「教区共済給付申請書」「教区御依頼減免支援申請書」については、各寺院より組長を経由して教務所に提出いただく必要がありますのでご留意ください。

③その他【慶弔について】

下記の内容を一教区事業費会計にて対応します。

種別	金額・記念品
本堂新築	100,000 円
御遠忌法要	50,000 円
住職就任	半装束念珠
得度受式	真宗聖典
門徒災害見舞金　※住宅の全焼・全壊のみ	10,000 円

【諸連絡事項】

1. 査察委員の任期満了に伴う選挙の施行について

1　任期満了日　2023 年 9 月 30 日（土）
2　選 挙 期 日　2023 年 8 月 31 日（木）から 9 月 25 日（月）までの間
3　任　　期　2023 年 10 月 1 日（日）から 2026 年 9 月 30 日（水）まで
4　選挙の会場　選挙管理者（組長）所属の寺院

2. 教区及び組門徒会の任期満了に伴う改選・参議会議員選挙について

（1）組門徒会員
①任期満了　2024 年 3 月 9 日（土）
②選定期間　2024 年 2 月 9 日（金）まで

男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例の一部が改正されました

2015 年の組門徒会の改選より、本特別措置条例をもって組門徒会への女性参画推進の取り組みを進めてきました。

これによって、女性の組門徒会員の割合は着実に増加しましたが、教区門徒会員や参議会議員の女性の定着までには未だ十分とは言い難い状況があるため、2023 年 6 月の宗会において本特別措置条例の執行期限を 1 期 3 年延長しました。

是非とも、各寺院において女性の参画を意識した選定をお願いいたします。

（2）教区門徒会員
①任期満了　2024 年 3 月 31 日（日）
②選定期間　2024 年 3 月 10 日（日）～3 月 26 日（火）

（3）参議会議員選挙の施行について

2024 年 4 月 30 日付で参議会議員の任期満了を迎えるにあたり、参議会議員選挙条例等の規定に基づき、4 月 11 日から同月 25 日までの間に、教区門徒会（臨時会）を招集し、参議会議員選挙を実施いたします。招集日程は決まり次第、教区門徒会員へ通知いたします。

3. 第8回教勢調査について

「教勢調査実施規程」に基づき、2024 年 1 月 1 日を調査期日として第 8 回教勢調査を実施します。前回 2012 年実施の第 7 回教勢調査から調査方法が大幅に変更されていますのでご留意ください。

※インターネットでのオンライン回答を基本とし（スマートフォンからの回答も可能）、オンライン回答期日まで未回答の寺院に向けては、紙の調査票を送付し、調査票に記入できる形での回答を促します。

※詳細は本誌 177 頁をご覧ください。

4. 真宗本廟団体参拝の受け入れについて

真宗の教えにご縁をいただいた方々が真宗本廟につどい、両堂の参拝や諸殿拝観をとおして、あらためて真宗本廟の歴史や真宗の教えにふれていただくことを願い、「真宗本廟団体参拝」を受け入れております。

・申し込み要項は『真宗』誌を参照ください。

・1 日 3 団体（1 団体 30 名上限）までの受け入れのため、必ず事前に参拝接待所に参拝予定日の受け入れ状況を確認してください。
・真宗本廟収骨・帰敬式等の参拝接待所業務と並行して諸殿拝観のご案内を行っております。案内に必要な職員数の確保のため、原則、申し込み締切は 1 カ月前とし、1 日 3 団体までのご案内としておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

5. 新任住職・教会主管者引率奉仕団について

住職任命日から一年以内に新任住職・教会主管者が引率する団体に対し、一律 5 万円を助成します。是非ともご計画ください。※今後、広報チラシの作成を予定しています。

6. 本山における一般お斎の冥加金の改定について

近年の物価高騰などの事由により、お斎の冥加金を 2023 年 10 月 1 日より大人 1 人 3,000 円から 4,000 円に改定いたします。子ども(3 歳から 8 歳くらいまで)冥加金は変更いたしません（1 人 1,000 円)。当日、参拝接待所受付にてお納めください。
※御正忌報恩講及び年末年始や諸行事の日等は、お取り扱いがありません。詳しい日程については、参拝接待所まで電話にてお問い合わせください。
※お斎の人数変更・キャンセル等は参拝日の 4 日前が締め切りです。変更がある場合は必ず 4 日前までにご連絡くださるよう周知ください。連絡のない当日キャンセルは全額ご負担いただきます。

7. 真宗本廟奉仕施設における新型コロナウイルス感染予防対策について

①新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴う感染予防対策の一部見直し

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い感染予防対策の一部を見直しました。主な変更内容は同朋会館ホームページに掲載しています。 その他、定員制限を撤廃し、通常の定員（240 名）にて受け入れています。また、真宗本廟奉仕を担当する教導・補導を対象とした事前の抗原検査を中止しました。

②ガイドラインの設定

「真宗本廟奉仕施設（同朋会館・研修道場・和敬堂）における新型コロナウイルス 感染症予防ガイドライン」を定め（同朋会館ホームページに掲載)、感染予防対策を講じ受け入れを行っています。

③光触媒による抗菌剤の塗布

2021 年度、消臭・防汚・防曇の持続的な効果を長年発揮しウイルスを無力化する「光触媒による抗菌剤」を、入館者が使用する全ての居室・食堂・浴場（脱衣場)・トイレ・各所共有部分（階段手摺、自動販売機）等々に塗布しました。

8. 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要執行届について

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を厳修される場合は、執行届にて申請ください。※執行届出用紙は新潟教務所・高田教務事務所どちらでもお渡しできます。

9. 会議の開催に関する特別措置条例の施行について

標記条例の施行に伴い、会議の開催方法に関する特別措置について、新型コロナウイルス感染症に限らず適用可能となりました。詳細は、本誌 175 頁のガイドラインを参照ください。

10. 宗務改革（行財政改革）について

（１）行財政改革検討委員会協議進捗報告について

2023 年 5 月 16 日、真城義麿行財政改革検討委員会委員長から宗務総長に行財政改革検討委員会協議進捗報告書（以下、進捗報告）が提出されました。進捗報告は、宗会常会において内局提示資料として宗会議員に配布、6 月 20 日付で宗務機関に通知されたほか、本年 8 月号の機関誌『真宗』並びに宗派ホームページにおいて全文が掲載されました。

このたびの進捗報告は、委員会が設置された昨年 8 月以降の協議内容について、委員会で確認された課題について列記されたものであり、それに対する解決方途は次年度より課題別に小委員会を設置して議論を進める予定です。

（２）行財政改革検討委員会協議進捗報告に関する意見聴取について

行財政改革検討委員会の設置にあたっては、様々な歴史や文化、地域事情を十分共有したうえで総合的に議論することを念頭に置き、委員構成を行ってきました。今後、小委員会で議論を進めるにあたっては、現在の進捗報告に対して広く意見聴取することを目的として、インターネットを活用した取り組みを実施します。

①実施時期　2023 年 9 月～10 月（予定）

②実施方法　Microsoft forms を活用し、インターネットにより意見聴取する。

③実施スケジュール（予定）

〈7 月〉『真宗』8 月号・宗派 HP へ進捗報告の全文掲載/同朋新聞へ概要掲載

〈8 月〉宗派 HP に意見聴取ページを設置/『真宗』『同朋新聞』9 月号に意見聴取に関する記事と宗派 HP への QR コードを掲載

〈9 月から 10 月〉意見聴取期間

11.「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止運動」の徹底について

税務調査で、過去帳の閲覧を求められることが多くなっていますが、宗教的意義を持つ過去帳等を他の目的のために利用することは、あってはならないことです。税務署員から「私たちには守秘義務があるから教えていただいても大丈夫です」と言われても、宗教者が過去帳を開示して個人情報を漏らすこと自体が守秘義務違反を問われます。収支計算書等の会計に関する備付帳簿を整備し、税務調査等に応えるようお願いします。

2013 年度に、宗派名での「身元調査お断り」プレートを全寺院教会に発送しておりますので、運動の趣旨徹底をお願いいたします。（『真宗』2023 年 3 月号「身元調査は、しない！させない！ゆるさない！」参照）

12. 差別問題等に関する各種研修会について

差別問題等の様々な差別問題に関する研修会を一般公開で随時開催する予定です。また、これまで開催してきた研修会の動画を、しんらん交流館ホームページ内の解放運動推進本部のページに掲載しています。また YouTube の解放運動推進本部チャンネルでも公開していますので、ご活用ください。

URL⇒https://www.youtube.com/channel/UCuFG1Yo9BxaxgcJkkNaunmw

13.「是旃陀羅」の課題に対する取り組みについて

各教区の解放運動にかかわる代表者による協議会（「部落差別問題等に関する協議会」）を２０２３年１２月頃に開催予定です。詳細が決まり次第、あらためて通知します。

また、「是旃陀羅」問題に関する取り組みを教区・組へ展開していただくことを願いとして、各教区へ出向いて教区説明会を実施しますので、ご協力ください。

教区への説明会について

①開催趣旨

「是旃陀羅」問題に関する取り組みを教区・組へ展開していただくことを願いとして、各教区へ出向き、学習冊子『是旃陀羅問題について』及びスライドを活用して、「是旃陀羅」問題の学びの内容に関する説明会を実施する。

②実施期間

２０２３年度～２０２５年度の３ヵ年度（３年間で全教区実施を目指す）。

③説明内容

学習冊子及びスライドを使い、「是旃陀羅」問題として何が問われ、何が課題であるかを説明する。また、２０２３年度発行予定の「是旃陀羅」問題学習テキストについても触れる。

14. 組の改編協議について

これまでの新教区準備委員会における協議の中で、「「組の改編」についての協議は先延ばしにせず、教区改編後 3～5 年など明確な年限をもって取り組むべき」との確認がなされており、まずは組の改編の必要性についてから協議をスタートさせていきます。

今教区会・教区門徒会においても各組組長を新潟教区教区改編委員会の委員とすることが同意されておりますので、まずは組長を中心に各組の現状把握や組内における意見等を聞き取るところから始めてまいりたく存じます。何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

15. 第二種共済加入奨励について

第２種共済は、宗派に属する寺院・教会の相互扶助（「同朋相互扶助の精神」）を基本とする制度で、寺院協会が拠出した金員（「共済賦課金」+「共済拠出金」）によって成り立っています。大切な聞法道場である寺院・教会の本堂・庫裡等の一日も早い復興を願い、「復興共済金」を給付します。ぜひともご加入をご検討ください。※制度の詳細は 167 頁のチラシを参照ください。

16. 災害発生時の連絡について

近年、風水害や地震などの自然災害による寺院建物被害及び門徒被害等が全国で多発しています。各寺院・教会において被災された場合は、組長に報告いただくとともに、速やかに教務所までご報告をお願いします。

※達令により、該当する災害が発生してから1月以内に教務所に報告しなければならないと定められております。災害が起こった際には二次被害に十分注意いただき、境内建物やご門徒の被害状況をご確認ください。

※組内において、緊急時の連絡網及び方法（電話、メール、SNSなど）を今一度ご確認ください。

17. 住職・坊守等の死亡時の連絡について

（前）住職・（前）坊守が亡くなられた場合は、お手数ですが教務所又は教務事務所までご連絡いただきますようお願いします。御香・弔詞・死亡届等の各種届出の書面・生前論功をお渡しさせていただきます。

なお、夏期休暇中及び年末年始における教務所・教務事務所の長期休暇中につきましては、教務所携帯電話（℡070-4101-5416）にご連絡いただきますようお願いします。その場合、三条・高田別院にて御香・弔詞のお渡しができるようにいたします。届出の書面・生前論功等については休暇明けにお渡しさせていただきますのでご承知おきください。

※教務所携帯は緊急の場合のみ連絡ください。長期休暇中の授与物の受取り等は対応できません。

※責任役員・総代がお亡くなりの際にも御香・弔詞をお渡しすることができます。

18. 事務取扱の周知徹底にご協力ください

この度の教区改編により、新潟教務所（三条市）と高田教務事務所（上越市）にて取り扱う事務の内容が変更されています。特に、高田教務事務所の取り扱い事務の変更にご留意ください。詳細は、2023年6月の全寺院発送に同封しております『新潟教務所・高田教務事務所各種事務手続きマニュアル』（本誌145頁）をご参照ください。

※新潟教区ホームページでもマニュアルの内容をご確認いただけますのでご利用ください。

19. 東本願寺出版 新ECサイト開設について

現在運営しているECサイト「TOMOぶっく」を廃し、スマートフォン・タブレット端末の対応をはじめ、クレジットなどによる前払い決済の導入など利便性の向上を図るべく、本年10月に新ECサイト開設を予定しております。

20. ホームページのリニューアルについて

2023年7月1日より「新潟教区ホームページ」を開設しています。教区の様々な情報を発信していく他、寺院向け・ご門徒向けの便利なメニューを設けていますので、ぜひご活用ください。

「真宗大谷派新潟教区」で検索→https://otani-niigata.jp/

21. 新潟教務所LINE公式アカウントについて

新潟教務所ではLINE公式アカウントを運用しています。教区の最新情報や行事予定、授与物の申請フォームなどをご案内しています。是非とも友達登録をお願いします。※右記QRコードからスマートフォンで簡単にアクセスできます。

22. 新潟教区教学研鑽室からお知らせ

【聞思学場　研修員・聴講生の募集について】

現在、新潟教区内の僧侶、門徒で、教学・教化の研鑽を志す研修員及び聴講生の募集(募集期間９月１５日まで)をしております。

研修生　１０名程度　※すべての学習会に参加可能な方が対象です。
※応募多数の場合、選考させていただくことがあります。
※願書、履歴書は教務所及び教務事務所にあります。
※毎年度、研修補助費を支給します。

聴講生　希望者全員　※資料代等、聴講にかかる経費(５００円/１回)をお納めいただき、自らの意思で学習会の聴講を希望する方が対象です。

→その他詳細等は、高田教務事務所へご連絡・お申込みください。

４．教区会・教区門徒会報告

2023 年度　教区会通常会及び教区門徒会通常会報告

下記議案について慎重審議の結果、可決承認されましたので報告いたします。

議案第 1 号　2022 年度 三条教区教区費 歳入歳出決算書
議案第 2 号　2022 年度 三条教区出版会計 歳入歳出決算書
議案第 3 号　2022 年度 三条教区共済特別会計 歳入歳出決算書
議案第 4 号　2022 年度 三条教区地方事業補助金特別会計 歳入歳出決算書
議案第 5 号　2022 年度 三条真宗学院特別会計 歳入歳出決算書
議案第 6 号　2022 年度 三条教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計 歳入歳出決算書
議案第 7 号　2022 年度 教区宗祖御遠忌懇志金及び御香儀･三条別院本堂修復･教区同朋会館建設会計計算書
議案第 8 号　2022 年度 三条教区教区費積立金会計計算書
議案第 9 号　2022 年度 高田教区経常部歳入歳出決算書
議案第 10 号　2022 年度 池の平青少幼年センター会計歳入歳出決算書
議案第 11 号　2022 年度 高田教区出版会計歳入歳出決算書
議案第 12 号　2022 年度 高田教区共済会計歳入歳出決算書
議案第 13 号　2022 年度 高田教区聖跡顕彰会計歳入歳出決算書
議案第 14 号　2022 年度 高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」特別会計歳入歳出決算書
議案第 15 号　2022 年度 高田教区役宅運営会計歳入歳出決算書
議案第 16 号　2022 年度 高田真宗学院会計歳入歳出決算書
議案第 17 号　2022 年度 高田教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計歳入歳出決算書
議案第 18 号　2022 年度 高田教区特別事業積立金会計歳入歳出決算書
議案第 19 号　2022 年度 高田教区諸会計計算書
議案第 20 号　2023 年度 新潟教区宗派経常費御依頼割当基準について
議案第 21 号　2023 年度 新潟教区教区費割当基準について
議案第 22 号　2023 年度 新潟教区事業費会計歳入歳出予算（案）
議案第 23 号　2023 年度 新潟教区共済特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 24 号　2023 年度 新潟教区出版特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 25 号　2023 年度 新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 26 号　2023 年度 新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 27 号　2023 年度 新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 28 号　2023 年度 新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 29 号　2023 年度 新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 30 号　2023 年度 新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算（案）
議案第 31 号　新潟教区教区改編委員会委員の委嘱について同意を求める件
議案第 32 号　教区会議長互選の件　【教区会のみ】
議案第 33 号　教区会副議長互選の件　【教区会のみ】
議案第 34 号　教区会参事会員及び補充員互選の件　【教区会のみ】
議案第 32 号　教区門徒会長互選の件　【教区門徒会のみ】
議案第 33 号　教区門徒会副会長互選の件　【教区門徒会のみ】
議案第 34 号　教区門徒会常任委員及び補充員互選の件【教区門徒会のみ】

以　上

2022年度　三条教区教区費経常部歳入歳出決算書

歳入総額　76,472,879
歳出総額　63,704,923
差引残額　12,767,956 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入の部

(款　項　目)	(決算額)	(予算額)
〔1〕教区交付金	37,637,510	36,234,700
1　教化交付金	33,130,809	31,893,600
1　教化交付金	33,130,809	31,893,600
2　奨励交付金	4,506,701	4,341,100
1　奨励交付金	4,506,701	4,341,100
〔2〕同朋会員志還付金	1,487,737	1,477,000
1　同朋会員志還付金	1,487,737	1,477,000
1　同朋会員志還付金	1,487,737	1,477,000
〔3〕助成金	6,703,561	6,590,000
1　助成金	6,703,561	6,590,000
1　事業助成金	2,313,561	2,200,000
2　教務所助成金	4,390,000	4,390,000
〔4〕教区費	14,280,000	14,300,000
1　教区費	14,280,000	14,300,000
1　本年度教区費	14,166,380	14,000,000
2　過年度教区費	113,620	300,000
〔5〕研修会会費	482,500	500,000
1　研修会会費	482,500	500,000
1　研修会会費	482,500	500,000
〔6〕回付受金	1,146,615	1,300,000
1　回付受金	1,146,615	1,300,000
1　教区出版会計回付受金	1,146,615	1,300,000
〔7〕雑収入	115,528	178,872
1　雑収入	115,528	178,872
1　雑収入	115,528	178,872
〔8〕繰越金	14,619,428	14,619,428
1　繰越金	14,619,428	14,619,428
1　繰越金	14,619,428	14,619,428
合　　計	76,472,879	75,200,000

歳出の部

(款　項　目)	(決算額)	(予算額)
〔1〕教化費	21,501,484	26,296,000
1　教区研修費	4,022,490	4,841,000
1　教学研究会費	687,710	779,000
2「差別と真宗」共学研修費	128,000	180,000
3　靖国問題研修費	318,713	377,000
4　声明講習費	636,918	704,000
5　推進員教習費	236,500	250,000
6　推進員研修会費	358,322	390,000
7　女性研修費	433,997	509,000
8　坊守研修費	274,190	295,000
9　スカウト研修費	451,000	451,000
10　児童教化研修費	155,420	184,000
11　仏青研修費	145,960	170,000
12　保育研修費	195,760	542,000
13　青少年研修費	0	10,000
2　教化委員会費	1,302,629	2,520,000
1　企画委員会費	69,400	400,000
2　社会広報部会費	775,588	1,280,000
3　連絡協議部会費	384,431	594,000
4　研修部会費	73,210	246,000
3　教化関係会議費	2,486,380	2,700,000
1　教化関係会議費	2,486,380	2,700,000
4「差別と真宗」協議会費	194,654	250,000
1「差別と真宗」協議会費	194,654	250,000
5　教化助成費	4,605,000	5,290,000
1　同朋の会推進講座助成	800,000	800,000
2　地区研修助成費	780,000	840,000
3　組研修助成費	1,245,000	1,700,000
4　組重点施策助成費	1,780,000	1,950,000
6　諸研修派遣費	113,510	350,000
1　諸研修派遣費	113,510	350,000
7　駐在教導費	6,551,372	6,800,000
1　駐在教導費	6,551,372	6,800,000
8　教化事業回付金	1,301,139	2,287,000
1　真宗学院費	500,000	500,000
2　教区事業積立金	0	500,000
3　慶讃事業回付金	801,139	1,287,000
9　教区教化センター費	924,310	1,258,000
1　学習費	132,720	230,000
2　スタッフ費	732,710	777,000
3　センター運営費	25,750	51,000
4　資料購入・管理費	33,130	200,000
〔2〕組事業費	13,366,692	12,942,000
1　組事業費	13,366,692	12,942,000
1　組交付金	11,638,692	11,222,000
2　教区費徴収費	1,428,000	1,400,000
3　各組巡回費	300,000	320,000
〔3〕奨励費	4,805,727	4,816,600
1　奨励費	4,805,727	4,816,600
1　相続講募財奨励費	3,491,599	3,366,600
2　渉外連絡費	386,939	450,000
3　奨励費	927,189	1,000,000
〔4〕会議費	3,648,293	5,270,000
1　教区会費	1,663,442	1,900,000
1　教区会費	913,030	900,000
2　参事会費	153,580	200,000
3　諸委員会費	118,770	300,000
4　正副議長渉外費	478,062	500,000
2　教区門徒会費	637,811	1,500,000
1　教区門徒会費	169,880	700,000
2　常任委員会費	54,010	200,000
3　正副会長渉外費	190,451	300,000
4　教区門徒会員研修会費	223,470	300,000
3　諸会議費	1,347,040	1,870,000
1　正副組長会費	221,430	350,000
2　査察委員会費	0	10,000
3　教区御依頼適正審議会	70,360	200,000
4　災害対策委員会費	85,880	150,000
5　諮問委員会費	0	10,000
6　諸会議費	872,450	800,000
7　教区改編委員会費	96,920	350,000
〔5〕庶務費	14,444,169	15,780,000
1　庶務費	8,431,173	9,400,000
1　郵電費	2,190,095	2,500,000
2　選挙費	166,768	400,000
3　印刷費	2,506,467	2,600,000
4　旅費	2,280,748	2,000,000
5　備品費	2,480	500,000
6　事務消耗品費	575,086	600,000
7　諸費	709,529	800,000
2　人件費	5,177,699	5,450,000
1　人件費	2,268,170	2,500,000
2　給与費	2,909,529	2,950,000
3　厚生費	835,297	930,000
1　慶弔費	640,603	700,000
2　厚生費	194,694	230,000
〔6〕施設運営費	1,685,619	1,800,000
1　伝道車費	1,685,619	1,800,000
1　伝道車費	1,685,619	1,800,000
〔7〕諸事業費	911,526	1,375,673
1　関係団体費	650,291	820,000
1　連区関係費	421,243	500,000
2　諸負担金	229,048	320,000
2　災害救援・復興費	261,235	555,673
1　災害支援実行委員会費	261,235	555,673
〔8〕同朋の会還付金	1,487,737	1,477,000
1　同朋の会還付金	1,487,737	1,477,000
1　同朋の会還付金	1,487,737	1,477,000
〔9〕積立金	1,703,676	1,703,676
1　積立金	1,703,676	1,703,676
1　災害対策積立金	1,000,000	1,000,000
2　伝道車積立金	200,000	200,000
3　慰労積立金	503,676	503,676
〔10〕予備費	150,000	3,739,051
1　第一予備費	0	3,039,051
1　第一予備費	0	3,039,051
2　第二予備費	150,000	700,000
2　第二予備費	150,000	700,000
合　　計	63,704,923	75,200,000

2022年度　三条教区教区費積立金会計計算書

収入総額　78,029,693 円也
支出総額　11,626,785 円也
差引残高　66,402,908 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

科　　目	繰越金	本年度受入金	備　　考	本年度支出金	備　　考	差引積立金合計
1　伝道車積立金	3,452,417	400,032	教区費会計回付受金、利息 別院・幼稚園公用車使用料	0		3,852,449
2　転退職慰労積立金	2,914,924	503,703	教区費会計回付受金、利息	390,000	6/30時点での三条教務所員全員に対して支給	3,028,627
3　災害対策積立金	13,074,172	1,000,310	教区費会計回付受金、利息	11,074,482	能登地震見舞金（能登教区） 災害見舞金(雪害寺院2件、新潟北部水害関係寺院　6件、門徒宅火災5件災害見舞用毛布購入代 ※300万円を残し残額を三条別院営繕積立金へ	3,000,000
4　教化資料作成積立金	5,550,755	210	利息	0		5,550,965
5　同朋大会積立金	0	4	利息	4	教区慶讃事業会計へ回付	0
6　教区事業積立金	34,419,527	364,220	教区費会計・教区宗達・建設懇志金、利息	0		34,783,747
7　真宗学院運営積立金	16,299,201	50,218	教区費会計回付受金、利息	162,299	真宗学院特別会計回付	16,187,120
合　　計	75,710,996	2,318,697		11,626,785		66,402,908

2022年度　三条教区出版会計歳入歳出決算書

歳入総額　2,913,610 円也
歳出総額　2,913,610 円也
差引残高　0 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入の部

(科　目)	(決算額)	(予算額)
(1) 頒布交付金	881,305	1,300,000
1 頒布交付金	881,305	1,300,000
(2) 本山出版冥加金	2,026,685	2,600,000
1 本山出版冥加金	1,921,799	2,500,000
2 教区出版冥加金	104,886	100,000
(3) 雑収入	5,620	10,000
1 雑収入	5,620	10,000
合　　計	2,913,610	3,910,000

歳出の部

(科　目)	(決算額)	(予算額)
(1) 頒布諸費	262	100,000
1 頒布諸費	262	100,000
(2) 本山出版冥加金支出	1,766,733	2,200,000
1 本山出版冥加金支出	1,766,733	2,200,000
(3) 教区一般会計回付金	1,146,615	1,360,000
1 教区一般会計回付金	1,146,615	1,300,000
2 教区事業積立金回付金	0	60,000
(4) 予備費	0	250,000
1 予備費	0	250,000
合　　計	2,913,610	3,910,000

2022年度　三条教区共済特別会計歳入歳出決算書

歳入総額　187,348,940 円也
歳出総額　0 円也
差引残高　187,348,940 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入の部

(款　項　目)	(決算額)	(予算額)
(1) 雑収入	204,376	75,436
1 雑収入	204,376	75,436
1 雑収入	204,376	75,436
(2) 繰越金	187,144,564	187,144,564
1 繰越金	187,144,564	187,144,564
1 繰越金	187,144,564	187,144,564
合　　計	187,348,940	187,220,000

歳出の部

(款　項　目)	(決算額)	(予算額)
(1) 共済給付金	0	10,000,000
1 共済給付金	0	10,000,000
1 共済給付金	0	10,000,000
(2) 会議費	0	150,000
1 会議費	0	150,000
1 会議費	0	150,000
(3) 庶務費	0	130,000
1 庶務費	0	130,000
1 郵電費	0	50,000
2 印刷費	0	60,000
3 消耗品費	0	20,000
(4) 予備費	0	176,940,000
1 予備費	0	176,940,000
1 予備費	0	176,940,000
合　　計	0	187,220,000

2022年度　三条教区地方事業補助金特別会計歳入歳出決算書

歳入総額　29,848,755 円也

歳出総額　488,072 円也

差引残高　29,360,683 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入の部

（科　目）	（決算額）	（予算額）
1　本山特別事業補助金	633,000	633,000
2　役宅補助金	24,000	24,000
3　融通返済受金	3,000,000	18,000,000
4　雑収入	6,917	18,162
5　繰越金	26,184,838	26,184,838
合　　計	29,848,755	44,860,000

歳出の部

（科　目）	（決算額）	（予算額）
1　役宅整備費	300,240	400,000
2　役宅管理費	87,314	200,000
3　営繕備品費	43,318	600,000
4　教務所整備費	57,200	200,000
5　予備費	0	43,460,000
合　　計	488,072	44,860,000

2022年度　三条真宗学院特別会計歳入歳出決算書

歳入総額　4,044,108 円也

歳出総額　4,044,108 円也

差引残高　0 円也

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入の部

（科　目）	（決算額）	（予算額）
（1）学費	2,580,000	2,600,000
1　授業料	2,400,000	2,400,000
2　施設使用料	180,000	180,000
3　入学金	0	10,000
4　入学試験料	0	10,000
（2）助成金	900,000	900,000
1　教区助成金	450,000	450,000
2　宗派助成金	450,000	450,000
（3）雑収入	2,503	30,694
1　雑収入	2,503	30,694
（4）繰越金	399,306	399,306
1　繰越金	399,306	399,306
（5）回付受金	162,299	770,000
1　回付受金	162,299	770,000
合　　計	4,044,108	4,700,000

歳出の部

（科　目）	（決算額）	（予算額）
（1）教務費	3,938,980	4,430,000
1　講師費	2,925,040	3,050,000
2　講師研究費	300,000	300,000
3　特別講義費	199,120	250,000
4　会議費	206,940	380,000
5　教務諸費	307,880	450,000
（2）事務費	105,128	250,000
1　運営費	8,260	25,000
2　備品費	0	25,000
3　諸費	96,868	200,000
（3）回付金	0	10,000
1　運営積立金回付金	0	10,000
（4）予備費	0	10,000
1　予備費	0	10,000
合　　計	4,044,108	4,700,000

2022年度　三条教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計歳入歳出決算書

2022年7月1日～2023年6月30日

歳入総額　9,928,774 円也
歳出総額　2,786,067 円也
差引残高　7,142,707 円也

歳入の部

(科　目)	(決算額)	(予算額)
〔1〕交付金	924,446	781,601
1　交付金	924,446	781,601
1　慶讃教化交付金	693,336	586,201
2　慶讃奨励交付金	231,110	195,400
〔2〕助成金	1,196,380	1,125,000
1　助成金	1,196,380	1,125,000
1　慶讃本山助成金	1,196,380	1,125,000
〔3〕懇志金	62,000	160,000
1　懇志金	62,000	160,000
1　懇志金	20,000	10,000
2　冥加金	42,000	150,000
〔4〕回付受金	1,161,143	1,647,000
1　回付受金	1,161,143	1,647,000
1　回付受金	1,161,143	1,647,000
〔5〕雑収入	55	11,649
1　雑収入	55	11,649
1　雑収入	55	11,649
〔6〕繰越金	6,584,750	6,584,750
1　繰越金	6,584,750	6,584,750
1　繰越金	6,584,750	6,584,750
合　　計	9,928,774	10,310,000

歳出の部

(科　目)	(決算額)	(予算額)
〔1〕教区事業費	2,070,480	3,649,000
1　教区事業費	2,070,480	3,649,000
1　教区お待ち受け大会費	53,120	50,000
2　教区慶讃法要費	0	10,000
3　教化事業費	2,017,360	3,579,000
4　教区諸事業費	0	10,000
〔2〕組助成費	0	10,000
1　組助成費	0	10,000
1　組助成費	0	10,000
〔3〕事務費	715,587	1,200,000
1　事務費	715,587	1,200,000
1　会議費	159,090	400,000
2　郵便費	109,703	200,000
3　諸費	446,794	600,000
〔4〕予備費	0	5,451,000
1　予備費	0	5,451,000
1　予備費	0	5,451,000
合　　計	2,786,067	10,310,000

2022年度　教区宗祖御遠忌懇志金及び御香儀・三条別院本堂修復・教区同朋会館建設会計計算書

2022年7月1日～2023年6月30日

収入総額　363,580 円也
支出総額　363,580 円也
差引残高　0 円也

収入の部

(科　目)	収入額	備考
1　教区宗遠懇志金	300,000	1ヵ寺納入
2　教区宗遠御香儀	0	
3　建設懇志金	63,580	1ヵ寺納入
4　雑収入	0	
5　繰越金	0	
合　　計	363,580	

支出の部

(科　目)	支出金	備考
1　支出金	363,580	教区事業積立金へ回付
合　　計	363,580	

2022年度　災害支援実行委員会活動資金　収支計算書

2022年7月1日～2023年6月30日

収入総額　939,543 円也
支出総額　939,543 円也
差引残高　0 円也

収入の部

(科　目)	収入額	備考
(1) 寄付金	90,471	
1　災害救援復興カンパ金	90,471	
(2) 助成金	393,510	
1　宗派助成金	393,510	
(3) 回付金	261,235	
1　教区費会計回付金	261,235	
(4) 繰越金	194,327	
1　繰越金	194,327	
(5) 雑収入	0	
1　雑収入	0	
合　　計	939,543	

支出の部

(科　目)	支出金	備考
(1) 夏の保養	560,804	
1　バス代	300,770	
2　児童夏の集い研修冥加金	0	
3　同朋会館冥加金	0	
4　食費	13,372	
5　施設使用料	212,750	
6　諸費	33,912	
(2) 春の保養	378,739	
1　バス代	300,450	
2　別院奉仕団冥加金	0	
3　同朋会館冥加金	12,000	
4　食費	21,023	
5　施設使用料	36,700	
6　諸費	8,566	
(3) 研修費	0	
1　ボランティア研修会	0	
	939,543	

2022年度 高田教区経常部歳入歳出決算

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　　55,720,795 円也
歳出総額　金　　48,416,448 円也
差引残額　金　　7,304,347 円也

歳入の部

款	項	目	費目	決算額	予算額
1			**教区交付金**	**15,706,899**	**16,852,200**
	1		**教化交付金**	**13,761,969**	**14,837,400**
		1	教化交付金	13,761,969	14,837,400
	2		**奨励交付金**	**1,944,930**	**2,014,800**
		1	奨励交付金	1,944,930	2,014,800
2			**同朋会員志還付金**	**1,833,350**	**1,350,000**
	1		**同朋会員志還付金**	**1,833,350**	**1,350,000**
		1	同朋会員志還付金	1,833,350	1,350,000
3			**助成金**	**5,740,500**	**6,000,000**
	1		**助成金**	**5,740,500**	**6,000,000**
		1	教化助成金	3,220,500	3,480,000
		2	教務所推進費	2,520,000	2,520,000
4			**教区費**	**10,513,100**	**10,634,600**
	1		**教区費**	**10,513,100**	**10,634,600**
		1	本年度教区費	10,513,100	10,584,600
		2	過年度教区費	0	50,000
5			**研修冥加金**	**68,500**	**200,000**
	1		**研修冥加金**	**68,500**	**200,000**
		1	研修冥加金	68,500	200,000
6			**回付受金**	**9,093,463**	**8,600,000**
	1		**回付受金**	**9,093,463**	**8,600,000**
		1	教区出版会計回付受金	9,093,463	8,600,000
7			**雑収入**	**522,643**	**420,860**
	1		**雑収入**	**522,643**	**420,860**
		1	雑収入	522,643	420,860
8			**繰越金**	**12,242,340**	**12,242,340**
	1		**繰越金**	**12,242,340**	**12,242,340**
		1	繰越金	12,242,340	12,242,340
			合　計	**55,720,795**	**56,300,000**

歳出の部

款	項	目	費目	決算額	予算額
1			**教学教化費**	**6,457,546**	**9,712,000**
	1		**教学儀式研修費**	**1,036,349**	**1,405,000**
		1	秋安居費	236,980	255,000
		2	教学研修費	151,170	350,000
		3	伝道研修費	208,419	260,000
		4	声明作法研修費	100,910	110,000
		5	得度研修費	338,870	430,000
	2		**門徒研修費**	**181,618**	**380,000**
		1	同朋の会推進費	16,480	50,000
		2	門徒研修費	165,138	330,000
	3		**各種団体助成費**	**1,680,000**	**1,720,000**
		1	坊守研修費	530,000	530,000
		2	仏青研修費	400,000	400,000
		3	スカウト研修費	100,000	100,000
		4	児童研修費	150,000	190,000
		5	保育研修費	100,000	100,000
		6	讃歌合唱費	120,000	120,000
		7	教区保護司会費	80,000	80,000
		8	推進員研修費	200,000	200,000
	4		**社会教化費**	**778,970**	**1,492,000**
		1	解放推進委員会費	230,700	452,000
		2	靖国問題研究班費	154,460	300,000
		3	男女平等参画を考える会費	153,350	420,000
		4	社会問題研修費	240,460	320,000
	5		**青少年教化費**	**380,578**	**890,000**
		1	青少年育成費	261,110	600,000
		2	青少年連絡協議会費	119,468	290,000
	6		**組織拡充費**	**813,343**	**2,020,000**
		1	同朋会議費	489,697	870,000
		2	教化関係会議費	166,645	500,000
		3	教化資料費	147,001	150,000
		4	派遣費	10,000	300,000
		5	宗祖御正忌団体参拝費	0	150,000
		6	僧侶研修費	0	50,000
	7		**伝道広報費**	**1,586,688**	**1,805,000**
		1	広報費	1,486,488	1,700,000
		2	視聴覚伝道費	100,200	105,000
2			**組事業費**	**10,375,663**	**11,539,000**
	1		**組教化助成費**	**5,314,663**	**5,189,000**
		1	組教化交付金	5,314,663	5,189,000
	2		**組教化事業助成費**	**4,561,000**	**5,690,000**
		1	組教化委員会助成費	550,000	550,000
		2	組門徒会員研修会助成費	300,000	330,000
		3	組門徒会特別運営助成費	200,000	220,000
		4	女性聞法会教化助成費	140,000	220,000
		5	坊守研修会助成費	220,000	220,000
		6	青少年研修会助成費	30,000	165,000
		7	推進員協議会研修会助成費	135,000	165,000
		8	声明研修会助成費	380,000	660,000
		9	組同朋総会助成費	300,000	330,000
		10	同朋の会推進講座助成費	1,400,000	1,200,000
		11	組重点教化事業助成費	760,000	1,100,000
		12	組教化伝道助成費	6,000	330,000
		13	諸研修助成費	140,000	200,000
	3		**組社会問題に関する研修会助成費**	**500,000**	**660,000**
		1	差別問題研修会助成費	160,000	220,000
		2	靖国問題研修会助成費	120,000	220,000
		3	男女平等参画を考える研修会助成費	220,000	220,000
3			**奨励費**	**1,966,164**	**2,080,000**
	1		**奨励費**	**1,966,164**	**2,080,000**
		1	各組巡回費	330,000	330,000
		2	褒賞費	918,448	950,000
		3	奨励諸費	717,716	800,000
4			**会議費**	**1,104,503**	**1,920,000**
	1		**会議費**	**1,104,503**	**1,920,000**
		1	教区会費	397,872	550,000
		2	参事会費	41,340	150,000
		3	教区門徒会費	129,086	400,000
		4	常任委員会費	49,710	150,000
		5	正副組長会費	37,806	50,000
		6	正副組門徒会長会費	36,006	50,000
		7	査察委員会費	6,300	20,000
		8	諸会議費	406,383	550,000
5			**事務費**	**11,743,874**	**(12,610,000) 12,820,937**
	1		**事務費**	**5,320,937**	**(5,110,000) 5,320,937**
		1	教区費徴収費	525,655	530,000
		2	事務諸費	4,663,611	4,300,000
		3	備品費	14,225	100,000
		4	選挙費	117,446	180,000
	2		**人件費**	**5,147,677**	**5,500,000**
		1	雇員費	2,330,760	2,300,000
		2	諸手当費	1,290,830	1,500,000
		3	厚生費	380,948	400,000
		4	教務所旅費	1,145,139	1,300,000
	3		**庶務費**	**1,275,260**	**2,000,000**
		1	渉外連絡費	734,010	1,250,000
		2	慶弔費	100,000	200,000
		3	伝道車費	152,500	250,000
		4	事務所営繕費	288,750	300,000
6			**同朋の会還付金**	**1,833,350**	**1,350,000**
	1		**同朋の会還付金**	**1,833,350**	**1,350,000**
		1	同朋の会還付金	1,833,350	1,350,000
7			**回付金**	**14,657,389**	**14,246,000**
	1		**回付金**	**14,657,389**	**14,246,000**
		1	青少幼年センター回付金	100,000	100,000
		2	伝道車積立回付金	300,000	300,000
		3	聖跡顕彰会計回付金	300,000	300,000
		4	共済会計回付金	4,206,389	5,395,000
		5	真宗学院会計回付金	1,000	1,000
		6	高田別院会館回付金	500,000	500,000
		7	高田別院回付金	3,180,000	2,380,000
		8	新井別院回付金	3,220,000	2,420,000
		9	教化研鑽室「開思学場」会計回付金	1,100,000	1,100,000
		10	東北地方太平洋沖地震・福島第一原子力発電所事故被災者支援会計回付金	1,250,000	1,250,000
		11	役宅運営会計回付金	500,000	500,000
8			**予備費**	**277,959**	**(2,843,000) 2,632,063**
	1		**予備費**	**277,959**	**(2,843,000) 2,632,063**
		1	第1予備費	0	1,760,000
		2	第2予備費	277,959	1,083,000
			合　計	**48,416,448**	**56,300,000**

2022年度 池の平青少幼年センター会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 12,754,889 円也
歳出総額 金 10,325,434 円也
差引残額 金 2,429,455 円也

歳入の部

款	項	目	費目	決算額	予算額
1			**冥加金**	**3,673,150**	**3,500,000**
	1		**冥加金**	**3,673,150**	**3,500,000**
		1	冥加金	3,673,150	3,500,000
2			**回付受金**	**5,990,000**	**5,990,000**
	1		**回付受金**	**5,990,000**	**5,990,000**
		1	本山回付受金	5,890,000	5,890,000
		2	教区回付受金	100,000	100,000
3			**諸懇志**	**25,352**	**30,000**
	1		**諸懇志**	**25,352**	**30,000**
		1	諸懇志	25,352	30,000
4			**雑収入**	**50**	**13,663**
	1		**雑収入**	**50**	**13,663**
		1	雑収入	50	13,663
5			**繰越金**	**3,066,337**	**3,066,337**
	1		**繰越金**	**3,066,337**	**3,066,337**
		1	繰越金	3,066,337	3,066,337
合 計				**12,754,889**	**12,600,000**

歳出の部

款	項	目	費目	決算額	予算額
1			**事業費**	**5,780,527**	**6,970,000**
	1		**研修費**	**1,379,671**	**1,950,000**
		1	給食費	1,147,291	1,200,000
		2	教材費	4,200	100,000
		3	振興費	228,180	650,000
	2		**管理費**	**4,400,856**	**5,020,000**
		1	荘厳費	59,814	70,000
		2	営繕整備費	444,444	700,000
		3	備品費	170,329	400,000
		4	除雪費	570,200	850,000
		5	光熱水費	1,406,743	1,200,000
		6	温泉関係費	448,800	450,000
		7	諸費	696,151	700,000
		8	負担金費	187,260	250,000
		9	公用車費	417,115	400,000
2			**庶務費**	**4,544,907**	**5,130,000**
	1		**事務費**	**165,439**	**330,000**
		1	会議費	17,400	100,000
		2	通信費	130,911	180,000
		3	渉外費	17,128	50,000
	2		**人件費**	**4,379,468**	**4,800,000**
		1	職員費	3,904,522	4,000,000
		2	補助員費	308,346	600,000
		3	交通費	166,600	200,000
3			**予備費**	**0**	**500,000**
	1		**予備費**	**0**	**500,000**
		1	予備費	0	500,000
合 計				**10,325,434**	**12,600,000**

2022年度 高田教区出版会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 11,484,019 円也
歳出総額 金 11,484,019 円也
差引残額 金 0 円也

歳入の部

項	目	費目	決算額	予算額
1		**頒布交付金**	**279,938**	**400,000**
	1	頒布交付金	279,938	400,000
2		**出版冥加金**	**1,429,748**	**1,700,000**
	1	本山出版冥加金	1,360,748	1,600,000
	2	教区出版冥加金	69,000	100,000
3		**雑収入**	**95**	**5,762**
	1	雑収入	95	5,762
4		**繰越金**	**9,774,238**	**9,774,238**
	1	繰越金	9,774,238	9,774,238
合 計			**11,484,019**	**11,880,000**

歳出の部

項	目	費目	決算額	予算額
1		**頒布諸費**	**0**	**300,000**
	1	頒布諸費	0	300,000
2		**本山出版冥加金支出**	**1,204,756**	**1,400,000**
	1	本山出版冥加金支出	1,204,756	1,400,000
3		**新刊出版事業費**	**1,185,800**	**1,500,000**
	1	新刊出版事業費	1,185,800	1,500,000
4		**回付金**	**9,093,463**	**8,600,000**
	1	教区経常部会計回付金	9,093,463	8,600,000
5		**予備費**	**0**	**80,000**
	1	予備費	0	80,000
合 計			**11,484,019**	**11,880,000**

2022年度 高田教区共済会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 7,030,041 円也
歳出総額 金 1,180,000 円也
差引残額 金 5,850,041 円也

歳入の部

	目	決算額	予算額
1	教区経常部回付受金	4,206,389	5,395,000
2	雑収入	25	1,373
3	繰越金	2,823,627	2,823,627
合 計		**7,030,041**	**8,220,000**

歳出の部

	目	決算額	予算額
1	事務費	0	50,000
2	災害対策費	0	50,000
3	災害見舞金	50,000	1,500,000
4	弔慰金	360,000	800,000
5	慰労費	250,000	450,000
6	祝儀	440,000	500,000
7	慰問費	80,000	100,000
8	記念品調製費	0	100,000
9	予備費	0	4,670,000
合 計		**1,180,000**	**8,220,000**

2022年度 高田教区聖跡顕彰会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 4,048,624 円也
歳出総額 金 267,898 円也
差引残額 金 3,780,726 円也

歳入の部

	目	決算額	予算額
1	回付受金	300,000	300,000
2	寄付金	327,500	10,000
3	雑収入	3,582	2,458
4	繰越金	3,417,542	3,417,542
	合 計	4,048,624	3,730,000

歳出の部

	目	決算額	予算額
1	荘厳費	120,000	120,000
2	管理費	110,000	130,000
3	営繕費	0	100,000
4	会議費	13,200	30,000
5	諸費	24,698	50,000
6	予備費	0	3,300,000
	合 計	267,898	3,730,000

2022年度 高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」特別会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 3,082,682 円也
歳出総額 金 2,078,081 円也
差引残額 金 1,004,601 円也

歳入の部

	目	決算額	予算額
1	回付受金	1,100,000	1,100,000
2	雑収入	17	7,335
3	繰越金	1,982,665	1,982,665
	合 計	3,082,682	3,090,000

歳出の部

	目	決算額	予算額
1	研鑽費	695,730	920,000
2	教導費	493,440	500,000
3	会議費	29,820	50,000
4	事務諸費	4,656	50,000
5	予備費	854,435	1,570,000
	合 計	2,078,081	3,090,000

2022年度 高田教区役宅運営会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 9,461,921 円也
歳出総額 金 799,754 円也
差引残額 金 8,662,167 円也

歳入の部

	目	決算額	予算額
1	宗派助成金	106,000	106,000
2	回付受金	500,000	500,000
3	雑収入	140	8,219
4	繰越金	8,855,781	8,855,781
	合 計	9,461,921	9,470,000

歳出の部

	目	決算額	予算額
1	役宅運営費	117,590	100,000
2	役宅料	682,164	601,200
3	予備費	0	8,768,800
	合 計	799,754	9,470,000

2022年度 高田真宗学院会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 227,093 円也
歳出総額 金 49,023 円也
差引残額 金 178,070 円也

歳入の部

	目	決算額	予算額
1	教区助成金	1,000	1,000
2	回付受金	0	70,000
3	雑収入	2	2,909
4	繰越金	226,091	226,091
	合 計	227,093	300,000

歳出の部

	目	決算額	予算額
1	備品費	0	10,000
2	諸費	4,683	50,000
3	研修費	0	60,000
4	会議費	44,340	100,000
5	予備費	0	80,000
	合 計	49,023	300,000

2022年度 高田教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計歳入歳出決算

自2022年7月1日 至2023年6月30日

歳入総額 金 9,086,585 円也
歳出総額 金 5,438,128 円也
差引残額 金 3,648,457 円也

歳入の部

款	項	目	費 目	決算額	予算額
1			交付金	488,151	592,000
	1		交付金	488,151	592,000
		1	教化交付金	366,115	444,000
		2	奨励交付金	122,036	148,000
2			宗派助成金	2,895,140	3,080,000
	1		宗派助成金	2,895,140	3,080,000
		1	池の平青少幼年センター50周年記念事業	2,000,000	10,000
		2	真宗の仏事の回復に資する事業	200,000	200,000
		3	慶讃事務所推進費	695,140	370,000
3			冥加金	73,000	1,560,000
	1		冥加金	73,000	1,560,000
		1	研修冥加金	73,000	0
4			懇志金	685,500	100,000
	1		懇志金	685,500	100,000
		1	諸懇志	685,500	100,000
5			回付受金	3,300,000	3,000,000
	1		回付受金	3,300,000	3,000,000
		1	特別事業積立金会計回付受金	3,300,000	3,000,000
6			雑収入	284,122	11,462
	1		雑収入	284,122	11,462
		1	雑収入	284,122	11,462
7			繰越金	1,360,672	1,116,538
	1		繰越金	1,360,672	1,116,538
		1	繰越金	1,360,672	1,116,538
			合 計	9,086,585	9,460,000

歳出の部

款	項	目	費 目	決算額	予算額
1			教区事業費	680,360	5,590,000
	1		教区事業費	680,360	590,000
		1	真宗の仏事の回復に資する事業費	257,520	10,000
		2	交流研修事業費	422,840	0
2			各種助成金	1,858,000	1,400,000
	1		助成金	1,858,000	1,400,000
		1	助成金	1,858,000	1,400,000

款	項	目	費　目	決算額	予算額
3			記念事業費	1,751,395	2,000,000
	1		池の平青少幼年センター50周年記念事業費	1,751,395	2,000,000
		1	運営費	842,236	900,000
		2	諸行事費	698,331	700,000
		3	記念品調製費	93,105	200,000
		4	広報費	84,312	100,000
		5	記録作成費	33,411	100,000
4			事業推進費	1,148,373	(1,100,000) 1,148,373
	1		事業推進費	1,148,373	(1,100,000) 1,148,373
		1	会議費	133,720	250,000
		2	事務諸費	107,298	200,000
		3	渉外費	767,369	500,000
		4	諸費	139,986	150,000
5			予備費	0	(850,000) 801,627
	1		予備費	0	(850,000) 801,627
		1	予備費	0	850,000
合　計				5,438,128	8,000,000

2022年度 高田教区特別事業積立金会計歳入歳出決算

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　22,155,831 円也
歳出総額　金　3,300,000 円也
差引残額　金　18,855,831 円也

歳入の部

目		決算額	予算額
1	回付受金	0	1,000
2	教区御遠忌懇志金	0	70,000
3	教化交付金	0	1,000
4	雑収入	220	2,389
5	繰越金	22,155,611	22,155,611
合　計		22,155,831	22,230,000

歳出の部

目		決算額	予算額
1	回付金	3,300,000	3,300,000
2	予備費	0	18,930,000
合　計		3,300,000	22,230,000

2022年度 高田教区東北地方太平洋沖地震・福島第一原子力発電所事故被災者支援会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　3,503,342 円也
歳出総額　金　2,736,807 円也
差引残額　金　766,535 円也

歳入の部

目		収入額
1	宗派助成金	1,032,200
2	教区回付受金	1,250,000
3	寄付金	50,000
4	雑収入	10
5	繰越金	1,171,132
合　計		3,503,342

歳出の部

目		支出額
1	支援活動費	2,720,652
2	広報費	0
3	諸費	16,155
4	予備費	0
合　計		2,736,807

2022年度 池の平青少幼年センター施設整備積立金会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　2,772,046 円也
歳出総額　金　0 円也
差引残額　金　2,772,046 円也

歳入の部

目		収入額
1	雑収入	55
2	繰越金	2,771,991
合　計		2,772,046

歳出の部

目		支出額
1	施設整備費	0
合　計		0

2022年度　高田真宗学院運営積立金会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　3,539,496 円也
歳出総額　金　0 円也
差引残額　金　3,539,496 円也

歳入の部

目		収入額
1	雑収入	34
2	繰越金	3,539,462
合計		3,539,496

歳出の部

目		支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
合計		0

2022年度　高田教区伝道車積立金会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　2,848,315 円也
歳出総額　金　810,480 円也
差引残額　金　2,037,835 円也

歳入の部

目		収入額
1	回付受金	300,000
2	雑収入	21
3	繰越金	2,548,294
合　計		2,848,315

歳出の部

目		支出額
1	伝道車費	810,480
2	予備費	0
合　計		810,480

2022年度　高田教区共済積立金会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額　金　14,849,959 円也
歳出総額　金　0 円也
差引残額　金　14,849,959 円也

歳入の部

目		収入額
1	雑収入	295
2	繰越金	14,849,664
合　計		14,849,959

歳出の部

目		支出額
1	回付金	0
2	予備費	0
合　計		0

2022年度 高田教区雇員餞別金積立金会計計算書

自2022年7月1日　至2023年6月30日

歳入総額 金　921,633 円也
歳出総額 金　70,000 円也
差引残額 金　851,633 円也

歳入の部

目		収入額
1	雑収入	8
2	繰越金	921,625
合　計		921,633

歳出の部

目		支出額
1	退職餞別金	70,000
2	予備費	0
合　計		70,000

2023 年度　新潟教区予算概説

【教区事業費会計】

予算総額は１億１，７９０万円です。

「歳入の部」における主な内容は、1 款「教区交付金」2 款「同朋会員志還付金」については、本山経常費御依頼額に基づき計上します。3 款「助成金」では改編後も旧教区の助成金が割り当てられることから合算して計上します。

次に 4 款「教区費」については合計２，１００万円を教区内７０４ヵ寺に御依頼します。

5 款「回付受金」では教区出版特別会計より本山出版物売上の教区収入分のみ全額回付するためその見込金額を計上します。8 款「繰越金」は 2022 年度旧教区の一般会計残余金及び三条教区教化資料作成積立金を合算し継承します。

「歳出の部」における主な内容は、1 款「教化研修費」において、1 項「教化本部費」より 5 項「共同教化部門費」は新潟教区教化委員会規則及び事業計画（案）に基づき編成し計上します。合わせて 7 項「伝道広報室費」及び 8 項「同朋社会協議会費」は新潟教区伝道広報室及び同朋社会協議会の事業計画、10 項「関係団体助成費」についてはこれまでの実績及び各団体の事業計画に基づき計上します。

2 款「組事業費」1 項 1 目「組交付金」は新教区準備委員会で定めた方針に基づき、本山経常費御依頼額の 6%（同朋会員志目標額除く）を、同 3 目「教区費徴収費」は教区費御依頼額の 5%を計上します。2 項「組教化助成費」は旧教区の助成額を合算して計上します。

4 款「会議費」ではこれまでの実績や旅費の概算に基づき必要額を計上します。

5 款「事務費」は旧教区予算の合算を基本としながら、別院への光熱水費の折半を行う 1 項 6 目「光熱水費」や顕著な豪雪に対する別院に対する助成として 1 項 7 目「除雪対策費」等を計上します。

6 款「諸負担金」では 1 項 2 目「会館維持負担金」として均等割と崇敬寺院数割にて教区内三別院に回付します。

7 款「回付金」は特別会計や積立金の状況に基づき必要額を回付します。

【教区共済特別会計】

予算総額は２億１５１１万円です。「歳入の部」１項「共済拠出金」は規程に従い１カ寺１万円で計上しております。「歳出の部」１項「共済見舞費」は１目「共済金」に２，０００万円、２目「見舞金」に２００万円計上しております。

【教区出版特別会計】

予算総額は２３１万円です。1 項 1 目「本山出版冥加金」として２１０万円、「歳出の部」1 項 2 目「本山出版冥加金支出」に売り上げの内本山に送金する金額として１８０万円計上しております。

【教区教務所員役宅運営特別会計】

予算総額は４，１０６万円です。「歳入の部」３項１目「融通返済受金」では三条別院境内にある学校法人三条大谷学園松葉幼稚園より、２０１７年の新園舎建設の際に旧三条

教区地方事業補助金会計より融通した３，０００万円を３００万円ずつ１０か年度計画にて返済予定となっており、2023 年度は 6 年度目にあたります。ついては、新教区における同様の主旨である同会計において引き続き３００万円を計上します。

【新潟真宗学院特別会計】
予算総額は６０万２，０００円です。2023 年度は三条学舎・高田学舎ともに休校のため、必要最低限の予算計上となっておりますが、開校に向けた準備のため、「歳出の部」の各会議費のみ必要経費を計上しています。

【教区慶讃事業特別会計】
予算総額は１，３０２万円です。教区慶讃事業の内容が未定のため、必要最低限の予算計上となっておりますが、「歳入の部」1 項 1 目「慶讃事業助成金」にて宗派より寺院活性化支援室助成を受けるため２１９万円を計上します。「歳出の部」2 項 1 目「会議費」において、教区慶讃準備委員会の会議費を２０万円計上します。

【教区教学研鑽室特別会計】
予算総額は６８６万円です。「歳入の部」2 項 1 目「助成金」にて宗派より教学研鑽機関の設置充実に係る助成を受けるため２９４万円計上します。また、事業計画に基づき、「歳出の部」1 項「三条教化センター費」2 項「高田聞思学場費」、3 項「事務運営費」に合計２８０万４０００円計上し、「歳入の部」3 項「回付受金」に同額を教区事業費会計から回付を受けるよう計上しております。

【教区「池の平青少幼年センター」特別会計】
予算総額は１，２７６万円です。これまでの高田教区における予算編成に準じて計上しております。

【教区聖跡顕彰特別会計】
予算総額は４２９万円です。これまでの高田教区における予算編成に準じて計上しておりますが、新潟市の木揚場教会を新たに顕彰対象に加えることから、「歳入の部」1 項 1 目「回付受金」を１０万円増額し、「歳出の部」1 項 1 目「荘厳費」を１０万円増額しております。また、これまで旧高田教区の会計では予備費に保管されていた尾神嶽報尽為期碑将来営繕積立金について新教区においては別途積立金会計を設けるため５項１目に同積立金会計回付金を設け、これまで保管されている金額を計上しております。

以上、９会計につきまして、新潟教区発足初年度にあたり、新教区準備委員会で定めた主な方針や各機関で立案された事業計画に基づき、各科目の精査検討を行い、予算を編成いたしました。

以上

２０２３年度新潟教区事業費会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　117,900,000 円也
歳出総額　117,900,000 円也

歳入の部					
款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
(1)			**教区交付金**	**52,786,700**	2023年度合計御依頼額　331,360,000 同朋会員志目標額　20,850,000
	1		**教化交付金**	**46,576,500**	
		1	教化交付金	46,576,500	本山経常費収納額の（同朋会員志収納額除く　310,510,000円）の15%
	2		**奨励交付金**	**6,210,200**	
		1	奨励交付金	6,210,200	本山経常費収納額の（同朋会員志収納額除く　310,510,000円）の2%
(2)			**同朋会員志還付金**	**2,085,000**	
	1		**同朋会員志還付金**	**2,085,000**	
		1	同朋会員志還付金	2,085,000	同朋会員志収納額の10%　2022年度目標額ベース
(3)			**助成金**	**14,950,000**	
	1		**助成金**	**14,950,000**	
		1	本山事業助成金	7,000,000	2022年度ベースで合算　組への助成金も一旦教区会計へ繰り入れる
		2	教務所運営費助成	7,950,000	教務所出張旅費・事務費
(4)			**教区費**	**21,300,000**	
	1		**教区費**	**21,300,000**	
		1	本年度教区費	21,000,000	2022年度旧教区合算額は　23,189,600円
		2	過年度教区費	300,000	
(5)			**回付受金**	**300,000**	
	1		**回付受金**	**300,000**	
		1	教区出版会計回付受金	300,000	本山出版物売上教区分
(6)			**冥加金**	**400,000**	
	1		**冥加金**	**400,000**	
		1	研修冥加金	400,000	教区教化事業参加費
(7)			**雑収入**	**455,032**	
	1		**雑収入**	**455,032**	
		1	雑収入	455,032	預金利息　コピー代、諸懇志　等
(8)			**繰越金**	**25,623,268**	
	1		**繰越金**	**25,623,268**	
		1	繰越金	25,623,268	前年度繰越金　三条　12,767,956円、高田　7,304,347円 三条教化資料作成積立金　5,550,965円
合　　計				**117,900,000**	

歳出の部

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
(1)			**教化研修費**	**20,906,000**	
	1		**教化本部費**	**2,277,000**	
		1	本部研修費	584,000	新任教師研修、寺院運営研修、本部員研修
		2	同朋の会育成費	570,000	指定同朋の会
		3	帰敬式実践運動推進費	28,000	帰敬のつどい
		4	特別事業助成費	400,000	特別事業助成
		5	教化関係団体懇談会費	100,000	懇談会
		6	女性研修費	595,000	教区女性研修会・三条エリア女性研修会・高田エリア女性研修会・定例学習会
	2		**教学儀式部門費**	**2,738,000**	
		1	教学研修費	1,465,000	秋安居（三条・高田）・教学研究会・教学研修会・伝道研修会
		2	儀式声明研修費	853,000	声明基本講習（夏・春）、声明講習会（秋・春）、声明作法講習
		3	得度研修費	420,000	得度研修会・得度受式者の集い
	3		**同朋社会部門費**	**180,000**	
		1	社会問題研修費	180,000	社会問題研修　他
	4		**未来構想部門費**	**1,290,000**	
		1	青少幼年教化費	690,000	青少幼年キャンプ、こども報恩講、べついん寺子屋
		2	青少幼年協議会費	300,000	青少幼年教化連絡協議会
		3	未来構想費	300,000	未来構想に関する検討会
	5		**共同教化部門費**	**656,000**	
		1	教区-組教化連絡会費	270,000	教区-組教化連絡会
		2	組教化担当者協議会費	386,000	組教化担当者協議会
	6		**教化委員会費**	**3,200,000**	
		1	教化委員会会議費	2,500,000	教化委員会総会、本部会、企画会、部門会議旅費
		2	実行委員会会議費	500,000	実行委員会、会議旅費
		3	教化諸費	200,000	時事対応経費
	7		**伝道広報室費**	**2,054,000**	
		1	機関誌発行費	900,000	機関誌発行
		2	ホームページ運営費	554,000	教区ホームページの運営、ページ修正経費　等
		3	掲示伝道費	300,000	法語ポスター
		4	伝道広報室会議費	300,000	会議旅費
	8		**同朋社会協議会費**	**2,080,000**	
		1	差別問題研修費	310,000	差別問題基礎講座・専門講座
		2	靖国問題研修費	310,000	靖国問題基礎講座・専門講座
		3	男女平等参画研修費	310,000	男女平等参画基礎講座・専門講座
		4	協議会会議費	800,000	総会・常任委員会・各専門部会　会議旅費
		5	協議会諸費	100,000	時事対応経費　集会派遣費　等
		6	関係団体負担金	250,000	同宗連、部落解放同盟県連等諸団体年会費　等
	9		**教区教化助成費**	**800,000**	
		1	派遣助成費	500,000	本山・連区会議・研修会派遣助成
		2	別院奉仕研修助成費	300,000	三条・高田・新井へ各10万ずつ助成

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
(1)	10		**関係団体助成費**	**5,631,000**	
		1	坊守会	1,180,000	高田53万、三条65万　合計額を一括助成
		2	推進員連絡協議会	650,000	高田20万、三条45万　合計額を一括助成
		3	児童教化連盟	900,000	高田23万、三条67万　三条・高田それぞれに助成
		4	仏教青年会	1,000,000	高田40万、三条60万　三条・高田それぞれに助成
		5	スカウト連合会	551,000	高田10万、三条45万1,000円　合計額を一括助成
		6	大谷保育協会	800,000	高田10万、三条60万　連区当番10万　合計額を一括助成
		7	合唱団	150,000	高田15万　合計額を一括助成
		8	教導補導会	100,000	三条10万　合計額を一括助成
		9	保護司会	100,000	高田8万 三条2万　合計額を一括助成
		10	教誨師会	200,000	三条20万　　合計額を一括助成
(2)			**組事業費**	**34,620,600**	
	1		**組事業費**	**21,740,600**	
		1	組交付金	18,630,600	本山経常費収納額（同朋会員志収納額除310,510,000）の6%
		2	同朋の会還付金	2,085,000	同朋会員志収納額の10%
		3	教区費徴収費	1,025,000	教区費収納額の5%
	2		**組教化助成費**	**12,880,000**	
		1	同朋の会推進講座助成	2,400,000	旧教区の基準に基づき助成
		2	組重点施策助成	3,050,000	旧三条教区組重点施策助成・旧高田教区組重点教化事業助成
		3	各種教化助成	7,430,000	上記以外の旧教区各組教化助成
(3)			**奨励費**	**700,000**	
	1		**奨励費**	**700,000**	
		1	所長巡回費	650,000	組会・組門徒会
		2	奨励諸費	50,000	時事対応経費　等
(4)			**会議費**	**7,670,000**	
	1		**教区会費**	**2,360,000**	
		1	教区会費	1,500,000	通常会・臨時会　（合計2回）分 三条・高田　１回最大60万円+α
		2	参事会費	360,000	4回分 三条5　高田4　１回最大９万
		3	正副議長渉外費	500,000	全国正副議長会拠出金　等
	2		**教区門徒会費**	**2,560,000**	
		1	教区門徒会費	1,500,000	通常会・臨時会　（合計2回）分 三条・高田　１回最大６０万円+α
		2	常任委員会費	360,000	4回分 三条5　高田4　１回最大9万
		3	正副門徒会長渉外費	400,000	全国門徒会正副会長会拠出金　等
		4	教区門徒会員研修会費	300,000	教区門徒会員の研修
	3		**諸会議費**	**2,750,000**	
		1	正副組長会費	1,050,000	２回分　１回最大52万円
		2	御依頼適正審議委員会費	700,000	２回分
		3	諸会議費	1,000,000	教区改編委員会、教区門徒戸数調査委員会　共済委員会　等

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
(5)			**事務費**	**36,560,000**	
	1		**事務費**	**15,010,000**	
		1	選挙費	10,000	宗議会・教区会議員選挙経費　2023年度実施予定なし
		2	郵電費	4,300,000	教務所・教務事務所電話代、郵便・宅急便・メール便代 全寺院発送委託経費
		3	備品費	400,000	教務所・教務事務所備品購入代
		4	事務消耗品費	4,000,000	コピー用紙、封筒、会議用水、その他消耗品 印刷機器リース代・インク代等
		5	諸費	1,500,000	各種手数料、新聞代等
		6	光熱水費	4,000,000	教区負担分 三条別院170万、高田別院110万、新井別院30万　+予備 電気代高騰
		7	除雪対策費	800,000	別院の顕著な豪雪による除雪経費に対する助成
	2		**人件費**	**14,000,000**	
		1	雇員給与費	7,100,000	教区雇員給与・諸手当、社会保険料
		2	諸給費	3,000,000	嘱託教区手当、社会保険料負担
		3	諸手当費	3,900,000	宗務役員教区手当、休日・時間外勤務手当
	3		**庶務費**	**6,750,000**	
		1	伝道車費	2,500,000	リース料、保険料等
		2	渉外連絡費	600,000	教務所長会・主計会拠出金、酒肴料、職員参加費　等
		3	福利厚生費	350,000	職員健康診断
		4	出張旅費	3,300,000	教務所員出張旅費、公用車ガソリン代等
	4		**慶事・見舞費**	**800,000**	
		1	慶事費	600,000	祝金・得度、住職就任記念品、住職30年・坊守30年賞状額　他
		2	見舞費	200,000	門徒宅火災見舞
(6)			**諸負担金**	**2,307,000**	
	1		**諸負担金**	**2,307,000**	
		1	連区事業負担金	500,000	連区議長会、門徒会長会等負担金、連区研修会当番教区負担金等
		2	会館維持負担金	1,607,000	三条別院・高田別院・新井別院へ回付　均等割30万+崇敬寺院数割
		3	諸団体負担金	200,000	真宗教団連合　等
(7)			**回付金**	**8,026,000**	
	1		**回付金**	**8,026,000**	
		1	伝道車積立金会計回付金	300,000	
		2	真宗学院会計回付金	402,000	特別会計40万、運営積立金会計　1000円×2学舎
		3	退職慰労積立金会計回付金	400,000	嘱託1名、教区雇員（駐在業務）1名
		4	役宅運営会計回付金	10,000	
		5	災害対策積立金会計回付金	500,000	
		6	教学研鑽室会計回付金	2,804,000	三条教化センター153万9,000円 高田聞思学場　108万　運営費18万5,000円
		7	特別事業積立会計回付金	100,000	
		8	慶讃事業会計回付金	10,000	
		9	池の平センター会計回付金	100,000	
		10	聖跡顕彰会計回付金	400,000	尾神嶽報尽碑・竹ノ内草庵・木揚場教会
		11	災害支援実行委員会活動資金回付金	3,000,000	別途災害支援実行委員会事業計画・予算（案）参照

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
(8)			**予備費**	**7,110,400**	6.03%
	1		**第一予備費**	**5,610,400**	
		1	第一予備費	5,610,400	避けがたい予算の不足を補う
	2		**第二予備費**	**1,500,000**	
		1	第二予備費	1,500,000	予算外に生じた必要な経費に充てる
			合　計	**117,900,000**	

２０２３年度新潟教区共済特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　215,110,000 円也
歳出総額　215,110,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**共済拠出金**	**7,040,000**	
	1	共済拠出金	7,040,000	1ヵ寺10,000円
2		**雑収入**	**21,060**	
	1	雑収入	21,060	預金利息　他
3		**繰越金**	**208,048,940**	
	1	繰越金	208,048,940	三条　187,348,940円、高田　20,700,000円
合　計			**215,110,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**共済見舞費**	**22,000,000**	
	1	共済金	20,000,000	1ヵ寺　最大1,000万円
	2	見舞金	2,000,000	基準に満たない被害に対する見舞金
2		**事務費**	**70,000**	
	1	事務費	35,000	
	2	郵便費	35,000	
3		**予備費**	**193,040,000**	
	1	予備費	193,040,000	
合　計			**215,110,000**	

２０２３年度新潟教区出版特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　2,310,000 円也
歳出総額　　2,310,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**出版冥加金**	**2,250,000**	
	1	本山出版冥加金	2,100,000	本山出版物売り上げ（教務所窓口頒布分）
	2	教区出版冥加金	150,000	教区出版物売り上げ
2		**回付受金**	**10,000**	
	1	回付受金	10,000	
3		**雑収入**	**50,000**	
	1	雑収入	50,000	預金利息　他
4		**繰越金**	**0**	
	1	繰越金	0	
合　計			**2,310,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**頒布諸費**	**50,000**	
	1	頒布諸費	50,000	委託頒布買取経費　等
2		**本山出版冥加金支出**	**1,800,000**	
	1	本山出版冥加金支出	1,800,000	教務所売上のうち本山へ送金する金額
3		**教区出版発行費**	**10,000**	
	1	教区出版発行費	10,000	新潟教区としての出版に対応
4		**回付金**	**300,000**	
	1	回付金	300,000	本山出版売上教区収入分を教区事業費会計へ回付
5		**予備費**	**150,000**	
	1	予備費	150,000	
合　計			**2,310,000**	

２０２３年度新潟教区教務所員役宅運営特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　41,060,000 円也
歳出総額　　41,060,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**役宅冥加金**	**24,000**	
	1	役宅冥加金	24,000	教区役宅本人負担分　@1000*12ヵ月*2
2		**回付受金**	**10,000**	
	1	回付受金	10,000	教区事業費会計より
3		**融通返済受金**	**3,000,000**	
	1	融通返済受金	3,000,000	三条大谷学園松葉幼稚園からの新園舎建設に伴う融通金の返済 10ヵ年度計画の6ヵ年度目
4		**雑収入**	**3,150**	
	1	雑収入	3,150	預金利息　他
5		**繰越金**	**38,022,850**	
	1	繰越金	38,022,850	三条29,360,683円　高田8,862,167円
合計			**41,060,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**役宅管理費**	**900,000**	
	1	教区役宅管理費	150,000	教区役宅共用部分光熱水費　火災保険料　等
	2	借上役宅負担費	750,000	宗派借上げ役宅教区負担分
2		**営繕備品費**	**500,000**	
	1	営繕備品費	500,000	教区役宅修繕費
3		**教務所整備費**	**100,000**	
	1	教務所整備費	100,000	事務所整備費
4		**予備費**	**39,560,000**	
	1	予備費	39,560,000	
合　計			**41,060,000**	

２０２３年度新潟真宗学院特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　602,000 円也
歳出総額　　602,000 円也

歳入の部

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
1			**三条学舎学費**	**4,000**	
	1		**三条学舎学費**	**4,000**	
		1	三条授業料	1,000	2023年度休校
		2	三条施設使用料	1,000	2023年度休校
		3	三条入学金	1,000	2023年度休校
		4	三条入学試験料	1,000	2023年度休校
2			**高田学舎学費**	**4,000**	
	1		**高田学舎学費**	**4,000**	
		1	高田授業料	1,000	2023年度休校
		2	高田施設使用料	1,000	2023年度休校
		3	高田入学金	1,000	2023年度休校
		4	高田入学試験料	1,000	2023年度休校
3			**助成金**	**402,000**	
	1		**助成金**	**402,000**	
		1	教区助成金	400,000	教区事業費会計より
		2	宗派助成金	2,000	
4			**回付受金**	**2,000**	
	1		**回付受金**	**2,000**	
		1	三条学舎回付受金	1,000	三条学舎運営積立金会計より
		2	高田学舎回付受金	1,000	高田学舎運営積立金会計より
5			**雑収入**	**11,930**	
	1		**雑収入**	**11,930**	
		1	雑収入	11,930	預金利息　等
6			**繰越金**	**178,070**	
	1		**繰越金**	**178,070**	
		1	繰越金	178,070	高田　178,070円、三条　0円
合　計				**602,000**	

歳出の部

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
1			**三条学舎費**	**183,000**	
	1		**三条学舎教務費**	**23,000**	
		1	三条講師費	1,000	2023年度休校
		2	三条講師研究費	1,000	2023年度休校
		3	三条特別講義費	1,000	2023年度休校
		4	三条教務諸費	20,000	2023年4月～6月　弁当代　等
	2		**三条学舎事務費**	**160,000**	
		1	三条指導会議費	150,000	
		2	三条事務諸費	10,000	
2			**高田学舎費**	**133,000**	
	1		**高田学舎教務費**	**23,000**	
		1	高田講師費	1,000	2023年度休校
		2	高田講師研究費	1,000	2023年度休校
		3	高田特別講義費	1,000	2023年度休校
		4	高田教務諸費	20,000	2023年4月～6月　弁当代　等
	2		**高田学舎事務費**	**110,000**	
		1	高田指導会議費	100,000	
		2	高田事務諸費	10,000	
3			**運営費**	**210,000**	
	1		**運営費**	**210,000**	
		1	運営委員会費	50,000	
		2	学院指導会議費	150,000	
		3	学院事務諸費	10,000	
4			**予備費**	**76,000**	
	1		**予備費**	**76,000**	
		1	予備費	76,000	
合　計				**602,000**	

２０２３年度新潟教区慶讃事業特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　13,020,000 円也
歳出総額　　13,020,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**助成金**	**2,190,000**	
	1	慶讃事業助成金	2,190,000	寺院活性化支援室助成 2020年7月寺の寺院数×2850円（1,000円未満切上）
2		**懇志金**	**10,000**	
	1	懇志金	10,000	未定
3		**冥加金**	**10,000**	
	1	冥加金	10,000	未定
4		**回付受金**	**10,000**	
	1	回付受金	10,000	教区事業費会計より
5		**雑収入**	**8,836**	
	1	雑収入	8,836	預金利息　等
6		**繰越金**	**10,791,164**	
	1	繰越金	10,791,164	三条7,142,707円　高田　3,648,457円
合　計			**13,020,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**教区事業費**	**30,000**	
	1	教区慶讃法要費	10,000	未定
	2	慶讃教化事業費	10,000	未定
	3	記念事業費	10,000	未定
2		**事務費**	**260,000**	
	1	会議費	200,000	慶讃準備委員会　会議旅費　等
	2	郵便費	30,000	
	3	事務諸費	30,000	
3		**予備費**	**12,730,000**	
	1	予備費	12,730,000	寺院活性化支援室助成　2,190,000円
合　計			**13,020,000**	

２０２３年度新潟教区教学研鑽室特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　6,860,000 円也
歳出総額　　6,860,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**冥加金**	**100,000**	
	1	冥加金	100,000	聴講費
2		**助成金**	**2,940,000**	
	1	宗派助成金	2,940,000	教区基本割100万、既設置教区割　94万、　改編教区助成　@50万*2
3		**回付受金**	**2,804,000**	
	1	回付受金	2,804,000	教区事業費会計より
4		**雑収入**	**11,399**	
	1	雑収入	11,399	預金利息　他
5		**繰越金**	**1,004,601**	
	1	繰越金	1,004,601	高田聞思学場特別会計繰越金
合　計			**6,860,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**三条教化センター費**	**1,539,000**	
	1	正副主幹費	546,000	定例学習会　正副主幹謝礼・研究費・旅費
	2	研究員費	220,000	研究員助成・旅費
	3	諸研修費	663,000	公開講座　フィールドワーク
	4	書庫整備費	110,000	図書購入・整備 ※事業計画は新潟教区教学研鑽室（共通）事業として計上
2		**高田聞思学場費**	**1,080,000**	
	1	諸研修費	210,000	公開講演会　一泊研修会
	2	教導費	700,000	定例研鑽会　教導御礼・旅費　研鑽補助
	3	紀要費	170,000	『聞思』発行
3		**事務運営費**	**185,000**	
	1	会議運営費	100,000	運営委員会　スタッフ会議
	2	事務諸費	85,000	郵送費　謝恩会スタッフ補助
4		**予備費**	**4,056,000**	
	1	予備費	4,056,000	
合　計			**6,860,000**	

２０２３年度新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　12,760,000 円也
歳出総額　　12,760,000 円也

歳入の部

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
1			**冥加金**	**4,300,000**	
	1		冥加金	4,300,000	
		1	冥加金	4,300,000	施設利用に伴う冥加金
2			**回付受金**	**5,990,000**	
	1		回付受金	5,990,000	
		1	宗派回付受金	5,890,000	宗派より　施設管理助成＝250万円、教区雇員給与＝339万円
		2	教区回付受金	100,000	教区事業費会計より
3			**諸懇志**	**30,000**	
	1		諸懇志	30,000	
		1	諸懇志	30,000	施設利用に伴う諸懇志
4			**雑収入**	**10,545**	
	1		雑収入	10,545	
		1	雑収入	10,545	預金利息他
5			**繰越金**	**2,429,455**	
	1		繰越金	2,429,455	
		1	繰越金	2,429,455	前年度繰越金
			合　計	**12,760,000**	

歳出の部

款	項	目	科目名称	予算額	備　　考
1			**事業費**	**6,850,000**	
	1		**研修費**	**2,100,000**	
		1	給食費	1,200,000	施設利用に伴う、食材費・飲料代
		2	教材費	100,000	教化教材等の購入費
		3	振興費	800,000	センター主催行事の開催経費
	2		**管理費**	**4,750,000**	
		1	荘厳費	100,000	仏華、蝋燭等、荘厳にかかる経費
		2	営繕整備費	600,000	施設設備点検・清掃作業経費、その他諸営繕対応費
		3	備品費	400,000	備品購入費、修理費
		4	除雪費	850,000	除雪業務委託経費
		5	光熱水費	1,200,000	電気・ガス・上下水道・灯油代
		6	温泉関係費	450,000	温泉料負担金
		7	諸費	700,000	日用品・事務用品購入代、業務用冷凍冷蔵庫・複合機・AEDリース代、新聞購読料他
		8	負担金費	250,000	温泉区協議会費、食品衛生協会会費他 各種団体負担金
		9	公用車費	200,000	軽トラック保険料、ガソリン代他
2			**庶務費**	**5,600,000**	
	1		**事務費**	**700,000**	
		1	会議費	500,000	運営委員会（2回）、スタッフ会議他 関係会議経費
		2	通信費	150,000	郵便・電話(固定・FAX)代
		3	渉外費	50,000	各種渉外費
	2		**人件費**	**4,900,000**	
		1	職員費	4,200,000	教区雇員給与他人件費、主任時間外・休日勤務手当 センター雇員退職積立金
		2	補助員費	500,000	アルバイト人件費、傷害保険料
		3	交通費	200,000	主任ガソリン代
3			**予備費**	**310,000**	
	1		**予備費**	**310,000**	
		1	予備費	310,000	
			合　計	**12,760,000**	

２０２３年度新潟教区聖跡顕彰特別会計歳入歳出予算

自2023年7月1日　至2024年6月30日

歳入総額　　4,290,000 円也
歳出総額　　4,290,000 円也

歳入の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**回付受金**	**400,000**	
	1	回付受金	400,000	教区事業費会計より
2		**寄付金**	**100,000**	
	1	寄付金	100,000	報尽為期碑保存・管理寄付金
3		**雑収入**	**9,274**	
	1	雑収入	9,274	預金利息他
4		**繰越金**	**3,780,726**	
	1	繰越金	3,780,726	前年度繰越金（高田）
合　計			**4,290,000**	

歳出の部				
項	目	科目名称	予算額	備　　考
1		**荘厳費**	**220,000**	
	1	荘厳費	220,000	竹之内草庵供華料 10万円、報尽為期碑荘厳費 2万円 木揚場教会供華料　10万円
2		**管理費**	**130,000**	
	1	管理費	130,000	報尽為期碑清掃補助 5万円 報尽為期碑冬囲い諸経費 6万円他
3		**会議費**	**240,000**	
	1	会議費	240,000	運営委員会開催経費（2回）
4		**諸費**	**50,000**	
	1	諸費	50,000	賠償責任保険料、傷害保険料（研修会等）、寄付金振込手数料、郵便費他
5		**回付金**	**3,194,007**	
	1	尾神嶽報尽為期碑将来営繕積立金会計回付金	3,194,007	尾神嶽報尽為期碑将来営繕積立金会計へ
6		**予備費**	**455,993**	
	1	予備費	455,993	
合　計			**4,290,000**	

５．教化事業

2022 年度　三条教区教化事業報告

企画委員会

名称：企画委員研修会	期日：　－	会　場：　－
講師：－	内容：　教化事業の「評価検証」の実施を目的とした研修会を実施する計画だったが、改編協議の中で方向性が定まった為、中止とした	参加者：　－
名称：「男女両性で形づくる教区」のための具体的施策の検討	期日：　－	会　場：　－
講師：－	内容：　WGを結成し施策検討を行う。4/26高田教区男女平等参画を考える会拡大学習会に参加した	参加者：　－
名称：次世代へ向けた取り組み（A）	期日：　－	会　場：　－
講師：－	内容：　過疎地域への支援策の検討、過疎地域における課題抽出(11,15,22,24,佐渡各組より聴取)	参加者：　－
名称：次世代へ向けた取り組み(B)	期日：　－	会　場：　－
講師：－	内容：　デジタル化推進、WGで協議。相談窓口を教区で設け、外部委託をふくめ専門の所へ繋げていく方針とすることとした	参加者：　－

社会広報部会

名称：教区別院ホームページの運営	期日：　通年	
内容：定期的に教区別院ホームページを更新		
名称：新教区ホームページ作成	期日：　－	会　場：　－
講師：－	内容：　新潟教区のホームページを高田教区委員と連携して作成。	

連絡協議部会

名称：帰敬式ガイドブック出版	内容：本山鬼頭堂衆による事前学習と撮影監修。お寺で帰敬式スタートアップガイド800部を発行			
名称：帰敬式リーフレット出版	内容：未実施			
名称：同朋の会推進講座に関する協議会	期日：2023年5月25日		会　場：	三条別院
講師：－	内容：同朋の会教導、推進員教習部門、教区推連協役員で協議を行い、本部会で申し送り事項を協議した。		参加者：	１２人
名称：帰敬式法座	期日：①❶2022年10月9日❷10月16日❸10月30日②11月6日③12月11日		会　場：	三条別院他
講師：今泉　温資　氏	内容：三回連続講座。第１講を長岡・県央・新潟の三地区開催。第２講で受式。第３講で法話と祝賀会を開催。		参加者：	２７人

研修部会

名称：新任教師研修会	期日：２０２３年６月７日	会　場：三条別院
講師：多田　誓　氏	内容：教師としての歩みの確かめ、他の教師との交流を図る	参加者：１６名

「教学研究会」部門　　担当教化委員：池田　陽

名称：教学研究会	期日：①2022年11月21日～22日、②2023年3月29日～30日、③2023年5月9日～10日	会　場：三条別院
講師：藤場　俊基　氏	講題：『教行信証』「化身土巻」講義　　受講証：第2種	参加者：３５名
名称：秋安居	期日：２０２３年２月２０日～２１日	会　場：三条別院
講師：東舘　紹見　氏	講題：『親鸞聖人伝絵』考察　　受講証：第2種	参加者：３５名

「『差別と真宗』共学研修会」部門　　担当教化委員：髙橋　深恵

名称：「差別と真宗」共学研修会	期日：２０２２年１１月１８日	会　場：三条別院
講師：長谷川　均　氏・佐々木　尚子　氏	内容：「差別問題を学ぶということは、私たちにとってどういうことなのか」をテーマに講義	参加者：１８名
名称：「差別と真宗」基礎講座	期日：２０２２年７月８日	会　場：佐渡組善宗寺
講師：藤岡　正典　氏	内容：佐渡組門徒総会にて「五劫思惟の願の感動」を講題に開催	参加者：２０名

「靖国問題研修会」部門　　担当教化委員：富岡　教潤

名称：スタッフ研修会	期日：毎部門会議後	会　場：三条別院
内容：『信の回復』の輪読及び考察・議論		参加者：スタッフ
名称：交流研修会	期日：2023年3月6日～7日	会　場：原町別院他
講師：木ノ下 秀俊 氏	内容：空港基地の跡地の見学、震災後12年の実体や現状を学習	参加者：9名
名称：靖国問題基礎講座	期日：2022年12月9日	会　場：三条別院
講師：新野 和暢 氏	内容：「大谷派と戦争」を講題に、靖国問題の基礎を確かめた	参加者：15名
名称：第27回全戦争犠牲者追弔法会	期日：2022年5月22日	会　場：三条別院
講師：平川 宗信 氏	内容：あらゆる戦争犠牲者を偲ぶ法要及び法話の実施。	参加者：45名

「声明講習会」部門　　担当教化委員：島津　崇之

名称：声明基本講習会	期日：①2022年8月23日(夏季)②2023年3月27日(春季)	会　場：	三条別院
講師：部門スタッフ	内容：得度班・研鑽班・法務研鑽班に分けた班別講習	参加者：	①9名②28名
名称：秋季声明講習会	期日：2022年9月30日　　受講証:第1種	会　場：	三条別院
講師：泉　康夫　氏	内容：『同朋奉讃・御文』についての学習	参加者：	31名
名称：春季声明講習会	期日：2023年4月14日　　受講証:第1種	会　場：	三条別院
講師：泉　康夫　氏	内容：正信偈草四句目下念仏和讃三淘についての学習	参加者：	31名

2022 年度　三条教区教化事業報告

「推進員教習」部門　　**担当教化委員：北島 栄誠**

名称：同朋の会推進講座に関する協議会	期日：２０２３年５月２５日	会　場：	三条別院
内容：同朋の会連絡協議会、教区推連協と協議を行い、課題の共有や推進講座の展望や意義を確かめた		参加者：	１１名
名称：三条教区推進員教習同窓会	期日：2022年11月20日	会　場：	三条別院・越前谷ホテル
講師：	内容：教区主催受講者対象の同窓会	参加者：	15名
名称：後期教習	期日：2023年1月7日～9日　　アフター会2023年3月5日(会場：第13組廣深寺)	会　場：	真宗本廟
講師：大久保　州　氏	内容：教区主催による推進講座後期教習、3月にアフター会を行った	参加者：	3名

「推進員研修会」部門　　**担当教化委員：米山 久雄**

名称：推進員研修会	期日：2022年10月12日～14日	会　場：	泉慶
講師：今泉　温資　氏　中山　善雄　氏	内容：第28回真宗同朋の会全国交流研修会と兼ねて開催	参加者：	54名

「女性研修会」部門　　**担当委員：鷲尾 信子**

名称：スタッフ学習会	期日：会議に併せて開催	会　場：	三条別院
講師：細川　好円　氏	内容：テーマ『観経』講義座談	参加者：	15名
名称：長岡地区・新潟地区合同女性研修会	期日：2022年9月5日	会　場：	三条別院
講師：細川　好円　氏	内容：テーマ「『観経』に聞く　私の現場」	参加者：	26名(ZOOM含)
名称：教区女性研修会	期日：2022年12月6日	会　場：	三条別院
講師：榊　法存　氏	内容：テーマ「韋提希　その悲しみのゆくえ」	参加者：	65名

「坊守研修会」部門　　**担当委員：朝倉 安都子**

名称：教区坊守研修会	期日：２０２２年１１月３０日	会　場：	三条別院
講師：玉置　妙憂　氏	内容：スピリチュアルケアについての講義	参加者：	５１名(ZOOM含)
名称：若坊守・准坊守のつどい（結の会）	期日：２０２３年３月１０日	会　場：	三条別院
講師：佐賀枝　夏文　氏	内容：テーマ「人生の物語～先輩たちが子どもたちに伝えた世界～」	参加者：	６２名(ZOOM含)

「スカウト研修会」部門　　**担当委員：捧 裕一朗**

名称：第68回ボーイスカウト研修会	期日：2023年4月1日～3日	会　場：	三条別院・新津市
内容：中学生年代を中心に別院で2泊3日の研修会、ハイキングを新津市エリアで行う		参加者：	18名
名称：第47回ベンチャースカウト研修会	期日：2023年4月1日～2日	会　場：	三条別院
内容：高校生と一部中学生で真宗の教え等を様々なセッションで学ぶ。		参加者：	10名
名称：第45回カブスカウト研修会	期日：2023年6月25日	会　場：	池の平青少幼年センター
内容：池の平青少幼年センター50周年事業にブース出展		参加者：	20名
名称：指導者研修会及び父母とリーダーの集い	期日：2023年4月29日～31日	会　場：	真宗本廟
内容：本山慶讃事業大谷スカウト結成65周年事業参加。公開講演会、記念式典等へ参加		参加者：	6名

「児童教化研修会」部門　　**担当委員：渡邉 量**

名称：児童指導者研修会(連区研修)	期日：２０２３年３月７日～８日	会　場：	木揚場教会
講師：大橋　宏雄　氏	内容：東日本連区児童指導者研修会として開催。テーマ「出世の大事～私が子どもたちに伝えたいこと～」	参加者：	１５名

「仏青研修会」部門　　**担当委員：細川敏祐貴**

名称：おてらい講	期日：2023年6月11日	会　場：	第23組慶誓寺
内容：普段お寺へ来ない地域の方や若者が対象、お勤めや法話、会食(お弁当)しながらの語り合い。DODAROカードを活用		参加者：	8名
名称：仏青通信『極楽マガジン』	期日：2022年12月及び2023年6月末		
内容：一般の若者を対象としたフリーマガジンを年2回発行		発行部数：	各2,000部

「保育研修会」部門　　**担当委員：安藤 栄寿**

名称：保育大会	期日：2023年2月13日	会　場：	三条別院
講師：井上　和久　氏	内容：保育心理士資格取得及びフォローアップのためのWeb研修会を実施。	参加者：	19名
名称：新任者研修会	期日：2023年5月10日	会　場：	三条別院
講師：五島　満　氏	内容：加盟園新任者対象研修	参加者：	19名

「青少年研修会」部門　　**担当教化委員：村山 尚秀**

休止		

２０２２年度高田教区教化研修報告

※記載の期日で、７～１２月は２０２２年、１～６月は２０２３年

※教学儀式部門の網掛け部分は、教師陞補対象研修会

項目	研修名称	開催日	会　場	対　象	参加人数	講　師	内　容	備　考
教化本部	教区同朋会議	3/15	高田別院	教区教化委員 組教化委員長 教区門徒会員 各組坊守会長	43人	—	新教区発足後の教区教化事業について	これまで実施してきた事業の趣旨や願い等を、各部門等にて確認する機会とする
	宗祖御正忌報恩講団体参拝	~~11/27～29~~	—	—	—	—	御正忌報恩講への団体参拝	【中止】
	法話研修会	~~①12/9~~ ②6/2	高田別院	どなたでも	①－ ②2人	①— ②調整会員	「話し込み法話」の実践	①【中止】
	教区出版物	6/30	—	—	—	—	『阿弥陀経講義録』	聞思学場 第４期講義録
	兼職者・新任住職・若手教師交流会	~~3月上旬~~	—	—	—	—	人の養成と交流	【中止】
	指定同朋の会	①4/2、5/7、6/4 ②4/17、5/29、6/19 ③5/20、6/24	①7・廣建寺 ②8・蓮淨寺 ③13・了蓮寺	各寺院門徒	①10人 12人 10人 ② 7人 12人 9人 ③14人 19人	①渡邊智子 宮本亮二 梅澤未有 ②水嶋　聡 豊島　信 滋野憲史 ③水嶋　聡 小笠原栄子	同朋の会未結成寺院へのサポート	
教学儀式研修部門	秋安居	12/3～4	高田別院	有教師 聴講希望者	22人	東舘紹見	『親鸞聖人伝絵』考察	教師陞補第２種研修 ※第２種は全日程参加のみ
	秋安居事前学習会	①11/18 ②11/30			①8人 ②8人	老野生 信	秋安居に向けた事前学習会	年間２回実施
	教学研修会	①9/29 3/14 ②－	高田別院	僧侶・門徒・一般	①28人 17人 ②－	①富樫大樹 高橋深恵 ②－	①慶讃テーマ 「南無阿弥陀仏　人と生まれたことの意味をたずねていこう」 ②－	教師陞補第１種研修 ②【中止】
	伝道研修会	①11/29～30 ②5/22～23	①② 稲田支院光明寺	僧侶・門徒・一般	①9人 ②7人	①② 大久保州	浄土をテーマとし、念仏の救いを明らかにする	『仏説無量寿経』の書き下し文の輪読・講義・パネルディスカッション
	声明作法講習会	9/15～16	高田別院	有僧籍者	32人	松村大榮	打ち物・鳴り物について・昭和法要式を用いた年忌法要の勤め方について	
	得度研修会・ 声明講習会（初歩）	①1/14　②1/15 ③1/21　④1/22 ⑤1/28　⑥1/29 ⑦2/12	高田別院	得度式受式予定者 僧侶	大人　8人 子ども 4人	豊島　信 教区准堂衆会会員	浄土三部経読法、正信偈草四句目下、念仏讃三淘、同朋奉讃念仏讃	年度間7回
		6/18	高田別院	得度研修会 受講者僧侶	8人	山崎義成 繁原　立	衣体の着脱、たたみ方 諸作法	
	得度式受式者の集い	10/8	高田別院	得度式受式者	大人　2人 子ども 2人	—	得度式受式者に高田別院報恩講への出仕いただき、併せて得度式受式のお祝い、お披露目を行う	
共同教化部門	門徒研修会	~~9/27~~	—	教区門徒会員 部門委員	—	—	組門徒会移動研修会	【中止】
		11/14～15	赤倉ホテル 7･淨善寺 7･極生寺	組門徒会常任委員 部門委員	25人	今泉温資 関　英隆 尾崎秀行	有縁講参加 及び移動研修会	
		5/23	三条12･安淨寺 西福寺(曹洞宗)	教区門徒会員 組門徒会副会長 部門委員	24人	安原　晃	長岡方面の寺院を巡り、宗祖のご苦労に思いを馳せる	
		~~5月下旬~~	—	—	—	—	女性研修会	【中止】
	同朋の会推進講座	随時	各組	住職・坊守 若手寺族・門徒	—	各組にて選定	各組における同朋の会推進講座	前期5･12組 後期5･11組
	帰敬のつどい	10月6日	高田別院	帰敬式受式者	感話者2人 参詣10人	—	帰敬式受式者からの感話	
	一カ寺一同朋の会結成に向けた住職(寺族)･門徒会員･推進員研修会	—	—	—	—	—	—	【中止】
教社部門	社会問題研修会	5/10	高田別院	教区内僧侶・門徒	42人	村崎太郎	「水平社100年」 今、差別を考える	
青少幼年教化研修部門	青少年キャンプ	8/19	池の平青少幼年センター	一人で参加できる小･中学生	16人	鎮西広円	いきてるってなあに？	日帰り研修に変更
	青少幼年教化連絡協議会	8/8	新井別院	小･中学生	32人	教区内 若手僧侶	べついん寺子屋in新井別院	教区青少年教化部門と教区助成団体（スカウト・児連・保育・仏青・合唱）との連携を深め、青少年教化の活性化を図る。
		12/25	高田別院	小･中学生	52人	山田壽雲 教区内 若手僧侶	べついん寺子屋in高田別院	
		報恩講期間中	高田別院 新井別院	年長児	114人		「園児による絵画展」	
		10/8	高田別院	子ども	子ども 8人		高田別院子ども報恩講	
		11/1	新井別院	稚児・子ども	子ども44人		新井別院子ども報恩講	
伝道広報部門	教報『響流』発行	155号　7/27 156号　11/28 157号　5/31	—	全寺院 組門徒会員他	2000部発行 ※7月分は2500部	—	各研修会報告、お知らせ等を掲載した教区報〔12頁・フルカラー印刷、157号のみ16頁〕	157号にて最終号
	法語ポスター	昨年度6月選定	各寺院	一般	—	—	法語ポスター(3種類)による教化広報活動	
	ホームページ運営	随時更新	—	寺院・一般	—	—	教区ホームページの維持管理・運営、及び教化にかかる情報の公開	

項目	研修名称	開催日	会　場	対　象	参加人数	講　師	内　容	備　考
解放推進委員会	①水平社100周年に関する学習会 ②委員学習会	①9/16 ②10/21 11/14	①②高田別院	①②解放推進委員	①26人 ②11人 11人	―	①住井すゑDVD鑑賞 ②是梅陀羅問題について資料・DVDでの学習会	差別を学び解放推進委員会委員としての自覚を育む差別を知り、解放への願いを共有する。また、差別事象を真宗の視点で問い直す。
靖国問題研究班	①定期学習会 ②公開講演会	①10/19　11/18 12/16　4/19 5/16　5/30 ②3/22	①②高田別院	①靖国問題研究班研究員 ②どなたでも	①平均5人 ②60人	①研究員 ②塚田穂高	①靖国問題の定期学習 ②令和日本の政教問題を理解するために	靖国問題等の社会からの問いかけが宗教的課題であることを明確にし、もって同信同朋の実を挙げることを目的とする。
男女平等参画を考える会	①委員学習会 ②拡大学習会 ③研修会 ④各組研修会	①8/29　10/5 12/9　3/8 ②4/26 ③5/26 ④各組開催日	①②③ 高田別院 ④組で協議	①委員 ②3部門委員 ③どなたでも ④組で協議	①平均13人 ②22人 ③18人 ④別紙参照	①委員 ②藤場芳子 ③大島煦美子 ④組で協議	①委員発題提起による学習会 ②どうする男女平等参画 ③男女共同参画社会の形成 〔上越市男女共同参画出前講座〕 ④組で協議	男性・女性で構成される宗門においてお互いを「同朋」として見出せる関係をひらく。共に生き、学習を深め、組織改革、意識改革を基本にして、教区・社会に対して新たな人間関係を発信する。
坊守会	総会	7/6	高田別院	坊守	40人	―	定例総会	
	女性の集い	―	―	―	―	―	―	【中止】
	声明講習会	10/14	高田別院	坊守・准坊守	32人	永寶晴香	法話・声明講習	
	坊守会報恩講	12/6	高田別院	坊守・准坊守	36人	越岡慈縁 教区駐在教導	勤行・法話	
	坊守研修会	3/31～4/1	真宗本廟	坊守・准坊守	15人	―	慶讃法要団体参拝	
	教区改編に関する説明会	5/9	高田別院	坊守・准坊守	53人	―	教区改編に関する経緯説明他	【新規】
	オンライン会議講習会	6/2	高田別院	坊守・准坊守	28人	中川正見主事	zoomオンライン会議への参加の仕方	【新規】
	機関紙『はすね』発行	95号　12/26 96号　6/30	―	教区内寺院　他 教区坊守会	―	―	教区坊守会報の発行	96号にて最終号 保存版製本作成(4冊)
	連区坊守研修会	―	―	―	―	―	―	【中止】
	坊守会連盟委員会	7/26～27	真宗本廟	坊守・准坊守	教区より1人	―	事業報告・決算 事業計画・予算	web会議
	坊守会連盟紀念大会	4/11	真宗本廟	坊守・准坊守	16名	山崎龍明	苦難の中で輝く信	
	坊守就任研修会・坊守就任式	11/10～11	真宗本廟 他	坊守・准坊守	―	高名和丸	共に学び、共に歩む	
	すずなの会 ①定例学習会 ②支援活動 ③移動学習会	①10/17 ②11/1 ③3/10	①高田別院 ②NPO法人 あいあう ③三条別院	坊守・准坊守	①4人 ②2人 ③8人	①直江麻衣 ②― ③佐賀枝夏文	①教区改編および自坊での活動について ②NPO法人あいあうへ寄付 ③人生の物語	③は三条教区若坊守会主催事業に参加
推進員連絡協議会連合会	第28回真宗同朋の会 全国交流研修会	10/12～14	月岡温泉 「泉慶」	推進員	23人	今泉温資 中山善雄	研修会 フィールドワーク	三条教区当番
	全国代表幹事会	7/5～6	真宗本廟	教区推連協会長	1人	尾畑英和	全国推連協代表者会議	
	第1回研修会	9/6	ｽｶｲﾄﾋﾟｱ游ﾃﾝﾄﾞ 報尽碑	各組推進員	31人	松村公雄	報尽碑について	
	第2回研修会	3/23～24	赤倉ホテル	各組推進員	41人	波多野英之	有縁講について	
	三条・高田両教区推進員交流研修会	―	―	―	―	―	―	【中止】
	各組代表者会	①7/11　②10/3 ③12/2　④2/7 ⑤6/13～14	①～④ 高田別院 ⑤池の平青少幼年センター	各組代表者会	①～④13人 ⑤13人	―	事業報告・決算 事業計画・予算 事業内容検討	
仏教青年会連盟	総会	①2/10 ②6/29	高田別院	会員	①11人 ②12人	―	①臨時会 ②2022年度事業・決算報告 2023年度事業・予算審議	①臨時総会 ②通常総会
	レクリエーション	8/27	肉のタナベ	会員他	38人	―	会員の親睦	
	連区事業	9/8	金沢市	会員他	4人	―	北陸連区 ソフトボール大会	
	別院報恩講出仕	①10/6～9 ②11/3	①高田別院 ②新井別院	会員	①10人 ②13人	―	高田・新井別院報恩講出仕	
	学習会	①10/20 ②1/8 ③3/15	①高田別院 ②光源寺 ③西性寺	①会員 ②会員他 ③会員	①12人 ②16人 ③ 7人	①水嶋　聡 ②山﨑義成 ③水嶋　聡	①慶讃法要に向けて ②筆ペン講座 ③慶讃法要に向けて	
	研修会	①4/28～29 ②6/24～25	①真宗本廟 ②赤倉ホテル	①会員 ②会員他	①8人 ②15人	―	①慶讃法要参詣 ②有縁講参加	
	池の平青少幼年センター50周年記念事業	6/24～25	池の平青少幼年センター	会員	14人	―	パブ、縁日の出店	
	報恩講	6/29	高田別院	会員他	12人	滋野康賢	勤行・法話	2022年度報恩講

項目	研修名称	開催日	会　場	対　象	参加人数	講　師	内　容	備　考
大谷スカウト	県ボーイラリー	6/26	西蒲区西川 ふれあい公園	リーダースカウト	4人		2022年度事業とするラリー参加、奉仕	
	糸魚川1団野営場整備	7/9	糸魚川市市野々	リーダー他	7人		整備作業	
	教区改編協議会 （三条教区と協議）	8/30　3/10	三条別院 高田別院	教区代表者	5人		改編にあたる、組織統合へ向けての協議	
	県カブ・ ビーバーラリー	9/25	阿賀野市 瓢湖水きん公園	リーダースカウト	5人		ラリー参加、奉仕	
	教区大谷スカウト 協議会	10/13	高田別院	協議会員	5人		事業に関する協議	
	上越地区 ラウンドテーブル	12/12、2/28 3/14、3/28 4/15、4/27 5/30	糸魚川市公民館 長者原遺跡公園	役員、リーダー他	5人～8人		スカウト体験集会 検討会議他	
	中央協議会	7月、6月	本山、県連	理事、役員	1～2人		中央会議	
児童教化連盟	児連スタッフ会議	3/24	高田別院	児連委員	4人		キッズふくしまにむけて	
	児童研修会 「冬の集い」	2/4～5	池の平青少幼年 センター	児連委員 子ども	子ども13人 おとな10人	桃井肖章　他	スキーを通じ参加者間の交流	
	子ども会スタッフ派遣	4/21	新井別院		延期		御遠忌子ども会	
	東北連区指導者研修会	3/7～8	木揚場協会	児童教化会員	教区から 3名	大橋宏雄	講義座談	三条教区当番
大谷保育協会 高田支部	総会 臨時総会	①7/7 ②3/13	高田別院	加盟園代表者	8人		事業・決算報告 事業計画・予算	
	園児による絵画展	10/中旬 ～11/初旬	高田別院 新井別院	加盟園年中児 年長児	123人		園児による絵画展への 出品協力	
	施設代表者会議	①9/8 ②10/21 ③5/23	高田別院	園長 施設代表者	①8人 ②8人 ③8人		支部研修開催に向けて	
	支部研修会	12/15	高田別院 オンライン	園長 保育従事者	57人	真城義麿	ひとりひとりの「そだつ」をはぐくむ	
	東北連区研修会	中止		園長 保育従事者				三条教区当番
響流29	総会	7/21	高田別院	合唱団員	15人	指揮 高橋良弘 伴奏 田中三枝子	定例総会	
	合唱練習例会	毎月1回 第3木曜日	高田別院	合唱団員	23人	指揮 高橋良弘 伴奏 田中三枝子	合唱練習	
	慶讃法要 音楽法要	3月25日 ～4月29日	真宗本廟	合唱団員	20人	指揮 高橋良弘 伴奏 田中三枝子	音楽法要 「回向曲」合唱 DVDにて参加	
	高田別院春の法要	4/14	高田別院	合唱団員 他有志	29人	指揮 高橋良弘 伴奏 田中三枝子	音楽法要 慶讃テーマソング披露	
保護司会	総会	7/20	高田別院	教区保護司会員	9人	―	研修報告・計画　他	
	研修会	9/26	高田別院	教区保護司会員	7人	安達ユミ子		直江津地区更生女性会会長
	幹事会	5/25	高田別院	教区保護司会員	2人	―	三条教区との合同会議	
開思学場	定例研鑽会	年7回 ①7/20 ②9/14 ③10/21 ④11/9 ⑤3/24 ⑥4/11 ⑦5/24 閉講式6/7	高田別院	研修員5人 聴講生9人	①8人 ②7人 ③9人 ④8人 ⑤6人 ⑥7人 ⑦9人 閉講式4人	専任講師 指導	『観無量寿経』「序分」に学ぶ	3ヵ年度連続講座 （3年目）
	上山研修会	12/11～13	真宗本廟 難波別院 他	研修員・聴講生	9人	本明義樹	親鸞における「立教開宗」について	
	公開講演会	6/20	高田別院	研修員・聴講生 一般	15人	鶴見　晃	「是旃陀羅」問題について	zoomでの講義

2023 年度新潟教区教化研修計画

われら真宗大谷派は、1962 年より今日まで「真宗同朋会運動」の推進によって宗門が荷負する大いなる使命を果たそうとしてきた。

真宗同朋会運動は宗祖親鸞聖人が開顕された浄土真宗に生きんとする真剣な求道から歴史的必然として興起され、幾多の念仏者を生み出し続けている。どこまでも真実の教法に帰らんとする先人たちの姿勢が、現代を生きるわれらにとって率先垂範となっていることは、なにものにもかえがたいことである。

その歴史に敬服する一方、発足 60 年を超える歩みと加速度的に変化する社会環境の中で、真宗同朋会運動の願いの受け止めが不明瞭になり、なおかつ多様化していることもまた事実ではないだろうか。真宗同朋会運動の願いを受け止めきれぬまま、自分なりの解釈でなんとなく「わかったこと」にしている、そんなわれらの姿があるのではないか。

その慚愧の念に立脚し、今一度、真宗同朋会運動に通底する根本精神に立ち返りたい。それは〈自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める「人の誕生」〉である。換言すれば、「人の誕生」を遂げ続けることがわれら真宗大谷派の使命であり、すべての教化事業はこの一点に立って進められるべきである。

そして「人の誕生」とは、〈教法を聞信せんとする人と人が交わる「聞法の場」〉においてのみ果たされるものである。

1、教区教化の願いと方針　～一ヵ寺に聞法の場を開く～

2023 年 7 月より、新潟教区が発足する。2010 年 2 月に第 1 回地方協議会が開催されて以降、13 年にわたり協議が進められてきた。

この間、両教区でのこれまでの取り組みに向き合い、その歩みを尊重しつつ、新潟教区がどういった方針で教化事業を展開するべきか、鋭意検討を重ねてきた。

その協議において、教区教化方針の基礎として次の三点が見出された。

■新潟教区における教化の願い

1　「一ヵ寺に聞法の場を開く」ことを願いとする。

2　「組を共同教化の基軸とする」ことを願いとする。

3　「教区は聞法の場を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」ことを願いとする。

それぞれの内容とそこから示される方針は以下の通りである。

1　「一ヵ寺に聞法の場を開く」

新潟教区内の各寺院・教会は固有の状況を有する中にあってそれぞれが存立しているが、「聞法の場を開く」という一点はすべての寺院・教会に共通する聞法道場としての本質的役割である。一ヵ寺を差し置いて組や教区での事業は成果を結ぶことはなく、新潟教区においては一ヵ寺がそれぞれの状況に応じて聞法道場として本質的役割を果たし続ける状態を目指す。そのために、教区は一ヵ寺が「聞法の場を開き続ける支援」となる取り組みに焦点を合わせて事業を展開する。

2　「組を共同教化の基軸とする」

広域化する教区において、教区単位で一堂に人が集い事業を展開するのはその必要性を吟味し、最小限にしていくべきである。

一ヵ寺では困難な取り組みを実現する共同教化は、より多くの人が集いやすい組や複数寺院での実施を基軸とし、規模やアイデアを補完しあい、より充実した教化の現場を開いていく。

3　「教区は聞法の場を開く人の育成を担い、現場の声を聞き、必要な支援を実施する」

一ヵ寺や組において聞法の場を開く人の育成は、教区が主にその役割を担っていく。また、教区内の様々な教化の現場（一ヵ寺、組、教化関係団体等）に教区教化の方針を示しつつ、それぞれの現場からの要望を受け取り、必要な支援を実施していく。

聞法の場が一旦開かれたことに安逸をむさぼることはできない。そこが本当に聞法の場であるのかを常に自問し、求道する姿勢が、その場を開き続ける力となるのである。

その点について、曽我量深・金子大榮の両氏は

「さとりに腰掛けておるならば、そのさとりというものは迷い以上の迷いである。」

曽我量深（『曽我量深先生の言葉』より）

「私たちの頭にある聞法というのは法を聞いて信心を獲得するということで､聞によって信心をいただくということのようであります。されどその逆もありまして、信心あるものは聞法相続すべし、信心の証拠は聞法より他ない、法を聞かなくなったならば 信心もうすれてしまったんだと、こういっていいんだろうと思います。
だから伝道の精神は求道よりほかないのであります。道を求めるということ、それがやがて伝道ということになるのである。」

金子大栄（『誕生のこころ』より）

という言葉を残されている。

この姿勢を、常に示し続けていくことも教区の大切な役割である。

以上のように新潟教区においては、一ヵ寺、組、教区等の教化組織がそれぞれ連動し「一ヵ寺に聞法の場を開く」ことに集約されていくように事業を展開する。

2、教化体制について

新潟教区教化委員会は、以下の点を特長として発足する。

(1) シンプル&スリム

教区内の各組織が連動するためには、すべての教区人がしくみを理解し、様々な形で参画できることが肝要である。加えて役職者の負担減も要望されていたことから、シンプルかつスリムな教化体制を構築した。

(2) 教区と組の連係

「組を共同教化の基軸とする」ことを鑑み、各組から選出される「組教化担当者」による「教区－組教化連絡会」を新たに発足させ、教区と組、組と組の連係を重視する。

また、組からの意見を大切にするために「教区－組教化連絡会」を選出基盤とする共同教化部門から本部会に選出される委員数を多くする。

(3) 男女平等参画の推進

新潟教区教化委員会は、重要課題として男女平等参画を推進する。そのための積極的格差是正措置として、教化委員長、教区会正副議長、教区門徒会正副会長を除く教区教化委員の２０％以上を女性とすることを数値目標とする。

(4) 未来構想部門

自信教人信の誠を尽くし、青少幼年らと共に教えを聞く場を開く人を育成することを機軸としつつ、教区全体が目の前の問題・課題への取り組みに終始するだけでなく、共に未来の教区像を描くための情報抽出及び共有を担う部門を新設する。

(5) 実行委員会体制

具体的な教化事業にあっては、広域化する教区において旧両教区でのこれまでの取り組みを尊重するために、必要に応じて実行委員会を組織して実施する。

(6) 時代や状況の変化に適応する教化体制

新教区発足をもって新潟教区の教化体制が完成したわけでは無い。むしろ一ヵ寺に聞法の場を開くことを最終的なゴールとするならば、それに資する教化事業と事業を生み出す教化体制とはどういうものかを考え続けねばならない。新たな願いを共にした始まりであるという認識に立ち、今後も時代や状況の変化に合わせて教化体制を適応させ続けていく。

また、新たに設定する「特別事業実施助成」によって時局への柔軟な対応や新たな取り組みへの支援を可能とする。

(7) 新潟教区同朋社会協議会の設置

教区全体で同朋社会を目指すため、各組から 1 人ずつ選出される委員と各分野において高い専門性を有する委員数人によって組織される「新潟教区同朋社会協議会」を新設する。この協議会の中に「差別問題」「靖国問題」「男女平等参画に関する問題」の各領域に関する専門部会を設置し、具体的な取り組みを行う。

なお、新教区教化試案の策定の段階において聞き取った各部門からの意見では、従来実施の事業を継続する声が多くあった。また、旧教区間においての事業実施の経緯や歴史などの違いに配慮することも必要であると考える。
したがって、今期の三年間は新教化体制への移行期間とし、三年間をかけてこの教化研修計画の完全実施を目指していきたい。

以　上

２０２３年度　新潟教区教化事業計画

※網掛け部分は教師陞補対象研修会

【本部会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
新任教師研修会	2024年春	三条別院	新任教師取得者 その他有縁の方	未定	大谷派教師としての歩みの確かめや相互交流を行う	
寺院運営に関する学習会	2023年度内	未定	どなたでも	未定	各現場の要望に応じて既存の教化体制では取り組めなかった事業を実施する	
本部員研修会	2023年内	三条別院	本部員	米山知宏 (コンサルタント)	教化事業計画・報告書のフォーマットに関する研修	
指定同朋の会	2023年度内	教区指定寺院	旧高田教区 教区指定寺院 (最大3ヵ寺)	対象寺院との協議により選定	同朋の会未結成や未活動寺院を対象に同朋の会の結成・促進をサポートする	高田エリア事業
特別事業実施助成	2023年度内	未定	教区内僧侶・門徒	未定	時局への柔軟な対応や新たな取り組み等への支援	
教化関係団体懇談会	2023年度内	未定	各教化関係団体	―	教化委員会と教化関係団体の交流、情報交流	
帰敬のつどい	2023/10/5	高田別院	帰敬式受式者 後期教習修了者	―	対象者の中から感話をしてもらい、改めて帰敬式の意義等を確認する	高田エリア事業
エリア女性研修会	2023/10/3	第10組行通寺	どなたでも	細川好圓 (第17組護念寺)	講義・座談の一日研修会、共に教えを聞き、共に語りあえる場を創出する	
教区女性研修会	2024/3	三条別院	どなたでも	未定	講義・座談の一日研修会、共に教えを聞き、共に語りあえる場を創出する	
エリア女性研修会	未定	未定	未定	未定	講義・座談の一日研修会、共に教えを聞き、共に語りあえる場を創出する	
同　女性研修会 定例学習会	未定	三条別院(3回) 高田別院(2回) 新井別院(2回)	研修会スタッフ	細川好圓 (第17組護念寺)	参加者自身が自覚を持って運営し、その喜びを人に伝えようとする姿勢を育む	

【教学儀式部門】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
声明基本講習会	①2023/8/23 ②2024/3	三条別院	どなたでも	三条声明会	得度考査に向けて講習する得度班、日常法務に関する研鑽を資する法務研鑽班、更なる研鑽を希望される方への声明研鑽班に分け、班別方式で講習を行う	
声明講習会	①2023/10 ②2024/04	三条別院	僧侶	泉　康夫 本山堂衆	教区内のニーズを事業目的に資するように内容を検討する	教師陞補第１種対象
教学研究会	①2023/10/16～17 ②2024/03/11～12 ③2024/05/20～21	三条別院	どなたでも	藤場俊基 (金沢教区)	教行信証「化身土巻」の講義、攻究、座談	教師陞補第２種対象
秋安居	①2023/12/19～20 ②2023/12/21～22	①三条別院 ②高田別院	どなたでも	廣瀬　惺 (大垣教区)	教行信証「信巻」(本)試考	教師陞補第２種対象
教学研修会	①2023/12 ②2024/03	高田別院	どなたでも	①狐野秀存 ②未定	①正信偈　②未定	教師陞補第１種対象
声明作法講習	2023/9/6～7	高田別院	有僧籍者	松村大榮	内陣・余間出退、和讃本作法、正信偈(真四句目下・句切等)、念讃五淘・八淘等	
伝道研修会	①2023/11 ②2024/5	未定	どなたでも	未定	仏説無量寿経をもとに、輪読・講義・座談等	
得度研修会 (帰敬式受式者の集い)	2023/10/7	高田別院	得度式受式予定者	―	得度式受式者の高田別院報恩講への出仕	
同(一日研修会)	2024/5	高田別院	得度研修会受講者 僧侶	高田准堂会	装束・声明作法	
同(声明講習会初歩)	2024 ①1/13 ②1/14 ③1/20 ④1/21 ⑤1/27 ⑥1/28 ⑦2/10	高田別院	得度式受式予定者 有僧籍者	高田准堂会	得度式受式に向けた講話と声明講習	年度内7回

【同朋社会部門】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
社会問題研修会	未定	未定	同朋社会協議会委員 どなたでも	未定	協議会員及び教区内の学習と交流	

【未来構想部門】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
こども報恩講	①2023/10/10 ②2023/11/3	①高田別院 ②新井別院	園児、小・中学生	未定	子どもたちとともに、参拝、手遊び、紙芝居等を行う	
べついん寺子屋	①夏休み中 ②冬休み中	①新井別院 ②高田別院	小・中学生	未定	宿題と遊びをお寺でやろう	
高田地区青少年キャンプ	2023/8/8～9	池の平青少幼年センター他	小・中学生	未定	夏を感じて ～カヌーで遊ぼう～	
青少幼年教化関係団体連絡協議会	未定	池の平青少幼年センター	教区内青少幼年に関する団体	未定	教区内青少幼年に関する団体の連絡協議、相互交流	
未来構想に関する検討会	2023年度中	未定	未定	未定	教区全体が未来の教区像を描くための情報抽出、共有等を担うための検討	

【共同教化部門】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
教区-組教化連絡会	2023/7/7	三条別院	組教化担当者	―	総会	
組教化担当者協議会	未定	未定	組教化担当者	未定	協議会及び研修会	

２０２３年度　新潟教区教化関係諸機関事業計画

【伝道広報室】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
教報機関誌発行	年度1回発行	―	未定	―	教化に関する広報物の企画・発行	
教区ホームページの作成・管理	―	―	―	―	教区ホームページの維持管理・運営	
法語ポスター作成	年度1回発行	―	未定	―	法語ポスター作成	

【同朋社会協議会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
差別問題専門講座	未定	未定	差別問題専門部会	未定	半日の講座、差別問題専門部会員が専門的に学ぶ	
靖国問題専門講座	未定	未定	靖国問題専門部会	未定	半日の講座、靖国問題専門部会員が専門的に学ぶ	
男女平等参画専門講座	未定	未定	男女平等参画専門部会	未定	半日の講座、男女平等参画専門部会員が専門的に学ぶ	
差別問題基礎講座①～③	未定	未定	上中下越のエリア・組	未定	上記問題に関する基礎的な講座。組へ出向いての半日開催を基本とするが、実施形態に関しては柔軟に検討する。上中下越のエリアで１回ずつ開催する	
靖国問題基礎講座①～③	未定	未定	上中下越のエリア・組	未定	上記問題に関する基礎的な講座。組へ出向いての半日開催を基本とするが、実施形態に関しては柔軟に検討する。上中下越のエリアで１回ずつ開催する	
男女平等参画基礎講座①～③	未定	未定	上中下越のエリア・組	未定	上記問題に関する基礎的な講座。組へ出向いての半日開催を基本とするが、実施形態に関しては柔軟に検討する。上中下越のエリアで１回ずつ開催する	

【教区-組教化連絡会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
教区－組教化連絡会（総会）	2023/7/7	三条別院	組教化担当者	―	教区－組教化連絡会の総会を開催。組教化担当者の役割等の確認を行う	
組教化担当者協議会	未定	未定	組教化担当者	未定	半日の協議会。研修会をともなう	

【教学研鑽室】

◆教化センター

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
定例学習会①	年4回	三条別院	研修生・研究員・聴講生	田澤 一明 副主幹（第19組明誓寺）	前年に引き続き、『無量寿経』に関する学習会を行う。4回予定	
定例学習会②	年7回	三条別院	研修生・研究員・聴講生	齊藤 研 副主幹（第15組正樂寺）	前年度に引き続き、消息類を読み解いていく。 東国の動静はいかなるものだったのか、また門弟の間にあった教に対する疑問はどのようなものだったのか。 懇切にしたためられた消息を通して晩年における親鸞の信境を確かめて行きたい。 7回予定	
定例学習会③	年7回	三条別院	研修生・研究員・聴講生	富樫 大樹 副主幹（第17組妙音寺）	引き続き『歎異抄』の学習会を行う。第13章以降を、テキストを参照しながら、資料を用いて考究していく。7回予定	
定例学習会④	年3回	三条別院	研修生・研究員・聴講生	木村 邦和 主幹（中越13組専行寺）	前年度に阿弥陀経・無量寿経に説かれる浄土の相を概観したので、今年度は教行信証真仏土巻に経文証・論文証として引用される　涅槃経文・浄土論文について考究する。3回予定	

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
センター公開講座	2024年春	未定	すべての方	富沢 慶栄 氏 （第21組超願寺） 予定	旧センター規程第2条にある「基礎的教学及び一般学問の学習」に充当させるべく、通常の学習会以外に「特別講義」を行う。内容は「越後の真宗門徒」とし、講師と相談しながら詳細を決定していく。	
北陸御旧跡現地学習 （フィールドワーク）	2024年春	富山教区内御旧跡	研修生・研究員	―	主に富山教区内の真宗史（一向一揆、廃仏毀釈、妙好人）の学習並びに研修生同士の交流をはかるため、富山教区のご旧跡に足を運び1泊2日で現地学習を行う。移動に関わる経費、会所礼(10か所程度)、スタッフ旅費滞在費を助成する。参加者の宿泊費や滞在費は自己負担とする(10名参加を想定/参加費¥16000程度を想定)。また、事前に研修を実施するための費用も計上する	

◆聞思学場

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
定例研鑽会	年度7回	高田別院	研修生・聴講生	専任講師 指導	「教行信証」 ３ヵ年度連続講座 （１年度目）	
公開講演会	2024/6	高田別院	研修生・聴講生 一般	未定	未定	
一泊研修会	2024/4	池の平青少幼年センター	研修生・聴講生	専任講師 指導	研修員の相互交流	
『聞思』発行	2023/12	―	―	―	第５期生のレポート集　350部発行 旧高田教区のみ発行	

２０２３年度　新潟教区関係団体事業計画

【坊守会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
総会	2023/7/6	三条別院	坊守	藤懿信麿 (教務所長)	①規約、役員、2023年度事業計画、予算審議 ②法話	
機関誌発行	年1回					
坊守研修会	①2023/10/10 ②未定	三条別院	坊守・准坊守	①関﨑智弥 (第18組重蓮寺) ②未定		
坊守会役員学習会	2023/12/8	三条別院	坊守・准坊守	斉藤　研 (第15組正樂寺)		
声明講習会	2023/12/4	高田別院	坊守・准坊守	永寶晴香 (第10組浄敬寺)	声明講習	
坊守会報恩講	2023/12/4	高田別院	坊守・准坊守	永寶晴香 (第10組浄敬寺)	報恩講	
若坊守研修会	未定	三条別院	准坊守	県外講師		
若坊守学習会	未定	未定	准坊守	未定	未定	三条エリア2回程度 高田エリア3回程度
若坊守会支援活動	未定	未定			旧高田教区での支援活動を基に検討する	

【推進員連絡協議会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
法灯の集い	2023/12	三条エリア内	推進員	未定	一泊二日の研修	
研修会	未定	高田エリア内	推進員	未定	日帰り研修	
機関誌「すいしん」発行	年1回	―	推進員			

【児童教化連盟】

◆三条地区

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
児童「夏の集い」	―	―	教区内児童	―	２泊３日で開催し、教区内児童の交流を図る。	2023年度は中止し、2024年度に向けた準備のみ実施。
児童指導者研修会	未定	三条別院	どなたでも	未定	児童教化事業を展開する根本として、各自の児童教化を再確認することを目的とした研修会。	
子ども会巡回	随時	教区内寺院	未定	―	教区内寺院における子ども会開催に向けてのサポート事業。	
東日本連区 児童指導者研修会	未定	未定	未定	未定	未定	

◆高田地区

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
児連スタッフ会議	2023/9、12	高田別院	児連委員		「冬のつどい」開催に向けて	
子ども会スタッフ派遣	随時	教区内寺院他			子ども会開催サポート	
児童研修会「冬の集い」	2024/2	池の平青少幼年センター	児連委員・子ども	桃井肖章、他	スキーを通じ参加者間の交流	
連区指導者研修会	未定	未定	児連委員	未定		

【児童教化連盟】(合同事業)

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
新潟教区事業 寺院子弟のつどい	未定	【候補地】池の平青少幼年センター	新潟教区内の寺院子弟	未定	新潟教区内の寺院子弟同士で交流を深める	最初の2年を三条・高田で開催した後、3年目に本山へ上山予定。

【高田仏教青年会同盟】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
研修会	隔月	会員寺院	どなたでも	―	連続研修会	
機関紙「ともがき」発行	2023/7 2024/6					
レクリエーション	2023/8、12	上越市内	どなたでも	―	会員の親睦	
連区事業	2023/9	富山県	どなたでも	―	北陸連区 ソフトボール大会	
別院報恩講出仕	①2023/10/5～8 ②2023/11/1～4	①高田別院 ②新井別院	会員	―	高田・新井別院 報恩講出仕	
学習会	2024/1	教区内寺院	どなたでも	山﨑義成 (高田13組本敬寺)	書を学ぶ	
しゃべり場	2024/6	池の平青少幼年センター	どなたでも		―	
報恩講	2024/6	高田別院	どなたでも	未定	勤行・法話	
公開講演会	2024/6	高田別院	どなたでも	未定		
総会	2024/6	高田別院	会員			
交流会	未定	教区内	どなたでも		三条仏青との交流会	

【若者仏教会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
若者交流プロジェクト	未定	未定	未定	未定	これまで「お坊さんは〇〇にいる」、「おてらい講」で培ったノウハウを基に若者同士の交流や真宗の教えに触れる場の創造。	
御坊市	2024/5or6	三条別院	誰でも参加可	未定	三条別院を地域に開き、人々が交流することで、寺院・仏教に縁を持っていただき、三条別院が「出会いの場」となることを目的とする。	
仏教通信 『極楽マガジン』刊行	2023/12 2024/6	－	一般若者	－	一般の若者を対象としたフリーマガジン『極楽マガジン』の発行。	
若者教化学習会	未定	未定	誰でも参加可	未定	法務を行うための必要なスキルを学ぶための研修会。	

【スカウト連合会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
父母とリーダーの会	―	―	―	―	―	
ベンチャースカウト研修会	―	―	―	―	―	
ボーイスカウト研修会	―	―	―	―	―	
カブスカウト研修会	―	―	―	―	―	

【大谷保育協会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
大谷保育協会新潟支部発足記念大会	2023/11/16	ホテル ニューオオタニ長岡	加盟園理事長・園長・職員	未定	大谷保育協会新潟支部発足を記念しての研修会及び祝賀会	
東日本連区保育研修大会（当番教区）	2024/5	研修：三条別院 懇親会：未定	東日本連区内加盟園	未定	東日本連区内大谷保育協会加盟園を対象とした研修会の実施	
園長設置者研修会	東日本連区保育研修大会と併催					
親鸞聖人お誕生会(音楽法要)研修会	2024/3/31～4/1	真宗本廟	合唱団員	未定	音楽研修 音楽法要	
高田別院春の音楽法要	４月	高田別院	合唱団員 他有志	指揮 高橋良弘 伴奏 田中三枝子	音楽法要	
新任保育者研修会	未定	未定	新潟支部加盟園新任保育士	未定	大谷保育協会新潟支部の保育士として真宗保育について学ぶ研修会	三条エリア事業
エリア研修会	2023/11～12	未定	新潟支部加盟園	真城義麿	保育の実践について学ぶ定期研修会	高田エリア事業

【保護司会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
総会	2023/9/13	高田別院	教区保護司会員	なし	事業計画・予算等 委員推薦	
研修会	2023/9/13	高田別院	教区保護司会員	日下部求		
幹事会	随時	未定	教区保護司会役員	無		

【教誨師会】

事業名	期日	会　場	対　象	講　師	内　容	備　考
総会・役員会	2023/７～９予定	未定	教誨師会役員	なし	事業計画・予算の確定	
教誨師会研修会	未定	未定	会員ほか教区内	未定	教誨活動に関する研修会	

新潟教区教学研鑽室からお知らせ

宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区における学びの場として新潟教区教学研鑽室(以下、「教学研鑽室」という)が設置されました。

従来、三条教区には＜三条教区教化センター＞、高田教区には＜高田教区真宗教化研鑽室「聞思学場」＞が設置されていました。新潟教区発足にあたり、これまでの両機関の設立趣旨や歴史に鑑み、それぞれの主体的な活動を最大限尊重しつつ、ひとつの教学研鑽室のもと、ふたつの学びの場を展開し、協同して上記目的を果たしてまいります。

教化センターからのお知らせ

教化センターでは昨年度から下記の研修内容で第 14 期の活動が展開されていますが、期の途中であっても、聴講生として学習会に参加することは可能です。様々な理由で実際に会場へ身を運ぶことが難しい方でもオンラインを活用して聴講することもできます。(2022 年度は 11 名が聴講しました。) 詳しくは新潟教務所(0256-33-2805　担当：髙田)　までお問い合わせください。

《教化センター定例学習会　(毎月第 2、3、4 木曜日の月 3 回予定)》

学習会①　課題：無量寿経
担当：副主幹　田澤　一明　氏（第 19 組明誓寺）
本年度 4 回予定（①2023 年 8/3、②10/12、③12/14、④2024 年 4/11）

学習会②　課題：親鸞聖人のお手紙を読む
担当：副主幹　齊藤　研　　氏（第 15 組正樂寺）
本年度 7 回予定
（①2023 年 9/21、②10/19、③11/16、④12/21、⑤2024 年 3/21、⑥4/18、⑦5/16）

学習会③　課題：『歎異抄』
担当：副主幹　富樫　大樹　氏（第 17 組妙音寺）
本年度 7 回予定
（①2023 年 9/28、②10/26、③12/7、④2024 年 2/29、⑤3/28、⑥4/25、⑦5/23）

学習会④　課題：浄土のすがた
担当：主　幹　木村　邦和　氏（中越 13 組専行寺）
本年度 3 回予定（①2023 年 9/14、②11/9、③2024 年 3/14）

会場はすべて三条別院旧御堂です。

※研修生と聴講生の違いについて
研修生　各組からの推薦により、すべての学習会に参加し研鑽を積んでいただきます。
研修費等はありません（フィールドワーク参加費等を除く）。
→本年度募集はありません。
聴講生　資料代等、聴講にかかる経費をお納めいただき、自らの意思でセンター学習会の聴講を希望する方。科目別履修可能です。
→新潟教務所へご相談・お申込み下さい。

《研究活動》
教化センターには「研究員」を置き、学習会の運営や、各自の研究を進めています。

《センター公開講座》
教区の方々と共に学んでいくために、通常の学習会以外に開催する公開講座。
本年度は「越後の真宗門徒」をテーマに、実施いたします。(2024 年春開催予定)

《フィールドワーク》
様々な現場で現地学習することにより、真宗の学びをより一層深めていきます。
本年度は、本県真宗史と関係が深い隣県富山県の真宗史（一向一揆、廃仏毀釈、妙好人）を学ぶため、各ご旧跡に足を運び学習します。

聞思学場からのお知らせ

新潟教区真宗教学研鑽室「聞思学場」では、今年度より第６期（３ヵ年度）の学びの場を下記のとおり開設します。今期は、親鸞聖人の主著である『顕浄土真実教行証文類（教行信証）』を学んでいきます。量として一期３年で講読できる書物ではないことは周知のことで、最初から逐次的に読み進んでいく方法はとることはできません。主に、「総序・信巻序・後序」の三序を中心としつつ、全体的な把握に努めたいと考えていますので、『教行信証』の概要ということになります。先ずは、従来六巻全体の構造をどう捉えてきたのかを尋ねていきます。

《定例学習会》　午後７時～午後９時３０分

担当：専任講師　井上　円　氏（高田１３組浄泉寺）
　　指　　導　水嶋　聡　氏（第１組光徳寺）
　　指　　導　豊島　信　氏（第６組西光寺）
日程：一ヵ年度７回程度（寒冷期・繁忙期を除く月１回程度）
会場：高田別院

《一泊研修会》

東本願寺池の平青少幼年センターにて、講義や座談を通して「聞思学場」のスタッフ・研修員の交流を深めることを目的に、一泊での研修会を行います。

《公開講演会》

新潟教区教学研鑽室規程第３条に定める研鑽室の業務のひとつである「公開講演会の開催」として、教区の方々に聞思学場の活動を開いていくために通常の学習会以外に開催する公開講座です。

［研修員・聴講生の募集について］

現在、新潟教区内の僧侶、門徒で、教学・教化の研鑽を志す研修員及び聴講生の募集（募集期間９月１５日まで）をしております。

研修生　１０名程度
※すべての学習会に参加可能な方が対象です。
※応募多数の場合、選考させていただくことがあります。
※願書、履歴書は教務所及び教務事務所にあります。
※毎年度、研修補助費を支給します。

聴講生　希望者全員
※資料代等、聴講にかかる経費（５００円/１回）をお納めいただき、自らの意思で学習会の聴講を希望する方が対象です。

→その他詳細等は、高田教務事務所へご連絡・お申込みください。

同朋の会推進講座　実施と同朋の会結成状況

2023/7/30現在

年 組	2019	2020	2021	2022	**2023**	実施回数	推連協 登録人数	同朋の会 結成数
1						−	44	6
2						7	113	7
3						10	206	4
4						7	97	2
5						−	179	3
6						9	360	19
7						13	301	19
8						10	234	19
高田11						10	196	7
高田12						13	145	7
高田13						9	287	18
10						8	242	16
中越11						4	165	6
中越12						6	198	9
中越13						3	74	5
14						4	48	8
15						7	192	6
16						0	0	4
17						2	53	3
18						2	139	13
19						2	63	6
20						6	214	22
21						0	1	6
22						2	18	5
23						2	44	6
24						1	13	4
佐渡						4	30	6
			その他所属				0	8
						合計	3,656	244

２０２３年度　新潟教区【三条エリア】教化事業助成金内訳表

	種　別	補助額	申請方法	備　　考
教区補助	組重点施策補助① 「同朋の会推進講座」 （旧称 教区指定推進員養成講座）	400,000	「組教化事業補助申請書」 （添付)計画並びに準備報告書	1カ組：40万円×実施組数（上限 二年で6カ組） 2年度で80万円の補助
	組重点施策補助② 組主催同朋会育成事業	100,000	「組教化事業補助申請書」	各寺院の同朋の会(聞法会)活性化を願いとした、組の事業に対する補助(最高10万円)。 同朋の会(聞法会)設置及び活性化のためのモデル寺院を指定する場合や、推進員の誕生を願って実施される「特伝」など。
	組重点施策補助③ 組主催親鸞聖人講座	20,000	「組教化事業補助申請書」 （実施後、下記を提出のこと） 「親鸞聖人講座【第 章】アンケート」	テキスト『宗祖親鸞聖人』の法語が語りかける課題を聞きひらくことを通じて、一人ひとりが「宗祖としての親鸞聖人」を明らかにする。 連続2回以上開催に対して補助（2万円）。 講座実施にあたっては、サブテキスト『法語から読む親鸞聖人』を活用しながら、参加者による「語り合い」を中心に実施。
	組重点施策補助④ 帰敬式実践運動推進	30,000	「組教化事業補助申請書」	年1回以上、帰敬式実践運動に係る組主催の学習会及び受式者の集い実施に対して補助。
	組重点施策補助⑤ 組同朋総会	10,000	「組教化事業補助申請書」 （実施後、下記を提出のこと） 「組同朋総会実施報告書」様式28 （添付)参加者名簿、当日配布資料	住職、坊守、寺族、門徒及び組に設置された任意の教化団体等から参画し、組の各般の課題に関する協議及び意見集約の場として年1回以上開催のこと(年1回分補助)。
	組教化事業補助	20,000	「組教化事業補助申請書」	各組年4回（合計8万円）まで補助。 但し4回のうち1回は必ず差別問題に関する研修を行い、他3回はそれぞれ異なった事業とすること。
	地区公開講座	120,000	「組教化事業補助申請書」 （添付)予・決算書、計画書	柏崎・長岡・新潟・亀田・佐渡地区以外で新たに複数組で実施する際は、企画委員会で審査し、補助金交付額が定まる（単独組は不可)。
	地区育成員研修会	30,000	「組教化事業補助申請書」	7地区（柏崎、長岡、三条、巻白根、新潟、新発田、佐渡）へ、1地区年1回補助。
	施設巡回	15,000	「組教化事業補助申請書」	老人ホーム巡回、1施設につき年2回まで、複数箇所について補助。 1回 ¥15,000（慰問料1万円、講師旅費5千円）
	真宗本廟奉仕	（備考参照）	真宗本廟奉仕団申込書	①組奉仕団 引率補助¥18,000- ②組門徒会員奉仕団本廟奉仕　1人¥5,000- 　および引率者1名分往復旅費実費補助 。
	中央研修会・連区研修会	（備考参照）	参加報告書（書式自由）	参加人員・参加費・旅費等により査定補助。
	組会	10,000	教務所へ案内状及び 当日配布資料をお送りください	各組年1回補助
	組門徒会	10,000		各組年1回補助
本山	組教化事業実施補助	50,000	組教化事業報告・計画（組）様式13-2 （添付)予・決算書	各組年1回補助【10/20提出期限】
	組門徒会研修会	30,000	組教化事業報告・計画（組）様式13-2に 「組門徒会研修会」について記載	各組年1回補助【10/20提出期限】
	組門徒会特別運営助成	20,000	組教化事業報告・計画（組）様式13-2	従来の組門徒会員定数（2012年3月選定数）に対して3割の女性組門徒会員を選定した組への活動助成。
	女性聞法会教化助成	20,000	「女性聞法会事業計画書」様式32	各組年1回補助【10/20提出期限】

【提出書類について】
10月20日までに「組教化事業計画報告」（予・決算書を添付)を、教務所まで提出してください。

※ 必要書類が提出されていない場合、補助できないことがありますのでご注意ください。
※ 1月22日（上半期)6月10日（下半期)までに、2023年度新潟教区組教化助成金申請書を別途ご提出いただきます。

２０２３年度　新潟教区【高田エリア】教化助成・補助等一覧

名　称	実施助成額	備　考
❶組教化委員会	50，000円	【本山】 年度当初の「組教化事業計画書」提出より、組教化委員会の企画・運営に係る助成。
❷組門徒会員研修会	30，000円	【本山】 組門徒会員の研修に係る助成。
❸組門徒会特別運営	20，000円	【本山】 従来の組門徒会員の定数に対して３割女性会員を選定した組への活動助成。
❹女性聞法会教化	20，000円	【本山】 女性聞法会教化事業計画書の提出により、宗派より助成。（坊守会・婦人会が協調・連携するような組の教化事業への助成） ①・⑦との併用可。
❺所長巡回	30，000円	【本山・教区】 年度当初の所長巡回（組会・組門徒会開催時）に各 15,000 円の助成。（本山助成１万）
① 坊守研修会	20，000円	坊守会が主催での研修会が対象。 ❹との併用可、①・⑦との併用不可。
② 青少年研修会	15，000円	子ども対象事業に限らず、スタッフ研修も対象とする。 連組での実施はそれぞれに助成する。
③ 推進員協議会研修会	15，000円	各組の推進員協議会が主催での研修会が対象。
④ 声明研修会	20，000円	連組での実施はそれぞれに助成する。 ※年度内３回まで助成（計 60,000 円まで）
⑤ 差別問題研修会	20，000円	連組での実施はそれぞれに助成する。
⑥ 靖国問題研修会	20，000円	連組での実施はそれぞれに助成する。
⑦ 男女平等参画を考える研修会	20，000円	連組での実施はそれぞれに助成する。 ❹との併用可、①・⑦との併用不可。
⑧ 組同朋総会	30，000円	「教区助成金申請」に明記の上、組同朋総会実施報告書・当日資料を添付の上、助成する。
⑨ 組重点教化事業	20，000円	教化事業を共創・共学することを目的に、組独自の事業に対する研修会に対し助成する。 ※年度内５回まで助成（計 100,000 円まで） 例 教学研修会・女性研修会・宗祖親鸞聖人講座・暁天講座・真宗入門講座など
⑩ 同朋の会推進講座	400，000円	各組で１年前には計画立案をし、前期1回目には予算書・要項を提出した際、組へ半額助成。後期上山の際の提出書類において、組へ半額助成。決算書を後日提出。1ブロック増える毎に 20 万円の追加助成。 ※追加助成は２ブロックまで。
その他	査定 （上限 50,000 円）	原則、連組で企画・実施した教化事業が対象。実施２ヵ月前には開催案内文を提出し、教区教化委員長・教化本部長の判断にて助成。教務所備付「査定事業報告書」を提出の際、助成。組内の寺院数を考慮し、単組での申請による助成を検討・実施する場合がある。
新型コロナウイルス対応施策	「集まっての教化」（聞法会）が困難な状況での教化伝道として、組として文書伝道をした際、各組寺院分の印刷及び郵送を教務所にて行う。【毎月の全寺院発送にて同封をすることを可能とする】その際、組内執筆者であれば、執筆礼（3,000 円）を助成する。※1年間 10 回まで ※2 文書伝道以外の視聴覚伝道での助成については、教区教化委員長・教化本部長の判断にて助成する。	

「キッズふくしまインたかだ」の活動紹介

福島県の子供たちのための復興支援保養プログラムです。真宗大谷派新潟教区高田地区のメンバーが中心となって企画し、放射線量の少ない新潟県に子供たちを招いて、夏休み・春休みの１週間を思い切り遊んでもらえること目的に活動しています。

活動の概要

- 福島県⇔新潟県をバス送迎
- 池の平青少幼年センターにて季節ごとのレクリエーション
- 高田地区の受け入れ寺院でホームステイ(休止中)

未来を担う子どもたちへの「ごめんなさい」の気持ちを出発点として開催されている「キッズふくしま」は今年度25回目(サマーキャンプ)、26回目(スプリングキャンプ)の開催を迎えます。発災から10年以上の年月を経て、福島県内でも復興状況の認識は様々ですが、保護者からは「もう原発事故の話をする人も少なくなり、保養を開催してくださるところも減る中で、子どもたちだけでも受け入れて下さり本当にありがたい。」という声もあります。「キッズふくしま」は活動を通じて、原発事故に由来する不安を感じて生きる保護者の方々や子どもたちと、歩みを共にしていく事が出来ればと考えています。皆様からこの活動にご理解いただき、厚くご支援いただければ幸いです。

真宗大谷派新潟教区　キッズふくしま実行委員会
実行委員長　繁原　立

６．池の平青少幼年センター

1【2022 年度池の平青少幼年センター主催行事報告】

行事名	開催日	参加人数	講師・スタッフ名
第 19 回「報恩講と新そばの夕べ」	12 月 2 日～3 日	26 人	松田亜世 氏
第 34 回スキー・スノーボード学校（大人の部）「今年も天気になあーれ」	2 月 14 日～16 日	8 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 24 回ファミリースキー学校「雪に愉しむ池の平 with 子ども報恩講」	2 月 25 日～26 日	39 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 24 回　探鳥会「新緑の池の平とバードウォッチング」	~~5 月 27 日～28 日~~	中止	宇田川暉雄 氏 （日本野鳥の会東京支部）
池の平青少幼年センター 50 周年記念式典	6 月 24 日～25 日	約 500 人	慶賛事業スタッフ サポータスタッフ

① 「センターだより」第 27 号発行

② 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）

③ 「ｷｯｽﾞふくしまｻﾏｰｷｬﾝﾌﾟｲﾝたかだ 2022・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｷｬﾝﾌﾟｲﾝたかだ 2023」への協力

2【2023 年度池の平青少幼年センター主催行事計画】

行事名	開催日	募集人数	講師・スタッフ名
第 20 回「報恩講と新そばの夕べ」	12 月上旬	20 人	未定
第 35 回スキー・スノーボード学校（大人の部）「今年も天気になあーれ」	2 月中旬	20 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 25 回ファミリースキー学校「雪に愉しむ池の平 with 子ども報恩講」	3 月上旬	30 人	センタースキー学校講師 サポータースタッフ
第 25 回　探鳥会「新緑の池の平とバードウォッチング」	5 月下旬	20 人	宇田川暉雄 氏 （日本野鳥の会東京支部）
青少年交流事業「しゃべり場」	6 月	20 人	高田地区仏青共催

① 「センターだより」第 28 号発行

② 池の平青少幼年センターホームページ更新（ブログ検索：「池の平からこんにちは」）

③ 「ｷｯｽﾞふくしまｻﾏｰｷｬﾝﾌﾟｲﾝたかだ 2023・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｷｬﾝﾌﾟｲﾝたかだ 2024」への協力

3、2022 年度池の平青少幼年センター利用状況（2022 年 7 月 1 日～2023 年 6 月 30 日）

月	団体数	人数	冥加金	志・他
７月	7	96	130, 300	10,000
８月	6	90	415, 800	35
９月	2	8	643, 100	7
１０月	6	83	183, 500	0
１１月	4	17	83, 250	0
１２月	2	36	139, 900	5,000
１月	7	129	414, 600	0
２月	11	122	456, 000	0
３月	2	45	40, 100	10,360
４月	3	5	643, 600	0
５月	5	77	312, 900	0
６月	3	517	210, 100	0
合計	58	1, 225	3, 673, 150	25, 402

合計 3,698,552 円

4、近年の利用状況推移

年度	団体数	人数	冥加金（志含）	年度	団体数	人数	冥加金（志含）
2003	104	1,818	5,478,956 円	2013	88	1,335	4,993,388 円
2004	108	1,868	5,804,970 円	2014	66	1,262	5,201,525 円
2005	87	1,216	3,788,700 円	2015	60	1,112	4,904,510 円
2006	91	1,544	4,566,913 円	2016	61	1,326	5,804,850 円
2007	99	1,416	4,546,696 円	2017	60	1,347	5,080,243 円
2008	105	1,456	4,659,110 円	2018	89	1,220	5,721,635 円
2009	111	1,507	5,012,930 円	2019	44	878	3,904,296 円
2010	112	1,803	5,399,268 円	2020	31	293	1,259,298 円
2011	119	1,848	5,519,490 円	2021	39	524	2,388,250 円
2012	109	1,655	5,305,088 円	2022	58	1, 225	3,698,552 円

５、主な、センター利用団体名

・お泊り保育（高田大谷・和同）・キッズふくしまサマー・スプリングキャンプ・センター報恩講・高田教区児連冬の集い・高田教区仏教青年会同盟・鸞音忌法要実行委員会、ガールスカウト新潟県 15 団・高田教区第 7 組青年のつどい・ボーイスカウト(東京北 5 団・岡崎8団名古屋 30 団・長岡3団)、三条教区門徒会他。
その他個人など（敬称略）

６、センター利用内訳（宿泊内容・活動目的・教区別）比

宿泊内容	
舎　営	93%
テント	7%

活動目的	
学習会	43%
野　外	57%

教　区	
教区内	76%
教区外	24%

池の平青少幼年センター
利用案内

開設50周年を迎えたセンターに
是非お越しください！！

池の平青少幼年センターとは…

真宗大谷派（東本願寺）の「池の平青少幼年センター」は、宗祖親鸞聖人御誕生800年・立教開宗750年の慶讃事業として、1973年（昭和48年）に設立されました。

2020年(令和2年)には耐震補強工事を主とする改装工事を施工しました。

センターでは、ゆったりとした時間の中で共に食事をし、温泉に入り、そして語り合うことをとおして、自分自身を見つめなおす場となることを願っております。

◇ 申し込み方法

池の平青少幼年センターまたは高田教務事務所までお問い合わせのうえご予約ください。

申込時に、①利用期間、②利用人数、③利用目的などをお知らせください。

◇ ご利用にあたって

- 食事時間：朝食―午前8時　夕食―午後6時
- 入浴時間：午後11時まで
- 休館日：12月30日～1月3日
- 館内収容人数：60人
- キャンプ場収容人数150名
  チェックインは午後1時、
  チェックアウトは午前11時を基本としています。研修内容によって、その時間帯を超える場合は事前にご相談ください。
  退館時は、清掃をお願いします。
  キャンプ場利用等で出たゴミは、できるだけ持ち帰りをお願いします。

◇ その他

洗面具・寝具（パジャマ）・持薬品は各自ご用意をお願いします。

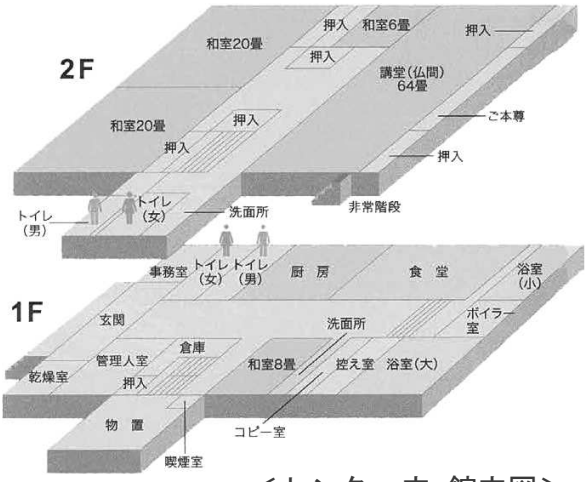

＜センター内 館内図＞

〈問い合わせ先〉
高田教務事務所 TEL 025-524-3913
池の平青少幼年センター係まで

対　象	1泊2日（2食付）	宿泊のみ	日帰り（入浴料込）	キャンプ場利用料（入浴料込）
大　人	4,500円	2,500円	500円	1日500円
高校生以下	3,800円	1,800円	500円	

７．諸法規

①新潟教区教区会議事細則

（趣旨）

第１条　この細則は、教区制（1991 年条例公示第 8 号）第 38 条の規定により、新潟教区会（以下「教区会」という。）の円滑な運営に資するために必要な事項を定める。

（委員会）

第２条　教区会に委員会を設置し、各委員会及び所管業務はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1）予算委員会　教区諸会計の予算に関する事項

（2）決算委員会　教区諸会計の決算に関する事項

（3）特別委員会　規則、規約等及びその他議案に関する事項

（組織）

第３条　前条各号に掲げる委員会は、教区会参事会の議を経て議長が指名した委員でそれぞれ組織する。

２　委員の任期は 1 年とする。

３　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　各委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（定足数及び表決）

第５条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議長・副議長の委員会への出席発言）

第６条　教区会の議長及び副議長は、いつでも委員会に出席して、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

（報告）

第７条　委員長は、委員会の結果を教区会に報告しなければならない。

（宗務役員の会議への出席）

第８条　宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

（細則の変更）

第９条　この細則を変更しようとするときは、教区会の議決を得なければならない。

附　則

この細則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

②新潟教区門徒会規約

（設置）

第１条　新潟教区に、新潟教区門徒会（以下「教区門徒会」という）を置く。

（目的）

第２条　教区門徒会は、教区内の門徒の代表として、教区における教化の振興をはかるため、教区が行う施策について協議し、もって教区の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

（組織）

第３条　教区門徒会は、次に掲げる教区門徒会員（以下「会員」という）で組織する。

（1）　組門徒会において選任された者 49 人以内

２　会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

（任期）

第４条　会員の任期は、3 年とする。

２　補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　教区門徒会に、次の役員を置き、会員の互選によって定める。

（1）　会　　長　　1 人

（2）　副 会 長　　1 人

（3）　常任委員　　選出参事会員の数

２　会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４　常任委員は、会長の指揮をうけ、会務を分担し執行する。

（招集）

第６条　教区門徒会は、毎年 1 回教務所長がこれを招集する。

２　教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

（協議事項）

第７条　教区門徒会は、教区における次の各号に掲げる事項を協議する。

（1）　聞法、研修及びその他教化事業計画、実施に関する事項

(2)　社会教化及び公益事業に関する事項
(3)　所属団体に関する事項
(4)　懇志奨励に関する事項
(5)　門徒に関する事項
(6)　教区の予算及び決算その他教務所長が提案した事項
(7)　その他必要な事項

（議事）

第８条　教区門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録）

第９条　教区門徒会は、会議録を作成しなければならない。

（事務）

第１０条　教区門徒会に書記若干人を置き、教務所員の中から教務所長が命ずる。

（規約の改廃）

第１１条　この規約を改正若しくは廃止しようとするときは、教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

1　この規約は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）並びに宗務総長の承認（2023年5月16日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

2　この規約施行の際、現に教区門徒会員である者は、この規約による教区門徒会員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

③新潟教区教区会・教区門徒会運営細則

（趣旨）

第１条　この運営細則は、教区制施行条規第17条第2項による教区会及び教区門徒会の合同会議（以下「合同会議」という）について定める。

（座長）

第２条　合同会議の座長は、教区会議長がこれにあたる。ただし、教区会議長に事故あるときは、教区門徒会長が代理する。

（議事）

第３条　合同会議は、教区会議員及び教区門徒会員の定数のそれぞれ半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

（議決）

第４条　合同会議の議案について議決しようとするときは、合同会議を閉会または停止するものとし、教区会及び教区門徒会においてそれぞれ議決しなければならない。

（議事録）

第５条　合同会議の議事録は1つとし、教区会議長、教区門徒会長が署名押印し、署名委員は教区会・教区門徒会から各々2名を選び署名押印する。

（改正）

第６条　この運営細則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会においてそれぞれの議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

1　この運営細則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）並びに宗務総長の承認（2023年5月16日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

④新潟教区教区会参事会員・教区門徒会常任委員の選出に関する申し合わせ事項

1　教区会参事会員の選出について

・教区制第44条により、教区会において互選すべき選出参事会員の数は7人とする。
・正副議長2人を含めた9人の参事会員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

2　教区門徒会常任委員の選出について

・教区制第59条により、教区門徒会員が互選する常任委員は選出参事会員の数と同様とする（7人）。
・正副会長2人を含めた9人の常任委員は、旧三条教区から5人、旧高田教区から4人をそれぞれ選出するものとする。
・補充員2人については、旧三条教区から1人、旧高田教区から1人をそれぞれ選出する。
・欠員の補充については、欠員が出た旧教区の補充員を順位1とする。

3　改　廃

・教区会参事会員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教区会において出席議員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。
・教区門徒会常任委員の選出数にかかる申し合わせを改正もしくは廃止しようとするときは、教

区門徒会において出席会員の３分の２以上の賛成によって議決しなければならない。

附　則

1　この申し合わせ事項は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

2　2023 年 7 月 1 日施行の申し合わせ事項の内容は、改廃の手続きに関わらず、新教区発足後の教区会議員及び教区門徒会員それぞれの任期２期は改正を行わないものとする。

⑤新潟教区災害対策委員会規程

（目的）

第１条　本規程は、新潟教区内及びその他で発生した災害に対し、復興に向けてすみやかに支援活動できるよう定める。

（組織）

第２条　新潟教区災害対策委員会（以下「委員会」という）を設け、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員で組織する。

2　委員の任期は、それぞれの役職の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置き、委員長は教区会議長、副委員長は教区門徒会長がこれにあたる。

2　委員長は会務を統理し、委員会を代表する。

3　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（招集）

第４条　委員会は、教務所長が招集する。

（議事）

第５条　委員会は、委員の半数以上の出席によって成立し、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（実行委員会）

第６条　新潟教区内及びその他の地域で発生した災害に対し、すみやかな救援及び復興支援を実施するため、実行委員会を設ける。

2　実行委員会に関する事項については、別に定める。

（経費）

第７条　この規程に関する経費は、災害対策積立金会計により適正に処理する。

2　前条に定める実行委員会に関する経費は、前項の規定に関わらず、災害支援実行委員会活動資金（以下「活動資金」という。）を設定し、別途にこれを経理する。

3　活動資金は、寄付金及び助成金、教区事業費会計からの回付金及びその他の収入をもって歳入とし、前条に定める実行委員会に必要な経費をもって歳出とする。

4　活動資金は、毎会計年度末現在の計算書を作成し、教区費会計の決算書と同時に教区会及び教区門徒会に提出しなければならない。

（事務）

第８条　委員会の事務は、教務所が行う。

（規程の改廃）

第９条　この規程を改正若しくは廃止するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

⑥新潟教区災害支援実行委員会規約

（設置）

第１条　新潟教区災害対策委員会規程（2023 年 7 月 1 日施行）第 6 条の規定に基づき、新潟教区災害支援実行委員会（以下、「実行委員会」という）を設置する。

（業務）

第２条　実行委員会は、同朋の相互扶助の精神に則り、宗務機関、教区及び組との連携のもと、次の各号に掲げる被災者支援及び研修を行う。

(1) 災害救援　災害発生後から当該災害により遮断されたライフライン復旧までの間に行う被災者支援。

(2) 復興支援　災害により遮断されたライフライン復旧以降の被災者支援。

(3) 災害救援、復興支援及び情報共有に必要な研修。

（組織及び運営）

第３条　実行委員会は、災害支援経験者または学識経験者の中から教務所長が委嘱した委員若干人で組織する。

2　委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

3　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　実行委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5　委員長は、会務を統理する。

6　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7　実行委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
8　実行委員会において決定すべき事項があるときは、委員の合議によらなければならない。
（報告）
第４条　実行委員会は、第２条に掲げる業務及び実行委員会における決定事項について、新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。
（災害救援・復興支援活動班）
第５条　第２条に掲げる業務を遂行するため、実行委員会は必要に応じて災害救援・復興支援活動班（以下「活動班」という。）を置くことができる。
2　活動班は、教区内有志の者で組織するものとする。
3　活動班に班長を１人置き、実行委員長が委嘱する。班長は活動班を代表する。
4　班長は、活動内容の途中経過及び活動結果を実行委員会または新潟教区災害対策委員会に報告しなければならない。
5　班長は実行委員会委員とする。
（参考人等の会議への出席）
第６条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
2　教務所長が必要と認めた教務所員及び別院職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。
（事務）
第７条　実行委員会の事務は、教務所が行う。
（規約の改廃）
第８条　この規約を改正または廃止しようとするときは、委員の半数以上が出席した実行委員会において過半数の同意を得て、新潟教区災害対策委員会の承認を受けなければならない。

附　則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)から施行する。

⑦新潟教区緊急事態対策委員会規程

第１条　宗門の緊急事態に対応するため、新潟教区緊急事態対策委員会（以下「委員会」という）を置く。
第２条　委員会は、緊急事態についての情報収集をはかり、教区内に速やかに周知せしめるとともに、その対策処理に当ることを目的とする。
第３条　委員会は、委員若干人で組織する。
2　委員は、宗会議員、教区会議員、教区門徒会員及び教化委員のうちから、参事会及び常任委員会にはかって、教務所長が委嘱する。
第４条　委員会に、委員長１人及び副委員長１人を置く。
2　委員長は、教区会議長がこれにあたり、副委員長は教区会副議長がこれにあたる。
3　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
5　委員会には、常任委員若干人を置くことができる。
第５条　委員会は、教務所長が招集する。
2　委員３人以上の要請があった場合は、委員会を開かなければならない。
第６条　委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
2　委員会の議決は、参事会及び常任委員会に報告しなければならない。
第７条　委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。
第８条　委員会の事務は教務所が行う。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)から施行する。

⑧新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要準備委員会規程

（設置及び目的）
第１条　新潟教区を挙げて宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要及び慶讃事業に取り組むための組織及び運営その他必要な事項の準備、検討を行うため「新潟教区 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を置く。
（業務）
第２条　準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議を行う。
(1) 法要基本計画の骨子に関する事項
(2) その他必要な事項
2　準備委員会は、前項の審議結果について教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

（組織）
第３条　準備委員会は、次に掲げる委員で組織する。
（1）教区会議長及び副議長
（2）教区門徒会長及び副会長
（3）教区教化委員会本部長及び副本部長
（4）学識経験のある者の中から教務所長が委嘱した委員　若干人
2　委員の任期は、前条第２項に規定する報告をもって終了する。
3　第１項第１号、第２号及び第３号の委員の任期は、当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
4　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第４条　準備委員会に委員長及び副委員長１人を置く。
2　委員長は、教区会議長がこれに当たり、会務を統理し、会議の議長となる。
3　副委員長は、委員長が予め指名した委員がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（招集）
第５条　準備委員会は、教務所長が招集する。
（議事及び議決）
第６条　準備委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（教務所員の会議への出席）
第７条　新潟教務所の職員は、いつでも会議に出席して発言することができる。
（参考人の会議への出席）
第８条　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（事務）
第９条　準備委員会の事務は、教務所が行う。
（規程の改正）
第１０条　この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

附　則

1　委員会が教区会・教区門徒会に最終報告した時をもって、この委員会の任期を終了し、規程を廃止する。
2　この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年３月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年７月１日）から施行する。

⑨新潟教区「池の平青少幼年センター」管理運営規則

（趣旨）
第１条　青少幼年教化施設の管理運営に関する規程（1975年達令公示第29号）第３条の規定により、新潟教区に委託された池の平青少幼年センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項について定める。
（管理運営の原則）
第２条　センターは、青少幼年及びその指導者の野外における研修施設として管理運営する。ただし、その他必要と認められる教化事業のために使用することを妨げない。
2　センターは、宗派の青少幼年教化活動の拠点として、真宗大谷派青少幼年センターと綿密な連携を保ちながら管理運営されなければならない。
（職員）
第３条　センターに次の職員を置く。
（1）センター長
（2）主任　　１人
（3）会計　　１人
（4）用務員　　若干人
2　センター長は、青少幼年教化施設の管理運営に関する規程第４条により委嘱された教務所長があたり、主務を掌理する。
3　主任は、新潟教区青少幼年教化推進本部指導主任の職にある者をもってこれにあて、センター長の命を受けてセンターの事務を処理するとともに、センターにおける研修を企画及び指導する。
4　会計は、新潟教務所主計の職にある者をもってこれにあて、センター長の指揮を受けてセンターの会計に関する事務を行い、センター長とともにその責に任ずる。
5　用務員は、センター長の命を受けて、センターの警備、防災、清掃及び接待、調理、衛生に関する業務に従事する。
6　用務員の採用については、別に定める。
（運営委員会）
第４条　センターの管理及び運営を円滑に行うため、池の平青少幼年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
（業務）

第５条　運営委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　研修の計画及び点検に関する事項
(2)　予算及び決算に関する事項
(3)　施設及び備品に関する事項
(4)　その他、必要な事項
（組織）
第６条　運営委員会は、次の各号に掲げる委員１０人以内で組織する。
(1)　センター長
(2)　新潟教区会の議長及び副議長
(3)　新潟教区門徒会の会長及び副会長
(4)　センター長が委嘱した者　　若干人
２　前項第１号から第３号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
３　第１項第６号による委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長）
第７条　運営委員会に委員長を置き、センター長がこれにあたる。
２　委員長は、会務を統理し、会議の議長になる。
（招集）
第８条　運営委員会は、委員長が招集する。
（議事）
第９条　運営委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（報告）
第１０条　運営委員会の議決は、センター長が宗務総長に報告しなければならない。
（職員等の会議への出席）
第１１条　宗務総長が命じた宗務役員並びにセンター長が命じた職員及び教務所員は、会議に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。
（参考人の会議への出席）
第１２条　センター長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
（事務）
第１３条　運営委員会の事務は、新潟教務所が行う。
（会計）
第１４条　センターに関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区「池の平青少幼年センター」特別会計を設置する。
２　この会計は、冥加金、宗派回付金、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもって歳入とし、第２条に定める研修等を実施するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。
３　この会計の予算及び決算は、委員会の議を経て、毎年度教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。
４　この会計の会計年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月30日に終わるものとする。
（備付帳簿及び書類）
第１５条　センターには次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え付けなければならない。
(1)　備品台帳
(2)　事務諸帳簿
(3)　研修計画書
(4)　研修会参加者名簿
(5)　研修日誌
(6)　会計諸帳簿
（増改築等）
第１６条　センターの増改築、著しい模様替え及び破損修復を行う必要があるときは、センター長は、宗務総長に具上し、その指示を請わなければならない。
（使用規定）
第１７条　センターの使用に関する規定は、別に定める。
（規則の改廃）
第１８条　この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

１　この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年３月31日）並びに宗務総長の承認（2023年５月16日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年７月１日）から施行する。
２　2023年６月30日現在、センターの職員であった者は、この規則によるセンターの職員とみなす。

⑩新潟教区聖跡顕彰委員会規程

（設置）
第１条　新潟教区内の聖跡を永く保存顕彰するために教区に聖跡顕彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（目的）
第２条　委員会は聖跡の顕彰に関し必要な事項を推進する。
（組織）
第３条　委員会の委員は教区会議長、教区会副議長、教区会参事会員、教区門徒会長、教区門徒会副会長をもって当てる。
２　委員の任期はそれぞれの議員及び会員の任期による。
３　委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は教区会議長が、副委員長は教区会副議長がそれぞれ当る。
４　委員長は委員会を代表し、聖跡保存顕彰の業務を統括する。
５　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（参考人の会議への出席）
第４条　委員会は必要により参考人の出席を求めてその意見を聞くことができる。
（事務）
第５条　委員会の事務は教務所が行う。
（教務所長の会議への出席）
第６条　教務所長は委員会に出席して意見を述べることができる。
（会計）
第７条　聖跡の保存及び聖跡に関する収入及び支出を適正にし、経理を円滑にするため、新潟教区聖跡顕彰特別会計（以下「顕彰会計」という）を設ける。
２　顕彰会計は一般会計と区分して別途に経理する。
３　顕彰会計は、教区事業費会計回付金、寄付金及びその他の収入をもって収入とし、聖跡顕彰に要するすべての支出をもって支出とする。
４　顕彰会計は毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わるものとする。
５　顕彰会計の予算・決算は委員会の議を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得るものとする。
（規程の改廃）
第８条　この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、委員会の同意を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

⑪新潟真宗学院規則

（設置）
第１条　真宗学院規程（1981 年 7 月 1 日公示第 6 号）に基づき本派の教師たるにふさわしい人を養成するため新潟教区に、新潟真宗学院（以下「学院」という）を置き、三条学舎並びに高田学舎を設ける。
２　三条学舎は、新潟県三条市本町 2 丁目 1 番 57 号　真宗大谷派新潟教務所（以下「新潟教務所」という）内に置く。
３　高田学舎は、新潟県上越市寺町 2 丁目 24 番 4 号　真宗大谷派新潟教区高田教務支所内に置く。
（事務所）
第２条　学院の事務所は、新潟教務所内に置く。
（修業年限）
第３条　学院の修業年限は 3 年とする。
（授業学科目）
第４条　学院の授業学科目は次のとおりとする。
(1)　真宗学　150 時間以上
(2)　仏教学　100 時間以上
(3)　教化学　30 時間以上
(4)　差別問題　30 時間以上
(5)　声明作法　50 時間以上
(6)　法規　10 時間以上
２　学院は前項に定める学科目のほか、特別講義、補習授業を行うことができる。
（教育課程・指導会議）
第５条　教育課程は、毎学年のはじめに、新潟真宗学院指導会議（以下「指導会議」という。）において編成する。
２　学院長は、教育課程を編成したときは、宗務総長の承認を得なければならない。
３　指導会議は学院長が招集する。
（学年及び学期）
第６条　学院の学年は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
２　学年は学期に分けることができる。
（教職員）
第７条　学院に次の教職員を置く。
(1)　学院長　1 人
(2)　指導主任　各学舎 1 人
(3)　指導　各学舎若干人
(4)　幹事　若干人
(5)　会計　1 人
２　学院長は、新潟教務所長がこれにあたる。
３　指導主任は、指導の中から学院長が任命する。
４　指導は、新潟教区内の教師の中から宗務総長

の承認を得て学院長が任命する。ただし、教区内、教師の中から任命できないときは、宗務総長の承認を得て、教区外教師から任命することができる。

5　幹事は、新潟教務所に勤務する宗務役員の中から、学院長が命ずる。

6　会計は、新潟教務所主計があたる。

7　第 3 項及び第 4 項に定める教職員の任期は、1 年とし再任を妨げない。

（職務）

第８条　学院長は、学院を代表する。

2　指導主任は、学院長を補佐し、学院長に事故あるときは、あらかじめ学院長が指名した指導主任がその職務を代行する。

3　指導は、学院生を教授指導する。

4　幹事は、学院長の命を受けて事務を処理する。

5　会計は、会計事務を処理する。

（入学資格）

第９条　学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

（入学試験）

第１０条　学院の入学の時期は学年の始めとし、入学志願者には入学試験を行う。

2　入学試験は筆記及び口述とする。

3　入学試験の期日その他必要な事項は、毎年学院長が告示する。

（保証人・誓約書）

第１１条　入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び住民票を提出しなければならない。

2　前項の保証人は、本派の住職・教会主管者または代務者でなければならない。

3　第 1 項の保証人に変更を生じた場合は、速やかにその旨を学院長に届出なければならない。

4　誓約書の様式は別に定める。

（欠席の届出）

第１２条　学院生は、病気その他の事由によって欠席するときは、その事由を具して、必ず届出なければならない。ただし、病気のため欠席が 5 日以上に及ぶときは、診断書を添えなければならない。

（公欠）

第１３条　次の各号に掲げる事由によって欠席し、学院長に届け出て許可を得た学院生は、欠席したものとして取扱わない。

(1)　父母、祖父母、実兄弟、実姉妹または実子が死亡したとき

(2)　教師修練により、真宗本廟に上山するとき

(3)　病気､怪我等により登院できないと医師の診断を受けたとき

(4)　その他特別の事由によるとき

（休学・復学・退学）

第１４条　学院生が休学・復学・退学を希望する場合は、理由を付して学院長に願い出なければならない。

2　学院長は前項の願出が提出されたときは、該当学舎の指導主任と協議し、決定事項を本人に通知しなければならない。

3　前 2 項により休学・退学する者はすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はしない。

（除籍）

第１５条　学院長は、学院生が次の各号のいずれかに該当する時は、指導会議に諮って学籍を削除することができる。

(1)　正常な事由がなくて 16 日以上欠席した者

(2)　成業の見込みのない者

(3)　規定された納金の義務を怠った者

(4)　学院に関する規定に違反し､品位を傷つけた者

2　前項により除籍された者に対してはすでに納めた入学金及び授業料等の一部または全部の返金はしない。

（聴講生）

第１６条　授業科目の聴講を志望する者があるときは、聴講生として、これを許可することができる。

2　聴講については、別に定める。

（入学金・授業料等）

第１７条　入学を許可された者は別に定める入学金、授業料、施設使用料等を納付しなければならない。

2　前条により、聴講を許可された者は別に定める聴講料、施設使用料等を納付しなければならない。

（試験）

第１８条　試験は、各学期末に科目ごとに、筆記または口述によって行う。

（試験の成績）

第１９条　試験の成績は、100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

（成績判定及び卒業）

第２０条　卒業の判定及び各学年修了判定は、学舎毎の試験の評点に平常の成績を参酌して、指導会議において決定する。

２　病気その他の事由により出席日数が３分の２に満たない者は、その学年の修了を認めない。

（卒業証書）

第２１条　卒業者には卒業証書を授与する。

（運営）

第２２条　学院の運営は、新潟教区が行う。

（運営委員会）

第２３条　学院長が、学院運営に必要な事項を諮問するため、新潟真宗学院運営委員会を置き、次に掲げる委員で組織する。

(1)　学院長
(2)　指導主任
(3)　教区会正副議長
(4)　教区門徒会正副会長
(5)　学識経験のある者　　若干人

２　前項第５号の委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員は、男女両性で組織する。

（学院の経費）

第２４条　学院の経費は、入学金、授業料、聴講料、施設使用料、入学試験料、助成金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

（入学金等の金額の決定）

第２５条　入学試験料、入学金、授業料、及び聴講料は、入学募集前に、運営委員会に諮って決定する。

（特別会計）

第２６条　学院の運営を適正ならしめるため、特別会計を設定し新潟教区事業費会計と区分して整理する。

（特別会計の承認及び報告）

第２７条　特別会計の予算並びに決算については、毎年教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

２　特別会計に不足を生じたときは、教区会及び教区門徒会に諮って教区会計より支出するものとする。

（施行細則）

第２８条　本規則施行に必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第２９条　本規則を廃し若しくは改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）、並びに宗務総長の承認（2023 年 6 月 30 日）得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

⑫新潟真宗学院　三条学舎施行細則

（目的）

第１条　この施行細則は、新潟真宗学院規　則（以下「規則」という）第 28 条の規定に基づいて、新潟真宗学院三条学舎（以下「三条学舎」という）の運営に必要な事項を定める。

（学舎会議）

第２条　三条学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

２　学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

(1) 成績判定
(2) 入学・修了・卒業に関する事項
(3) 学舎の授業に関する事項
(4) その他必要な事項

（学期・時間割）

第３条　規則第６条第２項により、学年を次の学期に分ける。

(1) 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
(2) 後期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

２　三条学舎は、学期間中の毎週土曜日を授業日とし、1 日 3 コマを基本とする。

３　1 コマの授業時間は 90 分とする。

（学科主任）

第４条　新潟真宗学院長（以下「学院長」という）は規則第７条第４項に掲げる指導の中から、三条学舎における学科主任を任命することができる。

２　学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。

（経費）

第５条　就学に係る経費は別表第１号のとおりとする。

２　納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

（出欠の確認）

第６条　指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。

２　出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。

（欠席）

第７条　規則第 12 条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。

2　欠席回数が該当学科目の３分の１を超えたときは、試験を受けることができない。

（休学・復学・除籍）

第８条　やむをえない事情で連続して３週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。

2　学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。

3　休学中は欠席とみなす。

4　第 1 学年度または第 2 学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第２学年度または第３学年度に復学することができる。

5　新潟真宗学院規則第 15 条に規定される「除籍」とは、同条第１項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

（聴講）

第９条　学院長は規則第 16 条により聴講生を募集することができる。

2　三条学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。

3　聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

（聴講試験）

第１０条　学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。

2　聴講試験は面接試験とする。

3　学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。

4　前項により聴講を許可されたものを聴講生という。

（聴講生の修業年限）

第１１条　原則として聴講生の修業年限は３年とする。

（聴講生のつとめ）

第１２条　聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。

2　聴講生は、運営委員会により定められた聴講料を納付しなければならない。

3　原則として、三条学舎施行細則第５条第２項及び第６条並びに第８条第５項は聴講生にも適用するものとする。

（指導礼）

第１３条　学院指導の御礼は別表第２号のとおりとする。

（改廃）

第１４条　この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023 年７月１日より施行する。

別表第１号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000 円
入学金　　（初年度のみ）	30,000 円
授業料　　（1 年間）	150,000 円
施設使用料（1 年間）	10,000 円
施設使用料（教区外の人･1 年間）	30,000 円
その他	適宜

別表第２号：指導礼

項目	金額
授業礼（1 コマ）	15,000 円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第３号：その他

項目	金額
補講料　（1 回）※要検討	15,000 円
追試験料（未受験）	2,000 円
再試験料（不合格）	2,000 円

・遅刻・早退３回で１回の欠席とする。

⑬新潟真宗学院　高田学舎施行細則

（目的）

第１条　この施行細則は、新潟真宗学院規則（以下「規則」という）第 28 条の規定に基づいて、新潟真宗学院高田学舎（以下「高田学舎」という）の運営に必要な事項を定める。

（学舎会議）

第２条　高田学舎の運営にあたって必要な事項を協議するため、学舎会議を開催することができる。

2　学舎会議は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

(1) 成績判定

(2) 入学・修了・卒業に関する事項

(3) 学舎の授業に関する事項

(4) その他必要な事項

（学期・時間割）

第３条　規則第６条第２項により、学年を次の学期に分ける。

(1) 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

(2) 後期 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2　高田学舎は、学期間中の平日週２日を授業日とし、1 日 2 コマを基本とする。授業日は学年の始めに学舎会議で決定する。

3　1コマの授業時間は90分とする。

（学科主任）

第４条　新潟真宗学院長（以下「学院長」という）は規則第7条第4項に掲げる指導の中から、高田学舎における学科主任を任命することができる。

2　学科主任は担当学科目が適切に指導されるよう努めなければならない。

（経費）

第５条　就学に係る経費は別表第1号のとおりとする。

2　納入された金員は理由の如何に関わらずこれを返還しない。

（出欠の確認）

第６条　指導は授業開始にあたって出欠の確認を行う。

2　出欠の確認後に出席した者は遅刻とする。

（欠席）

第７条　規則第 12 条による欠席届は別に定める文書で提出しなければならない。

2　欠席回数が該当学科目の3分の1を超えたときは、試験を受けることができない。

（休学・復学・除籍）

第８条　やむをえない事情で連続して3週以上欠席する場合は、学院長に休学届を提出しなければならない。

2　学院生は休学中にあっても自覚ある学びに努めなければならない。

3　休学中は欠席とみなす。

4　第 1 学年度または第 2 学年度まで修了した後、休学した場合は、次期以降の第2学年度または第3学年度に復学することができる。

5　新潟真宗学院規則第 15 条に規定される「除籍」とは、同条第1項各号に該当する学院生について、強制的に退学させることを言う。

（聴講）

第９条　学院長は規則第 16 条により聴講生を募集することができる。

2　高田学舎の聴講を希望するものは、別に定める願書を提出しなければならない。

3　聴講できる学科目は、学舎会議で協議し、学院長が定める。

（聴講試験）

第１０条　学院長は聴講を希望する者について聴講試験を行う。

2　聴講試験は面接試験とする。

3　学院長は聴講試験に合格した者について聴講を許可する。

4　前項により聴講を許可されたものを聴講生という。

（聴講生の修業年限）

第１１条　原則として聴講生の修業年限は3年とする。

（聴講生のつとめ）

第１２条　聴講生は規則の精神に則り、真摯な学びに努めなければならない。

2　聴講生は、運営委員会により定められた聴講料を納付しなければならない。

3　原則として、高田学舎施行細則第5条第2項及び第6条並びに第8条第5項は聴講生にも適用するものとする。

（指導礼）

第１３条　学院指導の御礼は別表第2号のとおりとする。

（改廃）

第１４条　この施行細則を廃し若しくは改正しようとするときは、学舎会議及び運営委員会の同意を得て宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

この施行細則は、宗務総長の承認を得て、2023年7月1日より施行する。

別表第１号：学院生

項目	金額
入試試験料（初年度のみ）	10,000 円
入学金　　（初年度のみ）	30,000 円
授業料　　（1 年間）	150,000 円
施設使用料（1 年間）	10,000 円
施設使用料（教区外の人･1 年間）	30,000 円
その他	適宜

別表第２号：指導礼

項目	金額
授業礼（1 コマ）	15,000 円
旅費	教区規程に準ず
特別講義礼	協議
その他	適宜

別表第３号：その他

項目	金額
補講料　（1 回）※要検討	15,000 円
追試験料（未受験）	2,000 円
再試験料（不合格）	2,000 円

・遅刻・早退3回で1回の欠席とする。

⑭新潟教区教化委員会規則

（設置及び目的）

第１条　宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り同朋会運動の推進を目指し、教区制（1991 年条

例公示第 8 号）第 70 条に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、新潟教区（以下「教区」という。）に新潟教区教化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　教区教化方針及び教区教化研修計画の策定及び推進

(2)　僧侶、寺族及び門徒の学習教化に資する事業の策定及び推進

(3)　教化の現場である組や連組の実情に合わせ、共同教化に参画しやすい方策の策定及び促進

(4)　一ヵ寺の活性化に資する事業の策定及び推進

(5)　その他必要な業務

（組織）

第３条　委員会は、教区教化委員長（以下「委員長」という。）及び教区教化委員（以下「委員」という。）で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者について、委員長が委嘱する。

(1)　教区会正副議長

(2)　教区門徒会正副会長

(3)　第 7 条第 3 項に掲げる本部員

(4)　各部門員　第 10 条に定める各部門から 3 人 12 人

（委員長）

第４条　委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

2　委員長に事故あるときは、本部長がその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、当該役職の任期とする。

2　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）

第６条　委員会の総会は、委員長が招集し、毎年 1 回以上これを開き、教化の基本方針について審議する。

2　委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3　本部長から開催の要請を受け、委員長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

（本部会）

第７条　教区における総合的な教化体制の調整及び教区教化の基幹の施策に資し、もって第 2 条に定める業務の遂行を円滑ならしめるため、委員会に本部会を置く。

2　本部会は、次の各号に掲げる業務を所管する。

(1)　教区教化方針及び研修計画、研修事業の策定に関する事項

(2)　予決算の審議に関する事項

(3)　各部門員の選定に関する事項

(4)　教区出版物に関する事項

(5)　教区教化関係団体に関する事項

(6)　その他必要な事項

3　本部会は、次の号に掲げる 13 人以内の本部員で組織する。

(1)　本部長　1 人

(2)　副本部長　1 人

(3)　学識経験者　4 人以内

(4)　伝道広報室長　1 人

(5)　教学儀式部長　1 人

(6)　同朋社会部長　1 人

(7)　未来構想部長　1 人

(8)　共同教化部長　1 人

(9)　共同教化部門員　2 人

4　前項の第 2 号から第 7 号の本部員は、本部長が選任する。また、第 8 号の本部員は、教区-組教化連絡会長がこれに当たり、第 9 号は共同教化部門員から互選した者がこれにあたる。

（本部長及び副本部長）

第８条　本部会に、本部長及び副本部長を置く。

2　本部長は、前期の本部会において選定し、委員長が委嘱する。

3　本部長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 2 期を超えて就任することはできない。

4　本部長は、本部会の業務を統理し、本部会の議長となる。

5　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（企画会）

第９条　本部会から付託された事項を協議及び調整するため、企画会を置くことができる。

2　企画会は、教区内の寺族及び門徒、有識者の中から本部長が選定し、本部会で承認された委員で組織する。

3　本部長は、企画会の進捗状況を本部会に報告しなければならない。

（部門）
第１０条　委員会が定める方針に基づき、委員会が行う事業を区分して効果的に推進するため、委員会に次の部門を設ける。
(1)　教学儀式部門　　教学・儀式に関する事業
(2)　同朋社会部門　　現代社会の諸課題に学び、同朋社会の実現に関する事業
(3)　未来構想部門　　青少幼年教化並びに教区や宗門の未来に関する事業
(4)　共同教化部門　　組等での共同教化推進に関する事業
２　部門は、部長が本部会に推薦し、本部会で承認され、委員長が委嘱した部門員で組織する。なお、部門員は２以上の部門を兼ねることができない。
３　教学儀式・同朋社会・未来構想の各部門は、部長を含む部門員各４人、共同教化部門は教区-組教化連絡会から互選した部長を含む部門員６人で構成する。
４　各部門に、本部長が選任した部長１人と、部門員の互選による副部長１人を置く。
５　部長は、部門を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会に報告しなければならない。
６　副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
７　部長は、必要により部門の所管する事業を目的ごとに区分し、これに部門員を分属させて実施することができる。
（実行委員会）
第１１条　本部会及び各部門が所管する事業の実施を円滑ならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、本部会及び部門に実行委員会を置くことができる。
２　実行委員会の委員は、教区内の僧侶、寺族及び門徒その他学識経験を有する者の中から、本部長または部長が推薦した者について、本部会にて協議の上、委員長が委嘱する。
３　実行委員の任期は１年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。
（諸会議の招集）
第１２条　本部会及び部門その他の会議は、委員長の同意を得て、本部長及び部長がこれを招集する。
（宗務役員等の会議への出席）
第１３条　新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。
（参考人の会議への出席）
第１４条　委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
（事務）
第１５条　委員会の事務は、新潟教務所が行う。
（内規）
第１６条　この規則を実施するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、内規を定めることができる。
（規則の変更）
第１７条　この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附　則

１　この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年３月31日）並びに宗務総長の承認（2023年６月22日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年７月１日）から施行する。
２　新教区準備委員会における議決事項は、この規則による本部会が議決したものとみなす。
３　この規則施行の際、第３条第２項第３号に定める委員並びに第８条第２項に定める本部長に最初に就任する者の選定は、新教区準備委員会が行うものとする。

⑮新潟教区伝道広報室規程

（設置及び目的）
第１条　新潟教区(以下「教区」という)に、教区における各種広報物をとおして伝道教化を担うことを目的とし、伝道広報室(以下、「本室」という)を置く。
（業務）
第２条　本室は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)教化に関する広報物の企画、作成
(2)教区ホームページの制作、運営
(3)その他必要な業務
２　前項に掲げる業務での成果物は、教区教化委員長(以下「委員長」という)及び教区教化委員会(以下「委員会」という)本部会が監修する。
（組織）
第３条　本室は、第２条に定める業務遂行のため、委員会規則第７条第４項により選任された伝道広報室長(以下「室長」という)及び室長が推薦した本室委員(以下「委員」という)若干名で組

織する。
2　委員は、委員長が委嘱する。
3　委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
（室長及び副室長）
第４条　室長は、本室を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を委員会本部会に報告しなければならない。
2　室長は、委員会本部員にあたる。
3　室長は、必要により本室の所管する事業を目的ごとに区分し、これに委員を分属させて実施することができる。
4　本室に、委員の互選によって定めた副室長1名を置き、室長に事故ある時はその職務を代理する。
（通信員）
第５条　教区と組、組間の情報交換のため、各組組長が推薦した通信員各1名を置く。
2　通信員は、委員長が委嘱する。
3　通信員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補充による通信員の任期は前任者の残任期間とする。
（実行委員会）
第６条　本室が所管する事業の実施を円滑にならしめるため、委員長が必要であると認めたときは、実行委員会を置くことができる。
2　実行委員会の委員は、室長が推薦した者について、本室にて協議の上、委員長が委嘱する。
3　実行委員の任期は1年以内とし、当該事業の終了をもって満了するものとする。
（経費）
第７条　第2条にかかる必要な経費は、教区事業費会計より支出する。
（会議の招集）
第８条　本室の会議は、委員長の同意を得て、室長がこれを招集する。
（宗務役員等の会議への出席）
第９条　新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。
（参考人の会議への出席）
第１０条　室長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
（事務）
第１１条　本室の事務は、新潟教務所が行う。
（規程の改廃）
第１２条　この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

1　この規程は、新教区準備委員会の議決(2023年6月21日)を得て、新潟教区が発足した日(2023年7月1日)より施行する。

⑯新潟教区教区‐組教化連絡会規程

（設置及び目的）
第１条　新潟教区に、教区‐組教化連絡会(以下、「教化連絡会」という。)を置く。教化連絡会は、新潟教区教化委員会(以下、「教区教化委員会」という。)と目的を共にし、教区教化委員会規則第2条の達成と組を基軸とした教化の充実に資することを目的とする。
（業務）
第２条　教化連絡会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1)　組を基軸とした教化体制に資するために必要な組間の情報交換及び方策の促進
(2)　教区と組の教化の連動・連帯に資するために必要な情報交換及び方策の促進
(3)　その他必要な業務
（組織）
第３条　教化連絡会は、組教化担当者 54 人以内で組織する。
2　組教化担当者は、大谷派僧侶もしくは門徒及び寺族の中から、組長が推薦した者とする。
3　組教化担当者の任期は 3 年とする。ただし、補充による組教化担当者の任期は前任者の残任期間とする。

（常任委員会）
第４条　組教化担当者の中から6人を互選し、常任委員会を組織する。互選にあたっては地域性を考慮し、別表の各地域から2人ずつ選出する。
2　常任委員は教化連絡会を主催する。なお、常任委員は教区教化委員会共同教化部門員にあたる。
（会長及び副会長）
第５条　教化連絡会に会長及び副会長1人を置く。会長及び副会長は常任委員の互選によって定める。
2　会長は、会務を統理し教化連絡会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
4　会長及び副会長は、任期が満了しても後任者が就任するまで在任する。

（総会）
第６条　教化連絡会の総会は、毎年１回以上これを開き、必要な事項について審議する。
２　総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。
３　総会は、組教化担当者の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。
４　会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。
（宗務役員等の会議への出席）
第７条　新潟教務所の職員は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。
（事務）
第８条　教化連絡会の事務は新潟教務所が行う。
（参考人）
第９条　会長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
（規程の変更）
第１０条　この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

別表

地域	組
上越	第 1 組、第 2 組、第 3 組、 第 4 組、第 5 組、第 6 組、 第 7 組、第 8 組、 高田 11 組、高田 12 組、 高田 13 組
中越	第 10 組、中越 11 組、 中越 12 組、中越 13 組、 第 14 組、第 15 組、第 16 組、 第 24 組
下越 佐渡含む	第 17 組、第 18 組、第 19 組、 第 20 組、第 21 組、第 22 組、 第 23 組、佐渡組

⑰新潟教区同朋社会協議会規程

（設置）
第１条　教化基本条例第 5 条第 2 項に基づき、新潟教区同朋社会協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（目的）
第２条　協議会は、部落差別問題をはじめとする様々な課題に取り組み、同朋社会の顕現を推進することを目的とする。
（業務）
第３条　協議会は、第 2 条の目的を達成するため次の業務を行う。
(1) 差別問題等に関する宗門内外への対応
(2) 差別問題及び靖国問題並びに男女平等参画に関する問題の研鑽と研修会の企画実行
(3) 各組と連動した研修会の企画実行と情報共有
(4) その他必要な業務
（組織）
第４条　協議会は、次の各号で定める協議会委員（以下「委員」という。）39 名以内で組織する。
(1)　組長が推薦した者　　各組 1 名
(2)　教務所長が推薦した者　　12 名以内
２　委員は、教務所長が委嘱する。
３　委員の任期は 3 年とする。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって決める。
２　会長は、会務を統理し協議会を代表する。なお、教区教化委員会同朋社会部門員にあたる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
（総会）
第６条　協議会の総会は、毎年 1 回以上これを開き、必要な事項について審議する。
２　総会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。
３　総会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
４　会長は、総会の結果を教務所長に報告するものとする。
（常任委員会）
第７条　協議会に常任委員会を置き、正副会長及び専門部会正副部会長 8 名以内で組織し、常任委員の任期は委員の任期とする。
２　常任委員会は、協議会から委嘱された事項及び緊急を要する事項を処理する。
３　常任委員会は、教務所長の同意を得て会長が招集する。
（専門部会）
第８条　協議会が行う業務を区分して効果的に

推進するため、次の専門部会を置く。
(1)　差別問題専門部会
(2)　靖国問題専門部会
(3)　男女平等参画専門部会
2　各専門部会は、委員同士で決定した部会委員で組織する。なお、部会委員は２以上の専門部会を兼ねることができない。
3　各専門部会は、第4条第1項第1号委員９名と同第２号委員４名以内で構成する。
4　各専門部会に、部会委員の互選により部会長及び副部会長１人を置く。
5　部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となり、議事及び実施事業を協議会に報告しなければならない。
6　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
7　専門部会の会議は、会長の同意を得て部会長が招集する。
（宗務役員等の会議への出席）
第９条　新潟教務所の職員等は、何時でも会議に出席して発言することができる。ただし、採決には加わらない。
（参考人の会議への出席）
第１０条　会長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。
（事務）
第１１条　協議会の事務は、新潟教務所が行う。
（規程の改廃）
第１２条　この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7月1日）から施行する。

⑱新潟教区教学研鑽室規程

（名称・目的）
第１条　宗祖親鸞聖人流罪以来の伝統を受け継ぎ、教学の振興、教化の推進並びに教化を担う人の育成に資するため、新潟教区における学びの場として新潟教区教学研鑽室(以下、「研鑽室」という)を設置する。
2　研鑽室に、教化センターと聞思学場を置き、それぞれの設立の趣旨や歴史を鑑みた主体的な活動を担保する。
（事務所）
第２条　研鑽室の事務所は、新潟教務所内に置く。
（業務）
第３条　研鑽室は、第１条の目的達成のため次に掲げる業務を行う。
(1)　教学の研鑽
(2)　学習会の開催
(3)　伝道教化の実習
(4)　公開講演会の開催
(5)　教区内の各種研修会との連携
(6)　図書並びに教化資料収集及び購入と整理、保管
(7)　その他必要な事項
（統理）
第４条　教務所長は、研鑽室を統理する。
（運営委員会）
第５条　研鑽室を運営するため、新潟教区教学研鑽室運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。
（組織）
第６条　運営委員会は、次の号に掲げる委員の男女両性で組織する。
(1)　教務所長
(2)　教区会議長
(3)　教区門徒会長
(4)　教化委員会正副本部長
(5)　教化センター主幹並びに同副主幹（1 人）
(6)　聞思学場室長並びに同指導（1 人）
(7)　教務所長が推薦する者　　若干人
2　委員は、教務所長が委嘱し、その任期は 3 年とする。
3　第１項第１号から第６号の委員の任期は、当該役職者の任期とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。なお、再任を妨げない。また、第７号の委員のうち、必ず女性１人以上を推薦する。
4　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（任務）
第７条　運営委員会は、研鑽室の総合的な調整並びに基幹施策方針の策定を行う。
2　第１条の目的を達成するため、次の事項について審議する。
(1)　研鑽室の事業計画及び報告に関する事項
(2)　教化センター主幹の選定に関する事項
(3)　聞思学場室長の選定に関する事項
(4)　研鑽室の予決算、その他経費に関する事項
(5)　その他研鑽室の運営に関する必要な事項
3　前項の業務遂行のため、必要に応じて検討機関を設置することができる。

（開催及び招集）
第８条　運営委員会は毎年一回以上開催し、教務所長が招集する。
２　教化センター主幹または聞思学場室長から要請のあった場合、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。
３　運営委員４名以上から書面による要請があった場合は、教務所長は運営委員会を招集しなければならない。
（運営委員会の会議）
第９条　運営委員会の座長は、教区会議長がこれにあたる。
２　教務所長が必要と認める場合は、新潟教務所の職員及び参考人が運営委員会に出席して意見を述べることができる。
３　人事・給与に関する議事には、当該役職者は出席することができない。
（議事及び議決）
第１０条　運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面(委任状)により意思表示をした者は、出席とみなすことができる。
２　運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、座長がこれを決める。
（事務）
第１１条　研鑽室の事務は新潟教務所が行う。
（経費）
第１２条　研鑽室の経費は、教区事業費会計回付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
（会計及び会計年度）
第１３条　研鑽室に関する経費の収入及び支出を明確にして、その経理を適正ならしめるため、新潟教区教学研鑽室特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。
２　研鑽室の会計年度は、宗派の会計年度に準ずる。
３　研鑽室の予算及び決算は、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。
（会計監査）
第１４条　研鑽室の会計は、教区監事の監査を受けなければならない。

（規程の改廃）
第１５条　この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、運営委員会の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則
この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

⑲新潟教区教化センター規約

（名称）
第１条　新潟教区教学研鑽室規程第１条第２項により、「教化センター」を設置する。
２　教化センターは、新潟教務所に置く。
（組織）
第２条　教化センターは、次の者をもって組織する。
(1)　主幹　　１人
(2)　副主幹　　若干人
(3)　幹事　　１人
(4)　研究員　　若干人
２　主幹は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。
３　副主幹は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。
４　幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。
５　研究員は、主幹の推薦により、教務所長が委嘱する。
６　必要により、教化センターに嘱託を置き、教務所長がこれを任用する。
（職務）
第３条　主幹は、教化センターを代表し、その活動を掌理する。
２　副主幹は、主幹の命を受けて主幹を補佐し、主幹に事故あるときはその職務を代行する。
３　幹事は、主幹の命を受けて、事務を処理する。
４　研究員は、主幹の命を受けて、教化センターの活動を補佐する。
（任期）
第４条　主幹、副主幹、研究員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（研修生）
第５条　教化センターの活動に参加し、自己研鑽を望む者を研修生として受け入れる。
２　研修生は、教区内の僧侶、門徒から、所属組の組長の推薦により、教務所長がこれを許可する。
３　研修生は、教化センターの活動に従事し、定められた本務を分担する。

（聴講生）
第６条　教化センターの活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。
２　聴講料その他必要な事項は、別に定める。
（規約の改正）
第７条　この規約を改正するときは、運営委員会の承認を得なければならない。
（内規）
第８条　主幹は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附　則

この規約は、新教区準備委員会の議決(2023 年 3 月 31 日)を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)から施行する。

⑳新潟教区聞思学場規約

（名称）
第１条　新潟教区教学研鑽室規程第 1 条第 2 項により、「聞思学場」を設置する。
２　聞思学場は、高田教務支所に置く。
（組織）
第２条　聞思学場は、次の者をもって組織する。
(1)　室長　　1 人
(2)　専任講師　　1 人
(3)　指導　　若干人
(4)　幹事　　1 人
(5)　研修員　　若干人
２　室長は、運営委員会において教区内有教師から選定し、教務所長が委嘱する。
３　専任講師及び指導は、室長の推薦により、教務所長が委嘱する。ただし、室長は専任講師を兼ねることができる。
４　幹事は、教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。
５　研修員は、教区内僧侶及び門徒より公募し、室長及び指導が選定し、教務所長が委嘱する。
（職務）
第３条　室長は、聞思学場を代表し、その業務を掌理する。
２　専任講師は、講義を行い、研修員の指導にあたる。
３　指導は室長及び専任講師を補佐し、研修員の指導助言にあたる。
４　幹事は、室長の命を受けて、事務を処理する。
５　研修員は専ら研鑽に励む。
（聴講生）
第４条　聞思学場の活動について、聴講を希望するものがあるときは、教務所長は聴講生としてこれを許可することができる。
２　聴講生は、研修員と共に研鑽に励まなければならない。
３　聴講料その他必要な事項は、別に定める。
（任期）
第５条　室長・専任講師・指導の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
２　研修員の研修期間は 3 年とする。ただし、再任することができない。
３　聴講生の研修期間は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
（研究発表）
第６条　室長・指導及び研修員は研究発表することができる。
（規約の改正）
第７条　この規約を変更しようとするときは、運営委員会の承認を得なければならない。
（内規）
第８条　室長は、必要により、教務所長の同意を得て、この規約に内規を設けることができる。

附　則

この規約は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日)から施行する。

㉑新潟教区寺院活性化支援室規程

（設置及び目的）
第１条　寺院活性化支援推進条例(2020 年条例公示第 4 号。以下「条例」という。）第 4 条に基づき、教区教化委員会と連携し、別院及び寺院・教会における寺院運営及び教化活動の活性化に資する施策を企画・立案し、これを推進するため、新潟教務所に新潟教区寺院活性化支援室（以下「支援室」という。）を置く。
（業務）
第２条　支援室は、条例第 3 条に定める真宗教化センター寺院活性化支援室と連携を緊密にし、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
(2)　過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
(3)　青少幼年教化の支援に関する事項
(4)　第 4 条に定める教区支援員の研鑽及び情報共有に関する事項
(5)　寺院の活性化支援に必要な教区教化委員会及び組教化委員会等との連携及び調整に関

する事項
(6)　その他必要な事項
（事務の所掌）
第３条　支援室は、教務所長が掌理する。
（教区支援員）
第４条　支援室に寺院活性化支援推進条例施行条規（2020 年達令公示第 9 号。以下「達令」という。）第 2 条に定める教区支援員を置き、達令第 22 条に定める専門講習修了者名簿に登録された者のうち、新潟教区の僧侶、門徒及び学識経験者の中から、教務所長の上申により宗務総長がこれを任命する。
2　教区支援員の種別は、次のとおりとする。
(1)　寺院運営活性化支援担当
(2)　過疎・過密地域寺院教化支援担当
(3)　青少幼年教化支援担当
3　教区支援員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。
4　新潟教区に駐在する教区駐在教導であって、真宗教化センター寺院活性化支援員である者は、教区支援員を兼務する。この場合の教区支援員の任期は、当該役職の在職中とする。
5　教区支援員は、教務所長の命を受けて、条例第 2 条に定める目的を達成するために必要な支援活動にあたる。
（職員）
第５条　支援室に、次に掲げる職員を置き、新潟教務所の職員の中から、教務所長が命ずる。
(1) 主任　　1 人
(2) 掛　　若干人
2　主任は、教務所長の命を受けて支援室の事務を整理する。
3　掛は、支援室の事務を処理し、または事務に従事する。
（寺院活性化支援会議）
第６条　支援室の業務を企画・検討するため、支援室に寺院活性化支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。
2　支援会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(1)　第 4 条に掲げる支援員の中から教務所長が委嘱した者　5 人以内
(2)　教区教化委員会教化本部長
(3)　第 5 条に掲げる主任及び掛　若干人
(4)　学識経験のある者の中から教務所長が委嘱した者　若干人
3　支援会議は、教務所長が招集する。
4　支援会議の座長は、教務所長がこれにあたる。
5　支援会議の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、座長の決するところによる。
（支援会議への参考人等の出席）
第７条　教務所長が必要と認めるときは、支援会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（宗務役員等の支援会議への出席）
第８条　新潟教務所の職員は、何時でも支援会議に出席して発言することができる。
（規程の改正）
第９条　この規程を改正しようとするときは、支援会議の同意を経て、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附　則

1　この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日(2023 年 7 月 1 日）から施行する。
2　この規程によりはじめて任命または委嘱された教区支援員（第 4 条第 4 項の規定による教区支援員を除く）は、その任命または委嘱された日にかかわらず、2026 年 6 月 30 日までとする。

㉒新潟教区共済規程

（趣旨）
第１条　この規程は、新潟教区共済制度（以下「教区共済」という。）に関する事項を定める。
（共済の目的）
第２条　教区共済は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区内の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂等の施設に対する災害復興支援を図ることを目的とする。
（定義）
第３条　教区共済は、火災、地震、風水雪害及びその他の災害により被災した寺院に対して、共済金、共済一時金及び見舞金の給付をすることをいう。
（共済拠出金）
第４条　寺院は、毎年度、別表第 1 号に定める共済拠出金を納付するものとする。
（給付額の算出）
第５条　共済金は別表第 2 号により、給付額を算出する。
2　共済金の給付は、1,000 万円を超えないものとする。
（例外規定）

第６条　前条について例外規定を適用する。

２　被害の程度が、別表第２号の基準を満たさない場合は、その被害程度に応じて共済委員会に諮って見舞金の給付について決定する。

３　別表第２号に掲げる対象建物以外が被災した場合は、共済委員会に諮って共済金の給付について決定する。

（共済委員会）

第７条　給付を適正かつ公正にするため、共済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1)　教務所長

(2)　教区会議長及び教区会副議長

(3)　教区門徒会長及び教区門徒会副会長

(4)　教区会参事会員

(5)　教区門徒会常任委員

３　委員長は、教務所長がこれにあたり、会務を統理する。

４　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

５　委員会は、委員長が招集する。

６　委員会は、給付の申請について審査し、給付額を決定する。

７　委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

８　給付を申請した寺院に所属する委員は、当該決定に加わることができない。

（常任委員会）

第８条　委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、委員会に常任委員会を設置する。

２　常任委員会は、前条第２項第１号から第３号の委員で組織する。

３　常任委員会の審議結果は、委員会に報告しなければならない。

４　前条第３項から第７項までの規定は、常任委員会にもこれを準用する。

（宗務役員の会議への出席）

第９条　教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

（参考人の会議の出席）

第１０条　委員長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。

（給付の停止及び制限）

第１１条　共済金、共済一時金及び見舞金は、当該寺院に共済拠出金の滞納があるときは、その納付が終わるまで給付を停止する。

２　当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂または庫裡（書院、客殿を含む）に被害を与えた場合など、委員会が給付の対象外と判断したときは共済金、共済一時金及び見舞金を給付しないこととする。

３　委員会は、広域災害または災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、別表第２号によらないで給付額を定めることができる。

（給付の申請）

第１２条　共済金の給付を受ける事由が発生したときは、当該寺院が申請書に必要書類を添え、遅滞なく組長を経て教務所長に申請しなければならない。

（共済一時金）

第１３条　委員長は、被災した寺院の被害状況を調査した結果、被害状況が別表第２号「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、申請によらず教区会議長及び教区門徒会長の許可を得て、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付することができる。

２　前項による共済一時金を給付した寺院に対して、同じ被災による共済金を給付する場合は、事前に給付した共済一時金の額を差し引くものとする。

（特別会計）

第１４条　教区共済に関する会計は、新潟教区共済特別会計（以下「特別会計」という。）を設定して経理する。

（収支計算書の承認）

第１５条　この特別会計は、毎会計年度収支計算書を作成し、監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

（規程の変更）

第１６条　この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

別表第１号（共済拠出金）

１ヵ寺金額	10,000 円

別表第２号（共済金）

災害の種別	対象建物	被害の程度	給付金額
床上浸水以外の災害	本 堂	全焼・全壊	10,000,000 円
		3/4 以上の焼失または同程度の被害	7,500,000 円
		2/4 以上の焼失または同程度の被害	5,000,000 円
		1/4 以上の焼失または同程度の被害	2,500,000 円
	庫 裏	全焼・全壊	3,000,000 円
		3/4 以上の焼失または同程度の被害	2,200,000 円
		2/4 以上の焼失または同程度の被害	1,500,000 円
		1/4 以上の焼失または同程度の被害	700,000 円
床上浸水 ※畳等が敷かれた床（土間類を除く）に及ぶ浸水	本堂	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	5,000,000 円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	4,000,000 円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	2,500,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	1,300,000 円
	庫裡	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	2,000,000 円
		床上1.5m以上2m未満が浸水したと認められるもの	1,600,000 円
		床上1m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	1,000,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	500,000 円

※共済金の給付は、最大１，０００万円とする。

㉓災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への対応についての申し合わせ事項

１　目　　的

宗派経常費及び教区費（以下「御依頼金」という。）の減免は、同朋相互扶助の精神に則り、新潟教区の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂が被災し、本堂の再建を優先することにより、御依頼金の納付が困難となる寺院を支援することを目的とする。

２　対　　象

(1)　火災、地震、風水雪害その他の災害により被災した本堂再建のため、御依頼金の納付が困難である寺院を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する寺院は対象外とする。

①御依頼金、賦課金及び共済拠出金に滞納がある場合

②宗派経常費が減免された場合（広域災害に伴い宗派が減免措置をした時など）※上記②の場合、教区費の減免は対象とする。

③当該寺院所属の寺族またはその関係者が故意に本堂に被害を与えた場合

④その他、御依頼適正審議会が減免の対象外と判断した場合

(2)　減免対象となる本堂の被災程度は、全壊、大規模半壊またはこれと同程度と認められる被災とする。

３　減免の申請

当該寺院は、申請書（※1）に必要書類を添えて、当該組長を経由し、遅滞なく教務所長に申請する。

４　減免の審査

御依頼適正審議会は、減免の申請その他必要な事項について審査し、減免の内容及び期間を決定する。

５　減免内容

減免年度の当該寺院の御依頼額を上限とし、その額を当該寺院を除く寺院に割当して御依頼し、当該寺院の御依頼金を減免する。

６　減免期間

(1)　減免期間は、被災した年度の翌年度から３ヵ年度を上限とする。

(2)　減免期間中に当該寺院から、減免打ち切りの申し出があった場合は、減免を終了する。

７　変　　更

この申し合わせ事項を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

【補足・留意点】

(※1) 申請書には、住職または代務者（※不在の場合は寺族代表者）、責任役員及び総代の署名・押印を必要とする。また、申請書は当該寺院所属の組長を経由するものとする。

【参考】被害程度について（内閣府ＨＰの防災情報ページ「罹災証明書の概要」より）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
被害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

減免に関するフローチャート

被災寺院
≪対象≫【建物】本堂のみ
【減免】宗派経常費及び教区費
≪被災状況≫ 全壊、大規模半壊またはこれと同程度と認められる被災

御依頼金減免支援申請

⇩

御依頼適正審議会＝減免支援申請を審査し、減免の内容及び期間を決定

【減免の基準】
≪内容≫
減免額は、減免年度の当該寺院御依頼額を上限とする。なお、減免した金額は、当該寺院を除く寺院に割当して御依頼する。
≪期間≫
被災した年度の翌年度から３ヵ年度を上限とする。

⇩

【減免の内容】
金額 100％・期間３ヵ年度の場合

（被災した年度を 2023 年度とした場合）
2024 年度：御依頼額 100％免除
2025 年度：御依頼額 100％免除
2026 年度：御依頼額 100％免除

減免の参考資料

１　減免の内容について
（御依頼総額１００万円として）

（１）減免額：全額、期間：３ヵ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	１年度目	２年度目	３年度目
減免金額	―	１００万円	１００万円	１００万円
寺院負担額	１００万円	0円	0円	0円

（２）減免額：半額、期間：２ヵ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	１年度目	２年度目	
減免金額	―	５０万円	５０万円	
寺院負担額	１００万円	５０万円	５０万円	

（３）減免額：全額、期間：１ヵ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	１年度目		
減免金額	―	１００万円		
寺院負担額	１００万円	0円		

㉔新潟教区御依頼適正審議会規程

（目的）
第１条　宗派経常費その他の御依頼額について、教区内寺院への御依頼を適正ならしむるため、教区に新潟教区御依頼適正審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（業務）
第２条　審議会は、教務所長の諮問に応じ、審議した結果を答申するものとする。
２　審議会は、災害により、御依頼金の納付が困難である寺院の御依頼金減免の内容及び期間を決定する。

（組織）
第３条　審議会の委員は、35 人以内で組織する。
(1)　組から推薦された住職・教会主管者　27 人
(2)　教務所長が選定した者　　若干人
２　審議会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

（会議）
第４条　委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代ってその職務を行う。

（小委員会）
第５条　審議会に小委員会を置くことができる。
２　小委員会は審議会から付託された事項を審議する。
３　小委員会に属すべき委員は委員長が指名する。
４　小委員会に互選により主査１人を置く。主査は小委員会の議事を整理する。

（議事および議決）
第６条　審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長がこれを決する。
２　小委員会の議決はさらに委員会の審議に付するものとする。

（参考人等の出席）
第７条　教務所長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。
２　教区会議長・副議長・教区門徒会長・副会長・教務所長及び教務所員はいつでも会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

（任期）
第８条　委員の任期は３年とする。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

（招集）
第９条　審議会は、必要に応じ教務所長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、教務所長に招集を求めることができる。
（規程の改正）
第１０条　この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

1　この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。
2　この規程施行時に、三条教区御依頼適正審議会規則第3条第1号の委員であった者及び高田教区割当審議会規則第3条第1号の委員であった者はこの規程第3条第1号の委員とみなし、その任期は第8条の規定にかかわらず2026年6月30日までとする。

㉕新潟教区門徒戸数調査委員会規程

（目的）
第１条　新潟教区における宗派経常費・教区費その他の御依頼額について教区内寺院の割当を適正ならしむるため、各寺院御依頼門徒戸数調査を行う。その機関として新潟教区門徒戸数調査委員会（以下「委員会」という）を置く。
（業務）
第２条　委員会は前条の目的達成のため、以下の各号に掲げる業務を協議決定、実施し、調査内容について審議する。
(1)　調査期日及び期間の決定
(2)　調査票の作成及び教区内寺院･教会への送付と回収
(3)　調査票未提出寺院・教会への対応
(4)　回収した調査票に基づく御依頼門徒戸数の集計
(5)　その他必要な事項
（構成）
第３条　委員会は次の各号に掲げる委員によって構成される。
(1)　教区会議長及び教区会副議長
(2)　教区門徒会長及び教区門徒会副会長
(3)　組長
(4)　学識経験者から教務所長が委嘱した委員若干人
2　前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。
3　第1項第4号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。
4　補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役職と組織）
第４条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　委員長は会務を統理する。
3　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第５条　委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
（小委員会）
第６条　委員会に小委員会を置くことができる。
2　小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。
3　小委員会に属すべき委員は、委員会の委員の中から、委員長が指名する。
4　小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。
5　小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。
6　小委員会の審議結果は、文書をもって委員会に報告しなければならない。
（議事及び議決）
第７条　委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（参考人等の出席）
第８条　教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。
2　教務所長が必要と認めた教務所員は、会議に出席して発言することができる。
3　委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。
（守秘義務）
第９条　委員会の委員及び出席者は業務上知り得た情報について守秘義務を有する。
（答申）
第１０条　委員会は教務所長の要請に応じて、審議結果を教務所長及び御依頼適正審議会に答申する。
（事務）
第１１条　委員会の事務は教務所が行う。

（規程の改正）
第１２条　この規程を改正しようとするときは、教区会並びに教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

㉖新潟教区出版特別会計規則

（目的）
第１条　この規則は、本山出版物及び教区出版物に関する経理に必要な規則を定める。
（設置）
第２条　前条の目的達成のため、教区事業費会計とは別に「新潟教区出版特別会計（以下「特別会計」という）」を設置して経理する。
（歳入及び歳出）
第３条　この特別会計は、本山出版物冥加金及び教区出版物冥加金、その他の収入をもって歳入とし、本山出版物冥加金及び新刊出版事業費並びに教区事業費会計回付金、その他の支出をもって歳出とする。
（年度）
第４条　この会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。
（予算及び決算の承認）
第５条　この特別会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。
（繰越金の処理）
第６条　この特別会計において、歳計に剰余が生じたときは、本山出版物にかかる金員については当該年度にこれを一般会計へ繰り入れ、教区出版物にかかる金員及びその他の金員については、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
（規則の改正）
第７条　この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

㉗新潟教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計規則

（設置）
第１条　新潟教区における宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計を置き、一般会計と区分して経理する。
（歳入及び歳出）
第２条　この会計は、助成金、懇志金、回付受金、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって歳入とし、教区事業費、組助成費、事務費、予備費及びその他この会計に属する支出をもって歳出とする。
（予算の提出）
第３条　この会計は毎年その年度の一般会計の予算と同時に教区会及び教区門徒会に提出してその議決を得なければならない。
（予算の区分）
第４条　この会計の歳入歳出予算をその目的によってそれぞれ款及び項に区分する。ただし、必要に応じて目を設けることができる。
（歳入歳出決算書の作成）
第５条　この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、教区監査を経て教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。
（剰余金の繰入）
第６条　この会計において剰余を生じた場合は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、会計終了年度において剰余を生じた場合は、教区会及び教区門徒会に諮り処理する。
（会計条例の準用）
第７条　この規程に定めのない事項については、宗派の会計条例の規定を準用する。
（規則の改廃）
第８条　この規則を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行する。

㉘新潟教区教務所員役宅運営規程

（趣旨）
第１条　この規程は、新潟教務所（以下「教務所」という。）に勤務する宗務役員（以下「所員」と

いう。）の福祉施設である、新潟教務所員役宅（以下「役宅」という。）の確保及び使用について定める。

2　前項に規定する宗務役員は、宗務職制（1991年6月29日条例公示第5号）第25条各号に定める者及び教区駐在教導とする。

（役宅の管理、運営）

第２条　役宅の管理は、教務所長がこれを行い、その運営は、教務所長が教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に諮りこれを行うものとする。

（役宅の入退居）

第３条　役宅の入居及び退居の決定は、教務所長がこれを行う。

（使用冥加金等の納入）

第４条　役宅に居住する所員は、役宅冥加金（以下「冥加金」という。）を教務所に納入しなければならない。

2　冥加金は、毎月末日までに納入しなければならない。ただし、退居する場合は、その事由が発生した月までの冥加金を納入するものとする。

（営繕）

第５条　役宅に居住する所員が、故意または過失によって役宅に破損、汚損及び損壊を与えた場合は、その営繕に係る経費を所員が負担するものとする。

2　役宅に居住する所員が役宅を退居するときは、前項の規定により営繕を行う。

3　第1項に定める経費を負担する者の決定は、教務所長がこれを行う。ただし、教務所長が必要と認めたときは、教区会の議長及び副議長に負担者の決定を諮ることができる。

（会計）

第６条　役宅に関する経費の収入及び支出を明確にし、その運営を適正ならしめるため、新潟教区教務所員役宅運営特別会計を設置し、教区事業費会計と区分して経理する。

2　この会計は、教区事業費会計からの回付金、冥加金及びその他の収入をもって歳入とし、役宅を確保、運営するために必要な経費及びこれに伴う支出をもって歳出とする。

3　この会計の予算は、年度当初の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとし、決算は、翌年度の教区会及び教区門徒会において承認を得るものとする。

4　この会計の会計年度は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

（規程の改廃）

第７条　この規程を改正若しくは廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

㉙新潟教区特別事業積立金会計規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟教区が将来に推進する事業について、これを実現促進させる目的をもって、新潟教区特別事業積立金会計（以下「この会計」という。）を設け、教区事業費会計と区分して経理する。

（歳入及び歳出）

第２条　この会計は、三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及び御香儀並びに三条別院本堂修復・教区同朋会館建設懇志金、高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金及びその他の収入をもって歳入とし、特別事業に関わる経費をもって、歳出とする。

2　特別事業積立金を使用するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

（会計）

第３条　この会計の歳入及び歳出は、毎会計年度歳入歳出計算書を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会に提出し、報告しなければならない。

（会計年度）

第４条　この会計の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

（規程の改正）

第５条　この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の議決を得るものとする。

附　則

この規則は、新教区準備委員会の議決（2023年3月31日）を得て、新潟教区が発足した日（2023年7月1日）から施行する。

㉚新潟教区「旅費・日当・宿泊補助等」支給内規

＜教区内役職者の会議旅費・日当・宿泊補助について＞

旅　費

交通費として走行距離1㎞につき30円支給する。

・100円未満切り上げとし、走行距離はNAVITIMEにて最適経路を算出する。

・最低料金は100円とする。高速道路を使用の場

合は実費を支給する。(ただし、最適経路が片道30㎞以上の場合のみ。)
・佐渡組は自宅から両津港までの距離を上記基準で算出し、さらに往復ジェットフォイル代、新潟港～新潟駅のバス代、新潟駅～北三条駅往復電車代を加えた合計額を支給する。
・会場が教務支所やその他の場所で行われる場合は上記基準を準用し算出する。
・旅費支給対象となる会議は【別表 1】の通りとする。

日　　当

【別表 1】に該当する会議のみ支給対象とする。

宿泊補助

佐渡組のみ、支給することができる。
・領収書による実費精算上限額 8,000 円、または申告による 5,000 円の宿泊補助としての精算も可とする。

【別表 1】

適用／役職	旅費	日当（1 日）	備考
教区会・教区門徒会	○	3,000 円	通常会・臨時会
参事会・常任委員会	○	3,000 円	懇談会は日当を支給しない。
教区監査	○	5,000 円	教区会・教区門徒会の監査報告は3,000円とする。
選挙管理会委員	○	5,000 円	
その他教区諸会議 教化委員会関係会議 （総会・本部会・企画会・各部門会議・実行委員会会議）	○	なし	対象者は予め選定しておくこと
その他（事前打合せ等）	※	なし	※原則として支給しないが、必要な場合は事前に相談のこと

研修会スタッフ旅費・日当

【別表 2】

適用／役職	旅費	日当（1 日）	備考
教区教化委員 実行委員	○ ※	2,000 円	※研修会参加者に含まれる場合、旅費は支給しない。 ※対象者は当日業務があるものに限る。予め選定しておくこと。

＜教区外役職者会議旅費・参加費・宿泊料＞

旅　費

使用路線の実費とし、領収書にて精算する。自家用車利用時は、会議旅費支給基準と同様とする。

参加費

参加費(懇親会費)を実費支給する(要領収書)。

宿泊料

上限額を 8,000 円とし、実費支給する。ただし東京都内（常時）と、京都市内の 3 月・4 月・10 月・11 月の宿泊に限り上限額を 12,000 円とする。(要領収書)。
また、申告により 5,000 円の宿泊補助としての精算も可能とする（領収書不要)。

【別表 3】

適用／役職	旅費	参加費（懇親会費）	宿泊料	備考
連区 正副議長会 連区正副門徒会長会	○	○	○	
その他 本山・連区会議 ※ 連区坊守会長会 連区青少年連絡協議会 等	○	○	○	※教区の代表として出席する場合で、主催者から経費が支給されない場合に限る。

＜附則＞

1　この内規は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）より施行する。
2　この内規の改正は教区会参事会・教区門徒会常任委員会の承認を必要とする。

【補足】　その他事務内規

＜本山・連区研修会派遣助成＞

かかる往復旅費の半額を上限に支給する。ただし、主催者や関係団体から補助がある場合は差し引いて支給する。
中央声明講習会は本科 1 回生のみとする。
同一の研修会における助成金額の上限は 60,000 円とする。

＜各種奉仕団助成＞

組または組門徒会主催の奉仕団に限り、1 人 5,000 円の補助をする。

＜研修冥加金の基準＞

4 時間以内の研修　　500 円
4 時間以上の研修　1,000 円
2 日間の研修　　2,000 円
※オンラインによる参加も同額とする。

※研修会の趣旨により無料で開催する場合は、事業計画書にその旨記載し、教化委員会の了承を得るものとする。

㉛新潟教区の諸法規の改正に関する申し合わせ事項

新教区準備委員会の議決をもって、2023 年 7 月 1 日より施行の新潟教区の諸法規について、新教区発足後に実働した結果、実情と法規の内容に不具合が生じ、細かい条文の変更が必要になる事態が想定される。

ついては、各法規中に規定される改正手続きに関わらず、新教区発足後 3 年の期間において条文の改正が必要になった場合は、参事会・常任委員会の議決により変更することができるものとする。

ただし、本申し合わせ事項は、宗派の条例等で改廃手続きが規定されている教区諸法規へは適用が出来ないものとする。あくまで、教区が独自に制定する法規において、教区内の確認がなされているものに限る。

また、法規を廃止する場合及び参事会・常任委員会がこの申し合わせに該当しないと判断した場合は、各法規に規定される改廃の手続きのとおり変更しなければならないものとする。

附　則

この申し合わせ事項は、新教区準備委員会の議決（2023 年 3 月 31 日）を得て、新潟教区が発足した日（2023 年 7 月 1 日）から施行し、2026 年 6 月 30 日に失効する。

８．役職者名簿

役職者名簿（2023 年 7 月末現在）

宗議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	金子　光洋	第 6 組	最賢寺	
2	井上　　博	高田 11 組	福樂寺	
3	小林　光紀	中越 12 組	淨照寺	
4	田澤　一明	第 19 組	明誓寺	
5	渡邊　　学	第 23 組	明正寺	

任期：2021.09.17～2025.09.16

参議会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	久保田 幸正	第 5 組	聽信寺	
2	村松　勝藏	高田 11 組	鞍馬寺	
3	相澤　幸二	第 10 組	專德寺	
4	丸山　　誠	第 15 組	大專寺	
5	金巻　拾子	第 23 組	無爲信寺	

任期：2021.05.01～2024.04.30

教区会議員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋　　聡	第 1 組	光德寺	
2	渡邉　順哲	第 1 組	清雲寺	
3	渡邉　義要	第 2 組	乘雲寺	
4	小山　了信	第 2 組	明通寺	
5	楠田　昌樹	第 3 組	西性寺	参事会
6	日野　顕英	第 4 組	隨念寺	
7	内山　順恵	第 4 組	養性寺	
8	横山　英一	第 5 組	寶善寺	
9	土屋有爲子	第 5 組	蓮光寺	
10	藤原　　哲	第 6 組	照蓮寺	副議長
11	滋野　康賢	第 6 組	善念寺	
12	豊島　　信	第 6 組	西光寺	
13	山﨑　正悟	第 7 組	光源寺	
14	尾﨑　秀行	第 7 組	極生寺	参事会
15	舟見　玲子	第 7 組	敬覺寺	
16	羽深　一浩	第 8 組	覺願寺	
17	宮越　　亮	第 8 組	臨行寺	
18	喜多山惠邦	高田 11 組	本教寺	
19	岩崎　　修	高田 11 組	稱專寺	
20	堀井　光英	高田 12 組	横超寺	
21	松浦　彰英	高田 12 組	法西寺	
22	井上　一英	高田 13 組	福淨寺	参事会
23	多田　　誓	第 10 組	專德寺	
24	佐々木惠一郎	第 10 組	行通寺	
25	髙尾　和人	中越 11 組	淨善寺	
26	髙橋　深恵	中越 11 組	願興寺	
27	北島　栄誠	中越 11 組	長福寺	
28	大瀧　定賢	中越 12 組	專正寺	参事会
29	井上　円司	中越 12 組	慈光寺	
30	鷲尾　耕一	中越 13 組	善行寺	
31	藤井　信彰	第 14 組	長樂寺	
32	佐伯　祐晃	第 14 組	靈善寺	
33	山宮　修霊	第 15 組	永閑寺	参事会
34	石塚　祐堂	第 15 組	長泉寺	
35	西窪　　守	第 16 組	永蓮寺	
36	堀川　秀道	第 16 組	淨專寺	議長
37	藤田　淳宏	第 17 組	真敬寺	
38	関﨑　幸孝	第 18 組	重蓮寺	
39	廣川　和宏	第 18 組	髙念寺	
40	冨岡　教潤	第 18 組	圓性寺	
41	光井　光麿	第 19 組	法嚴寺	
42	髙松　久麿	第 19 組	清林寺	
43	窪　　智至	第 20 組	常明寺	
44	青木　　仁	第 20 組	圓周寺	参事会
45	廣河　良文	第 21 組	光照寺	
46	富沢　慶栄	第 21 組	超願寺	
47	花房　憲証	第 22 組	善龍寺	
48	関根　正隆	第 22 組	長德寺	
49	中冨　正純	第 23 組	福照寺	
50	佐々木ひとみ	第 23 組	福明寺	参事会
51	渡辺　正志	第 24 組	正念寺	
52	松本　雅裕	佐渡組	善宗寺	
53	土居原広史	佐渡組	光福寺	
54	松本　昭則	佐渡組	本龍寺	

任期：［組長］2022.12.01～2026.03.31
　　［選出］2022.12.24～2026.04.23

教区門徒会員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	甲村　　聰	第 1 組	圓照寺	
2	五十嵐昭一	第 2 組	法圓寺	
3	小林　　強	第 2 組	善正寺	
4	長﨑　信子	第 3 組	本廣寺	常任
5	松井　俊一	第 4 組	宗專寺	
6	伊藤　義雄	第 4 組	敬音寺	
7	久保田幸正	第 5 組	聽信寺	
8	長谷川勝彦	第 5 組	善正寺	
9	岸波　敏夫	第 6 組	光運寺	副会長
10	橋本　賢一	第 6 組	安養寺	
11	阿部　利秀	第 7 組	極生寺	
12	手塚　昭三	第 7 組	慈雲寺	
13	平野　　宏	第 8 組	等覺寺	常任
14	丸山　敏之	第 8 組	蓮休寺	
15	村松　勝蔵	高田 11 組	鞍馬寺	
16	田中　栄一	高田 11 組	本教寺	
17	村松　哲夫	高田 12 組	專德寺	常任

No.	氏名	組	寺院名	備考
18	柳澤　一昭	高田 12 組	横超寺	
19	木澤　和男	高田 13 組	本敬寺	
20	酒井　敏子	高田 13 組	福浄寺	
21	相澤　幸二	第 10 組	專德寺	
22	小嶋　勇司	第 10 組	光圓寺	
23	江口　信義	中越 11 組	長福寺	
24	丸山　健吾	中越 11 組	願興寺	
25	田中　　保	中越 12 組	勝覺寺	
26	齋藤　邦男	中越 12 組	專福寺	
27	佐々木智久	中越 13 組	廣深寺	
28	吉田　　衛	中越 13 組	浄照寺	
29	伊部　福夫	第 14 組	廣西寺	
30	広瀬　菊枝	第 14 組	長樂寺	
31	田伏　研二	第 15 組	淨覺寺	会長
32	丸山　　誠	第 15 組	大專寺	
33	安尻　豊昭	第 17 組	專福寺	
34	德永　正人	第 17 組	城願寺	
35	佐藤　　寛	第 18 組	重蓮寺	
36	星野　正栄	第 18 組	圓性寺	
37	松尾　正行	第 19 組	長福寺	常任
38	笠原　和文	第 19 組	福圓寺	
39	西野　　登	第 20 組	淨願寺	常任
40	五十嵐保雄	第 20 組	樂運寺	
41	澤　　辰雄	第 22 組	善龍寺	
42	金巻　拾子	第 23 組	無爲信寺	
43	伊藤　猛治	第 23 組	廣泰寺	常任
44	関矢　　隆	第 24 組	專明寺	
45	大谷晴一郎	第 24 組	極樂寺	
46	奥田　富子	佐渡組	勝廣寺	常任
47	渡邉　正弘	佐渡組	勝廣寺	

任期：2021.04.01～2024.03.31

組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋　　聡	第 1 組	光德寺	
2	渡邉　義要	第 2 組	乘雲寺	
3	楠田　昌樹	第 3 組	西性寺	
4	日野　顕英	第 4 組	隨念寺	
5	横山　英一	第 5 組	寶善寺	
6	藤原　　哲	第 6 組	照蓮寺	
7	山﨑　正悟	第 7 組	光源寺	
8	羽深　一浩	第 8 組	覺願寺	
9	喜多山惠邦	高田 11 組	本教寺	
10	堀井　光英	高田 12 組	横超寺	
11	井上　一英	高田 13 組	福淨寺	
12	多田　　誓	第 10 組	專德寺	
13	髙尾　和人	中越 11 組	淨善寺	
14	大瀧　定賢	中越 12 組	專正寺	
15	鷲尾　耕一	中越 13 組	善行寺	
16	藤井　信彰	第 14 組	長樂寺	
17	山宮　修霊	第 15 組	永閑寺	
18	西窪　　守	第 16 組	永蓮寺	
19	藤田　淳宏	第 17 組	真敬寺	
20	関﨑　幸孝	第 18 組	重蓮寺	
21	光井　光麿	第 19 組	法嚴寺	
22	窪　　智至	第 20 組	常明寺	
23	廣河　良文	第 21 組	光照寺	
24	花房　憲証	第 22 組	善龍寺	
25	中冨　正純	第 23 組	福照寺	
26	渡辺　正志	第 24 組	正念寺	
27	松本　雅裕	佐渡組	善宗寺	

任期：2022.12.01～2026.03.31

副組長

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	藤島　　直	第 1 組	圓照寺	
2	比護　秀美	第 2 組	東浄法寺	
3	筒石　晃一	第 3 組	應満寺	
4	白銀　芳文	第 4 組	敬音寺	
5	直江　証成	第 5 組	林覺寺	
6	滋野　康賢	第 6 組	善念寺	
7	山崎　祐幸	第 6 組	明善寺	
8	浅山　　景	第 7 組	勝福寺	
9	渡邊　　唯	第 7 組	正善寺	
10	髙山　謙栄	第 8 組	淨音寺	
11	小笠原賢亮	第 8 組	西養寺	
12	大滝　法円	高田 11 組	圓重寺	
13	片桐　恒雄	高田 11 組	了慧寺	
14	静間　広信	高田 12 組	性德寺	
15	井上　　円	高田 13 組	淨泉寺	
16	藤原　　圭	高田 13 組	了蓮寺	
17	成田　高史	第 10 組	嚴照寺	
18	佐々木惠一郎	第 10 組	行通寺	
19	櫻井　宣雄	中越 11 組	善乘寺	
20	田部　賢司	中越 11 組	淨運寺	
21	小林　智光	中越 12 組	淨照寺	
22	川上伸一朗	中越 13 組	託善寺	
23	武樋　隆如	第 14 組	蓮光寺	
24	佐々木憲雄	第 15 組	光善寺	
25	土谷　恵淳	第 15 組	明覺寺	
26	佐々木一人	第 16 組	淨宮寺	
27	平原　文祐	第 17 組	心行寺	
28	冨岡　教潤	第 18 組	圓性寺	
29	小柳　　円	第 19 組	明願寺	
30	島津　　晃	第 19 組	長養寺	
31	朝倉　孝英	第 20 組	金寶寺	
32	關根　大丘	第 20 組	松韻寺	
33	富沢　慶栄	第 21 組	超願寺	

No.	氏名	組	寺院名	備考
34	村山　秀映	第 22 組	浄音寺	
35	関根　正隆	第 22 組	長徳寺	
36	五十嵐雅史	第 23 組	瑞光寺	
37	護山　義祥	第 23 組	淨應寺	
38	松木　洸葉	第 24 組	萬行寺	
39	松本　昭則	佐渡組	本龍寺	
40	卜部　　泰	佐渡組	永宮寺	

任期：2022.12.01～2026.03.31

査察委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	繁原　　易	第 1 組	德正寺	
2	菴澤　　亨	第 2 組	法圓寺	
3	石井　浩順	第 3 組	淨念寺	
4	江口　　兼	第 4 組	西勝寺	
5	春日　　實	第 5 組	信光寺	
6	石黒　恵史	第 6 組	養福寺	
7	金子　正美	第 6 組	最賢寺	
8	堀河　知行	第 7 組	專念寺	
9	竹田　　脩	第 7 組	正念寺	
10	相模　悟堂	第 8 組	明善寺	
11	池田　勝友	高田 11 組	妙玄寺	
12	朝川　睦洋	高田 12 組	教念寺	
13	經塚　清明	高田 13 組	願專寺	
14	田村　　真	第 10 組	願龍寺	
15	遠藤　良法	中越 11 組	福嚴寺	
16	草間　法照	中越 12 組	勝覺寺	
17	推耳　正善	中越 13 組	廣永寺	
18	日下部文典	第 14 組	蓮壽寺	
19	福田　　学	第 15 組	善性寺	
20	平出　英二	第 16 組	寶壽寺	
21	細川　好円	第 17 組	護念寺	
22	林　　秀邦	第 18 組	勝念寺	
23	暉　　了	第 19 組	傳誓寺	
24	髙田　正人	第 20 組	西養寺	
25	山代　英世	第 21 組	淨泉寺	
26	大平　博義	第 22 組	安善寺	
27	本間　正順	第 23 組	善照寺	
28	大溪　文祥	第 24 組	榮行寺	
29	大久保　州	佐渡組	廣永寺	

任期：2020.10.01～2023.09.30

教区監事

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	高橋　良弘	第 3 組	正光寺	①
2	髙森　　勉	高田 13 組	本善寺	②
3	永寶　和彦	第 10 組	淨敬寺	①
4	青柳　　要	第 10 組	珍相寺	②

任期：①教区会議員・②教区門徒会員の任期に準ずる。

教区改編委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋　　聡	第 1 組	光德寺	組長
2	渡邉　義要	第 2 組	乘雲寺	組長
3	楠田　昌樹	第 3 組	西性寺	参事会
4	長﨑　信子	第 3 組	本廣寺	常任
5	日野　顕英	第 4 組	隨念寺	組長
6	横山　英一	第 5 組	寶善寺	組長
7	藤原　　哲	第 6 組	照蓮寺	副議長
8	岸波　敏夫	第 6 組	光運寺	副会長
9	尾﨑　秀行	第 7 組	極生寺	参事会
10	山﨑　正悟	第 7 組	光源寺	組長
11	平野　　宏	第 8 組	等覺寺	常任
12	羽深　一浩	第 8 組	覺願寺	組長
13	喜多山惠邦	高田 11 組	本教寺	組長
14	村松　哲夫	高田 12 組	專德寺	常任
15	堀井　光英	高田 12 組	横超寺	組長
16	井上　一英	高田 13 組	福淨寺	参事会
17	多田　　誓	第 10 組	專德寺	組長
18	髙尾　和人	中越 11 組	淨善寺	組長
19	大瀧　定賢	中越 12 組	專正寺	参事会
20	鷲尾　耕一	中越 13 組	善行寺	組長
21	藤井　信彰	第 14 組	長樂寺	組長
22	田伏　研二	第 15 組	淨覺寺	会長
23	山宮　修霊	第 15 組	永閑寺	参事会
24	西窪　　守	第 16 組	永蓮寺	組長
25	堀川　秀道	第 16 組	淨專寺	議長
26	藤田　淳宏	第 17 組	真敬寺	組長
27	関﨑　幸孝	第 18 組	重蓮寺	組長
28	松尾　正行	第 19 組	長福寺	常任
29	光井　光麿	第 19 組	法嚴寺	組長
30	窪　　智至	第 20 組	常明寺	組長
31	西野　　登	第 20 組	淨願寺	常任
32	青木　　仁	第 20 組	圓周寺	参事会
33	廣河　良文	第 21 組	光照寺	組長
34	花房　憲証	第 22 組	善龍寺	組長
35	佐々木ひとみ	第 23 組	福明寺	参事会
36	中冨　正純	第 23 組	福照寺	組長
37	伊藤　猛治	第 23 組	廣泰寺	常任
38	渡辺　正志	第 24 組	正念寺	組長
39	松本　雅裕	佐渡組	善宗寺	組長
40	奥田　富子	佐渡組	勝廣寺	常任

任期：2023.07.01～2026.06.30

教区教化委員会委員

本部会				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	佐々木惠一郎	第 10 組	行通寺	本部長
2	藤島　直	第 1 組	圓照寺	副本部長
3	滋野　康賢	第 6 組	善念寺	
4	大藤　美帆	第 10 組	勝願寺	
5	池田　陽	第 18 組	長周寺	
6	上宮　崇	第 2 組	善正寺	
7	島津　崇之	第 18 組	満行寺	
8	清水　寛志	第 20 組	通心寺	
9	岩崎　歩	高田 11 組	専敬寺	
10	村手　淳史	第 20 組	光圓寺	
11	小笠原栄子	第 6 組	常榮寺	
12	永寶　晴香	第 10 組	淨敬寺	
教学儀式部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	島津　崇之	第 18 組	満行寺	部長
2	豊島　信	第 6 組	西光寺	副部長
3	山﨑　義成	高田 13 組	本敬寺	
4	塚本　智秀	第 18 組	等運寺	
同朋社会部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	清水　寛志	第 20 組	通心寺	部長
2	竹田　証	第 7 組	本龍寺	副部長
3	梅澤　未有	第 1 組	光照寺	
4	新田　直美	第 17 組	光照寺	
未来構想部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	岩崎　歩	高田 11 組	専敬寺	部長
2	細川万理絵	第 17 組	護念寺	副部長
3	推耳　妙子	中越 13 組	廣永寺	
4	木村　仁	中越 13 組	専行寺	
共同教化部門				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	村手　淳史	第 20 組	光圓寺	部長
2	小笠原栄子	第 6 組	常榮寺	副部長
3	坂部紀美子	第 22 組	安入寺	
4	大溪　文祥	第 24 組	榮行寺	
その他『新潟教区教化委員会規則』第３条第２項に係る委員				
No.	氏名	組	寺院名	備考
1	堀川　秀道	第 16 組	淨專寺	①
2	藤原　哲	第 6 組	照蓮寺	①
3	田伏　研二	第 15 組	淨覺寺	②
4	岸波　敏夫	第 6 組	光運寺	②

任期：2023.07.01～2026.06.30

その他、①・②役職任期中

組教化担当者

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	水嶋　聡	第 1 組	光德寺	
2	比護　秀美	第 2 組	東淨法寺	
3	筒石　晃一	第 3 組	応満寺	
4	内山　真明	第 4 組	養性寺	
5	日野　顕英	第 4 組	隨念寺	
6	古海　景雲	第 5 組	林正寺	
7	小笠原栄子	第 6 組	常榮寺	
8	堀河　真淳	第 6 組	本誓寺	
9	尾﨑　彰秀	第 7 組	極生寺	
10	竹田　証	第 7 組	本龍寺	
11	森　惠成	第 8 組	善巧寺	
12	岩崎　歩	高田 11 組	専敬寺	
13	井上　博	高田 11 組	福樂寺	
14	山越　英隆	高田 12 組	善立寺	
15	井上　一英	高田 13 組	福淨寺	
16	藤原　圭	高田 13 組	了蓮寺	
17	長尾　宗隆	第 10 組	淨覺寺	
18	永寶　晴香	第 10 組	淨敬寺	
19	竹内　清史	中越 11 組	照覺寺	
20	田宮　宗人	中越 11 組	淨願寺	
21	松岡　善裕	中越 12 組	本覺寺	
22	草間　朋哉	中越 12 組	勝覺寺	
23	木村　仁	中越 13 組	專行寺	
24	髙雲　大地	第 14 組	寶國寺	
25	鷲尾　惠水	第 14 組	光傳寺	
26	藤枝　友子	第 15 組	山香寺	
27	菊井　英信	第 15 組	稱名寺	
28	平出　摂子	第 16 組	專養寺	
29	真島　修智	第 16 組	光得寺	
30	鈴木　智成	第 17 組	願正寺	
31	富樫　大樹	第 17 組	妙音寺	
32	直江　弘憲	第 18 組	長願寺	
33	藤田　賢哉	第 19 組	玄證寺	
34	照光　雅能	第 20 組	照大寺	
35	村手　淳史	第 20 組	光圓寺	
36	坂部紀美子	第 22 組	安入寺	
37	廣瀬　清和	第 22 組	淨念寺	
38	泉　智慧	第 23 組	慶誓寺	
39	渡邊　秀志	第 23 組	孝順寺	
40	大溪　文祥	第 24 組	榮行寺	
41	渡辺　正志	第 24 組	正念寺	
42	上川　芳浩	佐渡組	本光寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

同朋社会協議会委員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邉　智子	第 1 組	本立寺	差別
2	繁原　　立	第 1 組	徳正寺	靖国
3	長　　砂男	第 2 組	萬徳寺	男女
4	石井　陽子	第 3 組	浄念寺	男女
5	原　　修	第 4 組	宗専寺	差別
6	大場　正信	第 5 組	善正寺	差別
7	二所宮　岳	第 6 組	淨照寺	差別
8	金子　詩織	第 6 組	最賢寺	差別
9	水野美也子	第 7 組	靈山寺	男女
10	宮越　　亮	第 8 組	臨行寺	靖国
11	長尾　芽美	高田 11 組	添景寺	差別
12	井上　　博	高田 11 組	福樂寺	差別
13	横田　　力	高田 12 組	善徳寺	靖国
14	宮本　亮二	高田 13 組	榮恩寺	靖国
15	金胎　芳子	高田 13 組	稱念寺	男女
16	大藤　美帆	第 10 組	勝願寺	靖国
17	佐々木尚子	第 10 組	行通寺	差別
18	佐藤　法順	中越 11 組	念相寺	男女
19	草間　　度	中越 12 組	勝覺寺	男女
20	神部　慈雲	中越 13 組	西方寺	差別
21	中山　善雄	第 14 組	寶國寺	差別
22	鷲尾　信子	第 14 組	淨照寺	靖国
23	平出　和明	第 15 組	善慶寺	差別
24	廣瀬　誉応	第 16 組	法藏寺	差別
25	新田　直美	第 17 組	光照寺	靖国
26	冨岡　教潤	第 18 組	圓性寺	靖国
27	渡邉　智龍	第 18 組	恩長寺	靖国
28	鳴澤　宏誓	第 19 組	長福寺	男女
29	関　　彩子	第 20 組	樂運寺	男女
30	清水　寛志	第 20 組	通心寺	靖国
31	村山　尚秀	第 22 組	浄音寺	男女
32	佐々木ひとみ	第 23 組	福明寺	男女
33	野々原昌美	第 23 組	長行寺	男女
34	松木　　譲	第 24 組	専明寺	靖国
35	藤岡　正典	佐渡組	淨願寺	差別

任期：2023.07.01～2026.06.30

通信員

No.	氏名	組	寺院名	備考
1	渡邉　賢哲	第 1 組	清雲寺	
2	鈴井　祐恭	第 2 組	常圓寺	
3	高橋　良暁	第 3 組	正光寺	
4	芳野　良英	第 4 組	正行寺	
5	大道　智竜	第 5 組	智願寺	
6	鎮西　広円	第 6 組	福成寺	
7	平出　文勇	第 7 組	願生寺	
8	法隆　光昭	第 8 組	明岸寺	
9	外立　　学	高田 11 組	高徳寺	
10	矢嶋　一樹	高田 12 組	福正寺	
11	井上　立英	高田 13 組	福淨寺	
12	桑田　正寛	第 10 組	西方寺	
13	菅原美瑠香	中越 11 組	願誓寺	
14	安原　陽二	中越 12 組	安淨寺	
15	松野　　祐	中越 13 組	善行寺	
16	相川　町子	第 14 組	正嚴寺	
17	石塚　祐堂	第 15 組	長泉寺	
18	鈴木　淳子	第 16 組	願念寺	
19	細川万里絵	第 17 組	護念寺	
20	藤田　惠日	第 18 組	福泉寺	
21	桑原　俊裕	第 19 組	善精寺	
22	関　　了悟	第 20 組	樂運寺	
23	花房　憲証	第 22 組	善龍寺	
24	泉　　智慧	第 23 組	慶誓寺	
25	渡辺美奈子	第 24 組	正念寺	

任期：2023.07.01～2026.06.30

※現在、各組において選定中の役職及び今後役職者が決定する組織等については、決定次第、順次教区通信等にてお知らせいたします。

９．参考資料

新潟教務所・高田教務事務所　各種事務手続きマニュアル

＜基本的な事務の流れ＞

●礼金を伴う事務の流れ

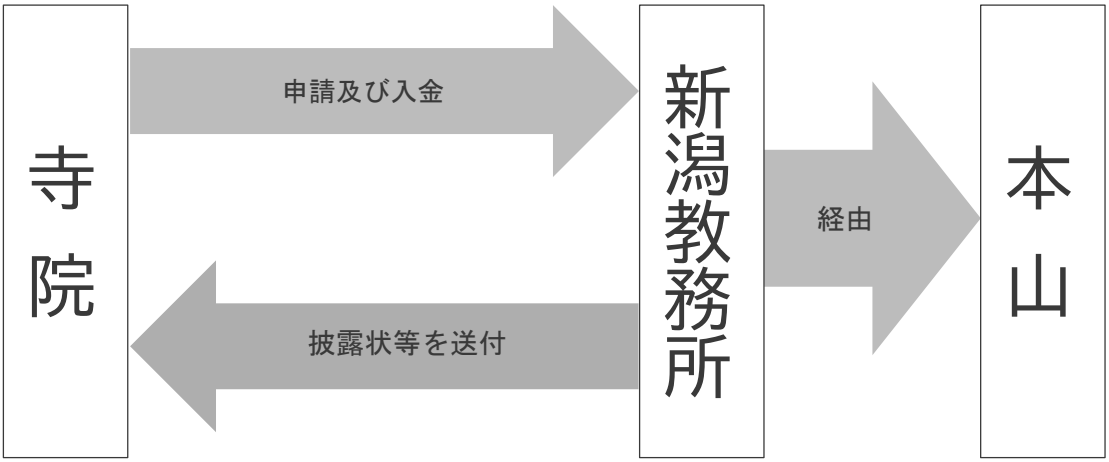

＜備　考＞

・高田教務事務所では、入金を伴う事務の受付はできませんが、各種申請用紙のお渡しや事務手続きに伴う相談・確認は対応可能です。

・入金については、直接教務所へお納めいただく他、各金融機関による振込も対応しております。振込の際は、教務所へご連絡くださいますようお願いします。

【各種願事等について】

〇住職・教会主管者任命申請

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所〇　高田教務事務所×
基本日程：2/26～28，4/26～28，5/26～28、6/26～28、8/26～28、9/26～28
　　10/26～28、12/11～13
　　※1 月・3 月・7 月・11 月の住職修習はございません。
　　※日程変更がある場合は、教区通信等でお知らせします。
注 意 点：添付書類の身分（身元）証明書は、住職任命日の３ヶ月以内に発行されたものを添付ください。
　　住職・教会主管者任命の記念に教区より「半装束念珠」をお渡しいたします。
　　教務所への申請後、修習２週間前までに研修部から案内通知が届きます。

○住職・教会主管者代務者任命申請

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：添付書類の身分（身元）証明書は、任命日の３ヶ月以内に発行されたものを添付ください。但し、任命日が定まっていない場合は、宗務所受付日の３ヶ月以内に発行されたものを添付ください。
　　代務者任命申請及び責任役員・総代届を同願で提出する場合、責任役員・総代の任命起算日は代務者任命日と同日になります。
　　宗派からの承認書が届いたら、２週間以内に新潟地方法務局にて代表役員変更登記の手続きを行ってください。（継続して代務者になる場合も同様）

○得度願

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：「得度願」提出以前に新潟教務所長による得度考査を受ける必要があります。
　　（新潟教務所長による得度考査を受けることが難しい場合は、教務所までお問い合わせください）
　　得度事前研修会は従来通り三条・高田の各エリアで実施予定です。日程が決まり次第お知らせいたします。ご都合のいい研修会にご参加ください。
　　得度願を折り曲げたり、汚したり、またホッチキス止めをしないよう注意してください。
　　「誓約欄」は得度受式予定者本人、「住職・教会主管者・代務者の同意欄」はそれぞれ本人の自署・押印で記載してください。なお、押印について受式予定者と住職・教会主管者・代務者が同姓である場合は、異なる印鑑を使用してください。（シャチハタ不可）

○候補衆徒承認申請

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：「誓約欄」は候補衆徒就任予定者本人の自署・押印で記載してください。なお、押印について就任予定者と住職・教会主管者・代務者が同姓である場合は、異なる印鑑を使用してください。（シャチハタ不可）

○坊守籍簿登録

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：坊守籍簿登録の書面を折り曲げたり、汚したり、またホッチキス止めをしないよう注意してください。
「本人欄」は必ず坊守予定者本人が自署・押印してください。なお、押印について坊守予定者と住職・教会主管者・代務者が同姓である場合は、異なる印鑑を使用してください。（シャチハタ不可）

○所属移転及び度牒裏書願

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：添付書類の「度牒」を紛失している場合は、別途『度牒証状交付願』を提出してください。
坊守・候補衆徒等の所属移転の場合は、同時に辞退または削除の申請を行ってください。
現所属寺院より改姓届が同願の場合は、改姓後の姓で記入してください。

○帰敬式

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：寺院にて帰敬式を執行しようとする際は、「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」を執行予定日１０日前までに教務所へご提出ください。ご提出の際に法名紙及び記念品を仮渡しいたします。
本堂以外での執行を予定されている場合は、別途申請が必要となりますので、教務所へお問い合わせください。
法名紙の未使用・書損分は手元で破棄せず、必ず教務所へ返戻してください。

○宗派経常費御依頼の収納

受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
備　　考：宗派経常費御依頼の完納には、宗務総長名の完納証を交付します。
直接、教務所へお納めいただく他、郵便振替や銀行振込によるお納めも可能です。

○法要座次・衣体許可、教師陞補、功章・旌賞授与

雛　　形：住職・教会主管者・本務代務者以外の方の申請には、住職・教会主管者・本務代務者の同意書が必要となります。同意書は新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。

受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×

注 意 点：教師陞補を希望される際は、現教師補任後、教区指定教師陞補対象講座を２種以上受講ください。対象講座については、毎年教務所から発行される『教区報』をご参照ください。

各種申請承認後、教務所から『許状』及び『法要座次・衣体許可一覧表』を送付いたします。

本山出仕に伴う出仕証明書は各自お手元にて保管いただき、法臈加算願をされる際に併せてご提出ください。

○門徒用院号法名申請

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。

教区ホームページからダウンロード可能です。

受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×

注 意 点：筆耕された院号法名は教務所より寺院へ送付します。表装が必要な場合は、各自で表装店へご申請ください。

○真宗本廟収骨

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。

受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×

注 意 点：申請に伴い、教務所から収骨証・参拝される皆様へ・相続講賞典をお渡しいたします。（手交及び郵送）

事前に『真宗』等にて本山の収骨受入可能日、時間等をご確認ください。

上山２週間前までに事前届出はがきに参拝予定日・参拝人数等をご記入いただき、本山参拝接待所までご送付ください。

当日、ご遺骨は７㎝角の桐箱にお移し替えいたします。一度、収骨されたご遺骨はお返しできません。また桐箱の容量を超えるご遺骨はお返しされますのでご留意ください。

○寺院用授与物

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所△（受付不可／受け渡しのみ可能）
注 意 点：本山より授与物が届きましたら、寺院へご連絡いたします。
　　原則、教務所にて手交させていただきますが、高田教務事務所での手交をご希望される際は、その旨を教務所へお伝えください。日程調整の上、高田教務事務所にて手交いたします。

○門徒用授与物

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　教区ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所△（受付不可／受け渡しのみ可能）
注 意 点：教務所での手交、または寺院への送付でお渡しいたします。
　　高田教務事務所での手交をご希望される際は、その旨を教務所へお伝えください。日程調整の上、高田教務事務所にて手交いたします。
　　仮授与（後日精算）の場合は、授与物と共に送状及び振込用紙を同封いたします。

○出版物頒布（本の購入）

受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所△（本山注文入力のみ対応可）
注 意 点：高田教務事務所には**見本のみの設置**となります。
　　所員出向による出張頒布は原則行いません。
　　寺院にて委託販売を行う際には、事前に教務所へご連絡ください。希望される書籍等を確認の上、寺院へ書籍及び書籍リスト等を送付いたします。終了後は、教務所にてご精算ください。

○第一種共済（寺院役職者の退職・死亡・病気・永年在任に対する共済）

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所○
補　　足：対象となる寺院役職者は住職・教会主管者、代務者、前住職、前教会主管者、坊守及び前坊守。
　　慰問金のみ別途申請用紙が必要です。（住職慰労金・弔慰金・住職年金は住職任命申請や死亡届の提出をもって申請扱いとなります）

○第二種共済（寺院建物の被害に伴う共済）

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所○
　　高田教務事務所△（加入申請は申請不可／被災による査定依頼は受付可能）
注 意 点：継続加入の際は、本山から届く専用振込用紙による入金をもって継続の申込が可能です。（教務所への入金をもっての継続申請も可能）
　　新規加入・変更継続等については教務所のみの受付となります。
　　被災時には教務所及び教務事務所へご連絡ください。被災状況確認後、各事務所から査定業者へ連絡いたします。その後、査定業者から被災寺院宛に連絡が入りますので詳細な状況をお伝えください。査定結果の通知は教務所から送付させていただきます。（共済の対象は躯体に対するものとなりますので、窓や樋等、建物に付随するものは対象外となります）

○教区共済

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　教区ホームページからのダウンロード可能です。
受　　付：申請書および被害状況を示す写真（全体像及び被害程度を示す写真）を添付してください。
　　第二種共済の査定結果に準じて教区共済委員会にて審査いたします。

○法人事務（願事礼金を含む申請）

申請対象：宗教法人の設立／規則変更／財産処分／解散・合併／包括団体の変更／代表役員・代表役員代務者変更登記／諸証明／公告
雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所×
注 意 点：代表役員・責任役員・総代の押印は『責任役員・総代選定届』による届出印で押印ください。
　　登記が必要な場合は新潟県庁の認証後、２週間以内に新潟地方法務局にて登記してください。

●礼金を伴わない事務の流れ

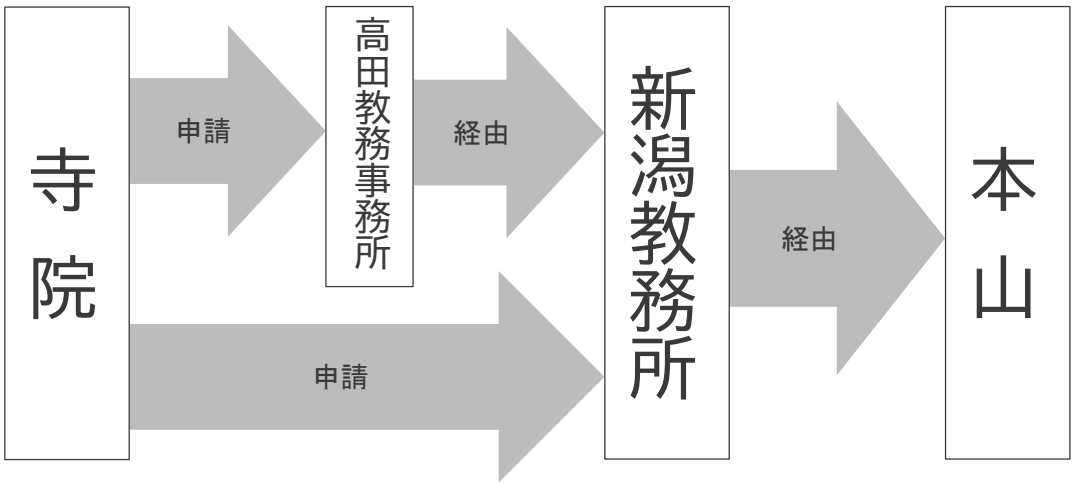

＜備　考＞
・礼金が発生しない事務については、新潟教務所・高田教務事務所のどちらでも受付可能です。

【各種願事等について】

○責任役員・総代選定届

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所○
注 意 点：署名欄は必ず本人による自署押印をお願いします。
　　印影が欠けている場合は再提出となりますのでご注意ください。
　　必ず認印を用いて押印ください。（シャチハタ不可）
　　教務所、教務事務所受付後、控え（複写）をお渡しします

○死亡届

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所○　高田教務事務所△
注 意 点：住職・坊守（前任者含む）及び責任役員・総代の死亡の際は、教務所から御香・弔詞等をお渡しいたします。
　　僧籍を持つ者の届出で本山組織部へ６月２０日までに必着できない場合、翌年度の僧侶賦課金に死亡者の分の賦課金も計上されますのでご留意ください。
　　同願で「院号・院号法名御染筆願」等、願事礼金を伴う申請をされる場合は、新潟教務所へご提出ください。

〇記念念珠（寺族・門徒結婚記念念珠／誕生児念珠）

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所〇　高田教務事務所〇
注 意 点：結婚記念念珠については、申請受付後に本山へ注文いたしますので、お早めにご申請ください。

〇各種表彰（門徒功労者表彰／社会功労者表彰等）

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
　　宗派ホームページからダウンロード可能です。
受　　付：新潟教務所〇　高田教務事務所〇

〇法人事務（願事礼金を含まない申請）

申請対象：規則変更（「管長→宗務総長の読み替え」・「男子たるの削除」・「総代の欠格の変更」のみ）
雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所〇　高田教務事務所〇
注 意 点：代表役員・責任役員・総代の押印は『責任役員・総代選定届』による届出印で押印ください。
　　登記が必要な場合は新潟県庁の認証後、２週間以内に新潟地方法務局にて登記してください。

〇出仕願

雛　　形：新潟教務所・高田教務事務所にてお渡しします。
受　　付：新潟教務所〇　高田教務事務所〇
注 意 点：出仕後、本山から発行される出仕証明書は、各自お手元にて保管ください。

※ここに記載のない申請、その他ご不明な点については、
　新潟教務所または高田教務事務所までお問い合わせください。

願　事　礼　金　表

2022 年 7 月 1 日

得度	100,000 円
所属移転並びに度牒裏書	20,000
衆徒転派	100,000
衆徒転属	100,000
帰属	30,000
僧籍復籍	100,000
度牒裏書	10,000
度牒証状	20,000
候補衆徒承認・復旧	20,000
住職・教会主管者	150,000
代務者	15,000
副住職・副教会主管者	20,000
坊守籍簿登録及び坊守章	20,000
帰敬式	10,000
帰敬式（２０歳以下）	5,000
院・庵・坊号（僧侶・坊守）	50,000
山号	50,000
寺院・教会設立承認	70,000
托鉢免許	10,000
諸証明	10,000
寺院教会所有財産処分承認書	
・無償譲渡・無償交換・担保提供	10,000 円
・賃貸年額又は売却価格50万円に満たないもの	10,000 円
・賃貸年額又は売却価格 50 万円以上で 100 万円に満たないもの	20,000 円
・賃貸年額又は売却価格 100 万円以上で 500 万円に満たないもの	75,000 円
・賃貸年額又は売却価格 500 万円以上で 1,000 万円に満たないもの	150,000 円
・賃貸年額又は売却価格 1,000 万円以上で 5,000 万円に満たないもの	300,000 円
・賃貸年額又は売却価格 5,000 万円以上で １億円に満たないもの	600,000 円
・賃貸年額又は売却価格１億円以上で ５億円に満たないもの	1,000,000 円
・賃貸年額又は売却価格５億円以上のもの	2,000,000 円

規則変更その他財産処分以外の承認書	10,000 円
合併、解散承認	20,000
御　文　御　書	50,000
寺、山、庵、坊号額（竪・横）	50,000
似影（金襴表装のみ）	300,000
但し、住職・教会主管者であった者に限る。	
開基法名	50,000
寺院教会用四百代以上　院、庵、坊号及び法名	
１人１紙	50,000
２人１紙	70,000
３人１紙	100,000
４人１紙	120,000
寺院教会内仏用三百代以下　院、庵、坊号及び法名	
１人１紙	30,000
２人１紙	50,000
３人１紙	70,000
４人１紙	100,000
三百代以下法名（寺院・門徒用）	
１人１紙	30,000
２人１紙	50,000
３人１紙	70,000
４人１紙	100,000
法名年月日加筆	3,000
木仏点検・同御裏	30,000
御裏成換	20,000

授　与　礼　金

単位＝円

１．寺院の部

	（金襴表装）【截金】	（金襴表装）	（無金表装）
○絵　像　御　本　尊			
一　貫　代	500,000		350,000
七　百　代	360,000		290,000
五　百　代	300,000		210,000
三　百　代	220,000		150,000
○宗祖聖人御影（厨子形）			
厨子形大形		400,000	330,000
同　　二番形		350,000	280,000
同　　三番形		310,000	230,000
○宗祖聖人御影（常例）			
大　　形		510,000	390,000
二　番　形		430,000	310,000
三　番　形		330,000	280,000
四　番　形		290,000	240,000
一　貫　代		250,000	210,000
七　百　代		220,000	180,000
五　百　代		190,000	150,000
三　百　代		170,000	130,000
○蓮如上人御影			
三番形黒裘帯		320,000	250,000
四番形　〃		280,000	210,000
一貫代　〃		240,000	190,000
七百代　〃		210,000	170,000
五百代　〃		180,000	130,000
三百代　〃		140,000	110,000
○皇太子・七高僧・法然上人御影			
皇太子御影		500,000	410,000
七高僧御影		530,000	450,000
法然上人御影		250,000	200,000
○御歴代御影			
二　番　形		370,000	290,000
三　番　形		330,000	260,000
四　番　形		290,000	220,000

但し、第八代蓮如上人迄は黒裘帯、または黒衣とし、
第九代実如上人以後は緋裘帯とする。
紫衣鈍色は第二十代達如上人に限る。

○列祖双幅御影		660,000	500,000
○御　　絵　　伝			
四幅御絵伝		3,220,000	2,750,000
二幅　〃		2,340,000	1,860,000
○六・九・十字御名号			
一　貫　代	290,000	200,000	170,000
七　百　代	280,000	190,000	150,000
五　百　代	250,000	180,000	140,000
三　百　代	220,000	150,000	120,000
○六・九・十字御名号御讃付			
一　貫　代	300,000	240,000	180,000
七　百　代	290,000	210,000	170,000
五　百　代	260,000	200,000	150,000
三　百　代	230,000	180,000	130,000

２．蔵版

浄土三部経大型折本		
	四冊本一部	27,400
各冊	無量寿経	12,000
	観無量寿経	9,400
	阿弥陀経	6,000
浄土三部経中型折本		
	四冊本一部	27,400
各冊	無量寿経	12,000
	観無量寿経	9,400
	阿弥陀経	6,000
浄土三部経大型巻経		
	四巻本一部	35,100
各巻	無量寿経	15,400
	観無量寿経	12,000
	阿弥陀経	7,700
浄土三部経中型巻経		
	四巻本一部	35,100
各巻	無量寿経	15,400
	観無量寿経	12,000
	阿弥陀経	7,700
浄土三部経（抄）大型折本		
	三冊本一部	14,200
各冊	無量寿経	5,800
	観無量寿経	4,700
	阿弥陀経	3,700
浄土三部経（抄）中型折本		
	三冊本一部	9,800
各冊	無量寿経	4,000
	観無量寿経	3,300
	阿弥陀経	2,500
浄土三部経（抄）大型巻経		
	三巻本一部	14,200
各巻	無量寿経	5,800
	観無量寿経	4,700
	阿弥陀経	3,700
昭和法要式浄土三部妙典		
	合　　本	5,500
	四冊本一部	11,100
各冊	無量寿経	3,100
	観無量寿経	3,000
	阿弥陀経	2,500
	同朋奉讃	2,500
御和讃	大型一部	22,000
御文	大型各帖	14,300
	小型〃	4,000
御伝鈔	四巻本	550,000
	二巻本	77,000
報恩講式・嘆徳文		22,000
御俗姓		16,500

３．門徒の部

○絵　像　御　本　尊

	（金襴表装）【截金】	（金襴表装）	（無金表装）
二百代	97,000円	63,000円	46,000円
百五十代	84,000	51,000	34,000
百　　代	65,000	46,000	28,000
七十代	65,000	46,000	28,000
五十代	58,000	34,000	23,000
三十代・二十代	52,000	34,000	23,000

○九字・十字御名号一流（各一幅は半額）

二百代	86,000円	51,000円
百五十代	69,000	42,000
百　　代	48,000	32,000
七十代	48,000	32,000
五十代・三十代・二十代	40,000	26,000

○宗祖聖人御影

二百代	51,000円	34,000円
百五十代	40,000	28,000
百　　代	34,000	25,000
七十代	34,000	25,000
五十代・三十代・二十代	26,000	17,000

○蓮如上人御影

二百代	40,000円	26,000円
百五十代	34,000	19,000
百　　代	23,000	14,000
七十代	23,000	14,000
五十代・三十代・二十代	17,000	12,000

○三折御本尊

御本尊・九字十字名号付	25,000円
御本尊・九字十字名号付(台付)	26,000
御本尊	18,000
御本尊(台付)	19,000
御本尊(小型)	5,000
御本尊(小型・台付)	6,000

○額装御本尊

御本尊	10,000円

御本尊・御名号・御影表装寸法

種　別	長さ（cm）	幅（cm）
三折御本尊	21．2	27．0
折御本尊(小型)	16．4	21．6
額装御本尊	19．5	9．2
20 代	20．0	8．5
30 代	27．2	12．0
50 代	31．5	14．3
70 代	40．0	18．0
100 代	50．2	22．0
150 代	67．4	28．0
200 代	80．5	33．5

※幅には金軸を含む。

種　別	長さ（cm）	幅（cm）
300 代	98．2	40．6
500 代	133．5	54．5
700 代	160．2	58．8
一貫代	181．5	68．5
4 番形	187．9	74．2
3 番形	207．0	87．3
同厨子形	103．3	74．2
2 番形	214．8	103．6
同厨子形	126．1	92．7
大　形	220．2	109．7
同厨子形	142．1	97．6
皇太子･七高僧	185．8	80．6

院号法名 切寸法

種　別	長さ（cm）	幅（cm）
30 代	10．3	5．5
50 代	13．3	7．2
70 代	17．2	8．4
100 代	22．2	10．9
150 代	32．7	14．6
200 代	37．2	17．6
300 代	43．3	20．6
400 代	55．5	23．7
500 代	66．0	31．2
700 代	85．8	34．2
800 代	87．3	35．7
一貫代	97．8	40．3

※表装無しの寸法。

●門徒用授与物の仮授与の扱いについて

教務所へお申込みいただきました門徒用授与物については、教務所から授与物・払込取扱票を添えて送付いたします。授与物が届きましたら、払込取扱票にて授与礼金の納付をお願いします。入金が確認でき次第、寺院宛に披露状を送付いたします。※可能な限り、お早めにご入金ください。

【フローチャート】

寺　　院　電話・FAX・メール・公式 LINE 等で教務所へお申込みください。
【必要な情報】
申請寺院・教会名（組・寺院名称）・必要な授与物の種類・代数・表装種類
願人氏名（送状の宛名及び披露状に記載されます）

↓

教 務 所　教務所から寺院宛に授与物・払込取扱票を送付いたします。

↓

寺院または指定の送付場所　届きましたら、申請内容に誤りがないかご確認をお願いします。

↓

郵 便 局　払込取扱票にて授与礼金の納付をお願いします。

↓

教 務 所　入金確認後、披露状を発行し、寺院宛に送付いたします。

↓

寺　　院　披露状の記載内容に誤りがないかご確認をお願いします。

※教務所に授与物の在庫がない等、すぐに対応できない場合は寺院へご連絡いたします。
※申請代数の誤りや表装種類の変更により授与物の交換を希望される際、授与物の風帯の留（とめ）を切ってしまうと交換できなくなりますのでご承知おきください。

帰敬式の事務手続きについて

（2023 年 7 月現在）

1　礼金、記念品

礼　金	記念品（2023 年 1 月から）
２１歳以上　１人　１０，０００円 ２０歳以下　１人　　５，０００円（２０１７年１月から）	・略肩衣・勤行本（赤本） ・冊子『真宗門徒の生活』 ・聞法ハンドバッグ

2　記念品の交付について

帰敬式実践運動の開始以前（1996 年 3 月 31 日まで）の帰敬式受式者に対する記念品（略肩衣、聞法ハンドバッグ）を「再交付」とは別の「交付」として申請いただけます。

内　容	交付 （1996 年 3 月 31 日までに受式の方）	再交付 （1996 年 4 月 1 日以降に受式の方）
略肩衣	2,000 円	3,000 円
聞法ハンドバッグ	700 円	1,000 円

3　法名選定方法（住職選定法名と本山選定法名）

（1）住職選定法名

法名を住職からつけていただき、法名紙への筆耕も住職からしていただきます。（本山で受式される場合は本山で筆耕するため、１か月前までに申請が必要です。）

（2）本山選定法名

あらかじめ本山で選定された法名（『仏説無量寿経』の語による法名）をお渡しします。法名の指定はできません。法名紙と併せて、その法名の読み方と願い、典拠等を記した「法名解説文」をお渡しします。

4　受式場所別の申込み方法と事務手続き

帰敬式は、受式を希望される場所（執行場所）により、申込・事務手続きの方法が異なります。大きくは以下、（１）～（３）に分かれます。

（1）真宗本廟（東本願寺）で受式する場合

①受式日の確認

真宗本廟（東本願寺）では、基本的に毎日、午前と午後の２回、定時に帰敬式を執行しています。なお、諸法要・行事等によって帰敬式のない日や、受付時間が異なる場合がございますので、『真宗』誌または宗派ホームページでご確認いただくか、教務所へお尋ねください。真宗本廟収骨・本山永代経・本山申経の機会に併せて受式いただくこともできます。

②法名選定方法の確認

住職選定法名により受式される場合には、受式予定日の１か月前までに、住職・教会主管者またはその代務者（奉仕団の場合は申請者）からの事前申請が必要です。

本山選定法名の場合は、事前申請は不要で、当日受付ができます（個人受式の場合のみ）。

③事前申請

住職選定法名により受式される場合は、参拝接待所（℡075-371-9210）へ帰敬式受式日を電話予約のうえ、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を１か月前までに参拝接待所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、参拝接待所または教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

申請受付後、参拝接待所より帰敬式受式の案内（申請の受理通知）があります。

④帰敬式を受式

受式当日、参拝接待所窓口で礼金をお納めいただき、受付のうえ受式してください。

※奉仕団や団体参拝、諸研修等で受式する場合には、法名の選定方法に関わらず、その上山申込と同時に帰敬式の申請が必要ですので、教務所へお問い合わせください。

（2）寺院・教会で受式される場合

帰敬式を寺院・教会で執行する場合、受式希望者の所属する寺院・教会の本堂において、所属寺の住職・教会主管者またはその代務者が執行者となることが基本となります。複数ヵ寺合同の帰敬式や寺院本堂以外での執行を希望される場合については、次頁「（３）その他の場所で受式する場合」をご確認ください。

寺院本堂で帰敬式を執行される場合は、下記の①～⑤の順でお手続きいただくとともに、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されているもの。お寺で保管されていない場合は教務所へお尋ねください）に従って執行いただくことになります。

①執行日の確定と事前申請

帰敬式執行の日が決まりましたら、「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」（所定用紙）を執行日の１０日前までに教務所へご提出ください。申請用紙は宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、申請書への押印を省略することができます。

ひとつの帰敬式において、住職選定法名と本山選定法名の混在は可能です。申請用紙にそれぞれの法名紙の必要枚数をご記入ください。

②法名紙・記念品の仮渡し

「帰敬式執行申請書・法名紙等仮渡申請書」の受理後、教務所より「帰敬式法名紙等仮渡精算書」とともに法名紙・記念品を仮渡しいたします。教務所へお越しいただくか、送付させていただきます。

なお、仮渡し希望数が多数ある場合（受式予定人数が多い場合）、教務所の在庫数によってはすぐにお渡しできないことがありますので、お早めにお申し付けください。

③法名の選定と筆耕

住職選定法名の場合は、住職・教会主管者及びその代務者が法名を選定、法名紙へ筆耕を行ってください。法名包み紙の裏面に受式者の俗名を記入し、法名紙を入れて受式者へお渡しください。

本山選定法名の場合は、男女別の法名紙を人数分お渡ししますので、各々の受式者の「法名解説文」と法名紙を法名包み紙に入れてお渡しください。

なお、法名紙・法名包み紙を書損した場合でも、破棄せずに保管し、残部と併せて精算の際にご返却ください。お渡しした法名紙等を紛失した場合は、紛失数を１人分として、紛失数分の願事礼金を頂く場合がありますので、お取り扱いには十分ご注意くださいますようお願いします。

④帰敬式の執行並びに事前学習会の開催

執行にあたっては、『帰敬式執行の手引き』（全寺院に配布されているもの。お寺に保管されていない場合は教務所へご連絡ください）をご参照ください。

また、事前に受式者を対象とした学習会等を開催し、帰敬式の願いや意義を確認する場を持つことで、真宗門徒としての歩みを確かめ合っていただきますようお願いします。

⑤受式者の報告と精算

帰敬式執行後、「帰敬式受式者届」（所定用紙）を作成し、教務所へご提出ください。届出用紙は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからダウンロードしていただくか、教務所へお申し付けください。

※「帰敬式受式者届」は、宗派ホームページの帰敬式専用フォームからデータで申請することも可能です。この場合、届出用紙への押印を省略することができます。

あわせて、受式者全員の願事礼金等をお取りまとめのうえ、教務所で精算を行ってください。郵送での精算も可能です。

精算に必要なものは、下記の通りです。

・帰敬式法名紙等仮渡精算書
・受式者全員の願事礼金
・残った法名紙と記念品
・帰敬式受式者届（紙面提出の場合）

※書損した法名紙、法名包紙も教務所までご提出ください。

※（1）真宗本廟（東本願寺）で受式する場合、（2）寺院・教会で受式する場合ともに、宗派ホームページの帰敬式専用フォームがご利用いただけます。宗派ホームページのトップページ上のバナー（右図）より、手順の確認、各種申請書類のダウンロード、データ申請等が行えます。

（3）その他の場所で受式する場合

①執行場所の特例について

受式希望者が病気加療中など、やむを得ない事情で寺院本堂において帰敬式を受式できない場合は、住職・教会主管者及びその代務者からの別途申請により、受式希望者の自宅等において執行することができますので、教務所までご連絡ください。

②三条別院及び高田別院「報恩講」での帰敬式

例年、三条別院では「お取り越し報恩講」期間中（通常 11/6 と 11/7）、高田別院では「報恩講（おたや）」期間中（10/7 日結願逮夜後）に帰敬式を執行しています。お問い合わせ・お申込みは各別院へお願いします。三条別院（℡0256-33-0007）/高田別院（℡025-523-2465）。

③複数ヵ寺合同の帰敬式

2017 年 6 月 28 日付の「帰敬式に関する条例」及び「帰敬式に関する条例施行条規」の一部改正により、教区又は組の帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される、住職の執行による帰敬式において、複数の寺院の所属門徒が合同での帰敬式受式を願い出た場合に、その受式者の所属するいずれかの寺院の本堂において、受式者の所属する寺院住職のうち１人が代表して帰敬式を執行することができるようになりました。この場合、あらかじめ教務所長の承認と受式者全員の同意、並びに受式者の所属寺住職連名の「執行者委任の同意書」（所定用紙）の提出が必要となります。詳しくは教務所へお問い合わせください。

5　御親修・御参修による帰敬式について

寺院・教会や組の宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要等において、御親修（門首）・御直修（新門）・御参修（鍵役）で帰敬式を執行されたい場合は、法要の１年から半年前までに儀式出向願の手続きが必要ですので、教務所までご連絡ください。

真宗本廟収骨・本山読経・お斎のお取り扱いについて

1　真宗本廟収骨

法義相続・本廟護持の趣旨に賛同され、相続講金を 12 万円以上お納めいただいた方には、真宗本廟収骨のお扱いをします。

（1）真宗本廟収骨証について

①相続講金をお手次(所属)の寺院・教会にお納めください。
②寺院・教会は、所定の手続きにより、真宗本廟収骨証の発行を受けてください。
③真宗本廟収骨証発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の２週間前までに参拝案内冊子に綴じ込みの「事前届出ハガキ」にて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

（2）受付について

①受付時間及びお取り扱い時刻について

	午前	午後
通常	受付　9:00 ～ 10:10 読経　11:00	受付　9:00 ～ 13:10 読経　14:00
12日 27日	お取り扱いなし	受付　9:00 ～ 14:10 読経　15:00
24日	受付　9:00 ～ 10:10 読経　11:00	受付　9:00 ～ 14:10 読経　15:00
28日	受付　9:00 ～ 10:10 読経　11:00	お取り扱いなし

②当日は、「ご遺骨」と「真宗本廟収骨証」を必ずご持参ください。
③ご遺骨は、7 ㎝角の桐箱に移し替えさせていただきます。なお、お収めしたご遺骨は、お返しすることができません。また、桐箱の容量を超えるご遺骨は、願人にその旨をお伝えしお返しすることになります。

（3）お斎付真宗本廟収骨（30 万円以上）について

①相続講金を 30 万円以上お納めいただきますとお斎の接待を受けることもできます。
②お斎付真宗本廟収骨によるご参拝は、参拝日の 2 週間前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください(事前届出ハガキの送付は不要です)。
③法要等の日程によりお斎付収骨のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の2週間前までに、電話にてお斎付収骨の可否を確認してください。
④お斎付収骨でご参拝された願人様へ、収骨日の翌々年(※)の御祥月から 9 年間、「祥月経」のご　案内をお送りします。9 年目でご案内の発送は終了となります。
※収骨の翌年(1年目)は相続講員物故者追弔会(例年 4 月 3 日)のご案内となります。

2　本山読経

（1）本山永代経・本山申経について

①本山永代経
御影堂にて永代経の御紐解(おひもとき・初めての読経)を行い、『法名記』に登載し、以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経総経」にご案内します。
御紐解後の「永代経総経」ご案内の名義変更はできません。住所変更のみ可能です。
②本山申経(五種以上)
御影堂にて一座読経します。

（2）本山永代経御紐解証・本山申経参詣証について

①寺院・教会は、所定の手続きにより、本山永代経御紐解証・本山申経参詣証の発行を受けてください。
②本山永代経御紐解証・本山申経参詣証発行の際に配布される参拝案内冊子『参拝される皆さまへ』を参照のうえ、参拝日の 2 週間前までに所定の事前届出ハガキにて参拝予定日・参拝人数等をお知らせください。

（3）受付について

受付時間は、真宗本廟収骨の受付時間と同じです。

（４）別座読経について

①本山永代経志・申経志を 20 万円以上お納めいただきますと、別座読経のうえ、お斎の接待を受けることもできます。

②別座読経によるご参拝は、参拝日の２週間前までに、必ず教務所から参拝接待所へ別途申請ください（事前届出ハガキは不要です）。

③法要等の日程により別座読経のお取り扱いができない場合もありますので、必ず参拝予定日の 2 週間前までに、電話にて別座読経お取り扱いの可否を確認してください。

④受付時間は、午前 9 時から 10 時までです。

⑤別座読経は午前 10 時 30 分頃からお勤めします。午前のみのお取り扱いです。

（５）六種申経について

①参拝接待所地下仏間にて、1日 8 回（午前 4 回・午後 4 回）、読経が勤まります。

【案内時間（目安）】

午前	9 時 30 分	10 時 15 分	11 時	11 時 40 分
午後	1 時 20 分	2 時 10 分	3 時	3 時 40 分

※都合により読経時間、読経場所を変更する場合があります。

②受付時間は、午前 9 時から午後 3 時 40 分までです。

③六種申経の読経志は、参拝接待所受付にて直接のお納めとなります。

（６）本山読経志

本山永代経（春・秋彼岸会中の永代経総経にご案内）

種 別	読経志	読経扱	お斎接待
特 等	300,000円以上	別 座	5 名
一 等	200,000円以上	別 座	3 名
二 等	100,000円以上	収骨時	な し
三 等	50,000円以上	収骨時	な し

本山申経（一座読経）

種 別	読経志	読経扱	お斎接待
特 種	300,000円以上	別 座	5 名
一 種	200,000円以上	別 座	3 名
二 種	100,000円以上	収骨時	な し
三 種	50,000円以上	収骨時	な し
四 種	30,000円以上	収骨時	な し
五 種	20,000円以上	収骨時	な し
※六種申経の読経志は、参拝接待所受付にて直接お納めください。			
六 種	10,000円以上	仏 間	な し

３ お斎

（１）申し込みについて

①参拝される 2 週間前までに「事前届出はがき」又は電話にてお申し込みください。

②申込人数の変更・キャンセルがある場合は、4 日前までに必ずご連絡ください。

③食数限定（1 日 10 食程度）で、事前申し込みなしでご用意できる日もありますので、参拝接待所受付カウンターでお問い合わせください。

（２）お斎冥加金及び受付について

①【2023 年 9 月 30 日まで】大人 1 人 3,000 円、子ども（3 歳～8 歳）1 人 1,000 円
【2023 年 10 月 1 日から】大人 1 人 4,000 円、子ども（3 歳～8 歳）1 人 1,000 円

②当日、参拝接待所受付にて現金にてお納めください。

※御正忌報恩講及び年末年始や諸行事の日等は、お取り扱いがありません。また、春の法要・春秋彼岸会・お盆及びその他諸行事などにより変更する場合がありますので、参拝接待所にご確認ください。

◆問い合わせ先　本廟部 参拝接待所（午前 9 時から午後 4 時まで）
TEL 075－371－9210（直通）　FAX 075－371－9204

相　続　講　賞　典　内　規

1988 年 7 月 1 日改正

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">講員種別</th><th rowspan="2">金　額</th><th rowspan="2">賞　　典</th><th colspan="3">御　　扱</th><th rowspan="2">門 徒 資 格</th></tr>
<tr><th>院号法名</th><th>収　骨</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="7">別格大名誉講員</td><td>特別１種</td><td>1000 万円</td><td>特　別　詮　議</td><td rowspan="6">２　名
金襴表装
(300 代以下)</td><td rowspan="2">２　体
別　座
おとき 10 名</td><td rowspan="6">本人葬送
代香派遣

講員物故者
追　弔　会</td><td rowspan="6">特別大総講頭</td></tr>
<tr><td>特別２種</td><td>700 万円</td><td>御文大型五帖一部
緞子表装　桐箱入</td></tr>
<tr><td>特別３種</td><td>500 万円</td><td>畳　肩　衣
三帖和讃金襴表装桐箱入</td><td rowspan="2">１　体
別　座
おとき 10 名</td></tr>
<tr><td>特別４種</td><td>300 万円</td><td>畳　肩　衣
御文大型五帖一部</td></tr>
<tr><td>特別５種</td><td>200 万円</td><td>畳　肩　衣
三帖和讃大型一部</td></tr>
<tr><td>１種</td><td>100 万円</td><td>畳　肩　衣
御文小型五帖一部</td><td rowspan="2">１　体
おとき５名
記 念 品</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>70 万円</td><td>畳　肩　衣
小型三帖和讃無金表装</td><td rowspan="2">２　名</td><td>特別大総講頭格</td></tr>
<tr><td rowspan="4">別格名誉講員</td><td>１種</td><td>50 万円</td><td rowspan="2">畳　肩　衣
真宗聖典（大判）</td><td>１　体
おとき３名
記 念 品</td><td>大　総　講　頭</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>30 万円</td><td rowspan="2">１　名</td><td rowspan="6">講員物故者
追　弔　会</td><td>大 総 講 頭 格</td></tr>
<tr><td>３種</td><td>20 万円</td><td rowspan="3">畳　肩　衣</td><td rowspan="2">１　体
記 念 品</td><td>准 大 総 講 頭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４種</td><td>12 万円</td><td rowspan="2">准大総講頭格</td></tr>
<tr><td>10 万円</td><td rowspan="3">１　名</td><td rowspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">特別名誉講員</td><td rowspan="2">１種</td><td>８万円</td><td rowspan="2">略　肩　衣</td><td rowspan="8"></td><td>総　講　頭</td></tr>
<tr><td>５万円</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td><td>総　講　頭　格</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>３万円</td><td>略　肩　衣</td><td>准　総　講　頭</td></tr>
<tr><td>３種</td><td>２万円</td><td>略　肩　衣</td><td>准　総　講　頭　格</td></tr>
<tr><td>４種</td><td>１万円</td><td>略　肩　衣</td><td>講　　頭</td></tr>
<tr><td rowspan="4">名誉講員</td><td>１種</td><td>５千円</td><td rowspan="8"></td><td>講　頭　格</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>３千円</td><td>准　講　頭</td></tr>
<tr><td>３種</td><td>２千円</td><td>准　講　頭　格</td></tr>
<tr><td>４種</td><td>１千円</td><td>商　量　員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別講員</td><td>１種</td><td>５百円</td><td>商　量　員　格</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>３百円</td><td></td></tr>
<tr><td>通講常員</td><td></td><td>10 円以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※相続講賞典内規の畳肩衣（20 万円以上）を記念品に代えることができる。（2015 年 7 月から）

大谷祖廟について（納骨・永代経・申経の取り扱い、団体参拝、年間行事、庫裡使用）

１ インターネット事前予約について

大谷祖廟「納骨・永代経」と「別座申経」の申し込みは、宗派ホームページの「大谷祖廟」ページから行えます。なお、従来の当日の申込み・受付も行っています。

２「納骨･永代経」のお取り扱いの一部変更について

２０２２年７月１日（金）から下記≪お取り扱い≫の内容に変更します。

３ 大谷祖廟納骨にともなう所属寺院の紹介について

「納骨を機に、真宗大谷派寺院とのご縁を結んでいただくことを条件として」真宗大谷派寺院所属門徒以外の方々の納骨受付をさせていただいています。

４ 大谷祖廟納骨の生前の申込について

生活様式の多様化により、高齢の夫婦のみで生活されている方や、一人暮らしをされる高齢者が増加する中で、寺院との縁が希薄となり、自身の葬送を憂慮される方が増加しています。そのような現代社会のニーズに応えるべく、「大谷祖廟納骨の生前申込のお取り扱いを行っております。納骨種別につきましては、別座 1 等から 4 等までのお取り扱いとなります。詳細は、大谷祖廟事務所までお問い合わせください。

※お申し込みには、「事前説明」が必要になります。必ずご連絡をお願いいたします。

５ 団体参拝について

（１）納骨団体参拝について

教区・組・寺院において、大谷祖廟へ「納骨団体参拝」を希望される場合には、大谷祖廟事務所職員が日程等について対応いたしますので事前にご連絡ください。

（２）視察団体参拝について

大谷祖廟は、真宗大谷派門徒にとって大切な親鸞聖人の御廟所です。大谷祖廟への参拝とともに東西分派後の大谷祖廟成立の歴史や江戸期の伝統建造物を案内します。

（３）注意事項

①大谷祖廟への団体参拝を希望される場合は、大谷祖廟事務所へ直接ご連絡いただくよう周知ください。

②バス（マイクロを含む）による団体参拝の際は、必ず大谷祖廟事務所への事前にお申込みください。

６ 大谷祖廟の年間の仏事･行事について

《永代経法要》毎日、午後 2 時 30 分からの本堂において勤修。

《定 例 法 話》毎月 13 日・28 日に午後 2 時 30 分からの永代経法要に引き続き大谷祖廟本堂において開催。ただし、8 月 13 日・9 月 28 日・11 月 28 日・12 月 28 日は休止。

《暁 天 講 座》8 月 1 日から 5 日まで　午前 6 時 30 分から勤行・法話

1 日（火）　安藤　　弥　氏（同朋大学教授・企画調整局参事）

2 日（水）　渡邊　愛子　氏（元京都光華女子大学非常勤講師・仏典童話作家）

3 日（木）　栖雲　幸雄　氏（樹洩陽舎舎幹）

4 日（金）　浄土真宗本願寺派講師

5 日（土）　尾畑　英和　氏（真宗大谷派参務）

《万　灯　会》8 月 14 日から 16 日までの午後 6 時から午後 9 時まで夜間参拝ができるよう、大谷祖廟・東大谷墓地全域において提灯を点灯。お参りされる方が亡き人を諸仏として受け止め、本願念仏の教えを聞信するご縁を結んでいただけるよう実施。

・万灯会お盆法要　期間中、本堂にて毎日午後 7 時より勤行・法話

講師：松井憲一氏（元大谷大学非常勤講師／道光舎舎主）

・子 ど も 提 灯　大谷保育協会加盟園の園児が描いた画で提灯を作成し点灯
・紙　　芝　　居　期間中、茶所（事務所横仏間）にて午後 6 時から上演
・ﾘｻｲｸﾙｷｬﾝﾄﾞﾙ　御廟で供えられたロウソクの残りを再加工してリサイクルキャンドルを作成。配布及び作り方をパネルにて紹介

《報　恩　講》9 月 27 日から 28 日まで本堂において厳修。
逮夜　27 日　午後 2 時始
晨朝　28 日　午前 8 時 15 分始
日中　28 日　午前 10 時 30 分始　引き続き法話

《花 ま つ り》4 月 1 日から 8 日まで本堂前に花御堂を設置し、釈尊・親鸞聖人の誕生会を縁に、仏教・真宗の教えにふれていただくことを願いとして実施。（記念品配布）

《花文字伝道》お盆、春・秋彼岸、年末年始期間中、御廟に供えられた仏花を用いて、大谷祖廟境内において花文字を製作。仏教に関する言葉を広く紹介し、併せて説明文を配布。花文字再荘厳後は堆肥にして参拝者へ配布。

7 庫裡の使用について

団体参拝昼食会場や法要会場として庫裡の使用を希望される場合は、使用手続き（冥加金等）について事前に大谷祖廟事務所へお問い合わせください。

8 仏前結婚式について

大谷祖廟の庫裡「賀慶殿」において、仏前結婚式を執行することができます。
事前に大谷祖廟事務所へご相談ください。

9 東大谷墓地事務所定休日（受付休止日）について

2022 年 2 月から毎週木曜日（祝日等除く）は定休日となっております。定休日は電話対応を含めた各種受付業務を休止しますが、供物販売のみ行います。

大谷祖廟　お取り扱い表

納骨・永代経志（別座）　　2022 年 7 月 1 日改定

種別	志納額	読経	お取り扱い
別座 1 等	1,000,000 円以上	別座読経	納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 30 年間案内状送付
別座 2 等	500,000 円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 20 年間案内状送付
別座 3 等	300,000 円以上		納骨当日、抹茶接待 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経 祥月命日・春秋彼岸に 10 年間案内状送付
別座 4 等	150,000 円以上	別座読経	毎月の命日に永代読経。祥月命日に 10 年間案内状送付

※「別座 4 等」名称変更

納骨・永代経志

種　別	志納額	志納額 【大きな容器】	読　経	お取り扱い
１種	100,000 円以上	120,000 円以上	一座読経	毎月の命日に永代読経。祥月命日に 10 年間案内状送付
２種	70,000 円以上	90,000 円以上		祥月命日と彼岸会（春または秋）に永代読経
３種	40,000 円以上	60,000 円以上		彼岸会（春または秋）に永代読経
４種	20,000 円以上	40,000 円以上		永代経のお取り扱いはございません

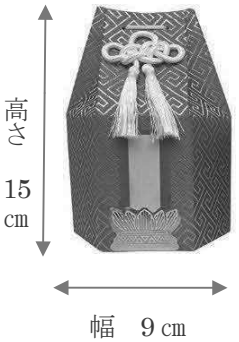

※　容器の大きさに応じた納骨志の加算について

大谷祖廟においては、宗祖親鸞聖人追慕の情により、歴史と伝統の中で御廟に「分骨」をお納めいただいてきました。

しかし、近年、大きな容器にて納骨を申し込まれる方が増加しております。

高さ１５㎝・直径９㎝を超える容器（骨壺）で納骨のお申し込みをされる場合は、１種から４種までの納骨志に２万円を加算してご志納いただきます。

※　別座１等、別座２等、別座３等のお申込みは、事前準備のため、インターネットからの予約ができません。直接大谷祖廟事務所までご連絡ください。

※「改葬納骨志」の新設について

大谷祖廟においては、改葬等によって複数体の納骨をされる場合も、「納骨申込書」に、納骨の記録を留めていただくため、ご遺骨一体一体の「法名」・「俗名」をご記入いただいて受付を行っております。しかし、近年増加する「墓じまい」等に伴って、改葬されたご遺骨の納骨を受付する際に、「法名」・「俗名」等の情報がすべて不明の場合には、「改葬納骨志」２０万円以上のご志納により受付をさせていただきます。

申　経　志

種類	志納額	場所	読経
別座申経	50,000 円以上	茶所	別座読経
本堂申経	7,000 円以上	本堂	一座読経
茶所仏間申経	5,000 円以上	茶所	一座読経
御廟申経	5,000 円以上	御廟	一座読経
総　経	1,000 円以上	御廟	夕刻に総じて読経

《受付時間》　年中無休

午前の部	午後の部
8 時 45 分～11 時 30 分	12 時 45 分～15 時 30 分

※11 時 30 分から 12 時 45 分まで事務･お取り扱い休止

【注意点】

①納骨されたご遺骨の返還・改葬はできません。

②参拝者専用駐車場について

・入庫可能時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

・出庫可能時間：午後 4 時 30 分まで

※春・秋彼岸会、お盆並びに土・日・祝日は大変混雑するため、公共交通機関を利用しての参拝を奨励ください。

※毎年 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで参拝者駐車場は閉鎖しています。

真宗大谷派東本願寺
真宗会館

首都圏教化推進本部（東本願寺真宗会館）のご紹介

全国各地から首都圏に転居されるご門徒が年々増加するなか、首都圏教化の総合施設である東本願寺真宗会館（東京都・練馬区）では、郷里を離れ首都圏に住まいするご門徒と郷里のお寺とのご縁をつなぐ取り組みを行っています。

ご縁をつなぐ　首都圏「仏事代行」

仏事代行専用ダイアル
03 - 3996 - 3339

首都圏にお住まいのご門徒からの突然の葬儀依頼――。

地理的に遠すぎて対応できず、そのご門徒とのご縁が切れてしまった……そのような経験をされた住職も多いのではないでしょうか。

また、近年では、郷里の寺院を確認しないまま葬儀社紹介の他派僧侶による葬儀を勤められた後、「真宗大谷派の法事をしてほしい」との相談が多く寄せられるようになりました。

真宗会館では、ご門徒と郷里の寺院・教会とのご縁の継続を願い、郷里の住職に代わって葬儀や法事をお勤めする首都圏「仏事代行」制度を運営しております。ご相談・ご依頼は上記専用ダイアルまで。

首都圏在住門徒のつどい

助成金　１回あたり30,000円

遠く首都圏にお住まいであっても、ご門徒には親鸞聖人のみ教えに触れていただきたいと考えている住職も少なくありません。

「首都圏在住門徒のつどい」とは、真宗会館や首都圏各地の会場にて住職とご門徒がともに集い、仏法にふれていただく機会を真宗会館が支援する取り組みです。１カ寺での開催はもちろんのこと、複数カ寺や組単位でも開催いただけますので、ぜひご検討ください。

東本願寺仏事サポートセンター東京

仏事サポートセンター東京専用ダイアル（9時～17時）
03 - 6913 - 2273

真宗会館では、首都圏「仏事代行」制度や仏事相談の更なる充実をはかるため、「東本願寺仏事サポートセンター東京」の呼称を用いた相談窓口を昨年7月に開設しました。

今後も仏事相談から法務の執行まで総合的に対応する窓口として、首都圏在住のご門徒や一般市民と、郷里の寺院や真宗のみ教えとのご縁をつなぐ役割を担ってまいります。

広報用パンフレットもございますので、ぜひ首都圏にお住まいの有縁の皆様へのお知らせの際にご活用ください。

仏事のトータルサポート

仏事代行
首都圏在住のご門徒の「葬儀」「法事」を郷里の寺院にかわってお勤めいたします。

寺院紹介
首都圏に転居されたご門徒のご要望に沿った寺院をご紹介いたします。

仏事相談
どのような些細なことでもお気軽にご相談ください。真宗会館の僧侶が対応いたします。

終活のご相談	認定資格を有した真宗会館の僧侶が対応します。

お問い合わせ先
真宗大谷派 首都圏教化推進本部（真宗会館）
〒177-0032 東京都練馬区谷原1-3-7
TEL 03-5393-0810　FAX 03-5393-0814

詳細はこちらから
㊧東本願寺真宗会館
㊨仏事サポートセンター東京

第2種共済で災害リスクに備えましょう

全寺院・教会の1口でも多い任意加入をお願いします。

第2種共済は、宗派に属する寺院・教会の相互扶助（「同朋相互扶助の精神」）を基本とする制度で、寺院・教会が拠出した金員（「共済賦課金」＋「共済拠出金」）によって、成り立っています。大切な聞法道場である寺院・教会の本堂・庫裡等の一日も早い復興を願って、「復興共済金」を給付します。

任意加入申し込み方法

任意加入（新規）の申し込みは、第2種共済任意加入申込書に必要事項をご記入の上、管轄教務所で納付手続きください。対象建物をご指定のうえ、合計10口まで加入できます。なお、以下のとおり対象建物ごとに加入口数の制限があります。

共済拠出金　1口につき年間　**10,000円**

対象となる建物

任意加入の対象建物は、本堂、庫裡に加え、書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎及びその他の事業建物です。

対象建物		本堂	庫裡	書院、客殿、集会所、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎、その他事業建物	宗務総長の承認を必要とする付属建物
任意加入	復興共済金	1口あたり最大 **1,000万円**（10口で最大1億円）			
任意加入	加入口数制限	20坪以上 **10口** まで	20坪未満 **5口** まで	**5口** まで	各建物ごとに**1口**まで
宗派共済見舞金		最大 **5万円**	最大 **4万円**	最大 **3万円**	最大 **2万円**

※経年劣化及び仏具・家財・扉・障子・畳・窓ガラス・雨どい・室外機等、及び建物の地階への被害は対象となりません。

※毎年納付いただいている「共済賦課金（10,000円）」による基礎加入においては、本堂は最大1,400万円、庫裡は最大600万円の復興共済金を給付します。

すべての災害が対象

第2種共済は、火災及び浸水被害をはじめ、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」について復興共済金を給付します。聞法道場を守るため、災害のリスクに備えましょう。

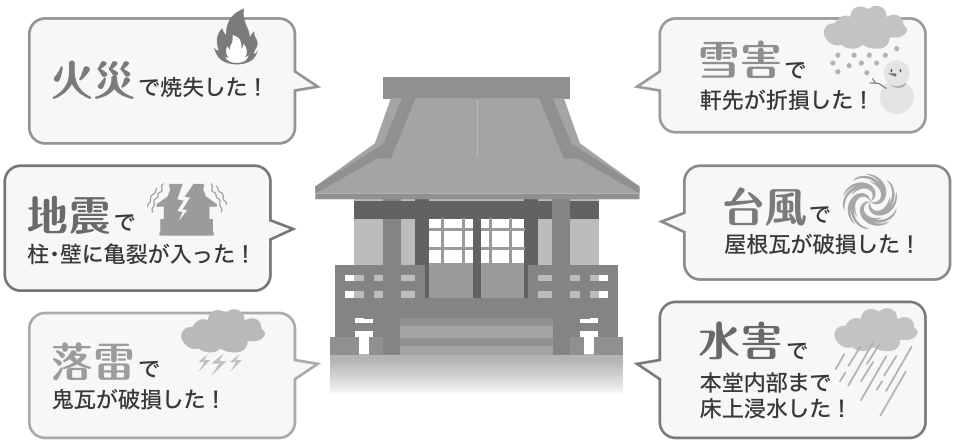

早急な聞法道場の回復を願って手厚い給付

1　復興共済金

1％以上の被害が認められた場合は、復興共済金が給付されます。
任意加入の場合、定められた額に加入口数を乗じた額となります。

2　宗派共済見舞金

1. 復興共済金 の給付基準である**1％に満たなかった場合**でも、本堂、庫裡及び任意に加入している建物に対し『宗派共済見舞金』が給付されます。
※被害の程度により給付されないこともあります。　※宗派共済見舞金は加入口数を乗じません。

建物の構造・規模や災害の種類によって被害の程度が異なるため、一概に示すことは難しいですが、例えば本堂の瓦が全部で2500枚とすると、風雪害であれば約90枚落下、地震であれば約340枚落下の被害です。
※災害による枚数の違いは、災害種別によって、査定基準となる構成比率が異なるためです。

専門家による査定

被害の程度を確認・査定するため、「共済査定員」による「現地査定」、もしくは「提出資料に基づく査定」を行います。

共済査定員とは？

宗派が契約する信用ある保険会社または鑑定事務所が派遣する専門家のことを「共済査定員」といいます。
共済査定員は、一級建築士もしくは損害保険登録鑑定人です。
※宗派の共済査定員である証明書を提示します。

詳細内容につきましては、所轄の教務所又は宗派ホームページの寺院・教会専用サイト内「第2種共済のご案内」をご覧ください。

新潟教区（旧三条教区・旧高田教区を含む）出版物のご紹介

入手・ご購入につきましては新潟教務所までお気軽にお問い合わせください。
お受け取りは新潟教務所にお越しいただくか、事前のお振込みによる郵送も承っております（送料自己負担、振込手数料は新潟教区負担）。

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

越後佐渡の親鸞聖人と蓮如上人

三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業の一環として、親鸞聖人・蓮如上人に関する法宝物調査が実施されました。
本書は主に旧三条教区内の法宝物が掲載されております。
頒布価格：1,000 円

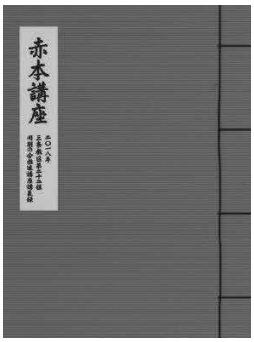

旧三条教区第 22 組同朋の会推進講座 講義録

赤本講座

第 22 組では、2018 年に大久保 州氏（佐渡組 廣永寺）をご講師としてお迎えし、「赤本講座」という名称で同朋の会推進講座を開講いたしました。
本書には、「赤本講座」の前期教習における全 5 回の講義、後期教習中の全 3 回の講義が収録されております。
頒布価格：500 円

旧三条教区教化委員会 推進員研修会部門出版

復刻版　明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ

三条教区宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃事業の一環として、平成の両堂大修復に際して、門徒向けに募財をお願いするだけに留まらず明治の両堂再建に込められた越後の念仏者の願いに触れてもらうため、『明治の両堂再建とそれを支えた越後の人々に学ぶ』（2004 年発行）を復刻したものです。
頒布価格：200 円

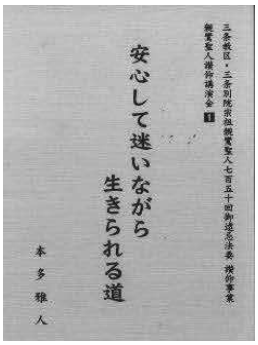

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会①　安心して迷いながら生きられる道（品切れ）

講述：本多雅人氏（東京教区蓮光寺）
頒布価格：200 円
※購入をご希望の方は親鸞聖人讃仰講演会（①～⑥セット）を購入ください。

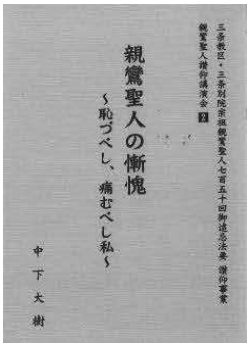

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会②　親鸞の慚愧 ～恥づべし、痛むべし私～

講述：中下大樹氏（第 10 組祐光寺）

頒布価格：200 円

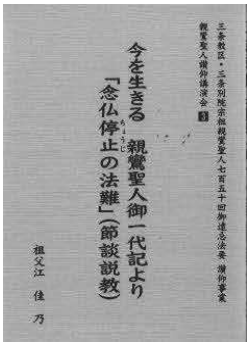

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会③　念仏停止の法難（節談説教）

講述：祖父江佳乃氏（名古屋教区有隣寺）

頒布価格：200 円

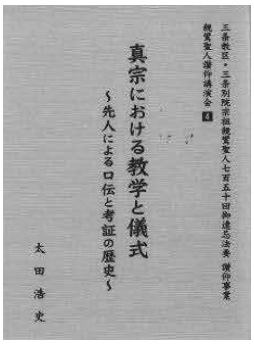

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会④　真宗における教学と儀式
～先人による口伝と考証の歴史～

講述：太田浩史氏（富山教区大福寺）

頒布価格：200 円

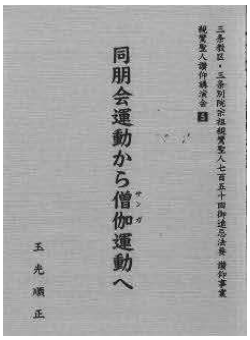

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑤　同朋会運動から僧伽運動へ

講述：玉光順正氏（山陽教区光明寺）

頒布価格：200 円

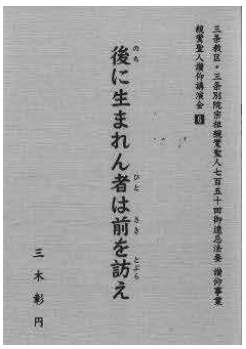

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会⑥　のちに生まれん者は前を訪え

講述：三木彰円氏（大谷大学教授）

頒布価格：200 円

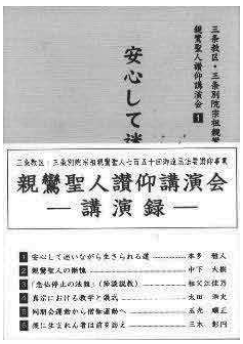

旧三条教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要讃仰講演会講演録

親鸞聖人讃仰講演会（①～⑥セット）

頒布価格：1,000 円

旧高田教区靖国問題研修会 講義録

流罪と靖国 –同朋社会の顕現–

故和田先生より「流罪」についての本質的な問題を提起していただきながら、その課題を一人でも多くの方と共有できることを願いつつ刊行させていただいた講義録です。

頒布価格：300 円

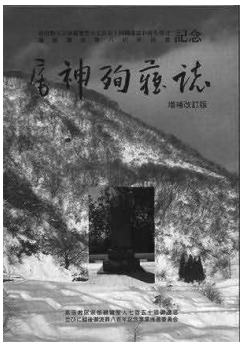

旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌お待ち受け・越後御流罪八百年法要記念

尾神殉難誌【増補改訂版】

初版本をもとにつくられた増補改定版。初版では、東本願寺が両堂再建事業で発行した関連記事から、地元で発見された多くの史料を掲載。改訂版では、誤植訂正はもとより、史料の追加等編集委員が現地踏査を行い刊行した一冊です。。

頒布価格：800 円

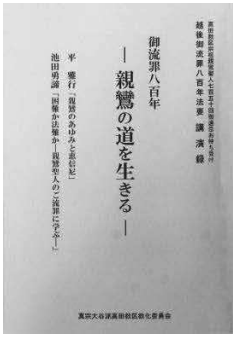

旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌お待ち受け・越後御流罪八百年法要 講義録

御流罪八百年 –親鸞の道を生きる–

公開講演：平雅行氏（大阪大学教授）及び記念講演：池田勇諦氏（同朋大学名誉教授）の 2 つの講演が一冊にまとめられています。

頒布価格：500 円

真宗教学学会高田大会 講演録

御流罪八百年 –弾圧を超えて–

2007 年に御流罪八百年をお迎えした折に、旧高田教区で行われた真宗教学学会高田大会での記念講演録です。

頒布価格：500 円

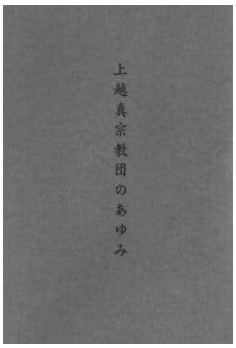

旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念

上越真宗教団のあゆみ

御遠忌記念事業として、昭和 45 年に発行されたものを基にした復刻版です。

頒布価格：500 円

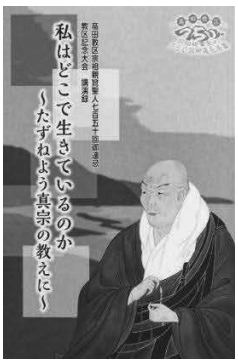

旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 教区記念大会 講演録

私はどこで生きているのか ～たずねよう真宗の教えに～

一楽真氏（大谷大学教授）

頒布価格：300 円

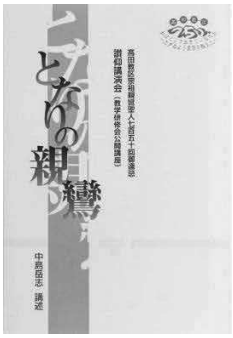

旧高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌 讃仰講演会（数学研修会公開講座）講演録

となりの親鸞

講述：中島岳志氏（東京工業大学教授）

頒布価格：400 円

2012 年度 旧高田教区同朋大会・第 7 組御遠忌お待ち受け大会 講演録

教区同朋大会・第 7 組お待ち受け大会講演録

講述：四衢亮氏（岐阜・高山教区）

頒布価格：1,000 円

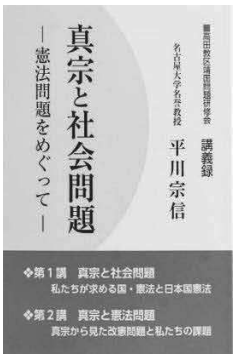

旧高田教区靖国問題研究班 講演録

真宗と社会問題 ～私たちが求める国・憲法と日本国憲法～

講述：平川宗信氏（名古屋大学名誉教授・中京大学名誉教授）

頒布価格：500 円

新潟教区ホームページ　開設しました！

「真宗大谷派 新潟教区」で検索
若しくは「https://otani-niigata.jp」　　スマホの方は →

２０２３年７月１日より「新潟教区ホームページ」を開設しています。
教区の様々な情報を発信していきます。他にも寺院向け、ご門徒向けの便利なメニューを設けていますので、ぜひご活用ください。

～メニューの一部を紹介～

○教区内寺院の検索

地域、組の検索の他、関連するキーワードによる検索も可能です。

○行事予定

常に最新の教区、別院の予定が確認できます。
会議や研修会の開催日時の他、会館の使用状況も確認できます。公式 LINE で閲覧できるスケジュールと同一のものです。

新潟教務所

LINE
公式アカウント

絶賛運用中！

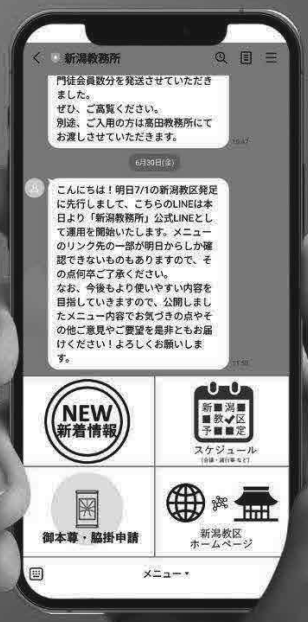

友達になって！

欲しい情報にタップ！

新潟教務所公式アカウントの友達追加で
教区の最新情報や毎月の予定をお届け！

@689CROSC

真宗大谷派 新潟教務所 0256-33-2805
https://otani-niigata.jp/
〒955-0071 新潟県三条市本町2-1-57

2023 年 7 月 1 日

「会議の開催に関する特別措置条例」に関するガイドライン

総　務　部

※本ガイドライン中「条例」とは「会議の開催に関する特別措置条例（２０２３年条例公示第１８号）」を指します。

１　条例の趣旨

宗門における会議の開催方法は、宗憲前文に掲げる同朋公議の原則に則り、会議が開催される場所へ参集のうえ、対面にて行うことを原則としています。

しかしながら、今後あらゆる感染症や災害等が発生した場合、会議が開催できないことにより、宗門運営が停止してしまう可能性があるという課題がありました。また、近年ではインターネット環境の充実により、対面に限りなく近い環境でオンラインによる会議への参加も可能になってきました。

このような状況を踏まえ、円滑な宗門運営のための対策として、「会議の開催に関する特別措置」を定めた条例が制定されました。

２　条例の適用範囲（条例第２条及び第８条）

宗門法規（諸条例・達令・内規）に議事及び議決の方法が定められた全ての会議のほか、教区及び組が定める会議についても準用して適用することが可能です。

３　特別措置一覧

	【常設】 招集権者が必要と認めた場合	【特例】 感染症・災害等により出席が困難な構成員がある場合	【特例】 大規模な感染症・災害等により、会議の招集自体が困難な場合
オンライン（一部）	○［条例第４条］	○	○
オンライン（全員）	○［条例第４条］	○	○
委任状	△※	○［条例第５条］	○
書面会議（一部）	△※	○［条例第５条］	○
書面会議（全員）			○［条例第６条］

※　組会においては、「組制」により、委任状及び文書による意見の提出が別に規定されているため、感染症・災害等に関わらず、これまでどおり可能です。

４　特別措置を適用する場合の注意点

■条例適用の判断は、会議の招集権者が行います。ただし、招集に際して別に同意を得る手続きの定めがある場合（例：委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。等）は、特例措置の適用についても同意を得なければなりません。

■条例を適用するときは、招集にあわせて通知が必要です。

■書面会議（全員）を行う場合は、構成員の定数の過半数の同意が必要となります。この場合、会議案内に同封した議案書に案件１として「書面による会議の開催について承認を求める件」等を上程し、賛否を確認することが考えられます。万が一否決された場合は、当該会議は成立しません。また、審議及び議決結果は構成員全員に適切に報告してください。

５　議決の方法

会議における議決の方法については、「出席者の過半数をもって」「出席者の３分の２以上をもって」等と規定されているのが通例です。

本特別措置における「オンライン」、「委任状」、「賛否及び意見を記した文書の提出」のいずれも、それぞれの方法を用いることによって「出席とみなす」措置であるため、議決の方法については、当該会議の議決方法について定めた元の法規に従うことになります。

６　終わりに

「会議」は、同朋公議の原則に基づいた重要な意思決定の場ですので、特別措置の適用にあたっては、当該会議の構成員の意見等も聞き取りながら、どのような方法が相応しいか、慎重に判断するようにしてください。

以　上

＜第８回教勢調査について＞

１　概要

2024 年 1 月 1 日を調査期日として第 8 回教勢調査を実施します。

[調査対象] 2024 年 1 月 1 日現在における真宗大谷派の別院・支院・普通寺院及び教会

[統計調査専門員]

伊達平和 氏（滋賀大学データサイエンス・ＡＩイノベーション研究推進センター准教授）

宮部　峻 氏（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部助教/親鸞仏教センター嘱託研究員）

（１）今後のスケジュール

2023 年 1～8 月：仮説検討・調査票設計

9 月：調査票の確定・調査画面の作成

10 月：調査票の編集・印刷、調査画面の確定、プリテスト
教務所担当者説明会（オンライン）

11 月：調査票、調査画面の改訂

12 月：『真宗』1 月号での調査告知及びハガキでのオンライン調査依頼送付
調査対象寺院の確定

2024 年　1 月：実査開始（インターネット調査実施）

2 月：インターネット調査期間終了（2 月中旬締切）
未回答寺院のリストを教務所長に通知→教務所からの回答の促し
統計調査委員会より紙の調査票配布（2 月下旬予定）

3 月：紙の調査票回収（3 月中旬最終締切）

4 月：データ入力（業者委託）

5 月：データの確定とデータクリーニング

6 月：単純集計報告

2025 年　1 月：最終報告書の提出

3 月：最終報告書の校了

4 月：最終報告書の発行

5 月：全体報告会実施（オンライン予定）

7 月：教区報告会実施（実施形態は未定）

（２）調査方法

「教勢調査実施規程」に基づき実施します。第 7 回教勢調査から調査方法が大幅に変更されていますのでご注意ください。

まず、**インターネットでのオンライン回答を基本**とします（スマートホンからの回答も可能）。オンライン回答の回答率を上げるため、まずはオンライン回答用の URL や二次元バーコードを記したハガキにより回答をお願いしてまいります。

なお、オンライン回答期日まで未回答の寺院に向けては、紙の調査票を送付し、調査票に記入できる形での回答を促します。

《調査方法のフローチャート》

① 統計調査委員会において調査票を作成

↓

② 統計調査委員会より全別院･寺院･教会宛にオンライン回答用の URL や二次元バーコードを記したハガキを送付。併せて『真宗』2024 年 1 月号に調査概要と回答方法を掲載。

↓

③ オンラインでの回答【2024 年 2 月中旬締切】

（住職・教会主管者又はその代務者を欠く寺院がある場合は、寺族代表者が回答）

↓

④ 統計調査委員会が集計作業

↓

⑤ オンライン回答期日【2024 年 2 月中旬締切】までに未回答の寺院のリストを各教務所長へ通知するとともに、統計調査委員会より記入回答が可能な紙の調査票を未回答寺院に直接送付して回答を促す。

↓

⑥ 通知を受けた教務所長は、未回答寺院に対して回答を促す。

↓

〈 未回答寺院 〉

⑦-a オンラインでの回答 【2024 年 3 月中旬最終締切】 ↓ ⑧-a 統計調査委員会が集計作業	⑦-b 紙の調査票での記入回答・返信 【2024 年 3 月中旬最終締切】 ↓ ⑧-b 統計調査委員会にてデータ入力 ↓ ⑨-b 統計調査委員会が集計作業

１０．別院からのお知らせ

高田別院からのご案内（2023年度）

平素より高田別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度別院では2018年に厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を経て、新たな50年に向け各教化事業や御影巡回法座を中心とした法義の相続、また報恩講や春の法要を中心とした法要儀式の伝達に努めてまいります。ご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

(1) 別院休館日のお知らせ

土日祝日は休館しています。各種お問い合わせ等の電話連絡も平日（8:45～17:15）にお願いいたします。

＊諸法要（報恩講等）の予定日や、盆や正月のほか諸行事（御命日のつどい等）・事前に予約を受けた納骨・貸館などの予定時間は土日祝日でも開館します

(2) 2023年度寺院冥加金並びに護持金のご依頼

寺院冥加金は１ヵ寺10,000円、護持金はご門徒１戸あたり1,000円のご依頼を申し上げます。何卒、別院護持にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別院の会計年度は４月１日から３月31日までとなっておりますが、報恩講等大きな行事・法要は年度の前半に集中いたしております。また、円滑な会館運営のためにも、早期収納にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(3) 報恩講（おたや）のご案内

▽日程について

10月５日（木）午後～８日（日）

▽参拝について

一般参拝・団体参拝ともに受け入れします　＊お斎の用意もあります

納骨堂での申経の受け付けもします　＊時間等の制限あり

▽出仕について

一般出仕を受け入れします　＊参勤御依頼日は下表

▽法話講師

５日：梅澤未有氏　６・７日：井上一英氏・内山真明氏

▽公開講演会　８日：荒山　淳氏（名古屋教化センター）

▽御伝鈔拝読　６日夕方

▽帰敬式　７日午後（結願逮夜後）

▽鍵役御参修法要　７日結願逮夜・８日結願日中

▽おたや実行委員会による催し　８日終日（協議中）

▽その他　得度式受式者の集い・子ども報恩講

高田大谷保育園報恩講・園児による絵画展など

〔結願日中　８日〕

各組参勤御依頼日

	10月５日（木）	６日（金）	７日（土）	８日（日）
7時		初晨朝 第６組	中晨朝 第６組	結願晨朝 第６組
10時		初日中（入楽） 高田12組・高田13組	中日中（入楽） 第１組・第８組	結願日中（入楽） （御参修） 全組
13時半	初逮夜（入楽） 第２組・第３組 第５組	中逮夜（入楽） 第４組・高田11組	結願逮夜（入楽） （御参修） 全組	

(4) 納骨墓の改築について

現在の
納骨礼拝堂と納骨墓
（昭和８年完成）

現在の納骨墓は建築後90年近くが経過し、風雪による老朽化が進んでおります。よって、院議会他諸機関での協議の結果、本年10月中旬頃（報恩講後）から来年３月末（春の法要前）にかけて全面改築（＊石作りの納骨墓のみで木造の納骨礼拝堂は除く）を行うことが決定しました。期間中も納骨のお取り扱いは継続しますが、読経後お骨をお預かり仮安置し、改築後に納骨します。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(5) 大門等の国指定登録有形文化財認定について

2017年に高田別院宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業として大門等の御修復が完了しました。1827（文政10）年に棟梁竹澤志摩則行によって造営された大門は、総欅造りで文化文政期の華やいだ彫刻が施されています。造営後約200年を経過したため、御修復工事を行いしました。

また、2015年３月14日付けで国の文化審議会答申により別院本堂・大門及び築地塀・鐘楼の４件が国の登録有形文化財に認定されております。

御修復の完了した大門

大門内部の棟札

(6) 別院各講座のご案内

高田別院親鸞教室

▽『歎異抄』に学ぶ（先住上人ご命日法話）
　毎月12日　午後１時30分より
　　＊１・２・８月は勤行のみ
　講師：林康一朗氏（第８組圓性寺）
　テキスト：『歎異抄』（東本願寺出版）
▽親鸞聖人ご命日法話
　毎月27日　午後１時30分より
　　＊１・２月は勤行のみ
　講師：年間行事予定表をご覧ください
▽高田別院俳句の会（仏法との出遇い）
　毎月20日　午後１時30分より　＊日の変更あり
　優秀作品は『高田別院だより』・ホームページに掲載

『歎異抄』に学ぶ

(7)「乗如上人墨衣の御影」巡回法座について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人）は、本願寺第20世達如上人より、特別の意味をもって頸城郡ご門徒へ享和元年（1801年）３月22日に授与いただき、別院にて所蔵しています。

天明の大火（1788年）により、本願寺は両堂を焼失しましたが、翌年には御影堂の再建がはじまり、頸城郡のご門徒は10余年の間、郷里を離れて再建のお手伝いをし、阿弥陀堂並びに大門も落成いたしました。その間、ご門徒の宿泊所（後の詰所）へ乗如上人は墨衣姿で出向かれ、毎日お講が開かれました。そのときの姿をお写したのが「墨衣の御影」であり、帰郷後も法義を相続し、本廟を護持されるよう願われたことです。各寺院の同朋会での兼修など多くの会所で開催いただきますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

(8) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し手を合わせることを通して、親鸞聖人と出遇い、自らのいのちの中に浄土に還り倶に一処に会う世界（倶会一処）を見いだしていくことが願われているのです。大谷祖廟や本山への納骨の他に高田別院でも納骨を受け付けております。ぜひ別院納骨をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「春の法要」・「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただいております。

▽納骨志納金　１体(頂骨等お骨の一部)　30,000円以上(御明料志含む)
　　＊大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途志納金が必要です

▽納骨申込み　納骨台帳を作成しておりますので法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください

(9) 別院墓地申込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画	区画数	１区画墓地設置冥加金
4.5尺（135㎝）×4.5尺	約１９０	３００，０００円
６尺（180㎝）×６尺	約１６０	５００，０００円

▽墓地管理費　年間5,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です

(10)『高田別院だより』について

毎年２回、３・９月に発行しています『高田別院だより』は、崇敬内の全ご門徒分を印刷し、お手次寺院を通じてお配りいただいています。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(11) ホームページについて

高田別院　アドレス
http://takadabetuin.himenokuni.com/

高田大谷保育園　アドレス
http://takada-otani.himenokuni.com/top.html

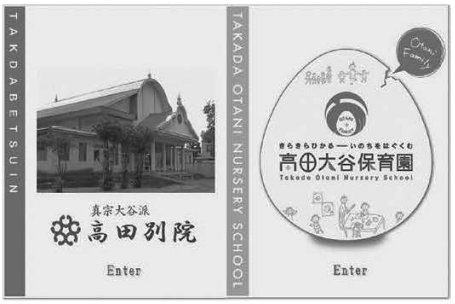

高田別院もしくは、**高田大谷保育園**でご検索ください

高田別院行事予定表（2023年８月～2024年３月）

８月	５日　午前６時30分	暁天講座　講師：保倉謙雄氏（８組稱名寺）
	６日　午前６時30分	不戦平和の誓いの鐘　講師：兪　渶子氏（沖縄在住僧侶）
	12日　午後１時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	13日～15日	盂蘭盆会
	20日　午後１時30分	別院俳句の会
	27日　午後１時30分	ご命日法要　講師：堀河如信氏（７組専念寺）
９月	上旬	『高田別院だより』第47号発刊予定
	12日　午後１時30分	ご命日法要　法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（８組圓性寺）
	20日　午後１時30分	別院俳句の会
	23日　午前７時	秋季彼岸会法要
	27日　午後１時30分	ご命日法要　講師：羽深一浩氏（８組覺願寺）
	下旬	高田別院奉仕研修
10月	５日～８日	高田別院「報恩講」（おたや）
	12日　午後１時30分	ご命日法要　法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（８組圓性寺）
	20日　午後１時30分	別院俳句の会
	27日　午後１時30分	ご命日法要　講師：豊島　信氏（６組西光寺）
11月	中旬	有縁講（高田別院引率）
	12日　午後１時30分	ご命日法要　法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（８組圓性寺）
	20日　午後１時30分	別院俳句の会
	27日　午後１時30分	ご命日法要　講師：渡邉智子氏（１組本立寺）
	27日～29日	真宗本廟（東本願寺）御正忌報恩講団体参拝
12月	12日　午後１時30分	ご命日法要　法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（８組圓性寺）
	20日　午後１時	別院俳句の会
	27日　午後１時30分	ご命日法要　講師：水嶋　聡氏（１組光徳寺）
	31日　午後11時30分	歳末昏時・除夜の鐘
2024 １月	１日　午前０時30分	修正会
	2･3日　午前７時30分	修正会
	12日　午後１時30分	先住上人ご命日法要（勤行のみ）
	27日　午後１時30分	親鸞聖人ご命日法要（勤行のみ）
２月	12日　午後１時30分	ご命日法要（勤行のみ）
	27日　午後１時30分	ご命日法要（勤行のみ）
３月	上旬	『高田別院だより』第48号発刊
	12日　午後１時30分	ご命日法要　法話：「『歎異抄』に学ぶ」林康一朗氏（８組圓性寺）
	20日　午後１時30分	別院俳句の会
	21日　午前７時30分	春季彼岸会法要
	27日　午後１時30分	ご命日法要（御影巡回）　講師：別院列座

○毎月12日、27日のご命日法要にご出仕いただくことができます。
午後１時30分始経です。ご出仕いただける方は前日までに別院へお知らせください。
▽装束：黒衣（直綴）・五条袈裟
▽法要次第：正信偈（草四句目下）・念仏讃淘三
和讃　12日：弥陀成仏ノコノカタハ　次第六首
27日：弥陀大悲ノ誓願ヲ　次第六首
回向（願以此功徳）・御文

高田別院役職者名簿（敬称略）

▽責任役員　任期：2026年7月9日

・楠田昌樹	第３組西性寺	・久保田幸正	第５組聽信寺門徒
・山﨑義文	高田13組本敬寺	・村松勝藏	高田11組鞍馬寺門徒

▽監事　任期：2026年7月9日

・鷲嶺紀文	第８組延壽寺	・青木雄司	第８組蓮休寺門徒

▽院議会議員

１号議員（組長議員）任期：2026年3月31日

・水嶋　聡	第１組光德寺	
・渡邉義要	第２組乗雲寺	
・筒石晃一	第３組應満寺	
・日野顕英	第４組随念寺	
・横山英一	第５組寶善寺	
・藤原　哲	第６組照蓮寺	院議会議長
・羽深一浩	第８組覺願寺	
・喜多山惠邦	高田11組本教寺	
・堀井光英	高田12組横超寺	
・井上一英	高田13組福淨寺	

２号議員（教区会議員）任期：2026年4月23日

・渡邉順哲	第１組清雲寺
・小山了信	第２組明通寺
・内山順恵	第４組養性寺
・土屋有為子	第５組蓮光寺
・豊島　信	第６組西光寺
・宮越　亮	第８組臨行寺
・岩崎　修	高田11組稱專寺
・松浦彰英	高田12組法西寺

３号議員（教区門徒会選出議員）任期：2024年３月31日

・五十嵐昭一	第２組法圓寺門徒
・松井俊一	第４組宗專寺門徒
・長谷川勝彦	第５組善正寺門徒
・岸波敏夫	第６組光運寺門徒
・平野　宏	第８組等覺寺門徒
・田中栄一	高田11組本教寺門徒
・村松哲夫	高田12組專德寺門徒
・木澤和男	高田13組本敬寺門徒

３号議員（組門徒会選出議員）任期：2024年３月９日

・太田茂機	第１組勝蓮寺門徒
・小林　強	第２組善正寺門徒
・金子武司	第３組大泉寺門徒
・伊藤義雄	第４組敬音寺門徒
・上野和敏	第５組蓮光寺門徒
・橋本賢一	第６組安養寺門徒
・松井　孝	第８組覺願寺門徒
・金井孝雄	高田11組敬覺寺門徒
・横田哲治	高田12組西忍寺門徒
・酒井敏子	高田13組福淨寺門徒

４号議員（輪番選定議員）任期：2026年７月９日

・丸田　博	高田別院門徒	・北條頼宗	第６組照行寺
・石井浩順	第３組淨念寺		

▽高田別院列座

・石黒恵史	第６組養福寺	・比護秀美	第２組東浄法寺
・滋野康賢	第６組善念寺	・高橋良暁	第３組正光寺
・稲清水等	第６組等正寺	・繁原　立	第１組德正寺
・直江証成	第５組林覺寺	・古川達也	第６組蓮受寺

▽高田別院職員

輪　　番	藤懿信麿（ふじいのぶまろ）
副　輪　番	江口兼弥（えぐちけんや）
会　　計	千名琢爾（せんなたくじ）
列座兼書記	八島崇成（やしまたかなり）
事　務　員	近藤幸子（こんどうさちこ）

新井別院からのご案内（2023年度）

平素より新井別院の護持運営にご理解並びにご尽力を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今年度も報徳会・納骨堂法要、報恩講、墨衣御影巡教などを中心とした声明儀式の伝達、聞法道場としての活動に努めてまいります。ご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。（なお、コロナウイルス感染拡大防止により日程を縮小・中止・延期することもございますので、よろしくお願いいたします）

(1) 報恩講（おたや）のご案内

2023年度報恩講は、11月１日（水）初逮夜より４日（土）結願日中までの三昼夜法要のお勤めです。皆様お誘い合わせの上、ご参拝くださいますようご案内申し上げます。

尚、団体参拝とおときをご希望の方は、事前に別院へお申し込みください。

＊御伝鈔拝読・全戦没者追弔法要…… ２日
＊納骨者追弔法要…… ４日
＊大根煮御振舞（予定）…… ３日午前11時
＊庭儀(稚児行列)・子ども報恩講・恵信尼公法要… ３日
＊その他　ときわ保育園児による絵画展、園児参拝、新井ばやし保存会太鼓演奏（予定）など
※新型コロナ感染拡大への対応として、上記内容が変更となることがございます。ご理解の程を何卒お願い申し上げます。

(2) 墨衣の御影巡教について

「墨衣の御影」（本願寺第19世乗如上人の墨衣姿の御影）は、本願寺第20世達如上人より、天明８年（1788年）京都に起った火災で本山が類焼した折、十余ヶ年の間再建の御奉仕をされた頚城の御門徒が帰国に際して賜ったものです。現在、その墨衣の御影は新井別院でお預かりして、年一度、頚南全域を巡回しております。墨衣の御影は、その折奉仕を同じくされた全国の御門徒へそれぞれ賜ったものですが、現在確認されているものは僅かとなっております。各寺院の同朋会での兼修など、多くの会所で開催することができますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

(3) 報徳会・納骨堂法要について

新井別院『報徳会・納骨堂法要』について、教区内僧侶におかれましてはどなたでも出仕できますので、ぜひ出仕くださいますようご案内いたします。

報徳会・納骨堂法要

① 日　時　毎年６月24日　午後１時30分
② 場　所　新井別院本堂
③ 装　束　裳附・五条
④ 和　讃　十方微塵　添　万行ノ

(4) 別院納骨について

真宗門徒である私たちは、大谷祖廟または本山へ納骨し、手を合わせることを通して、親鸞聖人と出偶い、自らのいのちの中に浄土に還り、倶に一処に会う世界（倶会一処）を見いだしていくことが願われているのです。大谷祖廟や本山への納骨の他に、新井別院でも納骨を受け付けております。ぜひ別院納骨をくださいますようお願い申し上げます。

なお、別院納骨をいただいた皆様には「報徳会」「報恩講」で勤まります納骨者追弔法要のご案内を送付させていただいております。

▽納骨志納金　１体（頂骨等お骨の一部）20,000円以上（御明料志含む）
※大谷祖廟への分骨をご希望の方は別途20,000円以上の志納金が必要です。

▽納骨申し込み　納骨台帳を作成いたしております。法名・ご命日・住所・氏名等をお知らせください。

(5) 別院墓地申し込みについて

▽墓地設置冥加金

墓地区画並びに設置冥加金は下記のとおりです。

区分	墓地設置冥加金
135cm（4.5尺）×135cm	300,000円
180cm（６尺）×180cm	500,000円
210cm（７尺）×210cm	700,000円

▽墓地志納金（管理費）　年間3,000円

設置いただけます方は、浄土真宗のご門徒に限られ、お手次ぎ寺院の了承が必要です。

(6) 別院清掃奉仕研修

４月・７月・10月・12月の年４回、20日前後の平日に開催しております。

受付開始：午前８時半より
開会式･勤行：午前９時
法　　話：午前10時半頃
御　　斎：午前11時半頃（新型コロナへの対応として中止とさせていただく場合がございます）
内　　容：清掃・法話・御斎
持 ち 物：念珠・勤行本・軍手等の清掃用具・推進員手帳
※他に御寺院・同朋会等の別院奉仕もお待ちしております。

(7)『新井御坊』（新井別院新聞）について

毎年２回、９月と２月に発行しております『新井御坊』は、崇敬内のお手次寺院や世話方様を通じてお配りをいただいております。ご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

新井別院行事予定表（2023年８月～2024年３月）

2023年８月	１日～４日 13日～15日 13日	キッズふくしま 盂蘭盆会 墓地管理費受付
９月	１日	新井御坊（第73号）発行予定
10月	20日	10月期別院清掃奉仕研修会
11月	１日～４日 ２日 ３日 ４日	報恩講 報恩講園児参拝　全戦没者・物故功労者追悼法要 庭儀（会所勤行）　恵信尼公法要 納骨者追弔法要
12月	20日 31日	12月期別院清掃奉仕研修会 歳末昏時
2024年２月	上旬 ２月～４月	新井御坊（第74号）発行予定 墨衣御影巡教
３月	下旬	キッズふくしま

新井別院役職者名簿（敬称略）　2023年８月１日現在

▽責任役員　任期：任期2023年７月１日～2026年６月30日

・桃井正尊	西蓮寺	・尾崎秀行	極生寺
・増村正勝	本龍寺門徒	・横尾幸秀	極生寺門徒

▽常議員　任期：任期2023年７月１日～2026年６月30日

・山崎正悟	光源寺	１号（組長・副組長）	・渡邊　唯	正善寺	１号（組長・副組長）
・舟見玲子	敬覚寺	２号（教区選出）	・阿部利秀	極生寺門徒	３号（組門徒）
・小林　強	正念寺門徒	３号（組門徒）	・小島和子	極生寺門徒	３号（組門徒）
・関　英隆	浄善寺	４号	・堀河知行	専念寺	４号
・島田鉄男	聞称寺門徒	４号			

▽監事　任期：2023年７月１日～2026年６月30日

・池永善成	勝楽寺	・藤井正巳	極生寺門徒

▽院議会議員

１号議員（組長議員）
任期：任期2023年7月1日～2026年6月30日

・山崎正悟	光源寺
・渡邊　唯	正善寺
・浅山　景	勝福寺

２号議員（教区会議員）
任期：任期2023年７月１日～2026年６月30日

・舟見玲子	敬覚寺

３号議員（教区門徒会選出議員）任期：2023年７月１日～2026年６月30日

・阿部利秀	極生寺門徒	・森田浩栄	圓常寺門徒
・手塚昭三	慈雲寺門徒	・宮本俊英	正念寺門徒
・小林　強	正念寺門徒	・小林一彦	本龍寺門徒
・小島和子	極生寺門徒	・小林喜一	専念寺門徒

４号議員（輪番選定議員）任期：2023年７月１日～2026年６月30日

・関　英隆	浄善寺	・小島英子	速念寺
・草間　悟	皆遵寺	・安藤喜悦	極生寺門徒
・堀河知行	専念寺	・佐藤栄一	願楽寺門徒
・平出文勇	願生寺	・島田鉄男	聞称寺門徒（順番長）
・渡辺和磨	覚願寺	・古川照子	光源寺門徒
・高水尚英	慈雲寺	・東條保子	専念寺門徒
・水野　宏	霊山寺	・梨本一好	本龍寺門徒
・虎石　薫	法泉寺	・清水　保	西蓮寺門徒
・竹田　証	本龍寺	・安原　武	浄善寺門徒

▽新井別院列座

・羽賀　等	願楽寺	・岡寺広明	良明寺
・宇野　均	願勝寺	・古見　豊	照光寺
・水野正貴	聞称寺	・桃井肖章	西蓮寺
・堀河如信	専念寺	・関　隆徳	浄善寺

▽新井別院職員

輪　　番	藤懿信磨	（ふじいのぶまろ）
副　輪　番	江口兼弥	（えぐちけんや）
会計兼常勤列座	古見太郎	（ふるみたろう）
職　　員	田中ひろみ	（たなかひろみ）

三条別院より
事務連絡及び行事案内について

事務連絡

○別院維持費御依頼について

・2022年度

御依頼額　39,063,000円　　収納額　38,973,880円　（収納率99.8％）

過年度分収納額　251,690円

お納めいただき、有難うございました。

・2023年度

御依依頼　36,152,750円（前年度比　１千万円増）

新潟教区においては１教区３別院（三条別院・高田別院・新井別院）となりますので、教区と別院間の資金移動を整理するため、2022年度はこれまで三条教区費会計から合計１千万円（別院教化事業費350万円、会館維持運営特別会計回付金650万円）の回付を受けていたものを三条別院から崇敬区域のご寺院・ご門徒にご依頼を申しあげることとし、別院維持金を1,000万円増額いたしました。

2023年度における新潟教区の予算方針により、教区から会館光熱水費負担約200万、会館維持負担金728,000円（30万+1,000円＊428カ寺）が会館維持運営会計に回付されることとなりましたので、別院維持金から教区会館維持回付金相当（2,728,000円）を減額いたしました。

御依頼基準

① 門徒戸数１戸あたり500円（門徒戸数10戸以下の寺院は一律5,000円）

② 昨年度増額した1,000万円から教区から会館光熱水費負担約200万、会館維持負担金728,000円を差し引いた7,272,000円を新潟教区費の御依頼割当基準にて御依頼。

なお、門徒戸数は新潟教区発足に向けた教区門徒戸数調査結果の合計指数を準用（崇敬寺院分）

随時募集中 ①奉仕研修

○別院奉仕研修について

先達の篤き御懇念によって護持されてきました三条別院にお越しいただき、その歴史に触れていただくとともに、現代の様々な問題を抱える私たちが、真宗門徒として親鸞聖人のみ教えに出遇う、そのような奉仕研修会を開いてみませんか。ともに語り合い、人間として生きる意味を尋ねていく場となればと考えております。

なお、研修冥加金について、20年近く見直しがなかったということと、新型ウイルスの影響で一泊の奉仕研修の開催が難しくなっている状況もふまえ、一日あるいは半日の奉仕研修が組みやすいような研修冥加金としましたので、各組・各団体・有志での奉仕研修をぜひお願いいたします。

奉仕研修会に参加いただく方（団体）の冥加金は下記のとおりです。

冥加金：１人当たり、半日（午前または午後）500円、１日1,000円
　　１泊２日は上記の冥加金に順じる。
　　例）１日目の午前から２日目の午前までの場合は1,500円。
　　１日目の午後から２日目の午前の場合は1,000円。

その他：①講師謝礼※列座によるお内仏のお給仕・法話は研修冥加金に含まれる。
　　②シーツ等クリーニング代１人当たり1,000円
　　③食事代
　　その他、日程及び内容につきまして、ご要望等ございましたらご相談承ります。

※参考

【従来の冥加金】

・冥加金：１泊２日　2,500円　　日帰り　1,500円

・食事代（業者発注）

朝 食 代：500円程度　昼 食 代：1,000円程度　　夕 食 代：1,300円程度

随時募集中②法務関係

○列座による儀式の掛役・助音加勢及び仏具の貸出について

各寺院で宗祖御遠忌法要、落慶法要、仏前結婚式、葬儀等をお勤めする際に、列座による掛役や助音の加勢が可能です。またその際の荘厳や法要次第等についての相談もお気軽にお声がけください。

また、法要に伴う仏具の貸出も行っております。

例）御遠忌法要…花籠（写真）、挿鞋、加差、竹の節等

・仏具貸出手続き

1．「仏具等借用願」に必要事項を記入の上、貸出開始希望日より２週間前までに三条別院事務所へ提出ください。

2．電話または口頭によるお申し込みは受付ませんので、速やかに「仏具等借用願」をご提出ください。

3．貸出、返却ともにご来院いただき、直接受け渡しを行います。

○三条別院巡回について

三条別院から御本尊（絵像）をお迎えして、聞法会を開催しませんか？

輪番と随行一名でお勤めと法話を行います。

○別院収骨・永代経・申経のお扱いについて

当別院では、法義相続を願いとして須弥壇収骨を行っており、現在でも分骨という形でご遺骨をお預かりしています。また、永代経・申経につきましても同様に、ご案内させていただきます。

三条別院須弥壇収骨

・申　込　２週間前までにご予約下さい。

・懇志金　８万円以上

・当日までの流れ

①懇志金を別院事務所にて志納いただき、申込用紙に法名・俗名・命日（死亡年月日）、申込者の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

②当日は開始時間の15分前までに、事務所までご遺骨を持参いただき、控室でお待ちください。ご遺骨は、８㎝角の木箱に移し替えいたします。須弥壇にお収めしたご遺骨はお返しできませんので、ご了承ください。

なお、分骨を基本としておりますが、事情により全骨をお収めすることをご希望される方は、申込の際にご相談ください。

③本堂でお勤め・法話を行います。

④ご希望があれば、１名2,000円にてお斎をご用意させていただきます。

永代経

本堂にて永代経の御紐解き（初めての読経）を行い「法名記」に登載し、本堂北余間に安置いたします。以後、春・秋彼岸会中にお勤めする「永代経総経」にご案内いたします。

・申　　込　２週間前までにご予約ください。

・永代経志　金額は定めておりません。

・当日までの流れ

①永代経志を別院事務所にて志納いただき、申込用紙に法名・俗名・命日（死亡年月日）、申込者の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

②当日は開始時間の15分前までにご来院いただき、控室でお待ちください。

③本堂でお勤め・法話を行います。

④ご希望があれば、１名2,000円にてお斎をご用意させていただきます。

申経

本堂にて一座読経いたします。

・**申　込**　当日受付です。毎日　9:00～15:00（随時）

・**申経志**　金額は定めておりません。

・**当日の流れ**

①当日、申経志を別院事務所にてご志納いただき、申込用紙に申込者の住所、氏名、電話番号をご記入ください。

②本堂でお勤め・法話を行います。

○同朋会館および諸殿使用について

近年、教区内寺院・外部団体から、多く会館をご利用いただいております。当別院の同朋会館並びに諸殿のご利用について、次のように定めておりますので、ご了承のうえご利用願います。なお、本堂に関しては特別な事項がございますのでご留意ください。また、他の会館並びに諸殿につきましても、本堂に準じる施設としてご使用いただきます。

なお、巻末に施設利用のガイドライン「**新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴う教区同朋会館・三条別院本堂・旧御堂等の使用について**」**（2023年５月更新）**を設けております。ご参照ください。

・**使用の申し込み**

1．施設をご利用の際には、利用日時等を当別院にご確認ください。

2．施設をご利用の際には、所定の「会館使用申込書」によりお申込みください。

①会館事務室にて「会館使用申込書」に必要事項をご記入ください。

②電話または口頭によるお申し込みは受付ませんので、速やかに所定の用紙をご提出ください。

・**使用上の注意**

1．ガスコンロ等、火気を使用する場合は、事前に別院の承諾を得てください。

2．室内は禁煙となっております。喫煙は指定の喫煙所にて行い、吸い殻は必ず灰皿に捨ててください。

3．施設の利用が終わったときは、必ず職員に連絡してください。

4．別院・教務所・幼稚園の諸行事・会議を優先するため利用できない場合もありますのでご了承ください。

・**宿泊について**

1．同朋会館に宿泊する場合は、事務所にて宿泊者帳に記帳してください。その後、シーツクリーニング代1,000円とシーツを交換させていただきます。

2．宿泊者は、朝７時より本堂にて晨朝が勤まるのでお参りください。

3．別院・教務所・幼稚園の諸行事・会議を優先するため宿泊できない場合もありますのでご了承ください。

・**本堂の使用について**

1．本堂は仏祖の礼拝施設であり、内陣は浄土の荘厳です。その旨に反する活動は禁止もしくは制限させていただきます。

2．火気の使用は禁止しております。なお、蠟燭・線香等を用いる場合は、職員にご相談下さい。

3．堂内での飲食・喫煙は基本的に禁止しております。

4．内陣の拵え・荘厳については職員が行います。

5．内陣には入らないでください。

6．後堂には許可なく入らないでください。

7．別院の判断で金障子を閉める場合があります。

8．唐戸の開閉には、必ず職員の許可をお取りください。

9．使用の後は清掃のうえ、お帰りください。

その他諸注意事項は事務所にてご確認ください。

行事案内 ～2023年お取り越しは人数制限をしません　団体参拝をお願いします～

【定例行事】

○朝の人生講座・夏の御文拝読について

・**期　日：**８月24日（木）～27日（日）（４日間）

・**日　程：**6:00　晨朝　夏の御文拝読　6:30　人生講座（質疑応答含め約60分）
◎終了後、パンと牛乳をお配りいたします。

・**講　師：**24日：佐々木 友美 氏（第15組光善寺）【青年僧侶】
25日：松木　　譲 氏（第24組専明寺）【壮年僧侶】
26日：大久保　州 氏（佐渡組廣永寺）【ベテラン僧侶】
27日：今泉　温資 氏（往生人舎主宰）【老　　僧】

▲今年のテーマは「愛別離苦」。

▲朝食として三条別院×Bakery & Sweets coronet（三条市本町）の特別コラボパンを配布します。（毎日先着50名。以降は普通のパンを配布）

▲三条市健康づくり課･食育推進室による「共食（きょうしょく）」を通じたコミュニケーションの促進の一環として、希望者は旧御堂にてパンと牛乳を食べます。感染症を考慮し、食事中は黙食していただき、その後、簡単な座談を行います。

○秋彼岸会・朝の人生講座

・**期　日：**９月24日（日）～26日（火）6:00　晨朝　6:30　人生講座（質疑応答含め約60分）
※逮夜法要　13:30より　　日中法要　10:00より

・**講　師：**人生講座
24日：推耳　妙子　氏（中越13組廣永寺）
25日：藤吉　　禅　氏（中越13組廣深寺）
26日：井上　　正　氏（第10組受徳寺）
彼 岸 会
24日：○逮夜　　：太田　浩史　氏（富山教区第３組 大福寺住職）
25日：○日中・逮夜：同　上
26日：○日中　　：同　上

▲人生講座テーマは「荘厳」。各講師に浄土真宗におけるお荘厳についてお話しいただきます。

▲朝食として三条別院×Bakery & Sweets coronet（三条市本町）の特別コラボパンを配布します。（毎日先着50名。以降は普通のパンを配布）

▲三条市健康づくり課・食育推進室による「共食（きょうしょく）」を通じたコミュニケーションの促進の一環として、希望者は旧御堂にてパンと牛乳を食べます。

▲彼岸会は、二昼夜法要として執行。25日の永代経の後、お斎（精進カレー1,000円でお代り自由）を用意いたします。要予約。

太田 浩史 氏

▲富山県より、日本民藝協会常任理事、となみ民藝協会会長に携わっている太田浩史氏にお越しいただき、３日間４座お話しいただきます。三条別院が創立されるきっかけとなった越後安心事件について、詳しくお話しいただきます。

▲秋彼岸期間中書院にて三条別院所蔵の掛軸を中心とした御虫干し展を開催します（9:00～16:00）。

○三条別院お取り越し報恩講について

・**期　日**：11月５日（日）～８日（水）

11月３日（祝）は三条マルシェを開催。

11月５日（日）11：00のお待ち受け音楽法要を厳修。

帰敬式は６日・７日の日中法要後に鍵役より執行予定です。

詳細は９月はじめの全寺院発送にてポスター・チラシをお送りします。

（崇敬区内寺院には別封筒にて発送いたします）

・**御懇志のお願い及び団体参拝・個人参拝のお願い**

報恩講懇志（寺院懇志１口8,000円をめやす、門徒懇志5,000円をめやすに）のお願いを、年度初めの御依頼状に同封させていただいておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

また、地元商店街と協力したお土産の充実、露店など、参詣者が楽しんでお参りいただけるような環境も整えてまいりましたので、柔軟な日程を組んでいただくことも可能となりました。より多くのご参詣をいただきますよう、お願い申し上げます。

【土産物＆露店（写真）】

五十嵐川報恩講限定ラベル

報恩珈琲

ごぼさまのからみそ

ゴボサマdeオトリコシ

なむの里

５日・６日に露店出店

・**各組団体参拝バスの助成について**

報恩講期間中の各日団参を受け付けております（各日お斎弁当あり）。遠方にお住まいの方にも、この機会に是非、三条別院に参拝いただきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

組扱いの団参に限り、大型バス１台につき　　**50,000円**

中型バス１台につき　　**30,000円**

マイクロバス１台につき**20,000円**を助成いたします。

・**帰敬式**　11月６日・７日　日中法要後に本山鍵役が執行予定。

礼金 12,000円（本年より別院からの記念品として法名紙専用額がつきます）

お斎は別途お申し込みください。

・**法話講師について**

井野 優介 氏（岡崎教区明榮寺、三河すーぱー絵解き座）（５日、６日　13:00～13:50）

青木　 玲 氏（九州教区覺圓寺、九州大谷大学准教授）（７日　12:50～14:20、８日　13:10～14:10）

・内陣出仕のお願い

団参の引率でおいでいただいた僧分の方々の内陣出仕も可能です。装束のお荷物がお手間かとは存じますが、お一人でも多くの出仕でお内陣を荘厳させていただきたいと思います。

参勤ハガキ（出仕願）の提出締切については検討中です。９月の全寺院発送等でお知らせいたします。

・夜のお取り越し演劇会「シアターサンジョーゴボー」演題：よだかの星

お取り越し報恩講期間中、11月６日（月）19:00より演劇会を行います。

本年も僧侶のエキストラを募集いたします。詳細は「報恩講のお知らせ」にてご案内します。

【報恩講職員巡回】

報恩講に向け、別院職員が法要出仕、参拝のお願い、ならびに懇志のご依頼のため、ご挨拶に参りたいと考えております。本年2023年は中越11組、第14組、第21組、佐渡組の各御寺院を巡回させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます（事前に日程を書面にて送付させていただきます）。

また、2026年までの職員巡回案を掲載させていただきます。

・2024年：第10組、中越12組、第15組、第23組（予定）
・2025年：中越13組、第16組、第19組、第24組（予定）
・2026年：第17組、第18組、第20組、第22組（予定）
※事情により変更する可能性がございます。

○お取り越し報恩講儀式作法講習会について

後日、「報恩講のお知らせ」（９月中旬発送予定）にてご案内させていただきます。

○真宗本廟御正忌団体参拝について～坂東曲に遇う～

本年も11月21日～28日まで真宗本廟（東本願寺）にて、御正忌報恩講が厳修されます。三条別院では28日の御満座に向けて、４年ぶりの団体参拝を計画しております。

今回は御本山の参拝に加え、かつて親鸞聖人も修行された比叡山・延暦寺の根本中堂にも参拝致します。参加ご希望の方は申込用紙にご記入の上、当別院までお申し込みください。皆様お誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。

・期　　日：11月27日（月）～29日（水）　２泊３日
・定　　員：45名（最少催行人員35名）
・参 加 費：68,000円（税込）
・申込方法：申込用紙に必要事項をご記入の上、参加費を添えてお申し込みください。
・締　　切：2023年11月17日（金）定員になり次第締め切らせていただきます。
・出　　仕：寺族に限り、結願日中において出仕もお受付致します。衣体は許可衣体に限ります。手続きがありますのでお早めにお知らせください。
・行　　程：

27日　新潟駅南口6:00発－各乗車場所（三条燕IC、上越IC等、希望場所に停車します）－南条SA（昼食）－西本願寺・龍谷ミュージアム14:20－日昇館尚心亭17:20着
28日　日昇館尚心亭８:00発－東本願寺〈結願日中参拝〉－レストラン嵐山・嵐山散策（昼食・買物）－琵琶湖畔おごと温泉16:50着
29日　琵琶湖畔おごと温泉８:00発－比叡山延暦寺（根本中堂）－九谷満月（昼食）－各降車場所－新潟駅南口19:15着（現地解散）

※事情により、行程を変更する場合がございます。

○御命日のつどい

・期　日：毎月28日　10:00より　日中法要
10:30より　法　話
法話終了後、　座 談 会

・**法話テーマ：**『御文』「一帖目」
・**講　師：**　８月：佐々木惠一郎氏　　（第10組行通寺）第 三 通「猟漁（りょうすなどり）」
　　９月：本多　智之　氏　　（第18組永傳寺）第十二通「年来超勝寺」
　　10月：八田裕治・摩矢子氏（第17組淨福寺）第 十 通「当山多屋内方」
　　11月：田村　大輔　氏　　（第20組專念寺）第 一 通「門徒弟子」
　　12月：橘　出　氏　　（第18組久唱寺）第 四 通「自問自答」

○定例法話会

毎月13日は、「両度の命日」と呼ばれている先門首の御命日です。また、蓮如上人も『御文』の中で、この「両度の命日」についてお書きになられています（四帖目十二通）。

６月まで宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開800年慶讃お待ち受け事業として継続してまいりましたが、７月から通常の日程に戻り、午後１時30分より１時間程度の法話をいただきます。皆様の御参詣をお待ちしております。

・**期　　日：**毎月13日（８月、１月は休会）
・**時　　間：**13:30より
・**会　　場：**三条別院旧御堂
・**講　　師：**９月：森　惠成　氏（第８組善巧寺）
　　10月：中山善雄　氏（第14組寶國寺）
　　11月：同　上
　　12月：同　上

▲［９月］**2023年７月より新潟教区になりましたので、旧高田教区で教化部門の中心で活躍されていた森氏にご法話いただきます。**
▲［**10月～12月**］**教学研究所研究員であった中山善雄氏に、第35願（女人往生の願・変成男子の願）を中心にご法話いただきます。**

中山 善雄 氏

○別院声明教室【生徒募集中!!】

声明教室を毎月１回、開催しております。今年度も平常のお勤めの研鑽を行います。
①昼の部（正信偈 草四句目下 念仏讃 淘三 和讃 弥陀成仏のこのかたは 回向 願以此功徳）、
②夜の部（三淘 浄土和讃 繰読み）でそれぞれ開催いたします。
どなたでもお気軽にご参加ください。

・**開 催 日：**８月21日（月）、９月11日（月）、10月10日（火）、11月14日（火）12月11日（月）（全５回）
・**時　　間：**①昼の部　15:00～17:00
　　②夜の部　18:00～20:00
・**場　　所：**教区同朋会館（三条別院内）
・**講　　師：**①昼の部　三条別院　列座
　　②夜の部　橘　宗真　氏（第20組顯了寺）
・**持 ち 物：**真宗大谷派勤行集（赤本）、大谷聲明集上、真宗大谷派声明集、
　　念珠（有僧籍者は間衣・輪袈裟）、筆記具。
・**参 加 費：**500円／回　◎２回目以降の参加も可能です。
・**申込方法：**お電話・E-mailか、申込用紙に記入し郵送またはFAXでお申込みください。
　・日常のお勤めについての疑問など、別院列座までお気軽にお問い合わせください。

○別院書道教室【生徒募集中!!】

「地域に開かれた別院」を願いとし、その一環として書道教室を開催しております。下記のとおり受講生を追加募集いたします。「**必要に迫られて小筆を習いたい」など**、個別の対応も可能ですので、ぜひお申し込みください。

・**開 催 日：**毎月２回（第２、第４水曜日）
・**時　　間：**18:30～20:00
・**場　　所：**教区同朋会館（三条別院内）

・**対　　象**：大人から子どもまで、どなたでも歓迎です。
・**募集人数**：定員30名（現在14名）
・**講　　師**：木原 光威　氏（新潟県書道協会理事、書道研究「洗心書院」代表）
・**持 ち 物**：筆（大・小）、硯、下敷、文鎮、墨液、半紙、新聞紙（100円ショップの筆は不可）
・**月　　謝**：3,200円（テキスト代含む）

○有志の会庭講（写真左）【講員募集中‼】

毎月13日の定例法話会にあわせ、午前中に境内地の清掃と整備をします。
ご一緒に別院のお庭を整備していきませんか？講員を随時募集中です。
・**開催日**：毎月13日（８月、１月は休会）また年に数回、土日祝に不定期開催。
・**時　間**：10:00～12:00

○有志の会花講（写真右）【講員募集中‼】

別院の平常の仏花を､列座とともに立てます。お取り越し報恩講の立花スタッフの手伝い等も行います。こちらも講員を随時募集中です。

また、**お取り越し報恩講における仏花は大量の五葉松を使用するので**、松を伐採する予定がある場合等は、ぜひ別院までご連絡ください！

・**開催日**：不定期（月１回程度）

【新型ウイルス感染症に伴い実施・計画している行事】

○座談カード【ＤＯＤＡＬＯ？（どーだろー？）】

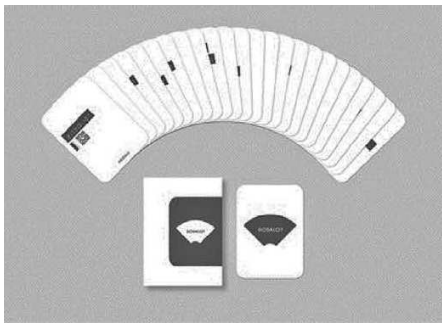

新型コロナウイルス感染症対策が取られる中で、人と人との直接的な対話が減ってきました。顔を合わせることが減るにつれ、本音や深い話もされにくくなっているようにも感じます。たとえ画面越しの対話であっても人と人との繋がりを感じられるようなコミュケーションツールとして、トークカードを制作･販売しております。

［DODALO?（どーだろー？）］と名付けられたこのカードは、勝ち負けを決めるゲームではなく、「自分の考えを発表する」「他者の思いを聞く」ことでコミュニケーションを図るカードです。正解のない難しい質問から、ごく個人的な些細な質問まで様々な「問い」を用意しています。

記載されたＱＲコードを読み込むと、「①他の人の考え」と「②僧侶による法話」を見ることができる仕様になっています。市井の方にも回答いただく一方で、三条市内･新潟県内･国内あるいは世界で活躍する、色々な方からご意見も聞けるようになっています。

正直に話す・素直に聞くことで、自分と他者との考えの違いを理解し、多様性を感じてもらえるよう願っています。

ご注文は販売サイト、もしくは別院まで直接お問い合わせください。
DODALO　一個　¥1,000（税込）
販売サイト：https://dodalo.base.shop/

Twitter　https://dodalo.jp

○新潟県フードバンク連絡協議会「子どもの未来応援プロジェクト」への協力について

【別院会場】

三条別院では新型コロナウイルス感染症の影響で現在経済的・社会的困窮により日常生活が失われている子育て家庭が急増し、比例してフードバンクに援助を求める問い合わせが急増しているとお聞きし、この事態を受け、特に食品と生活用品などの物資について、三条教区の御寺院方のご協力を得て、積極的に支援させていただいております。

集まった食品類は、毎月24日頃、別院に集まった物資を新潟県フードバンク連絡協議会にお渡ししています。

お盆を迎える時期等は、例年ですと多くの御供物等が集まる時期であると思いますのでぜひご協力ください。

なお、野菜や牛乳などについては、県内各地のフードバンクに直接連絡の上、引き取りにきていただけるそうです。また、直接フードバンク事務局にお送りいただくことも可能です。当別院にご来院の際は、ご一報いただけますと幸いです。

【会場募集】

フードドライブ（寄付食品の収集）及びフードパントリー（食品お渡し会）の場所も不足しているようで、大谷派寺院にも広くお願いしたいということで連絡協議会から呼びかけがありました。①フードドライブ（寄付食品の収集）②フードパントリー（食品お渡し会場）を募集しているとのことです。詳細と連絡協議会の連絡先を次頁に記載いたしますので、可能な場合は記載の連絡先まで直接ご連絡ください。

【会場募集詳細】

①フードドライブ（寄付食品の収集）

連絡協議会がご門徒や地域コミュニティ、近所の食品企業等に、チラシやポスターなどで広報し、フードパントリー実施に合わせた食品提供のご協力を周知し、協力者にはフードパントリー当日の午前中や開催時間帯に会場に持ち込みを依頼しております。

御寺院方においては、当会からのぼり旗や竿・注水台セットやチラシ・ポスター、回収コンテナ等をご提供いたします。集まった食品は、フードパントリー当日に配布するとともに、余った食品は当会にて持ち帰ります。

②フードパントリー（食品お渡し会）

御寺院方の境内や駐車場を月に１回４時間程度（正午12時～午後４時）お借りし、ひとり親家庭の子どもと家族が来場して食品を受け取ります。当日の周知や予約は当会で管理します。全体の統括を当会が行い、運営ボランティアスタッフは、登録するひとり親家庭の子どもと家族が担います。御寺院方には、天候によりお部屋をお借りしたり、スタッフや来場者にトイレをお貸し願います。

【フードバンクお問い合わせ】

新潟県フードバンク連絡協議会
事務局　担当：小林淳（090-8743-7838）
〒955-0861　新潟県三条市北新保1-20-18 ／
TEL＆FAX　0256-34-8960
E-MAIL　info@niigata-fblc.org

○「＃三条エール飯」について

三条市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店の支援として、市内の飲食店等でテイクアウトやデリバリーを利用し、市内飲食店を応援することが推奨され、三条別院でも協力して参りました。５類感染症に引き下げられ、感染状況も落ち着いてきたことではありますが、参道である本寺小路と周辺飲食店を応援するという趣旨ですので、ぜひ別院にお立ち寄りの際は、近隣飲食店でのエール飯をご利用ください。また会議等でお弁当を注文される際は職員にいつでもご相談ください。

◆三条別院ホームページ　https://sanjobetsuin.or.jp/
◆三条別院メールアドレス　sanjo-betsuin@wing.ocn.ne.jp

2020/06/14作成・2021/06/26更新・2022/01/24更新・2022/7/1更新・2023/5/16更新

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴う
教区同朋会館・三条別院本堂・旧御堂等の使用について

５月８日から、感染症法上、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へと移行することに伴い、
同日付で本山より従来の宗派指針・ガイドライン撤廃の通知がありましたので、
今後は会議や研修会を開催される際には、こちらを参考に検討くださいますようお願いします。

新潟県の説明資料に基づいて作成しています。
（https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/briefing0421-0426.html）

教区同朋会館・三条別院本堂・旧御堂等の使用に際してのお願い

●発熱や風邪の症状のある方は、入館をご遠慮ください。
●来館時には、アルコール消毒と検温（自動）にご協力ください。
　37・５度以上の場合は、接触型体温計をお貸しします。
●マスク着用は任意とします。
●会場が席数上限に近い場合はマスク着用を推奨します。
●部屋の席数を参考にご利用ください。
●適宜、窓を開けて十分に換気してください。
●同朋会館での宿泊、飲食は可能ですが、発熱が認められる場合、感染症の発症が疑われる場合はお帰りいただきます。
●アクリルパーテーションの使用は任意といたします。
●アルコールスプレー・キッチンペーパーは従来通り設置してありますので適宜ご使用ください。

会場	5/8以降 席数	従来の 人数制限	畳数
本堂	500人	300人以下	320畳（外陣・参詣席）
旧御堂	100人	60人以下	102畳
１階会議室	60人	40人以下	68畳
２階研修室	60人	40人以下	68畳
書院	60人	30人以下	55畳（10畳×４間、入口側７．５×畳２間）、奥書院10畳×２間
和室１	10人	５人以下	10畳
和室２	16人	５人以下	８畳×２間
教導室	16人	５人以下	８畳×２間
上記の人数は目安です			

問い合わせ先
新潟教務所（0256-33-2805）／ 真宗大谷派三条別院（0256-33-0007）

三条別院役員について（2023年8月5日～）

院議会議員名簿

組	寺号	氏名		任期
10	専徳寺	多田　誓		2022年12月1日～2026年3月31日
中越11	浄善寺	髙尾和人		
中越12	専正寺	大瀧定賢		
中越13	善行寺	鷲尾耕一		
14	長樂寺	藤井信彰		
15	永閑寺	山宮修霊		
16	永蓮寺	西窪　守		
17	真敬寺	藤田淳宏		
18	重蓮寺	関﨑幸孝		
19	法嚴寺	光井光麿		
20	常明寺	窪　智至		
21	光照寺	廣河良文		
22	善龍寺	花房憲証		
23	福照寺	中冨正純		
24	正念寺	渡辺正志		
佐渡	善宗寺	松本雅裕		
10	行通寺	佐々木惠一郎		2022年12月24日～2026年4月23日
14	靈善寺	佐伯祐晃		
15	長泉寺	石塚祐堂		
16	淨専寺	堀川秀道		
18	髙念寺	廣川和宏		
23	福明寺	佐々木ひとみ		
佐渡	本龍寺	松本昭則		
10	専徳寺門徒	相澤幸二	常議員	2021年4月1日～2024年3月31日
15	大専寺門徒	丸山　誠	常議員	
19	長福寺門徒	松尾正行		
23	廣泰寺門徒	伊藤猛治	常議員	
23	無為信寺門徒	金巻拾子	常議員	
中越12	安浄寺	安原陽二		2023年4月1日～2026年3月31日
15	善性寺	福田　学		
15	本龍寺	白鳥　賢		
17	光照寺	新田直美		
17	妙音寺門徒	古俣福子		
18	恩長寺	渡邉智龍		
24	専明寺	松木祐子		

土地有効活用検討委員名簿

〔任期：2016. 7. 21～〕

組	寺号	氏名	
16	淨専寺	堀川秀道	
佐渡	善宗寺	松本雅裕	
中越13	万休寺門徒	廣井　肇	副委員長
10	善了寺門徒	伊比　均	
中越11	運行寺	松浦範夫	
20	圓周寺	青木　仁	委員長
15	淨覺寺門徒	田伏研二	

職員名簿

役職	氏名
輪番	藤懿信麿
主任　列座兼書記	斎木浩一郎
列座兼書記	松浦寿公
列座兼書記	廣河　敦
非常勤列座	小原　暁
列座兼会計	関﨑勝彦
会計事務取扱	宮堂史宣
用務員	篠田晶子

責任役員名簿

〔任期：2022. 9. 1～2025. 8. 31〕

組	寺号	氏名
18	西源寺	楠　雅丸
20	圓周寺	青木　仁
15	淨覺寺門徒	田伏研二
15	善慶寺門徒	金子俊郎

監事

〔任期：2023. 4. 1～2026. 3. 31〕

組	寺号	氏名
中越11	運行寺	松浦範夫
16	淨専寺門徒	川崎　清

教化審議会名簿

〔任期：2022. 8. 2～2025. 8. 1〕

組	寺号	氏名	
16	淨専寺	堀川秀道	
15	永閑寺	山宮修霊	
18	長周寺	池田　陽	
20	西光寺	石田隆浩	
23	光圓寺	渡邉　量	
15	善性寺	福田　瞬	
15	長泉寺	石塚亜里	
17	妙音寺門徒	古俣福子	
18	等運寺	塚本智秀	
18	恩長寺	渡邉智龍	会長

報恩講実行委員会名簿

〔任期：2022. 6. 1～2025. 5. 31〕

組	寺号	氏名	所属部	
15	善性寺	福田　学	法要部	主査
10	専徳寺	多田　誓		
10	浄敬寺	永寶晴香		
中越11	淨福寺	山崎　恵		
15	本龍寺	白鳥道子		
16	善興寺	長田　暢		
18	満行寺	島津崇之		
20	松韻寺	關根大丘		
21	勝樂寺	安藤栄寿		
中越12	安浄寺	安原陽二	教化部	主査
中越11	長福寺	北島栄誠		
中越13	託善寺	川上　望		
15	山香寺	藤枝友子		
16	淨宮寺	佐々木一人		
19	長養寺	島津　晃		
20	照覺寺	多田　修		
24	榮行寺	大溪文祥		
22	淨念寺	廣瀬清和	参拝部	主査
20	金寶寺	朝倉安都子		
中越13	淨照寺	新保延夫		
17	妙音寺門徒	古俣福子		
15	三条別院	米山久雄		
18	西源寺	楠　朋宏		
23	無為信寺	金巻拾子		
20	圓周寺	青木　仁	財務部	座長
23	廣泰寺門徒	伊藤猛治		
15	永閑寺	山宮修霊		
15	淨覺寺門徒	田伏研二		
17	称名寺	有坂次郎		
18	西源寺	楠　雅丸		

１１．職員事務分担表

新潟教務所・高田教務事務所 事務分担表

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関係諸機関	その他
新潟教務所	教務所長 藤懿信麿（ふじい のぶまろ）	統括・事務掌理			
	主　計 宮堂史宣（みやどう ふみのり）	会計事務全般（経常費・同朋会員志・賦課金・教区費） 奨励事務全般 教区共済給付事務 内願（法要座次・衣体等） 教化助成処理 真宗学院会計 池の平青少幼年センター運営会計 OA 機器管理 役宅営繕、伝道車管理 物品管理、労務管理	教区会 ・決算委員会 ・予算委員会 ・特別委員会 御依頼適正審議会 中央・教区門徒戸数調査関連 災害対策委員会 共済委員会 新潟真宗学院運営委員会 聖跡顕彰委員会 慶讃法要準備委員会		真宗学院会計
	主　事 土肥慶亮（どい よしあき）	一般事務全般 教区会（参事会） 教区門徒会(常任委員会) 正副組長会 選挙事務（宗議会・参議会・正副組長・選出教区会議員・査察委員） 教勢調査 宗教法人事務(合併・解散) 別院事務 真宗学院幹事/法規指導 全寺院発送、教区通信 教区報、紛議調停 審問関係、保護司 教誨師（輔導使） 真宗教団連合、同宗連 人権諸団体	教区会 ・特別委員会 教区門徒会 教区選挙管理会 教区改編委員会 災害対策委員会 災害支援実行委員会 新潟真宗学院運営委員会 寺院活性化支援室 慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・同朋社会部門 ○伝道広報室 ○同朋社会協議会 ・全体 ・専門部会【差別】	真宗学院幹事
	書　記 波戸本大介（はともと だいすけ）	宗教法人事務（財産処分・規則変更） 願事事務全般 選挙事務補佐 寺籍簿管理、奨学金 表彰（社会事業功労者） 内願（法要座次・衣体等） 第二種共済事務 災害見舞関係 寺院用・門徒用授与物 蔵版 議事録（教区会・教区門徒会） 全寺院発送、教区通信、教区報、教区情報発信	災害対策委員会 災害支援実行委員会 共済委員会 慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・未来構想部門	

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関係諸機関	その他
新潟教務所	書　記 水野一行（みずの かずみち）	宗教法人事務（代表役員登記） 願事事務・諸届全般 第一種共済事務 表彰（寺績寺院・寺族、門徒功労者） 誕生児・結婚念珠（寺院・門徒） 弔詞・御香・祝詞 住職・得度記念品管理 帰敬式事務 中央声明講習会受付 出版物（頒布・通信員） 法規総覧管理 行事予定管理 発信・着信文書管理 議事録（教区会・教区門徒会）	慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・本部会【女性研修会】 ・教学儀式部門 【声明作法】	
	教区駐在教導 西村昌桐（にしむら あつとう）	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 男女共同参画 教化助成 教導・補導任命	慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・教学儀式部門 ・共同教化部門 ○同朋社会協議会 ・専門部会【男女】 【靖国】 ○教区-組教化連絡会 ○寺院活性化支援室	
	教区雇員 駐在教導業務 髙田直来（たかだ なおき）	同朋の会推進講座 同朋の会結成 帰敬式実践運動 組教化委員会 組同朋総会、組門徒会 組特別伝道 地区公開講座 地区育成員研修会 親鸞聖人講座 定例布教 同朋大会 教化教材	教学研鑽機関 ・全体 ・三条教化センター 慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・本部会 ・教化委員会全体 ○寺院活性化支援室	
	嘱　託 小山恵子（こやま けいこ）	相続講事務（経常費・相続講台帳管理・本廟収骨証、院号法名、肩衣、同朋会員志、読経志、永代経、申経） 賦課金事務（宗費賦課金・教区費等）、 授与物発送 教区通信個人購読管理 郵便物発送、会議旅費、回覧・各機関紙管理、郵便物、物品調達			

事務所	役職/氏名	事務分担	会議	教区教化委員会 教化関係諸機関	その他
高田教務事務所	次　長 江口兼弥（えぐち けんや）	事務整理（教務所・教務支所）		○伝道広報室	真宗学院高田学舎：法規担当
	書　記 圓谷千生（まるたに せんしょう）	一般事務全般 補佐 宗教法人事務 補佐	慶讃法要準備委員会 ※高田教務事務所会場で開催される会議全般の補佐	○教化委員会 ・本部会【女性研修会】 ・教学儀式部門【声明作法】 ・同朋社会部門 ○同朋社会協議会 ・専門部会【差別】	
	教区駐在教導 越岡慈縁（こしおか じえん）	教化事業全般	教学研鑽機関 ・全体 ・聞思学場 慶讃法要準備委員会	○教化委員会 ・本部会 ・教化委員会全体 ・教学儀式部門 ・共同教化部門 ○同朋社会協議会 ・専門部会【男女】【靖国】 ○教区-組教化連絡会 ○寺院活性化支援室	
	青少幼年指導主任 松村　弘（まつむら ひろむ）	池の平青少幼年センター運営管理	池の平青少幼年センター運営委員会 慶讃法要準備委員会 キッズふくしま実行委員会	○教化委員会 ・未来構想部門	
	教区雇員 鴨井糸江（かもい いとえ）	池の平青少幼年センター用務			

≪発行日≫　２０２３年９月１日
≪発　行≫　〇真宗大谷派新潟教務所
〒955-0071　新潟県三条市本町２丁目 1-57
TEL：0256-33-2805　FAX：0256-33-2847
Mail：niigata@higashihonganji.or.jp
〇真宗大谷派高田教務事務所
〒943-0892　新潟県上越市寺町２丁目 24-4
TEL：025-524-3913　FAX：025-524-2645
≪ホームページ≫　https://otani-niigata.jp/
≪印　刷≫　永田印刷株式会社